

令和6年度

都区財政調整



東京都総務局行政部区政課

目	次
第1部 基準財政収入額	1
第1章 概 要	3
第2章 特別区税	5
第1節 特別区民税	5
第1項 算定概要	5
第2項 算定内容	6
1 総 括	6
2 納税義務者数（普通徴収・総合課税分 及び特別徴収・総合課税分）	7
3 普通徴収・総合課税分（所得割）及び 特別徴収・総合課税分（所得割）	7
4 普通徴収・総合課税分（均等割）	10
5 特別徴収・総合課税分（均等割）	10
6 税額控除等	11
7 譲渡所得等・分離課税分	11
8 退職所得・分離課税分	11
9 税制改正影響額	11
10 過年度分	12
第2節 軽自動車税	13
第3節 特別区たばこ税	14
第4節 鉦 産 税	14
第3章 利子割交付金	15
第4章 配当割交付金	15
第5章 株式等譲渡所得割交付金	15
第6章 地方消費税交付金	16
第7章 ゴルフ場利用税交付金	16
第8章 環境性能割交付金	17
第9章 地方特例交付金	17
第1節 住宅借入金等特別税額控除減収補填 特例交付金	17
第2節 定額減税減収補填特例交付金	18
第10章 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税	18
第1節 地方揮発油譲与税	18
第2節 自動車重量譲与税	18
第11章 航空機燃料譲与税	19
第12章 森林環境譲与税	19
第13章 交通安全対策特別交付金	20
第14章 特別区民税特例加減算額	21
第15章 地方消費税交付金特例加算額	21
第16章 主な税制改正の概要	22
第1節 特別区税に係る税制改正	22
第2節 その他の特別区の歳入に係る税制改正	31
第2部 基準財政需要額	39
第1章 概 要	41
第2章 経常的経費に係る単価等	43
第1節 主な統一単価	43
第2節 給与費に係る標準給の改定内容	43
第3節 行政費目ごとの標準職員数一覧	44
第3章 投資的経費に係る単価等	45
第1節 各種単価の設定	45
第2節 所要経費の積算の考え方	49
第3節 特定財源の積算の考え方	49
第4節 建設工事単価に係る物騰率の 算出方法	50
第5節 行政費目ごとの標準事業規模一覧	52
第4章 標準行政規模等一覧表	53
第5章 単位費用積算基礎	54
第1節 経常的経費	54
第1項 議会総務費	54
I 議会総務費の概要	54
II 積算の内容	54
1 議会総務費	55
(1) 人 口	55
第2項 民 生 費	82
I 民生費の概要	82
II 積算の内容	84
1 社会福祉費	85
(1) 人 口	85
2 老人福祉費	100
(1) 65歳以上人口	100
3 生活保護費	106
(1) 被保護者数	106
4 児童福祉費	110
(1) 18歳未満人口	110
(2) 区立保育所入所児童数	127
(3) 私立保育所入所児童数	130

5 国民健康保険事業助成費	132	I 教育費の概要	204
(1) 被保険者数	132	II 積算の内容	206
6 後期高齢者医療制度事業助成費	134	1 小学校費	207
(1) 被保険者数	134	(1) 児童数	207
第3項 衛生費	135	(2) 学級数	211
I 衛生費の概要	135	(3) 学校数	212
II 積算の内容	135	2 中学校費	215
1 衛生費	136	(1) 生徒数	215
(1) 人口	136	(2) 学級数	219
第4項 清掃費	174	(3) 学校数	220
I 清掃費の概要	174	3 その他の教育費	223
II 積算の内容	175	(1) 児童生徒数	223
1 清掃総務費	176	(2) 幼稚園数	229
(1) 人口	176	(3) 人口	231
2 収集作業費	178	第8項 その他諸費	243
(1) 人口	178	I その他諸費の概要	243
3 収集車両費	181	II 積算の内容	243
(1) 人口	181	1 公債費	244
4 処理処分費	182	(1) 元利償還金	244
(1) 人口	182	2 財産費	245
第5項 経済労働費	185	(1) 年度支払額	245
I 経済労働費の概要	185	3 その他行政費	246
II 積算の内容	185	(1) 人口	246
1 生活経済費	186	第2節 投資的経費	249
(1) 人口	186	第1項 議会総務費	249
2 産業経済費	188	I 議会総務費の概要	249
(1) 事業所数	188	II 積算の内容	249
第6項 土木費	190	1 議会総務費	250
I 土木費の概要	190	(1) 人口	250
II 積算の内容	191	第2項 民生費	251
1 建築公害費	192	I 民生費の概要	251
(1) 人口	192	II 積算の内容	252
2 都市整備費	197	1 社会福祉費	253
(1) 人口	197	(1) 人口	253
3 道路橋りょう費	199	2 老人福祉費	254
(1) 道路面積	199	(1) 65歳以上人口	254
4 公園費	203	3 児童福祉費	255
(1) 公園面積	203	(1) 15歳未満人口	255
第7項 教育費	204	第3項 衛生費	256

I 衛生費の概要	256	第1章 概 要	283
II 積算の内容	256	第2章 補正係数の種類	284
1 衛 生 費	257	第1節 種別補正	284
(1) 人 口	257	第2節 段階補正	284
第4項 清 掃 費	258	第3節 密度補正	286
I 清掃費の概要	258	第4節 態容補正	287
II 積算の内容	258	第3章 行政費目ごとの補正係数適用一覧及び	
1 収集作業費	259	連乗加算の方法	288
(1) 人 口	259	1 経常的経費	288
2 処理処分費	260	2 投資的経費	289
(1) 人 口	260	第4章 行政費目ごとの固定費一覧	290
第5項 経済労働費	261	1 経常的経費	290
I 経済労働費の概要	261	2 投資的経費	293
II 積算の内容	261	第5章 行政費目ごとの補正係数説明	294
1 生活経済費	262	第1節 経常的経費	294
(1) 人 口	262	第1項 議会総務費	294
第6項 土 木 費	263	第2項 民 生 費	298
I 土木費の概要	263	第3項 衛 生 費	317
II 積算の内容	265	第4項 清 掃 費	320
1 建築公害費	266	第5項 経済労働費	323
(1) 人 口	266	第6項 土 木 費	325
2 都市整備費	267	第7項 教 育 費	330
(1) 人 口	267	第8項 その他諸費	339
3 道路橋りょう費	268	第2節 投資的経費	340
(1) 道路面積	268	第1項 議会総務費	342
4 公 園 費	269	第2項 民 生 費	343
(1) 人 口	269	第3項 衛 生 費	348
第7項 教 育 費	270	第4項 清 掃 費	349
I 教育費の概要	270	第5項 経済労働費	350
II 積算の内容	273	第6項 土 木 費	351
1 小学校費	274	第7項 教 育 費	355
(1) 学 校 数	274	第4部 資 料 編	363
2 中学校費	276	(1) 令和6年度都区財政調整方針	365
(1) 学 校 数	276	(2) 令和6年度都区財政調整（縦表）	366
3 その他の教育費	278		
(1) 児童生徒数	278		
(2) 園 児 数	279		
(3) 人 口	280		
第3部 補正係数	281		

第 1 部

基 準 財 政 收 入 額

第1章 概 要

令和6年度の基準財政収入額は、特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税及び鉱産税の4つの特別区税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び地方特例交付金については収入見込額に基準税率85%を乗じた額、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金については収入見込額の全額を合計し、これに、三位一体の改革に伴う特別区民税の税源移譲分を100%算入するための措置として、税源移譲影響見込額の15%相当額を特別区民税特例加減算額として加えたほか、地方消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増収分（社会保障財源分）を100%算入するための措置として、増収分（社会保障財源分）の15%相当額を地方消費税交付金特例加算額として加え、1,382,196,238千円と算定した（第1表参照）。

この基準財政収入額は、特別区民税において、雇用・所得環境の緩やかな改善による増と定額減税の影響による減があったものの、地方特例交付金において、定額減税による減収額が全額補填されることによる増を反映し、令和5年度当初見込額に対して58,683,167千円、4.4%の増となった。

算定額の内訳は、特別区税が特別区民税951,890,220千円、軽自動車税3,895,579千円、特別区たばこ税74,139,006千円、鉱産税0千円で計1,029,924,805千円、利子割交付金が3,618,311千円、配当割交付金が21,388,137千円、株式等譲渡所得割交付金が22,104,880千円、地方消費税交付金が232,347,700千円、ゴルフ場利用税交付金が37,026千円、環境性能割交付金が3,685,597千円、地方特例交付金が45,764,225千円、地方揮発油譲与税が3,269,786千円、自動車重量譲与税が10,325,171千円、航空機燃料譲与税が827,947千円、森林環境譲与税が1,169,280千円、交通安全対策特別交付金が939,276千円、特別区民税特例加減算額が△14,531,847千円、地方消費税交付金特例加算額が21,325,944千円である。

以下、税目ごとに第2表の基準税率を考慮しない収入見込額（100%ベース）について説明する。

なお、特別区の歳入に係る主な税制改正の概要については第16章において説明する。

第1表 令和6年度基準財政収入見込額

(単位：千円、%)

区 分		令和6年度	令和5年度	対 前 年 度 比		
		収入見込額	収入見込額	増 減 額	増 減 率	
特 別 区 税	特 別 区 民 税	951,890,220	945,169,146	6,721,074	0.7	
	軽自動車税	環 境 性 能 割	223,794	300,619	△ 76,825	△ 25.6
		種 別 割	3,671,785	3,591,996	79,789	2.2
	特 別 区 た ば こ 税	74,139,006	65,470,601	8,668,405	13.2	
	鉱 産 税	0	0	0	—	
税	小 計 A	1,029,924,805	1,014,532,362	15,392,443	1.5	
利 子 割 交 付 金	B	3,618,311	3,335,456	282,855	8.5	
配 当 割 交 付 金	C	21,388,137	17,207,046	4,181,091	24.3	
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	D	22,104,880	16,654,375	5,450,505	32.7	
地 方 消 費 税 交 付 金	E	232,347,700	237,018,973	△ 4,671,273	△ 2.0	
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	F	37,026	36,275	751	2.1	
環 境 性 能 割 交 付 金	G	3,685,597	3,424,774	260,823	7.6	
地 方 特 例 交 付 金	H	45,764,225	5,662,315	40,101,910	708.2	
計 (A+B+C+D+E+F+G+H)	I	1,358,870,681	1,297,871,576	60,999,105	4.7	
地 方 揮 発 油 譲 与 税	J	3,269,786	3,280,339	△ 10,553	△ 0.3	
自 動 車 重 量 譲 与 税	K	10,325,171	9,830,489	494,682	5.0	
航 空 機 燃 料 譲 与 税	L	827,947	881,677	△ 53,730	△ 6.1	
森 林 環 境 譲 与 税	M	1,169,280	1,061,492	107,788	10.2	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	N	939,276	954,191	△ 14,915	△ 1.6	
合 計 額 (I + J + K + L + M + N)	O	1,375,402,141	1,313,879,764	61,522,377	4.7	
特 別 区 民 税 特 例 加 減 算 額	P	△ 14,531,847	△ 12,163,079	△ 2,368,768	—	
地 方 消 費 税 交 付 金 特 例 加 算 額	Q	21,325,944	21,796,386	△ 470,442	△ 2.2	
基 準 財 政 収 入 額 (O + P + Q)	R	1,382,196,238	1,323,513,071	58,683,167	4.4	

第2表 令和6年度基準財政収入見込額（100%ベース）

（単位：千円、％）

区 分		令和6年度	令和5年度	対 前 年 度 比		
		収 入 見 込 額	収 入 見 込 額	増 減 額	増 減 率	
特 別 区 税	特 別 区 民 税	1,119,870,847	1,111,963,701	7,907,146	0.7	
	軽自動車税	環 境 性 能 割	263,287	353,669	△ 90,382	△ 25.6
		種 別 割	4,319,747	4,225,878	93,869	2.2
		特 別 区 た ば こ 税	87,222,360	77,024,237	10,198,123	13.2
		鉱 産 税	0	0	0	—
	小 計	1,211,676,241	1,193,567,485	18,108,756	1.5	
	利 子 割 交 付 金	4,256,836	3,924,066	332,770	8.5	
	配 当 割 交 付 金	25,162,514	20,243,583	4,918,931	24.3	
	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	26,005,741	19,593,382	6,412,359	32.7	
	地 方 消 費 税 交 付 金	273,350,235	278,845,850	△ 5,495,615	△ 2.0	
	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	43,560	42,676	884	2.1	
	環 境 性 能 割 交 付 金	4,335,996	4,029,146	306,850	7.6	
	地 方 特 例 交 付 金	53,840,265	6,661,547	47,178,718	708.2	
	計	A 1,598,671,388	1,526,907,735	71,763,653	4.7	
	A×85%	B 1,358,870,681	1,297,871,576	60,999,105	4.7	
	地 方 揮 発 油 譲 与 税	C 3,269,786	3,280,339	△ 10,553	△ 0.3	
	自 動 車 重 量 譲 与 税	D 10,325,171	9,830,489	494,682	5.0	
	航 空 機 燃 料 譲 与 税	E 827,947	881,677	△ 53,730	△ 6.1	
	森 林 環 境 譲 与 税	F 1,169,280	1,061,492	107,788	10.2	
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	G 939,276	954,191	△ 14,915	△ 1.6	
	合 計 額 (B+C+D+E+F+G)	H 1,375,402,141	1,313,879,764	61,522,377	4.7	
	特 別 区 民 税 特 例 加 減 算 額	I △ 14,531,847	△ 12,163,079	△ 2,368,768	—	
	地 方 消 費 税 交 付 金 特 例 加 算 額	J 21,325,944	21,796,386	△ 470,442	△ 2.2	
	基 準 財 政 収 入 額 (H+I+J)	K 1,382,196,238	1,323,513,071	58,683,167	4.4	

第2章 特別区税

第1節 特別区民税

第1項 算定概要

特別区民税の収入見込額は、現年度課税分を現年度分と過年度分とに分け、さらに現年度分については、普通徴収・総合課税分（所得割・均等割）、特別徴収・総合課税分（所得割・均等割）、譲渡所得等・分離課税分及び退職所得・分離課税分に区分して算定した。

総合課税分は、「市町村税課税状況等の調」（調査基準日7月1日）の数値を用いて算定を行っているため、7月1日現在の調定額から決算時の調定額までの伸びを、第3表の決算補正率として算出し、これを勘案して算出した。

第3表 決算補正率

区 分	決算補正率
普通徴収・総合課税分（所得割）	1.0760658
普通徴収・総合課税分（均等割）	1.1016029
特別徴収・総合課税分（所得割）	
現年度課税分	0.9842010
前年度課税分	0.9586248
特別徴収・総合課税分（均等割）	
現年度課税分	0.9766594
前年度課税分	0.9355355

第2項 算定内容

1 総括

第4表のとおり、特別区民税の現年度分見込額を1,182,980,284千円、税制改正影響額を△47,629,856千円、過年度分を7,374,926千円、合計で1,142,725,354千円と算定し、標準徴収率を98%とした。

その結果、令和6年度の特別区民税の収入見込額は1,119,870,847千円と算定した。

第4表 特別区民税 調定/収入 見込額

(単位：千円、%)

区 分	令和6年度 調定/収入 見込額	令和5年度 調定/収入 見込額	対前年度比	
			増減額	増減率
現 年 度 分	1,182,980,284	1,127,299,245	55,681,039	4.9
普通徴収・総合課税分	323,530,957	325,403,018	△ 1,872,061	△ 0.6
所 得 割	317,785,825	318,816,083	△ 1,030,258	△ 0.3
均 等 割	5,745,132	6,586,935	△ 841,803	△ 12.8
特別徴収・総合課税分	870,802,439	819,862,855	50,939,584	6.2
所 得 割	859,308,126	806,916,946	52,391,180	6.5
均 等 割	11,494,313	12,945,909	△ 1,451,596	△ 11.2
税 額 控 除 等	△ 108,076,662	△ 96,838,184	△ 11,238,478	11.6
譲渡所得等・分離課税分	84,441,045	65,744,597	18,696,448	28.4
退職所得・分離課税分	12,282,505	13,126,959	△ 844,454	△ 6.4
税 制 改 正 影 響 額	△ 47,629,856	0	△ 47,629,856	-
過 年 度 分	7,374,926	7,357,593	17,333	0.2
合 計 A	1,142,725,354	1,134,656,838	8,068,516	0.7
A × 標準徴収率 (98%)	1,119,870,847	1,111,963,701	7,907,146	0.7

2 納税義務者数（普通徴収・総合課税分及び特別徴収・総合課税分）

普通徴収・総合課税分（家屋敷課税分を含む）及び特別徴収・総合課税分については、均等割、所得割とも納税義務者数を推計し算定に使用する。

まず、均等割の納税義務者数を、前年度の区部15歳以上人口（外国人含む）に対する家屋敷課税分を除いた納税義務者数の割合により算出する。第5表から令和5年度における納税義務者割合0.6471を算出し、これを令和6年1月1日現在の15歳以上人口（外国人含む）推計に乗じて、5,578,002人と算出した。

この数値に、家屋敷課税分として20,861人を加え、令和6年度の均等割納税義務者数を5,598,863人とした。

第5表 均等割納税義務者数見込

年 度	区部15歳以上人口 前年度1月1日現在		納税義務者数（家屋敷課税分除く）			納税義務者割合 (Y/X)	家屋敷課税分(人)
	X (人)	増減	%	Y (人)	増減		
令和4年度	8,452,952	—	—	5,445,310	—	—	21,249
令和5年度	8,511,715	58,763	0.7	5,508,021	62,711	1.2	20,063
令和6年度	8,620,000	108,285	1.3	5,578,002	69,981	1.3	20,861

さらに、家屋敷課税分を除く納税義務者数について、過年度のシェア等を勘案し、第6表のように、各区分の納税義務者数を推計した。

第6表 令和6年度 各区分納税義務者数見込

(単位：人)

区 分	納税義務者数 (家屋敷課税分を除く)	普通徴収・総合課税分	特別徴収・総合課税分
均等割を納める者(納税義務者数合計)	5,578,002	1,717,555	3,860,447
均等割のみ納める者	195,651	145,953	49,698
所得割を納める者	5,382,351	1,571,602	3,810,749

3 普通徴収・総合課税分（所得割）及び特別徴収・総合課税分（所得割）

普通徴収・総合課税分（所得割）及び特別徴収・総合課税分（所得割）については、総所得金額等を所得種類別に算定した後、別途算定した所得控除額を差引き、課税標準額を算出した上で、普通徴収と特別徴収に按分し、税率を乗じて税額を算出した。

(1) 総所得金額等

総所得金額等については、給与所得者分、営業等所得者分及び給与・営業等所得者以外分の所得に分類し算定した。

ア 給与所得者分

給与所得者分については、給与所得者に係る総所得金額等を、前年の都平均現金給与総額（東京都総務局「毎月勤労統計調査」より）及び都平均雇用者数（東京都総務局「東京都の労働力」より）から推計した。

まず、第7表の過去9か年の都平均現金給与総額及び都平均雇用者数と給与所得者に係る総所得金額等との相関から、回帰方程式 $Y = aX_1 + bX_2 + c$ 、 $a = 48,766.1246239$ 、 $b = 4,353,287.9291$ 、 $c = \Delta 32,521,798,799.8016$ を得る。 X_1 に令和5年の都平均現金給与総額の推計値として435,507円を、 X_2 に都平均雇用者数の推計値として7,633

千人をそれぞれ代入し、令和6年度の給与所得者に係る総所得金額等 21,944,836,600 千円を算出した。

第7表 総所得金額等（給与所得者分）見込

年度(N)	前年(N-1年)			総所得金額等 (千円)
	(西暦)	都平均現金給与総額	都平均雇用者数	
		(円)	(千人)	
平成27年度	2014年	412,977	6,692	16,467,706,640
平成28年度	2015年	406,806	6,800	17,096,377,055
平成29年度	2016年	408,611	6,917	17,777,894,058
平成30年度	2017年	411,953	7,073	18,339,468,112
令和元年度	2018年	413,275	7,258	19,132,552,785
令和2年度	2019年	414,622	7,391	19,840,333,673
令和3年度	2020年	408,589	7,453	19,728,092,483
令和4年度	2021年	412,797	7,503	20,227,839,240
令和5年度	2022年	424,429	7,556	21,223,402,413
令和6年度	2023年	435,507	7,633	21,944,836,600

※ 令和3年度から適用された個人所得課税の見直し（第16章第1節3第25表を参照）のうち、給与所得控除から基礎控除への振替及び給与所得控除の見直しの影響を考慮し、令和2年度以前の総所得金額等については、調整を行っている。

イ 営業等所得者分

営業等所得者分については、営業等所得者に係る総所得金額等を、前年の暦年名目GDPから推計した。

まず、第8表の過去10か年の暦年名目GDPと営業等所得者に係る総所得金額等との相関から、回帰方程式 $Y = aX + b$ 、 $a = 5,360.849401$ 、 $b = \Delta 1,820,878,499$ を得る。Xに令和5年の暦年名目GDPの推計値として581,599.1を代入し、令和6年度の営業等所得者に係る総所得金額等 1,296,986,687 千円を算出した。

第8表 総所得金額等（営業等所得者分）見込

年度(N)	前年(N-1年)暦年名目GDP		総所得金額等 (千円)
	(西暦)	(十億円)	
平成26年度	2013年	508,700.6	912,380,853
平成27年度	2014年	518,811.0	946,955,673
平成28年度	2015年	538,032.3	993,987,334
平成29年度	2016年	544,364.6	1,027,283,555
平成30年度	2017年	553,073.0	1,048,724,245
令和元年度	2018年	556,630.1	1,091,084,187
令和2年度	2019年	557,910.8	1,042,640,670
令和3年度	2020年	539,284.5	1,110,254,342
令和4年度	2021年	550,074.3	1,419,123,537
令和5年度	2022年	557,227.0	1,276,607,803
令和6年度	2023年	581,599.1	1,296,986,687

ウ 給与・営業等所得者以外分

給与・営業等所得者以外分については、前年の給与・営業等以外の所得者に係る総所得金額等に、第5表の納税義務者前年比伸び率である1.3%を乗じ、令和6年度の給与・営業等以外の所得者に係る総所得金額等3,524,681,260千円を算出した。

以上を合算し、令和6年度の総所得金額等を26,766,504,547千円と算定した。

(2) 課税標準額

令和6年度の総合課税分の所得控除については、第9表のとおり、合計△7,151,201,283千円と算定した。

第9表 総合課税分の所得控除見込額

(単位：千円)

所得控除の種類	所得控除の額
雑 損 控 除	△ 377,793
医 療 費 控 除	△ 225,415,195
社 会 保 険 料 控 除	△ 3,774,060,410
小規模企業共済等掛金控除	△ 150,994,860
生 命 保 険 料 控 除	△ 162,139,925
地 震 保 険 料 控 除	△ 11,251,215
障 害 者 控 除	△ 44,703,313
寡婦・ひとり親・勤労学生控除	△ 24,398,683
配 偶 者 ・ 配 偶 者 特 別 控 除	△ 227,439,623
扶 養 控 除	△ 255,639,080
基 礎 控 除	△ 2,274,781,186
合 計	△ 7,151,201,283

(1)で算定した総所得金額等と総合課税分の所得控除額を合算した後、分離課税分の課税標準額から控除された所得控除額を前年並の6,550,342千円と推計し更に合算し、令和6年度の課税標準額は、19,621,853,606千円と算定した。

(3) 課税標準額の普通徴収・特別徴収への按分

(2)で算定した課税標準額について、特別徴収に係る割合を過去の傾向等から0.7491556と算定し、これを乗じて特別徴収に係る課税標準額14,699,821,511千円を算出し、差引き4,922,032,095千円を普通徴収に係る課税標準額と算出した。

(4) 普通徴収・総合課税分(所得割)

(3)で算定した課税標準額4,922,032,095千円に、税率(6%)、第3表の決算補正率1.0760658を乗じ、令和6年度の普通徴収・総合課税分(所得割)調定見込額は317,785,825千円と算定した。

(5) 特別徴収・総合課税分(所得割)

(3)で算定した課税標準額14,699,821,511千円に、税率(6%)、第3表の決算補正率0.9842010を乗じ、令和6年度の特別徴収・総合課税分(所得割)現年度課税分の調定見込額は868,054,742千円と算定した。

この調定見込額は令和6年度の現年度課税分であるが、個人住民税の特別徴収においては、通常、年税額を6月から翌年5月までの12回に分けて徴収するため、令和6年度の収入となるのは、そのうちの10か月分である。そこで、当該年度の収入となるべき金額を次のように調整した。

$$868,054,742 \text{ 千円} \times \frac{10}{12} + 135,929,174 \text{ 千円} = 859,308,126 \text{ 千円}$$

前年度課税分※

※ 前年度課税分は、「令和5年度市町村税課税状況等の調」による特別徴収・総合課税分（所得割）の課税標準額 14,179,601,177 千円に、税率（6%）、第3表の決算補正率 0.9586248 を乗じて、令和5年度の調定見込額を算出した後、令和6年度中の収入となる2か月分として 2/12 を乗じて算出した。

その結果、令和6年度の特別徴収・総合課税分（所得割）調定見込額は 859,308,126 千円と算定した。

4 普通徴収・総合課税分（均等割）

普通徴収・総合課税分（均等割）については、納税義務者数に税率、決算補正率を乗じることにより算定した。

第6表の普通徴収・総合課税分、均等割を納める者の納税義務者数 1,717,555 人に、家屋敷課税分 20,861 人を加えた 1,738,416 人に、税率 3,000 円、第3表の決算補正率 1.1016029 を乗じ、令和6年度の普通徴収・総合課税分（均等割）調定見込額は 5,745,132 千円と算定した。

5 特別徴収・総合課税分（均等割）

特別徴収・総合課税分（均等割）については、納税義務者数に税率、決算補正率を乗じることにより算定した。

第6表の特別徴収・総合課税分、均等割を納める者の納税義務者数 3,860,447 人に、税率 3,000 円、第3表の決算補正率 0.9766594 を乗じ、令和6年度の特別徴収・総合課税分（均等割）現年度課税分の調定見込額は 11,311,026 千円と算定した。

この現年度課税分調定見込額を、「3(5) 特別徴収・総合課税分（所得割）」と同様、次のように調整した。

$$11,311,026 \text{ 千円} \times \frac{10}{12} + 2,068,458 \text{ 千円} = 11,494,313 \text{ 千円}$$

前年度課税分※

※ 前年度課税分は、「令和5年度市町村税課税状況等の調」による特別徴収・総合課税分（均等割）の納税義務者数 3,790,265 人に、特例税率 3,500 円※、第3表の決算補正率 0.9355355 を乗じて、令和5年度の調定見込額を算出した後、令和6年度中の収入となる2か月分として 2/12 を乗じて算出した。

※ 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年12月2日法律第118号）により、平成26年度から令和5年度まで個人の市町村民税均等割の税率が 500 円引き上げられている。

その結果、令和6年度の特別徴収・総合課税分（均等割）調定見込額は 11,494,313 千円と算定した。

6 税額控除等

令和6年度の税額控除等については、過去の実績等から、第10表のとおり、合計△108,076,662千円と算定した。

第10表 税額控除等見込額

(単位：千円)

税額控除等の種類		税額控除等の額
税 額 控 除	調 整 控 除	△ 9,258,422
	配 当 控 除	△ 2,632,393
	住宅借入金等特別税額控除	△ 6,589,553
	寄附金税額控除	△ 84,255,302
	外国税額控除	△ 492,608
	小 計	△ 103,228,278
税 額 調 整 額		△ 24,264
配 当 割 額 控 除		△ 2,496,397
株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除		△ 2,298,771
減 免 税 額		△ 28,952
合 計		△ 108,076,662

7 譲渡所得等・分離課税分

土地建物等の長期譲渡所得、短期譲渡所得、一般・上場株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等の5種類の所得に係る特別区民税については、総合課税分と区別し、譲渡所得等・分離課税分と区分している。

令和6年度の譲渡所得等・分離課税分については、第11表のとおり、84,441,045千円と算定した。

第11表 譲渡所得等・分離課税分

(単位：千円)

分離課税の種類	調定見込額
分離長期譲渡所得金額に係るもの	36,872,717
分離短期譲渡所得金額に係るもの	1,366,345
一般・上場株式等に係る譲渡所得等の金額に係るもの	42,837,365
上場株式等の配当所得等の金額に係るもの	1,793,661
先物取引に係る雑所得等の金額に係るもの	1,570,957
合 計	84,441,045

8 退職所得・分離課税分

退職所得に係る特別区民税については、その所得の性格から、他の所得と分離して所得の発生した年に課税する、現年分離課税主義をとっているため、総合課税分と区別し、退職所得・分離課税分として区分している。

退職所得・分離課税分は、前年度の4月から6月までの調定額と、過去の決算調定額までの伸び率を用いて、決算調定見込額を推計し、同値を調定見込額とし、令和6年度の退職所得・分離課税分は、12,282,505千円と算定した。

9 税制改正影響額

令和6年度の税制改正影響額は、令和6年度税制改正「定額減税」(第16章第1節10第39表)による影響額として△47,629,856千円を計上した。

10 過年度分

過年度分の特別区民税調定見込額については、前年度の特別区民税現年度分調定額と過年度分調定額との比（出現率）を用いて算定した。

前年度調定額として令和5年度特別区民税現年度分調定見込額を1,145,174,914千円とし、これに第12表の出現率0.00644を乗じて、令和6年度の過年度分の調定見込額は7,374,926千円と算定した。

第12表 特別区民税過年度分 出現率算出表

(単位：千円)

現年度分調定額 A		過年度分調定額 B		出現率 B/A
平成30年度	999,254,042	令和元年度	7,180,938	0.0072
令和元年度	1,039,314,421	令和2年度	4,920,566	0.0047
令和2年度	1,063,009,673	令和3年度	6,549,781	0.0062
令和3年度	1,063,884,611	令和4年度	8,068,489	0.0076
令和4年度	1,117,291,066	令和5年度	7,297,335	0.0065
令和5年度	1,145,174,914	令和6年度	7,374,926	※5か年平均 0.00644

第2節 軽自動車税

1 環境性能割

環境性能割の収入見込額については、直近の収入実績を基に 263,287 千円と算定した。

2 種別割

種別割の収入見込額については、過去の課税台数から令和6年度の車種別課税台数を推計し、税率を乗じた調定見込額に、決算補正率（0.9982201）と標準徴収率97%を乗じることで算定した。

その結果、令和6年度の種別割の収入見込額を、4,319,747 千円と算定した。

第13表 軽自動車税種別割調定見込額

(単位：台、%、千円)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		平均 伸率	令和6年度 台数見込	税率 円	調定額 見込		
	台数	対前年度比	台数	対前年度比	台数	対前年度比	台数	対前年度比						
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	168,837	94.6	163,061	96.6	160,815	98.6	156,059	97.0	96.7	150,909	2,000	301,818	
	50超90cc以下	17,252	93.9	16,557	96.0	16,113	97.3	15,676	97.3	96.1	15,065	2,000	30,130	
	90cc超	109,317	100.0	111,994	102.4	114,318	102.1	115,452	101.0	101.4	117,068	2,400	280,963	
	ミニカー	8,352	101.7	9,194	110.1	9,546	103.8	9,854	103.2	104.7	10,317	3,700	38,173	
軽 自 動 車	二輪車 (側車付含)	99,216	98.6	99,353	100.1	100,425	101.1	100,624	100.2	100.0	100,624	3,600	362,246	
	三輪車	37	108.8	37	100.0	35	94.6	36	102.9	—	36	複数税率	161	
	四乗 用	営業用	42	113.5	39	92.9	39	100.0	172	441.0	—	172	複数税率	1,198
		自家用	185,308	101.4	188,528	101.7	190,774	101.2	194,613	102.0	101.6	197,727	複数税率	2,087,247
	貨 物	営業用	23,090	104.0	25,483	110.4	26,298	103.2	26,970	102.6	105.1	28,345	複数税率	106,107
		自家用	110,873	99.3	109,232	98.5	108,494	99.3	108,397	99.9	99.3	107,638	複数税率	545,043
専ら雪上	1	25.0	2	200.0	2	100.0	1	50.0	—	1	3,600	4		
小 型 特 殊	農耕作業用	487	100.6	490	100.6	488	99.6	481	98.6	99.9	481	2,400	1,154	
	その他	14,645	98.1	14,339	97.9	14,105	98.4	13,890	98.5	98.2	13,640	5,900	80,476	
二輪の小型自動車	93,588	101.5	95,062	101.6	98,683	103.8	101,881	103.2	102.5	104,428	6,000	626,568		
計	831,045	99.0	833,371	100.3	840,135	100.8	844,106	100.5	100.2	846,451	—	4,461,288		

なお、軽自動車（三輪・四輪）については、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものは新税率が適用されること、平成28年度分より最初の新規検査から13年を経過したものについて重課税率が適用されること、及び令和6年度分はグリーン化特例（軽課）が適用されることから、複数の税率が適用されている（グリーン化特例（軽課）は、第16章第1節4第29表、7第35表及び9第38表を参照）。

第3節 特別区たばこ税

特別区たばこ税については、令和6年度の売渡本数を推計し、税率を乗じることにより算定した。

まず、直近のたばこの売渡本数実績により令和5年度の売渡本数を推計し、令和5年度の売渡本数の対前年度増減率を、令和6年度の対前年度増減率と見込み、令和6年度の売渡本数を13,312,326千本と推計した（第14表のとおり）。

令和6年度の特別区たばこ税の収入見込額は、売渡本数に税率6.552千円/千本を乗じた結果、87,222,360千円と算定した。

第14表 令和6年度たばこ売渡本数推計

(単位：千本、%)

年度	たばこ売渡本数	対前年増減率
平成27年度	16,250,422	△ 1.35
平成28年度	15,638,215	△ 3.77
平成29年度	14,845,689	△ 5.07
平成30年度	14,192,595	△ 4.40
令和元年度	13,436,437	△ 5.33
令和2年度	11,760,522	△ 12.47
令和3年度	11,751,135	△ 0.08
令和4年度	12,081,575	2.81
令和5年度	12,682,029	4.97
令和6年度	13,312,326	4.97

$$\begin{array}{r} \text{令和6年度} \\ \text{たばこ売渡本数} \\ 13,312,326 \text{ 千本} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{税率} \\ 6.552 \text{ 千円/千本} \end{array} = 87,222,360 \text{ 千円}$$

第4節 鉱産税

鉱産税の収入見込額は、0円と算定した。

第3章 利子割交付金

利子割交付金は、都民税利子割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

令和6年度の利子割交付金の収入見込額は、利子割区市町村交付見込額5,528,358千円に特別区交付割合0.770を乗じた結果、4,256,836千円と算定した。

$$\begin{array}{r} \text{都 民 税 利 子 割} \\ \text{区 市 町 村 交 付 見 込 額} \end{array} \quad \begin{array}{r} \text{特別区交付割合} \\ \\ \end{array} \\ 5,528,358 \text{ 千円} \quad \times \quad 0.770 \quad = \quad 4,256,836 \text{ 千円}$$

第4章 配当割交付金

配当割交付金は、都民税配当割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

令和6年度の配当割交付金の収入見込額は、配当割区市町村交付見込額32,721,084千円に特別区交付割合0.769を乗じた結果、25,162,514千円と算定した。

$$\begin{array}{r} \text{都 民 税 配 当 割} \\ \text{区 市 町 村 交 付 見 込 額} \end{array} \quad \begin{array}{r} \text{特別区交付割合} \\ \\ \end{array} \\ 32,721,084 \text{ 千円} \quad \times \quad 0.769 \quad = \quad 25,162,514 \text{ 千円}$$

第5章 株式等譲渡所得割交付金

株式等譲渡所得割交付金は、都民税株式等譲渡所得割収入額の0.594(0.99×0.6)に相当する額が区市町村へ交付される。

令和6年度の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額は、株式等譲渡所得割区市町村交付見込額33,817,608千円に特別区交付割合0.769を乗じた結果、26,005,741千円と算定した。

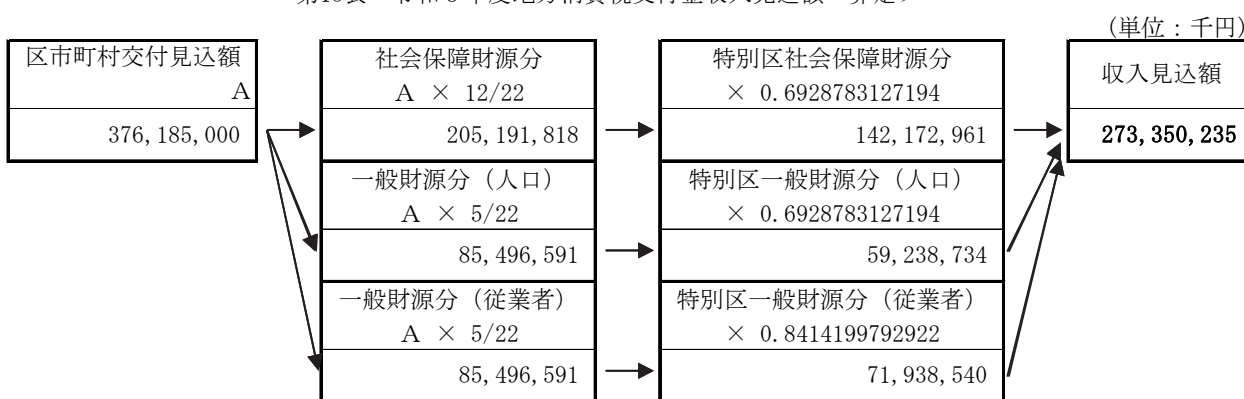
$$\begin{array}{r} \text{都 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割} \\ \text{区 市 町 村 交 付 見 込 額} \end{array} \quad \begin{array}{r} \text{特別区交付割合} \\ \\ \end{array} \\ 33,817,608 \text{ 千円} \quad \times \quad 0.769 \quad = \quad 26,005,741 \text{ 千円}$$

第6章 地方消費税交付金

地方消費税交付金は、地方消費税の収入額から、国への徴収取扱費を控除し、都道府県清算額を加算し又は減額した後の額の2分の1に相当する額が区市町村へ交付される(地方消費税交付金の按分基準等については、第16章第2節1第41表を参照)。

令和6年度の地方消費税交付金の収入見込額は、第15表のとおり、区市町村交付見込額376,185,000千円を、社会保障財源分205,191,818千円、一般財源分(人口)85,496,591千円及び一般財源分(従業者)85,496,591千円に区分し、社会保障財源分と一般財源分(人口)に特別区人口シェア0.6928783127194を、一般財源分(従業者)に特別区従業者数シェア0.8414199792922をそれぞれ乗じた後に合算して、合計273,350,235千円と算定した。

第15表 令和6年度地方消費税交付金収入見込額 算定フロー



(特別区シェアの算出)

人口は令和2年度国勢調査、従業者数は令和3年度経済センサス活動調査による。

(令和5年12月交付時の基礎数値)

東京都人口 B	特別区人口 b	特別区人口シェア b/B
14,047,598	9,733,276	0.6928783127194
東京都従業者数 C	特別区従業者数 c	特別区従業者数シェア c/C
9,733,276	8,493,109	0.8414199792922

第7章 ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場所在の区市町村に対して、当該区市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税収入額の10分の7に相当する額が交付される。

令和6年度のゴルフ場利用税交付金の収入見込額は、ゴルフ場利用税区市町村交付見込額463,400千円に特別区交付割合0.094を乗じた結果、43,560千円と算定した。

ゴ ル フ 場 利 用 税				
区 市 町 村 交 付 見 込 額	×	特 別 区 交 付 割 合	=	
463,400 千円		0.094		43,560 千円

第8章 環境性能割交付金

環境性能割交付金は、自動車税環境性能割の収入額の0.4085(0.95×0.43)に相当する額が区市町村へ交付される(第16章第2節1第43表、2第45表、7第50表及び8第52表を参照)。

令和6年度の環境性能割交付金の収入見込額は、自動車税環境性能割区市町村交付見込額6,529,464千円に特別区交付割合0.6640662を乗じた結果、4,335,996千円と算定した。

$$\begin{array}{r} \text{自動車税環境性能割} \\ \text{区市町村交付見込額} \end{array} \quad \begin{array}{r} \\ \text{特別区交付割合} \end{array} \\ 6,529,464 \text{ 千円} \quad \times \quad 0.6640662 = 4,335,996 \text{ 千円}$$

第9章 地方特例交付金

令和6年度の地方特例交付金の収入見込額は、53,840,265千円と算定した。算定額の内訳は、住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金6,210,409千円、定額減税減収補填特例交付金47,629,856千円である。

なお、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の終了に伴い、令和元年度から令和3年度において地方特例交付金として交付されていた自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金は、令和3年度をもって算定を終了している(第16章第1節4第28表、6第32表、7第34表、第2節2第45表、7第50表及び8第52表を参照)。

第1節 住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の実施に伴う地方公共団体の減収分を補填するため、平成20年度から地方特例交付金が交付されている。

令和6年度の住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金の収入見込額は、住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金全国交付見込額197,400百万円に特別区交付割合0.03146104を乗じた結果、6,210,409千円と算定した。

$$\begin{array}{r} \text{住宅借入金等特別税額控除} \\ \text{減収補填特例交付金} \\ \text{全国交付見込額} \end{array} \quad \begin{array}{r} \\ \\ \text{特別区交付割合} \end{array} \\ 197,400 \text{ 百万円} \quad \times \quad 0.03146104 = 6,210,409 \text{ 千円}$$

第16表 特別区交付割合(1)

年 度	住宅借入金等特別税額控除 減収補填特例交付金
	特別区交付割合
令和元年度	0.03360487
令和2年度	0.03194517
令和3年度	0.03155868
令和4年度	0.03092831
令和5年度	0.02926817
令和6年度	0.03146104

※ 令和元年度から令和3年度においては、個人住民税減収補填特例交付金の特別区交付割合

第2節 定額減税減収補填特例交付金

令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施する。これに伴う地方公共団体の減収分を補填するため、定額減税減収補填特例交付金が交付される（第16章第1節10第39表を参照）。

令和6年度の定額減税減収補填特例交付金の収入見込額は、定額減税減収補填特例交付金全国交付見込額598,200百万円に特別区交付割合0.07962196を乗じた結果、47,629,856千円と算定した。

$$\begin{array}{r}
 \text{定 額 減 税 減 収 補 填} \\
 \text{特 例 交 付 金} \\
 \text{全 国 交 付 見 込 額}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{特別区交付割合}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 598,200 \text{ 百万円} \\
 \times 0.07962196 \\
 = 47,629,856 \text{ 千円}
 \end{array}$$

第10章 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税

第1節 地方揮発油譲与税

令和6年度の地方揮発油譲与税の収入見込額は、地方揮発油譲与税全国譲与見込額215,300百万円に区市町村譲与率0.42及び特別区譲与割合0.0361598を乗じた結果、3,269,786千円と算定した。

$$\begin{array}{r}
 \text{地方揮発油譲与税} \\
 \text{全国譲与見込額}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{区市町村譲与率} \\
 0.42
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{特別区譲与割合} \\
 0.0361598
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 215,300 \text{ 百万円} \\
 \times 0.42 \\
 \times 0.0361598 \\
 = 3,269,786 \text{ 千円}
 \end{array}$$

第2節 自動車重量譲与税

令和6年度の自動車重量譲与税の収入見込額は、自動車重量譲与税全国譲与見込額301,300百万円に区市町村譲与率431分の407及び特別区譲与割合0.0362895を乗じた結果、10,325,171千円と算定した。

$$\begin{array}{r}
 \text{自動車重量譲与税} \\
 \text{全国譲与見込額}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{区市町村譲与率} \\
 407/431
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{特別区譲与割合} \\
 0.0362895
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 301,300 \text{ 百万円} \\
 \times 407/431 \\
 \times 0.0362895 \\
 = 10,325,171 \text{ 千円}
 \end{array}$$

第17表 特別区譲与割合（1）

年 度	地方揮発油譲与税	自動車重量譲与税
	特別区譲与割合	特別区譲与割合
令和元年度	0.0360610	0.0360602
令和2年度	0.0359317	0.0365831
令和3年度	0.0359238	0.0359233
令和4年度	0.0365142	0.0365134
令和5年度	(6月譲与分) 0.0363681	(6月譲与分) 0.0363675
令和6年度	0.0361598	0.0362895

第11章 航空機燃料譲与税

令和6年度の航空機燃料譲与税の収入見込額は、航空機燃料譲与税全国譲与見込額 14,300 百万円に区市町村譲与率 0.8 及び特別区譲与割合 0.0723730 を乗じた結果、827,947 千円と算定した。

航空機燃料譲与税

$$\begin{array}{l} \text{全国譲与見込額} \quad \text{区市町村譲与率} \quad \text{特別区譲与割合} \\ 14,300 \text{ 百万円} \times \quad 0.8 \quad \times \quad 0.0723730 = \quad 827,947 \text{ 千円} \end{array}$$

第18表 特別区譲与割合（2）

年 度	航空機燃料譲与税
	特別区譲与割合
令和元年度	0.0786613
令和2年度	0.0774282
令和3年度	0.0654411
令和4年度	0.0639072
令和5年度	(9月譲与分) 0.0764274
令和6年度	0.0723730

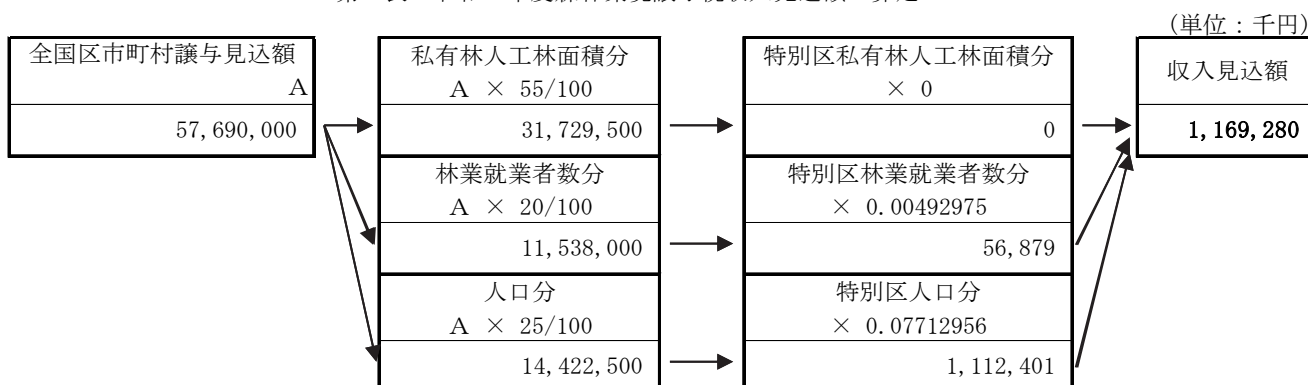
第12章 森林環境譲与税

令和6年度の森林環境譲与税の収入見込額は、第19表のとおり、森林環境譲与税全国譲与見込額 64,100 百万円に区市町村譲与率 10分の9 を乗じて得た 57,690 百万円を、私有林人工林面積を譲与基準とするもの 31,729,500 千円、林業就業者数を譲与基準とするもの 11,538,000 千円、人口を譲与基準とするもの 14,422,500 千円に区分し、それぞれの特別区シェア 0、0.00492975、0.07712956 を乗じた後に合算して、1,169,280 千円と算定した。

森 林 環 境 譲 与 税

$$\begin{array}{l} \text{全国譲与見込額} \quad \text{区市町村譲与率} \\ 64,100 \text{ 百万円} \times \quad 9/10 = \quad 57,690 \text{ 百万円} \end{array}$$

第19表 令和6年度森林環境譲与税収入見込額 算定フロー



(特別区シェアの算出)

私有林人工林面積、林業就業者数及び人口は、令和5年度9月期譲与時の基礎数値である。

(単位：ha、人)

全国私有林人工林面積 B	特別区私有林人工林面積 b	特別区私有林人工林面積シェア b / B
5,797,607	0	0
全国林業就業者数 C	特別区林業就業者数 c	特別区林業就業者数シェア c / C
60,855	300	0.00492975
全国人口 D	特別区人口 d	特別区人口シェア d / D
126,193,845	9,733,276	0.07712956

第13章 交通安全対策特別交付金

令和6年度の交通安全対策特別交付金の収入見込額は、交通安全対策特別交付金全国交付見込額49,439,484千円に特別区交付割合0.0189985を乗じた結果、939,276千円と算定した。

交通安全対策特別交付金

全国交付見込額 特別区交付割合

$$49,439,484 \text{ 千円} \times 0.0189985 = 939,276 \text{ 千円}$$

第20表 特別区交付割合(2)

年 度	交通安全対策特別交付金
	特別区交付割合
令和元年度	0.0176465
令和2年度	0.0183099
令和3年度	0.0188176
令和4年度	0.0195582
令和5年度	(9月交付分) 0.0206601
令和6年度	0.0189985

第 14 章 特別区民税特例加減算額

特別区民税特例加減算額は、三位一体の改革により平成 19 年度から実施された所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、当分の間の措置として設置された項目である。

地方交付税では、税源移譲に伴う財政力格差の拡大に対応するためとして、地方交付税法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 211 号）附則第 7 条の 2 第 2 項において、当分の間、個人住民税のうち税源移譲に伴う増減収影響額を基準財政収入額に 100%算入することとされている。

これを受け、都区財政調整制度においても、特別区民税の算定項目から、総合課税分の所得割に係る税率改正による影響額、税額控除額等のうち調整控除額、退職所得・分離課税分に係る税率改正による影響額の合算を、税源移譲影響見込額として算定している。

令和 6 年度は、総合課税分所得割の税率改正分として△89,662,535 千円、調整控除分として△9,258,422 千円、退職所得・分離課税分の税率改正分として 64,854 千円を算定し、合計△98,856,103 千円に標準徴収率 98%を乗じ、税源移譲影響見込額は△96,878,981 千円となった。これに 15%を乗じ、令和 6 年度の特例加減算額を△14,531,847 千円と算定した。

【参考】平成19年度からの税源移譲に伴う個人住民税の税率変更について

改正前			改正後	
課税所得		税率	課税所得	税率
～ 200万円		5%	一 律	10%
200万円超 ～ 700万円		10%		
700万円超 ～		13%		

第 15 章 地方消費税交付金特例加算額

地方消費税交付金特例加算額は、平成 26 年 4 月の地方消費税率引上げに伴い、当分の間の措置として設置された項目である。

地方交付税では、税率引上げによる増収分に対応する社会保障給付費の地方負担は、基準財政需要額に全額算入されるべきこと等から、地方交付税法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 211 号）附則第 7 条の 3 において、当分の間、当該増収分を基準財政収入額に 100%算入することと規定している。

これを受け、都区財政調整制度においても、地方消費税交付金の増収分（社会保障財源分）を基準財政収入額に 100%算入するため、地方消費税交付金特例加算額を算定する。

令和 6 年度は、地方消費税交付金増収分（社会保障財源分）を 142,172,961 千円と見込んだ（第 6 章参照）。これに 15%を乗じ、令和 6 年度の地方消費税交付金特例加算額を 21,325,944 千円と算定した。

第16章 主な税制改正の概要

各表における各欄の記載事項

改正項目	改正内容	増減収見込額
①	③	④

- ① 税制改正により影響を受ける特別区の歳入の項目
 ②③ 税制改正の概要
 ④ 基準財政収入額算定時に、税制改正による影響額として算出したもののみ記載

第1節 特別区税に係る税制改正

- 1 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部改正(平成28年11月28日法律第86号)による税制改正の内容

第21表 令和元年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額				
特別区民税 住宅借入金等特別税額控除 (消費税率の引上げ時期変更に伴う改正)	消費税率の引上げ時期の変更による所得税の住宅借入金等特別控除の延長に伴い、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について適用期限(令和元年6月30日)を令和3年12月31日まで2年6か月延長する。 なお、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年4月～令和3年12月</td> <td>所得税の課税総所得金額等 ×7%(最高13.65万円)</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	控除限度額	平成26年4月～令和3年12月	所得税の課税総所得金額等 ×7%(最高13.65万円)	
居住年	控除限度額					
平成26年4月～令和3年12月	所得税の課税総所得金額等 ×7%(最高13.65万円)					

第22表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
軽自動車税 環境性能割の導入 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	令和元年10月の消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ導入する。 環境性能割は、登録車については自動車税環境性能割として都道府県が課し、軽自動車については軽自動車税環境性能割として区市町村が課す税とする。ただし、軽自動車税環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行うものとする。 これに伴い、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割とするなど、所要の措置を設ける。 ※ 平成28年度税制改正により平成29年4月1日施行予定とされていたが、消費税引上げ時期の変更に伴い、実施時期が改正された。	

2 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年 3 月 31 日法律第 2 号）による税制改正の内容

第 23 表 令和元年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																																																																										
特別区民税	<p>配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し</p> <p>(1) 控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者について適用する配偶者控除の額を次のとおりとする。 なお、合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者控除の適用はできない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得割の納税義務者の 合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下とし、控除額を次のとおりとする。 なお、現行制度と同様に、合計所得金額が1,000万円を超える所得割の納税義務者については、配偶者特別控除の適用はできない。</p> <p>① 合計所得金額900万円以下の所得割の納税義務者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超90万円以下</td> <td>33万円</td> <td>105万円超110万円以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超95万円以下</td> <td>31万円</td> <td>110万円超115万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>26万円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>21万円</td> <td>120万円超123万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 合計所得金額900万円超950万円以下の所得割の納税義務者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超90万円以下</td> <td>22万円</td> <td>105万円超110万円以下</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超95万円以下</td> <td>21万円</td> <td>110万円超115万円以下</td> <td>8万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>18万円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>14万円</td> <td>120万円超123万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 合計所得金額950万円超1,000万円以下の所得割の納税義務者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超95万円以下</td> <td>11万円</td> <td>110万円超115万円以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>9万円</td> <td>115万円超120万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>7万円</td> <td>120万円超123万円以下</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>6万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 配偶者控除、配偶者特別控除の見直しによる令和元年度以降の個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。</p>	所得割の納税義務者の 合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	33万円	38万円	900万円超950万円以下	22万円	26万円	950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38万円超90万円以下	33万円	105万円超110万円以下	16万円	90万円超95万円以下	31万円	110万円超115万円以下	11万円	95万円超100万円以下	26万円	115万円超120万円以下	6万円	100万円超105万円以下	21万円	120万円超123万円以下	3万円	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38万円超90万円以下	22万円	105万円超110万円以下	11万円	90万円超95万円以下	21万円	110万円超115万円以下	8万円	95万円超100万円以下	18万円	115万円超120万円以下	4万円	100万円超105万円以下	14万円	120万円超123万円以下	2万円	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	38万円超95万円以下	11万円	110万円超115万円以下	4万円	95万円超100万円以下	9万円	115万円超120万円以下	2万円	100万円超105万円以下	7万円	120万円超123万円以下	1万円	105万円超110万円以下	6万円			<p>千円 (令和元年度) △ 1,357,808 (平年度) △ 1,548,600</p>
	所得割の納税義務者の 合計所得金額		控除額																																																																									
		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者																																																																									
	900万円以下	33万円	38万円																																																																									
	900万円超950万円以下	22万円	26万円																																																																									
	950万円超1,000万円以下	11万円	13万円																																																																									
	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																																								
	38万円超90万円以下	33万円	105万円超110万円以下	16万円																																																																								
	90万円超95万円以下	31万円	110万円超115万円以下	11万円																																																																								
	95万円超100万円以下	26万円	115万円超120万円以下	6万円																																																																								
100万円超105万円以下	21万円	120万円超123万円以下	3万円																																																																									
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																																									
38万円超90万円以下	22万円	105万円超110万円以下	11万円																																																																									
90万円超95万円以下	21万円	110万円超115万円以下	8万円																																																																									
95万円超100万円以下	18万円	115万円超120万円以下	4万円																																																																									
100万円超105万円以下	14万円	120万円超123万円以下	2万円																																																																									
配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																																																																									
38万円超95万円以下	11万円	110万円超115万円以下	4万円																																																																									
95万円超100万円以下	9万円	115万円超120万円以下	2万円																																																																									
100万円超105万円以下	7万円	120万円超123万円以下	1万円																																																																									
105万円超110万円以下	6万円																																																																											

3 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年3月31日法律第3号)による税制改正の内容

第24表 平成30年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																									
特別区 たばこ 税	(1) 税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げる。 (税率は千本当たり)	千円 (1) (平成30年度) 1,921,446 (2) (平成30年度) 613,390																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>地方のたばこ税</th> <th>道府県たばこ税</th> <th>市町村たばこ税</th> <th>国のたばこ税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>6,122円</td> <td>860円</td> <td>5,262円</td> <td>6,122円</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月1日</td> <td>6,622円</td> <td>930円</td> <td>5,692円</td> <td>6,622円</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月1日</td> <td>7,122円</td> <td>1,000円</td> <td>6,122円</td> <td>7,122円</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月1日</td> <td>7,622円</td> <td>1,070円</td> <td>6,552円</td> <td>7,622円</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	地方のたばこ税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	国のたばこ税	現行	6,122円	860円	5,262円	6,122円	平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円	令和2年10月1日	7,122円	1,000円	6,122円	7,122円	令和3年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円	
	実施時期	地方のたばこ税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	国のたばこ税																						
	現行	6,122円	860円	5,262円	6,122円																						
	平成30年10月1日	6,622円	930円	5,692円	6,622円																						
	令和2年10月1日	7,122円	1,000円	6,122円	7,122円																						
	令和3年10月1日	7,622円	1,070円	6,552円	7,622円																						
	(2) 「加熱式たばこ」の課税区分を新設した上で、加熱式たばこの「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数へ換算する方式とする(平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行する。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行の換算方法</th> <th>改正後の換算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>現行の換算本数×1.0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.8</td> <td>新換算本数×0.2</td> </tr> <tr> <td>令和元年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.6</td> <td>新換算本数×0.4</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.4</td> <td>新換算本数×0.6</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月1日</td> <td>現行の換算本数×0.2</td> <td>新換算本数×0.8</td> </tr> <tr> <td>令和4年10月1日</td> <td>—</td> <td>新換算本数×1.0</td> </tr> </tbody> </table>		現行の換算方法	改正後の換算方法	現行	現行の換算本数×1.0	—	平成30年10月1日	現行の換算本数×0.8	新換算本数×0.2	令和元年10月1日	現行の換算本数×0.6	新換算本数×0.4	令和2年10月1日	現行の換算本数×0.4	新換算本数×0.6	令和3年10月1日	現行の換算本数×0.2	新換算本数×0.8	令和4年10月1日	—	新換算本数×1.0				
		現行の換算方法	改正後の換算方法																								
	現行	現行の換算本数×1.0	—																								
平成30年10月1日	現行の換算本数×0.8	新換算本数×0.2																									
令和元年10月1日	現行の換算本数×0.6	新換算本数×0.4																									
令和2年10月1日	現行の換算本数×0.4	新換算本数×0.6																									
令和3年10月1日	現行の換算本数×0.2	新換算本数×0.8																									
令和4年10月1日	—	新換算本数×1.0																									

第25表 令和3年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額									
特別区民税 個人所得課税の見直し	(1) 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替 給与所得控除・公的年金等控除の引下げとともに、基礎控除を同額引き上げる。	千円 (平年度) 445,200									
	<table border="1"> <tr> <td>給与所得控除・公的年金等控除</td> <td>△10万円</td> </tr> <tr> <td>基礎控除</td> <td>+10万円 (控除額：33万円→43万円)</td> </tr> </table>		給与所得控除・公的年金等控除	△10万円	基礎控除	+10万円 (控除額：33万円→43万円)					
	給与所得控除・公的年金等控除		△10万円								
	基礎控除		+10万円 (控除額：33万円→43万円)								
	※ ただし、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合、給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合には、10万円）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合には、10万円）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。（所得金額調整控除）										
	(2) 給与所得控除の見直し 給与所得控除の上限額が適用される給与収入を、現行の1,000万円（控除額220万円）から、次のとおり引き下げる。 （上記振替に伴う10万円引下げ分を含む。）										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度～令和2年度分</th> <th>令和3年度分以後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限が適用される給与収入</td> <td>1,000万円</td> <td>850万円</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除の上限額</td> <td>220万円</td> <td>195万円</td> </tr> </tbody> </table>			平成30年度～令和2年度分	令和3年度分以後	上限が適用される給与収入	1,000万円	850万円	給与所得控除の上限額	220万円	195万円
			平成30年度～令和2年度分	令和3年度分以後							
	上限が適用される給与収入		1,000万円	850万円							
	給与所得控除の上限額		220万円	195万円							
※ ただし、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する場合、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10％に相当する金額を、給与所得の金額から控除する。（所得金額調整控除）											
(3) 公的年金等控除の見直し											
① 公的年金等収入が1,000万円超の場合、控除額に上限を設定する。（上記振替に伴う10万円引下げ分を含む。）											
<table border="1"> <tr> <td>上限が適用される公的年金等収入</td> <td>1,000万円超</td> </tr> <tr> <td>公的年金等控除の上限額</td> <td>195.5万円</td> </tr> </table>	上限が適用される公的年金等収入	1,000万円超	公的年金等控除の上限額	195.5万円							
上限が適用される公的年金等収入	1,000万円超										
公的年金等控除の上限額	195.5万円										
② 公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超の場合、控除額を引き下げる。											
<table border="1"> <tr> <td>公的年金等収入以外の所得金額</td> <td>公的年金等控除額</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超</td> <td>△10万円</td> </tr> <tr> <td>2,000万円超</td> <td>△20万円</td> </tr> </table>	公的年金等収入以外の所得金額	公的年金等控除額	1,000万円超	△10万円	2,000万円超	△20万円					
公的年金等収入以外の所得金額	公的年金等控除額										
1,000万円超	△10万円										
2,000万円超	△20万円										
(4) 基礎控除の見直し											
合計所得金額2,400万円（給与収入2,595万円）超の所得割の納税義務者に係る基礎控除について、次のとおりとする。											
<table border="1"> <tr> <td>所得割の納税義務者の合計所得金額</td> <td>基礎控除の金額</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下 (給与収入2,595万円超2,645万円以下)</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下 (給与収入2,645万円超2,695万円以下)</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超 (給与収入2,695万円超)</td> <td>適用なし</td> </tr> </table>	所得割の納税義務者の合計所得金額	基礎控除の金額	2,400万円超2,450万円以下 (給与収入2,595万円超2,645万円以下)	29万円	2,450万円超2,500万円以下 (給与収入2,645万円超2,695万円以下)	15万円	2,500万円超 (給与収入2,695万円超)	適用なし			
所得割の納税義務者の合計所得金額	基礎控除の金額										
2,400万円超2,450万円以下 (給与収入2,595万円超2,645万円以下)	29万円										
2,450万円超2,500万円以下 (給与収入2,645万円超2,695万円以下)	15万円										
2,500万円超 (給与収入2,695万円超)	適用なし										

4 地方税法等の一部を改正する法律(平成31年3月29日法律第2号)による税制改正の内容

第26表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区民税 住宅ローン控除の拡充	所得税における住宅借入金等特別控除の拡充に伴い、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合で消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間を3年延長（現行10年→13年）し、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等×7%（最高13.65万円））の範囲内において、個人住民税額から控除する。	

第27表 令和3年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区民税 子どもの貧困に対応するための非課税措置	事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。 ※ 令和2年度税制改正により見直し（第16章第1節5第30表(3)を参照）	

第28表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額								
軽自動車税環境性能割の税率の適用区分の見直し及び臨時的軽減	(1) 非課税又は1%もしくは2%の税率の適用区分について見直しを行う。 (2) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、税率を1%分軽減する特例措置を講ずる。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>臨時的軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>1.0%</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> </tbody> </table>	税率	臨時的軽減	非課税	非課税	1.0%	非課税	2.0%	1.0%	
税率	臨時的軽減									
非課税	非課税									
1.0%	非課税									
2.0%	1.0%									

第29表 令和4年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																						
軽自動車税種別割 グリーン化特例（軽課）の大幅見直し	令和3年度及び令和4年度に新規取得した自家用乗用車に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定する。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【改正前】</th> <th colspan="2">【改正後】</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td rowspan="2">75% 軽減</td> <td>電気自動車</td> <td rowspan="2">75% 軽減</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)</td> <td>天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 +30%達成</td> <td>50% 軽減</td> <td>2020年度基準 +30%達成</td> <td>軽減 なし</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 +10%達成</td> <td>25% 軽減</td> <td>2020年度基準 +10%達成</td> <td>軽減 なし</td> </tr> </tbody> </table> ※ 現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を2年延長する。（令和2年度新規取得分まで）	【改正前】		【改正後】		区分	軽減率	区分	軽減率	電気自動車	75% 軽減	電気自動車	75% 軽減	天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)	天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)	2020年度基準 +30%達成	50% 軽減	2020年度基準 +30%達成	軽減 なし	2020年度基準 +10%達成	25% 軽減	2020年度基準 +10%達成	軽減 なし	
【改正前】		【改正後】																						
区分	軽減率	区分	軽減率																					
電気自動車	75% 軽減	電気自動車	75% 軽減																					
天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)		天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21 規制からNOx10%低減達成)																						
2020年度基準 +30%達成	50% 軽減	2020年度基準 +30%達成	軽減 なし																					
2020年度基準 +10%達成	25% 軽減	2020年度基準 +10%達成	軽減 なし																					

5 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年3月31日法律第5号)による税制改正の内容

第30表 令和3年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し	<p>(1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置 現に婚姻をしていない者(寡婦又は寡夫である者を除く。)で生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有し、前年の合計所得金額が500万円以下である場合は、「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用する。</p> <p>(2) 寡婦(寡夫)控除の見直し ① 扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する寡婦の要件に、前年の合計所得金額が500万円以下であることを加える。 ② 現行の寡婦控除の特別加算を廃止する。 ③ その者と生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する寡婦(寡夫)に係る寡婦(寡夫)控除の控除額を30万円に引き上げる。</p> <p>(3) 個人住民税の人的非課税の見直し 現行(令和元年度改正後)の寡婦、寡夫、単身児童扶養者(児童扶養手当を受給している18歳以下の児童の父又は母)に対する個人住民税の人的非課税を見直し、上記見直し後のひとり親及び寡婦(ひとり親を除く)を対象とする(前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く)。</p> <p>※ (1)、(2)、(3)のいずれも、住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。</p>	千円 (平年度) △37,000

第31表 令和2年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額								
軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し	<p>軽量な葉巻たばこの課税方式について、令和2年10月1日から2段階で見直しを行う。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>課税方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>葉巻たばこ1gを紙巻たばこ1本に換算</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月1日</td> <td>葉巻たばこ(1本当たりの重量が0.7g未満)1本を紙巻たばこ0.7本に換算</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月1日</td> <td>葉巻たばこ(1本当たりの重量が1g未満)1本を紙巻たばこ1本に換算</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	課税方式	現行	葉巻たばこ1gを紙巻たばこ1本に換算	令和2年10月1日	葉巻たばこ(1本当たりの重量が0.7g未満)1本を紙巻たばこ0.7本に換算	令和3年10月1日	葉巻たばこ(1本当たりの重量が1g未満)1本を紙巻たばこ1本に換算	
実施時期	課税方式									
現行	葉巻たばこ1gを紙巻たばこ1本に換算									
令和2年10月1日	葉巻たばこ(1本当たりの重量が0.7g未満)1本を紙巻たばこ0.7本に換算									
令和3年10月1日	葉巻たばこ(1本当たりの重量が1g未満)1本を紙巻たばこ1本に換算									

6 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年4月30日法律第26号)による税制改正の内容

第32表 令和2年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	<p>軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。</p>	

7 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年3月31日法律第7号)による税制改正の内容

第33表 令和3年1月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区民税 住宅ローン控除の特例の延長等	<p>所得税において以下の措置が講じられることに伴い、適用年の各年において、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額（所得税の課税総所得金額等×7%（最高13.65万円））の範囲内で個人住民税額から控除する。</p> <p>なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。</p> <p>※ 所得税における措置 控除期間13年の特例の適用期限を延長し、令和4年末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者について面積要件を緩和する（50㎡以上→40㎡以上）。</p>	

第34表 令和3年4月1日度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
軽自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し及び臨時的軽減の延長	<p>(1) 軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。</p> <p>(2) 軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。</p> <p>なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する。</p>	

第35表 令和4年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																																																
軽自動車税種別割 グリーン化特例（軽課）の見直し	<p>対象の重点化等を行った上で適用期限を2年間延長する。（令和3年度・令和4年度新規取得分）</p> <p>(1) 営業用乗用車</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【改正前】</th> <th colspan="2">【改正後】</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td>75%</td> <td>電気自動車</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>軽減</td> <td>天然ガス自動車</td> <td>軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 +30%達成</td> <td>50% 軽減</td> <td>2030年度基準 90%達成</td> <td>50% 軽減</td> </tr> <tr> <td>2020年度基準 +10%達成</td> <td>25% 軽減</td> <td>2030年度基準 70%達成</td> <td>25% 軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 軽貨物自動車</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【改正前】</th> <th colspan="2">【改正後】</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> <th>区分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車</td> <td>75%</td> <td>電気自動車</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>軽減</td> <td>天然ガス自動車</td> <td>軽減</td> </tr> <tr> <td>2015年度基準 +35%達成</td> <td>50% 軽減</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2015年度基準 +15%達成</td> <td>25% 軽減</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	【改正前】		【改正後】		区分	軽減率	区分	軽減率	電気自動車	75%	電気自動車	75%	天然ガス自動車	軽減	天然ガス自動車	軽減	2020年度基準 +30%達成	50% 軽減	2030年度基準 90%達成	50% 軽減	2020年度基準 +10%達成	25% 軽減	2030年度基準 70%達成	25% 軽減	【改正前】		【改正後】		区分	軽減率	区分	軽減率	電気自動車	75%	電気自動車	75%	天然ガス自動車	軽減	天然ガス自動車	軽減	2015年度基準 +35%達成	50% 軽減			2015年度基準 +15%達成	25% 軽減			
【改正前】		【改正後】																																																
区分	軽減率	区分	軽減率																																															
電気自動車	75%	電気自動車	75%																																															
天然ガス自動車	軽減	天然ガス自動車	軽減																																															
2020年度基準 +30%達成	50% 軽減	2030年度基準 90%達成	50% 軽減																																															
2020年度基準 +10%達成	25% 軽減	2030年度基準 70%達成	25% 軽減																																															
【改正前】		【改正後】																																																
区分	軽減率	区分	軽減率																																															
電気自動車	75%	電気自動車	75%																																															
天然ガス自動車	軽減	天然ガス自動車	軽減																																															
2015年度基準 +35%達成	50% 軽減																																																	
2015年度基準 +15%達成	25% 軽減																																																	

8 地方税法等の一部を改正する法律(令和4年3月31日法律第1号)による税制改正の内容

第36表 令和4年1月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額				
特別区民税 住宅ローン控除の延長・見直し	<p>所得税における住宅借入金等特別控除の延長・見直しに伴い、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について適用期限（令和3年12月31日）を令和7年12月31日まで4年延長する。</p> <p>なお、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>居住年</th> <th>控除限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年1月～令和7年12月</td> <td>所得税の課税総所得金額等 ×5% (最高9.75万円)</td> </tr> </tbody> </table>	居住年	控除限度額	令和4年1月～令和7年12月	所得税の課税総所得金額等 ×5% (最高9.75万円)	
居住年	控除限度額					
令和4年1月～令和7年12月	所得税の課税総所得金額等 ×5% (最高9.75万円)					

9 令和5年度の地方税法等の一部改正(令和5年3月31日法律第1号)による税制改正の内容

第37表 令和6年1月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																			
軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し	<p>軽自動車税環境性能割について、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月31日まで据え置くとともに、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げる。</p> <p>【自家用乗用車】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>税率</th> <th>現行</th> <th>令和6年1月1日以後</th> <th>令和7年4月1日以後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">非課税</td> <td>電気自動車 天然ガス自動車</td> <td>電気自動車 天然ガス自動車</td> <td>電気自動車 天然ガス自動車</td> </tr> <tr> <td>2030年度基準 75%達成</td> <td>2030年度基準 80%達成</td> <td>2030年度基準 80%達成</td> </tr> <tr> <td>1.0%</td> <td>2030年度基準 60%達成</td> <td>2030年度基準 70%達成</td> <td>2030年度基準 75%達成</td> </tr> <tr> <td>2.0%</td> <td>2030年度基準 上記以外</td> <td>2030年度基準 上記以外</td> <td>2030年度基準 上記以外</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 営業用乗用車についても、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行う。</p> <p>※ バス・トラックについても、それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行う。</p>	税率	現行	令和6年1月1日以後	令和7年4月1日以後	非課税	電気自動車 天然ガス自動車	電気自動車 天然ガス自動車	電気自動車 天然ガス自動車	2030年度基準 75%達成	2030年度基準 80%達成	2030年度基準 80%達成	1.0%	2030年度基準 60%達成	2030年度基準 70%達成	2030年度基準 75%達成	2.0%	2030年度基準 上記以外	2030年度基準 上記以外	2030年度基準 上記以外	
税率	現行	令和6年1月1日以後	令和7年4月1日以後																		
非課税	電気自動車 天然ガス自動車	電気自動車 天然ガス自動車	電気自動車 天然ガス自動車																		
	2030年度基準 75%達成	2030年度基準 80%達成	2030年度基準 80%達成																		
1.0%	2030年度基準 60%達成	2030年度基準 70%達成	2030年度基準 75%達成																		
2.0%	2030年度基準 上記以外	2030年度基準 上記以外	2030年度基準 上記以外																		

第38表 令和6年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額												
軽自動車税種別割 グリーン化特例(軽課)の延長	<p>グリーン化特例(軽課)について、適用期限を3年間延長する。(令和5年度から令和7年度新規取得分まで)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減率</th> <th>適用期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 天然ガス自動車</td> <td>75% 軽減</td> <td>令和7年度取得分まで</td> </tr> <tr> <td>2030年度基準 90%達成</td> <td>50% 軽減</td> <td>令和7年度取得分まで (営業用乗用車のみ)</td> </tr> <tr> <td>2030年度基準 70%達成</td> <td>25% 軽減</td> <td>令和6年度取得分まで (営業用乗用車のみ)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	軽減率	適用期限	電気自動車 天然ガス自動車	75% 軽減	令和7年度取得分まで	2030年度基準 90%達成	50% 軽減	令和7年度取得分まで (営業用乗用車のみ)	2030年度基準 70%達成	25% 軽減	令和6年度取得分まで (営業用乗用車のみ)	
区分	軽減率	適用期限												
電気自動車 天然ガス自動車	75% 軽減	令和7年度取得分まで												
2030年度基準 90%達成	50% 軽減	令和7年度取得分まで (営業用乗用車のみ)												
2030年度基準 70%達成	25% 軽減	令和6年度取得分まで (営業用乗用車のみ)												

10 令和6年度の地方税法等の一部改正(令和6年3月改正予定分)による税制改正の内容

第39表 令和6年度適用分

改正項目		改正内容	増減収見込額
特別区民税	定額減税	<p>令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施する。</p> <p>なお、これによる個人住民税所得割の減収額は、全額国費で補填する。</p> <p>※ 納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の場合に限る。</p>	<p>千円</p> <p>(6年度)</p> <p>△47,629,856</p>

第2節 その他の特別区の歳入に係る税制改正

- 1 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年8月22日法律第69号。以下「税制抜本改革法(地方)」という。）等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第86号）による税制改正の内容

※ 地方消費税率の引上げ時期等は、「税制抜本改革法(地方)」の一部改正（平成27年3月31日法律第2号）により平成29年4月1日施行とされていたが、令和元年10月1日に変更された。

第40表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
地方消費税率の引上げ (時期の変更)	(1) 消費税率10%への引上げ時期を変更し、第41表のとおりとする。 (2) 引上げ分の地方消費税収入（市町村交付金分を含む）については、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てる。 (3) 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金については、社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付する（各年度の交付基準は第41表のとおり）。	

第41表 消費税、地方消費税率と区市町村交付基準の推移

	平成9年4月～	平成26年4月～	平成27年4月～	令和元年 ～9月10月～	令和2年4月～	令和3年4月～
国・地方消費税率	5%	8%		10%		
地方消費税	1% 〔消費税額の 100分の25〕	1.7% 〔消費税額の 63分の17〕		2.2% 〔消費税額の 78分の22〕		
うち 区市町村交付分	地方消費税納付額の2分の1					
地方消費税交付金 按分基準	2分の1を人口 2分の1を従業者数	(社会保障財源分) 12分の2を人口 (一般財源分) 12分の5を人口 12分の5を従業者数	(社会保障財源分) 17分の7を人口 (一般財源分) 17分の5を人口 17分の5を従業者数	(社会保障財源分) 21分の11を人口 (一般財源分) 21分の5を人口 21分の5を従業者数	(社会保障財源分) 22分の12を人口 (一般財源分) 22分の5を人口 22分の5を従業者数	(社会保障財源分) 22分の12を人口 (一般財源分) 22分の5を人口 22分の5を従業者数

第42表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
消費税の軽減税率の導入 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	(1) 令和元年10月から軽減税率制度を導入 (2) 対象品目は、①酒類及び外食を除く飲食料品、②新聞の定期購読料 (3) 軽減税率は8%（国分：6.24%、地方分：1.76%） (4) 令和5年10月から適格請求書等保存方式を導入。それまでは簡素な方法とするとともに、税額計算の特例を設ける。	

第43表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
自動車取得税の廃止及び環境性能割の導入 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	令和元年10月の消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ導入する。 都道府県は、自動車税環境性能割について、その税収から徴税に要する経費に相当する額を控除した額の100分の65を区市町村に交付するものとする。交付基準等は、現行の自動車取得税交付金の交付基準等と同一とする。	

第44表 令和元年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
地方法人課税の偏在是正 (消費税率の引上げ時期変更に伴う実施時期の改正)	(1) 消費税率10%段階において、地域間の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化 【法人住民税法人税割】 道府県民税 : 税率 3.2% → 1.0% (△2.2%) 市町村民税 : 税率 9.7% → 6.0% (△3.7%) ※ 令和元年10月1日以降開始の事業年度について適用する。 【地方法人税】 税率 4.4% → 10.3% (+5.9%) ※ 令和元年10月1日以降開始の事業年度について適用する。 (2) 地方法人特別税・譲与税を廃止し、全額法人事業税に還元するとともに、法人事業税の一部を都道府県が市町村に交付する法人事業税交付金を創設 (特別区相当分については、特別区財政調整交付金の財源とされる) 【法人事業税交付金の概要】 ・交付額 : 法人事業税額の5.4% (令和元、2年度は経過措置あり) ・交付基準 : 従業者数(令和2年度～4年度は経過措置あり)	

2 地方税法等の一部を改正する法律(平成31年3月29日法律第2号)による税制改正の内容

第45表 令和元年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額								
環境性能割 自動車税環境性能割交付金に係る交付率の見直し	(1) 非課税又は1%もしくは2%の税率の適用区分について見直しを行う。 (2) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、税率を1%分軽減する特例措置を講ずる。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する(区市町村交付相当分は区市町村へ直接交付)。 平成31年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能割交付金に係る交付率を見直す。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>令和元～3年度</th> <th>令和4年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村への交付率</td> <td>65%</td> <td>47%</td> <td>43%</td> </tr> </tbody> </table>		改正前	令和元～3年度	令和4年度～	市町村への交付率	65%	47%	43%	
	改正前	令和元～3年度	令和4年度～							
市町村への交付率	65%	47%	43%							

3 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成 31 年3月 29 日法律第3号)による税制改正の内容

第46表 令和元年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額														
森林環境税	森林環境税・譲与税の創設	千円 (令和元年度) 362,701														
	<p>森林環境税(国税、令和6年度から課税)の収入額に相当する額を市町村及び都道府県に対して令和元年度から譲与する。</p> <p>※ 令和5年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税特別会計における借入れにより対応。</p> <p>譲与基準</p> <table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td>総額の9割に相当する額を私有林人口林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分 ※ 市町村の私有林人口林面積は、林野率により補正</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分</td> </tr> </table> <p>令和元年度から令和14年度までの間における森林環境譲与税の市町村及び都道府県への譲与割合は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度から令和6年度まで</td> <td>100分の80</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>令和7年度から令和10年度まで</td> <td>100分の85</td> <td>100分の15</td> </tr> <tr> <td>令和11年度から令和14年度まで</td> <td>100分の88</td> <td>100分の12</td> </tr> </tbody> </table>		市町村	総額の9割に相当する額を私有林人口林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分 ※ 市町村の私有林人口林面積は、林野率により補正	都道府県	総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分	期間	市町村	都道府県	令和元年度から令和6年度まで	100分の80	100分の20	令和7年度から令和10年度まで	100分の85	100分の15	令和11年度から令和14年度まで
市町村	総額の9割に相当する額を私有林人口林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分 ※ 市町村の私有林人口林面積は、林野率により補正															
都道府県	総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分															
期間	市町村	都道府県														
令和元年度から令和6年度まで	100分の80	100分の20														
令和7年度から令和10年度まで	100分の85	100分の15														
令和11年度から令和14年度まで	100分の88	100分の12														
森林環境譲与税																

4 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成 31 年3月 29 日法律第4号)による税制改正の内容

第47表 令和元年10月 1 日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																		
<p>地方法人課税における新たな偏在是正措置</p> <p>特別 区 財 政 調 整 交 付 金</p>	<p>(1) 消費税率10%段階において復元される法人事業税(所得割・収入割)の一部(法人事業税の約3割)を分離し、特別法人事業税(国税)を創設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税標準 : 法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分) 主な税率区分 <table border="1" data-bbox="502 607 1225 891"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主な税率区分</th> <th colspan="2">法人事業税 (所得割・収入割)</th> <th rowspan="2">特別法人事業税 (創設)</th> </tr> <tr> <th>(復元後)</th> <th>(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金1億円超の 普通法人</td> <td>3.6%</td> <td>⇒ 1%</td> <td>税額の260%</td> </tr> <tr> <td>資本金1億円以下の 普通法人等</td> <td>9.6%</td> <td>⇒ 7%</td> <td>税額の37%</td> </tr> <tr> <td>収入金額 課税対象法人</td> <td>1.3%</td> <td>⇒ 1%</td> <td>税額の30%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 賦課徴収 : 都道府県(法人事業税と併せて実施) 国への払込み : 税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み 適用期日 : 令和元年10月 1 日以降に開始する事業年度から適用 <p>(2) 特別法人事業税の収入額を、用途を限定しない一般財源として都道府県に譲与する特別法人事業譲与税を創設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 譲与基準等 : 「人口」を譲与基準とし、不交付団体に譲与制限(※)の仕組みを設ける。 ※ 当初算出額の25%を保障し、残余の75%を譲与しない(財源超過額を上限とする。) 譲与開始時期 : 令和2年度 <p>(3) 特別法人事業税の創設に伴い、法人事業税交付金の交付水準に変動が生じないよう、交付率を100分の7.7(現行(※)100分の5.4)に引き上げる。その際、交付金の算定基礎から、法人事業税の超過課税分を除く措置を講ずる。</p> <p>※ 「現行」とは、令和元年10月以降に適用することとされている交付率に関する規定</p>	主な税率区分	法人事業税 (所得割・収入割)		特別法人事業税 (創設)	(復元後)	(改正後)	資本金1億円超の 普通法人	3.6%	⇒ 1%	税額の260%	資本金1億円以下の 普通法人等	9.6%	⇒ 7%	税額の37%	収入金額 課税対象法人	1.3%	⇒ 1%	税額の30%	
	主な税率区分		法人事業税 (所得割・収入割)			特別法人事業税 (創設)														
		(復元後)	(改正後)																	
	資本金1億円超の 普通法人	3.6%	⇒ 1%	税額の260%																
資本金1億円以下の 普通法人等	9.6%	⇒ 7%	税額の37%																	
収入金額 課税対象法人	1.3%	⇒ 1%	税額の30%																	

5 所得税法等の一部を改正する法律(平成 31 年 3 月 29 日法律第 6 号)による税制改正の内容

第 48 表 令和元年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
自動車重量税におけるエコカー減税の軽減割合等の見直し	エコカー減税について、軽減割合の引下げや適用対象の縮小等の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。	千円 (令和元年度) 175,657

6 地方税法等の一部を改正する法律(令和 2 年 3 月 31 日法律第 5 号)による税制改正の内容

第 49 表 令和 2 年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額																										
森林環境譲与税の見直し	<p>(1) 令和 2 年度から令和 6 年度までの森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとし、各年度の譲与額を次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">譲与額</th> </tr> <tr> <th>(改正前)</th> <th>(改正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度・令和 3 年度</td> <td>200 億円</td> <td>⇒ 400 億円</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度・令和 5 年度</td> <td>300 億円</td> <td>⇒ 500 億円</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度</td> <td>森林環境税の収入額に相当する額</td> <td>⇒ 左の額に 300 億円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 森林環境譲与税の市町村及び都道府県への譲与割合を、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区市町村</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 2 年度・令和 3 年度</td> <td>20 分の 17</td> <td>20 分の 3</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度・令和 5 年度</td> <td>25 分の 22</td> <td>25 分の 3</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度</td> <td>10 分の 9</td> <td>10 分の 1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	譲与額		(改正前)	(改正後)	令和 2 年度・令和 3 年度	200 億円	⇒ 400 億円	令和 4 年度・令和 5 年度	300 億円	⇒ 500 億円	令和 6 年度	森林環境税の収入額に相当する額	⇒ 左の額に 300 億円を加算した額	年度	区市町村	都道府県	令和 2 年度・令和 3 年度	20 分の 17	20 分の 3	令和 4 年度・令和 5 年度	25 分の 22	25 分の 3	令和 6 年度	10 分の 9	10 分の 1	千円 (令和 2 年度) 408,039 (令和 4 年度) 226,688
年度	譲与額																											
	(改正前)	(改正後)																										
令和 2 年度・令和 3 年度	200 億円	⇒ 400 億円																										
令和 4 年度・令和 5 年度	300 億円	⇒ 500 億円																										
令和 6 年度	森林環境税の収入額に相当する額	⇒ 左の額に 300 億円を加算した額																										
年度	区市町村	都道府県																										
令和 2 年度・令和 3 年度	20 分の 17	20 分の 3																										
令和 4 年度・令和 5 年度	25 分の 22	25 分の 3																										
令和 6 年度	10 分の 9	10 分の 1																										

7 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年4月30日法律第26号)による税制改正の内容

第50表 令和2年10月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
環境性能割交付金 自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。 なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する（区市町村交付相当分は区市町村へ直接交付）。	

第51表 令和3年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額				
特別区財政調整交付金 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充	<p>厳しい経営環境にある(※)中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1又はゼロとする。</p> <p>※ 令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて、</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>30%以上50%未満減少している者</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>50%以上減少している者</td> <td>ゼロ</td> </tr> </table> <p>適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。</p> <p>※ これらの措置に伴う減収については、新たに創設する「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」により全額を補填し、同交付金のうち、「固定資産税減収補填特別交付金」については、特別区財政調整交付金の財源とする（令和3年度から令和6年度）。</p>	30%以上50%未満減少している者	2分の1	50%以上減少している者	ゼロ	
30%以上50%未満減少している者	2分の1					
50%以上減少している者	ゼロ					

8 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年3月31日法律第7号)による税制改正の内容

第52表 令和3年4月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
環境性能割交付金	<p>(1) 軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。クリーンディーゼル車については、構造要件による非課税の対象から除外した上で、2年間（令和3年4月から令和5年3月まで）の激変緩和措置を講ずる。</p> <p>(2) 自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。</p> <p>なお、この措置による減収については、地方特例交付金により全額国費で補填する（区市町村交付相当分は区市町村へ直接交付）。</p>	

第53表 令和3年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
特別区財政調整交付金	<p>固定資産税（土地）の負担調整措置</p> <p>令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。</p> <p>生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の適用期限を2年延長し、令和5年3月31日までに取得した資産を対象とする。</p> <p>なお、この措置に伴う減収については、「固定資産税減収補填特別交付金」により全額を補填し、特別区財政調整交付金の財源とする（令和3年度から令和8年度までに延長）。</p>	

9 令和5年度の地方税法等の一部改正(令和5年3月31日法律第1号)による税制改正の内容

第54表 令和6年1月1日以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額
自動車重量譲与税	<p>エコカー減税について、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行制度を令和5年12月31日まで据え置くとともに、各減免区分における燃費基準達成度を段階的に引き上げる。</p>	

10 令和6年度の地方税法等の一部改正(令和6年3月改正予定分)による税制改正の内容

第55表 令和6年度以後適用分

改正項目	改正内容	増減収見込額															
森林環境譲与税に係る譲与基準の見直し 森林環境譲与税	森林環境譲与税について、これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割（現行：5割）、「人口」の譲与割合を2.5割（現行：3割）とする。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【改正前】</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>譲与割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>私有林人工林面積</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td>林業就業者数</td> <td>2割</td> </tr> <tr> <td>人口</td> <td>3割</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【改正後】</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>譲与割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>私有林人工林面積</td> <td>5.5割</td> </tr> <tr> <td>林業就業者数</td> <td>2割</td> </tr> <tr> <td>人口</td> <td>2.5割</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>	区 分	譲与割合	私有林人工林面積	5割	林業就業者数	2割	人口	3割	区 分	譲与割合	私有林人工林面積	5.5割	林業就業者数	2割	人口	2.5割
区 分	譲与割合																
私有林人工林面積	5割																
林業就業者数	2割																
人口	3割																
区 分	譲与割合																
私有林人工林面積	5.5割																
林業就業者数	2割																
人口	2.5割																

第 2 部

基 準 財 政 需 要 額

第1章 概要

令和6年度都区財政調整については、令和6年1月29日開催の都区協議会において、「令和6年度都区財政調整方針及び同見込」（第4部資料編参照）が決定された。

基準財政需要額については、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、合理的かつ適正な方法により標準算定を行うものとされた。

本年度の改正点は、次のとおりである。

1 経常的経費

(1) 次の経費等について、新たに算定した。

ア 議会総務費

都・区市町村DX協働運営委員会経費（GovTech東京負担金）

イ 民生費

ひきこもり対策事業費、病児保育事業、定期利用保育補助事業費、おむつ回収事業費（単位費用・態容補正Ⅰ）、国民健康保険事業助成費（産前産後保険料免除）

ウ 衛生費

在宅療養推進事業費、予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）

エ 経済労働費

商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））

オ 教育費

【小・中学校費】学校運営費（教育用コンピュータ運用保守経費）、【小・中学校費】教員用デジタル教科書経費、地域学校協働活動推進事業費、子どもの読書活動推進事業費

(2) 次の経費等について、算定の充実を図った。

ア 議会総務費

水害対策経費、職員研修費、公金取扱手数料（指定金融機関業務経費）

イ 民生費

地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ事業費、区立保育所管理運営費（管理運営委託（委託施設））、保育所等の第二子無償化等への対応

ウ 衛生費

健康診査（乳がん検診）

エ 土木費

細街路拡幅事業費

オ 教育費

教育相談事業費（スクールソーシャルワーカー報酬）、成人式運営費

(3) 次の経費等について、算定内容を見直した。

ア 衛生費

成人保健対策費（訪問指導）

イ 土木費

住宅対策費（特定優良賃貸住宅家賃対策補助）

ウ 教育費

【中学校費】夏休み期間プール指導員、社会教育総務費（社会教育委員経費）

(4) 次の経費等について、算定の改善等を行った。

ア 議会総務費

災害対策費（消火器設置管理費）、退職手当費

イ 衛生費

食品衛生費（食品衛生営業許可等手数料）

ウ 清掃費

清掃費全般

エ 経済労働費

農業委員会運営費（態容補正Ⅰ）

オ 土木費

建築紛争予防調整事務費、建築審査会運営費、道路維持補修費、道路占用許可取締事務費（道路占用料）、公園使用料・公園占用料

(5) その他

物騰等による所要の単価改定を行った。

2 投資的経費

(1) 次の経費等について、算定内容を見直した。

・ 土木費

高齢者向け優良賃貸住宅供給事業（態容補正）

(2) 次の経費等について、算定の改善等を行った。

ア 民生費

高齢者集合住宅の整備費等（態容補正Ⅱ）

イ 令和6年度に限り、建築工事単価について、都財務局「令和6年度用標準建物予算単価」における特別補正費14%、週休2日対応費2%を反映した経費を臨時的に算定した。

(3) その他

ア 令和6年度に限り、公共施設の臨時的改築工事費を算定した。

イ その他、物騰等による所要の単価改定を行った。

第2章 経常的経費に係る単価等

第1節 主な統一単価

1 給与費に係る標準給		7,697,525円						
2 時間外勤務手当		2,880円						
3 普通旅費	{ <table> <tr> <td>近接地内</td> <td>529円</td> </tr> <tr> <td>近接地外</td> <td>38,200円</td> </tr> <tr> <td>研修旅費</td> <td>515円</td> </tr> </table> }	近接地内	529円	近接地外	38,200円	研修旅費	515円	
近接地内		529円						
近接地外		38,200円						
研修旅費	515円							

第2節 給与費に係る標準給の改定内容

第1項 本年度改定内容

給与費に係る標準給 (7,697,525円)

- (1) 職員共済組合事業主負担金等の負担率を変更した。
- (2) 令和6年度給与改定経費は見込んでいない。

第2項 積算等

職層別区分	標準給料		職層別標準給	職員構成比	統合標準給
	級号給	月額			
部長級	行(一) 6-056	495,600円	15,403,805円	0.0080136276	7,697,525円
課長級	行(一) 5-068	432,200円	13,079,150円	0.0250446985	
職員A	行(一) 3-089	386,800円	9,843,109円	0.2069854768	
職員B	行(一) 2-057	304,100円	7,749,139円	0.2937462610	
職員C	行(一) 1-063	244,800円	6,209,725円	0.3282782023	
技能系	行(二) 2-053	288,100円	7,429,044円	0.0869770947	
フルタイム再任用	行(一) 2	232,900円	4,870,726円	0.0509546390	

注1) 職層別区分

部長級、課長級、職員A(係長級)、職員B(主任)、職員C(係員)、技能系及びフルタイム再任用とした。

注2) 標準給料

行政職給料表(一)及び(二)による。

注3) 統合標準給の積算

「職層別標準給×職層別職員構成比」の累計

第3節 行政費目ごとの標準職員数一覧

経費の種類	測定単位	標準職員数			経費の種類	測定単位	標準職員数				
		計	比例人員	固定人員			計	比例人員	固定人員		
議会総務費	人口	456.23	258.71	197.52	生活経済費	人口	5.10	0.50	4.60		
民生費	社会福祉費	人口	117.25	109.45	7.80	経済労働費	産業経済費	事業所数	17.90	8.90	9.00
	老人福祉費	65歳以上人口	64.92	47.03	17.89		土木費	建築公害費	人口	93.00	56.56
	生活保護費	被保護者数	39.05	27.24	11.81	都市整備費		人口	41.00	35.32	5.68
	児童福祉費	18歳未満人口	126.35	92.00	34.35	道橋りょう費	道路面積	49.00	42.93	6.07	
区立保育所入所児童数		457.00	457.00	—	公園費		公園面積	18.35	3.79	14.56	
国民健康保険事業助成費	被保険者数	54.00	33.69	20.31	教育費	小学校費	学校数	87.00	87.00	—	
	後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	8.00	2.05		5.95	中学校費	学校数	33.00	33.00	—
衛生費	人口	129.37	82.12	47.25	育費	その他の教育費	児童生徒数	82.89	46.44	36.45	
清掃費	清掃総務費	人口	18.19	11.52			6.67	幼稚園数	57.75	57.75	—
	収集作業費	人口	120.79	95.87		24.92	人口	53.20	32.63	20.57	
処理処分費	収集車両費	人口	9.00	9.00	—	標準区職員数		2,183.14	1,675.30	507.84	
	処理処分費	人口	44.80	44.80	—						

第3章 投資的経費に係る単価等

第1節 各種単価の設定

1 単価設定

建築工事単価については、毎年度、物騰率を乗じて設定しているが、ウクライナ情勢や円安等による物価高騰の状況に鑑み、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を臨時的に反映した単価に設定した（令和5年度から）。

また、建築工事単価に係る物騰率算出方法について、臨時的に、当該年度の前前年度から前年度にかけての都財務局建築工事積算標準単価の変動率により改定することとした（令和6年度から）。

なお、令和6年度に限り、建築工事単価について、都財務局「令和6年度用標準建物予算単価」における特別補正費14%、週休2日対応費2%を反映した単価に設定した。

2 建築単価

区分	単 価	内 容 説 明
工 事 単 価	新 設 488,600円/㎡	・主体、主体設備、特殊付帯工事費等 414,500円/㎡
		・通常の基礎工事 25,000円/㎡
		・設計、工事監理委託料 49,100円/㎡
改 築	513,500円/㎡ (公衆便所 1,145,600円/㎡)	新設工事費+解体工事費
大規模 改 修	10,600円/㎡ (公衆便所 13,500円/㎡)	

注1) 特殊付帯工事には、冷暖房設備、変電設備、昇降機、外構工事等を含む。

注2) 通常の基礎工事とは普通の支持力で支持層15mまで（全区に算入される）。

注3) 初度調弁費は、主体、主体設備、特殊付帯、通常の基礎工事費の50/1,000。

3 用地単価

486,000円/㎡ → 東京都基準地価格調査（令和5年7月1日）による区部住宅地の対前年変動率を乗じて設定

4 その他単価

(1) 道路改良・ガードパイプ取替及び橋りょう架替単価

ア 道路改良単価の決定

(7) 幅員の設定基準

① 4.5m未満は、表層AC4cm、上層路盤AS5cm、下層路盤M10cm、C15cm

② 4.5m以上は、アスファルト・コンクリート舗装

・4.5m以上～6.5m未満 表層AC5cm、基層AC5cm、上層路盤M10cm、下層路盤C20cm

・6.5m以上～8.5m未満 表層AC5cm、基層AC10cm、上層路盤M10cm、下層路盤C30cm

・8.5m以上 表層AC5cm、基層AC20cm、上層路盤M15cm、下層路盤C20cm

〔 AC アスファルト混合物層 M 粒度調整碎石層
AS アスファルト処理混合物層 C クラッシャーラン碎石層 〕

③ CBR（舗装厚決定基準） 3%

(イ) 車道改良単価及び歩道込修正単価

幅員	4.5m未満	4.5m以上6.5m未満 (平均5.5m)	6.5m以上8.5m未満 (平均7.5m)	8.5m以上 (平均14.0m)
単価	19,300円/㎡	20,800円/㎡	28,400円/㎡	35,900円/㎡
歩道込修正単価	歩道の有無	無	無	片側 (1.5m) 両側 (1.5m × 2)
	修正単価	19,300円/㎡	20,800円/㎡	23,600円/㎡

注) 歩道込修正単価の算出方法

$$\text{歩道込修正単価} = \frac{\text{車道単価} \times \text{車道幅員} + \text{歩道単価} \times \text{歩道幅員}}{\text{道路平均幅員}}$$

6.5m以上～8.5m未満の場合

$$\frac{28,400\text{円}/\text{㎡} \times 6.0\text{m} + 4,400\text{円}/\text{㎡} \times 1.5\text{m}}{7.5\text{m}} \cong 23,600\text{円}/\text{㎡}$$

8.5m以上の場合

$$\frac{35,900\text{円}/\text{㎡} \times 11.0\text{m} + 4,400\text{円}/\text{㎡} \times 3.0\text{m}}{14.0\text{m}} \cong 29,200\text{円}/\text{㎡}$$

イ ガードパイプ取替・橋りょう架替

区分	単価	備考
ガードパイプ	20,400円/m	
橋りょう	鋼橋	499,100円/㎡ 設計委託料4%含む
	木橋・コンクリート橋	274,400円/㎡ //

(2) 公園造成単価

<一般公園>

区分	単価
造成工事	36,470円/㎡
設計委託料	530円/㎡
計	37,000円/㎡

注) 造成工事には、整地、芝張、植栽、外柵等を含む。

(3) 義務教育施設建設単価等

項 目	符 号	単 価	内 容 説 明	備 考	
校舎建設単価 基準面積 小： 5,900㎡ 養： 1,800㎡ 中： 6,198㎡	小	357,900円/㎡	主体付帯工事費	278,600円/㎡	
			基礎工事費	19,500円/㎡	
	養		変電施設	6,300円/㎡	
			設計、工事監理委託料	36,400円/㎡	
	中		校具費	7,600円/㎡	
			その他工事費	9,500円/㎡	
新設校校具費	小	D	65,418,000円/校		
	養	D			
	中	D			83,649,000円/校
給食室設置経費	小	E	226,610,000円/校	ドライ システ ム	
	養	E	211,413,000円/校		
	中	E			
新設校活性汚泥槽経費	小	—	62,439,000円/校	下水道 未普及 地 域	
	養	F			
	中	—			
鉄筋校舎取壊し経費	小	F	24,800円/㎡		
	中	F			
工所用仮設校舎経費	小	G	41,400円/㎡		
	中	G			
防火戸設置経費	小	H	1,478,000円/戸		
	養	G			
	中	H			
屋内運動場建設単価 基準面積 小： 1,215㎡ 養： 629㎡ 中： 1,138㎡	小	407,400円/㎡	主体付帯工事費	317,800円/㎡	
			基礎工事費	20,200円/㎡	
	養		変電施設	1,800円/㎡	
			設計、工事監理委託料	59,300円/㎡	
	中		校具費	8,300円/㎡	
屋内運動場取壊し経費	小	—	22,100円/㎡		
	養	—			
	中	—			
寄宿舎建設単価	養	K	388,000円/㎡		

項 目	符 号	単 価	内 容 説 明		備 考
学校プール建設単価 基準面積 小： 250㎡ 養： 200㎡ 中： 300㎡	小	426,900円/㎡	主体付帯工事費 321,300円/㎡		
	養		基礎工事費 14,500円/㎡		
	中		設計、工事監理委託料 91,100円/㎡		
学校プール内蔵経費	小	53,100円/㎡			
	養				
	中				
学校プール取壊し経費	小	32,000円/㎡			
	養				
	中				
武道場建設経費	中	407,400円/㎡	建設単価	基準面積 柔剣道場：450㎡	
	中	22,100円/㎡	取壊し経費	剣道場：300㎡	
	中	1,200,000円/校	大規模改修経費	柔道場：250㎡	
大規模改修経費	小	33,972,000円/校	校舎	23,960,000円/校	
			給食室	2,110,000円/校	
			屋内運動場	3,791,000円/校	
			プール	874,000円/校	
			校庭	2,363,000円/校	
			フェンス	874,000円/校	
	養	18,609,000円/校	校舎	10,387,000円/校	
			給食室	2,111,000円/校	
			屋内運動場	2,139,000円/校	
中	36,092,000円/校	校舎	25,211,000円/校		
		給食室	2,111,000円/校		
		屋内運動場	3,580,000円/校		
		プール	954,000円/校		
		校庭	3,252,000円/校		
		フェンス	984,000円/校		

注) 項目欄中「小」とは小学校費を、「養」とは小学校費(特別支援学校及び養護学園・態容補正)を、「中」とは中学校費をいう。

また、符号欄について、「小」は小学校費の態容補正(Ⅱ)、「養」は小学校費の態容補正(Ⅳ)、「中」は中学校費の態容補正(Ⅱ)の、それぞれの算式における符号と一致する。

第2節 所要経費の積算の考え方

区 分		積 算 式
新 設 経 費	工 事 費	単 価 × 標 準 事 業 規 模 × 標 準 区 事 業 量 488,600円/㎡ a ㎡ b か所
	用 地 費	単 価 × 標 準 事 業 規 模 × 標 準 区 事 業 量 486,000円/㎡ a ㎡ b か所
改 築 経 費	工 事 費	単 価 × 耐 用 年 数 × 標 準 事 業 規 模 513,500円/㎡ 1/50 ㎡
大規模改修経費	工 事 費	単 価 × 標 準 事 業 規 模 10,600円/㎡ ㎡

注) 改築経費の考え方 (参考)

改築経費については、減価償却方式 (定額法) に準じ算定する。

$$(A \text{円}/\text{m}^2 \times \text{m}^2) \times 1/50 \div \text{年間償却額} \times$$

↓

調 達 価 額

↓

耐用年数

$$\times \left[\begin{array}{l} \cdot \text{耐用年数を50年とする。} \\ \text{地方公営企業法施行規則別表の定め、事務用RC造り。} \end{array} \right]$$

- ・経費ごとに算定される改築経費 (例えば50か所分) を全額投入すれば、当該年度に1か所の改築 (既存施設の解体・新設) が可能となる。
- ・現況数の少ない経費は積み立てて投入され、一定の期間ごとに改築可能とする。

第3節 特定財源の積算の考え方

区 分	積 算 式	備 考
国 庫 支 出 金	補助単価 × 標準規模 × 補助率 × 国庫採択見込率 × 標準区事業量 x 円 y ㎡ 1/α Z/100 p 所	※ 国庫採択見込率 国庫採択実績見込量 標準区事業量
都 支 出 金	同 上	同 上
特 別 建 物	工事単価 × 標準規模 × 充当率 × 許可見込率 × 標準区事業量	※ 許可見込率 許可見込事業量 標準区事業量
債 公 園 用 地	用地単価 × 標準区数量 × 充当率 × 許可見込率	同 上

第4節 建設工事単価に係る物騰率の算出方法

1 建築工事関係

(1) 物価構成比の上昇率

区分	令和4年4月	令和4年5月		令和4年6月		令和4年7月		令和4年8月	
		4→5月上昇率	構成比	5→6月上昇率	構成比	6→7月上昇率	構成比	7→8月上昇率	構成比
資材費	33.36	1.018	33.95	1.012	34.36	1.005	34.52	1.002	34.58
労務費	59.86	0.956	57.23	1.020	58.38	1.016	59.31	0.987	58.54
共通経費	6.78	1.002	6.80	1.003	6.82	1.003	6.84	1.004	6.86
計	100.00	0.980	97.97	1.016	99.55	1.011	100.67	0.993	99.98
令和4年9月		令和4年10月		令和4年11月		令和4年12月		令和5年1月	
8→9月上昇率	構成比	9→10月上昇率	構成比	10→11月上昇率	構成比	11→12月上昇率	構成比	12→1月上昇率	構成比
1.000	34.58	0.998	34.51	1.001	34.55	0.997	34.46	0.996	34.32
0.989	57.89	1.034	59.86	0.987	59.08	0.975	57.61	1.016	58.53
1.004	6.89	1.005	6.93	1.004	6.95	1.004	6.98	1.005	7.02
0.994	99.37	1.019	101.29	0.993	100.59	0.985	99.05	1.008	99.86
令和5年2月		令和5年3月		令和5年4月		令和5年5月		令和5年6月	
1→2月上昇率	構成比	2→3月上昇率	構成比	3→4月上昇率	構成比	4→5月上昇率	構成比	5→6月上昇率	構成比
0.998	34.25	0.997	34.16	1.006	34.38	1.002	34.45	1.003	34.56
0.974	57.01	1.038	59.17	1.041	61.60	0.951	58.58	1.005	58.87
0.993	6.97	1.003	6.99	1.005	7.02	0.999	7.01	1.003	7.04
0.984	98.22	1.021	100.32	1.027	103.00	0.971	100.04	1.004	100.47

注1) 資材費の上昇率は、日銀企業物価指数及び総務省消費者物価指数による。

注2) 労務費の上昇率は、厚生労働省毎月勤労統計の建設業の給与による。

注3) 共通経費の上昇率は、総務省消費者物価指数による。

(2) 令和5年4月 → 令和6年4月上昇率推計

< $Y = m t + b$ の一次直線により、回帰式を求める。 >

令和4年4月の構成比を100として各時点を指数化し、次式に代入して解く。

$$\begin{cases} \sum Y = n b + m \sum t & \cdots \text{①} \\ \sum t Y = b \sum t + m \sum t^2 & \cdots \text{②} \end{cases}$$

$$\text{①より、} 15 b = 1500.38 \quad \therefore b = 100.03 \quad \cdots \text{③}$$

$$\text{②より、} 280 m = 25.02 \quad \therefore m = 0.09 \quad \cdots \text{④}$$

$$\text{③及び④を} Y = m t + b \text{に代入} \quad Y = 0.09 t + 100.03 \quad \cdots \text{⑤}$$

令和4年4月を $t = -7$ としたので令和6年4月は $t = 17$ $Y = 0.09 \times 17 + 100.03 = 101.56$

よって、令和5年4月→令和6年4月の上昇率は、 $\left(\frac{101.56}{103.00} - 1 \right) \times 100 \approx \Delta 1.4\%$

2 土木工事関係

(1) 物価構成比の上昇率

区 分	令和 4年4月	令和4年5月		令和4年6月		令和4年7月		令和4年8月	
		4→5月 上昇率	構 成 比	5→6月 上昇率	構 成 比	6→7月 上昇率	構 成 比	7→8月 上昇率	構 成 比
資 材 費	43.27	1.014	43.87	1.012	44.41	1.014	45.05	1.008	45.39
労 務 費	42.96	0.956	41.07	1.020	41.89	1.016	42.56	0.987	42.01
共通経費	13.77	1.002	13.80	1.003	13.84	1.003	13.88	1.004	13.94
計	100.00	0.987	98.74	1.014	100.14	1.014	101.49	0.998	101.34
令和4年9月		令和4年10月		令和4年11月		令和4年12月		令和5年1月	
8→9月 上昇率	構 成 比	9→10月 上昇率	構 成 比	10→11月 上昇率	構 成 比	11→12月 上昇率	構 成 比	12→1月 上昇率	構 成 比
1.011	45.92	1.021	46.88	1.004	47.06	1.000	47.08	1.002	47.17
0.989	41.54	1.034	42.96	0.987	42.40	0.975	41.34	1.016	42.00
1.004	13.99	1.005	14.06	1.004	14.12	1.004	14.17	1.005	14.25
1.001	101.45	1.024	103.90	0.997	103.57	0.991	102.59	1.008	103.41
令和5年2月		令和5年3月		令和5年4月		令和5年5月		令和5年6月	
1→2月 上昇率	構 成 比	2→3月 上昇率	構 成 比	3→4月 上昇率	構 成 比	4→5月 上昇率	構 成 比	5→6月 上昇率	構 成 比
1.005	47.39	1.003	47.53	1.008	47.91	1.010	48.40	1.011	48.91
0.974	40.91	1.038	42.46	1.041	44.20	0.951	42.04	1.005	42.25
0.993	14.15	1.003	14.19	1.005	14.26	0.999	14.24	1.003	14.29
0.991	102.44	1.017	104.18	1.021	106.37	0.984	104.68	1.007	105.45

注1)～注3) 前頁建築工事関係と同様。

(2) 令和5年4月 → 令和6年4月上昇率推計

前頁建築工事関係の上昇率推計と同様の方法による。

令和6年4月 (t=17) は、 $Y=0.43 \times 17 + 102.65 = 109.96$

よって、令和5年4月→令和6年4月の上昇率は、 $\left(\frac{109.96}{106.37} - 1 \right) \times 100 \approx 3.4\%$

第5節 行政費目ごとの標準事業規模一覧

経費の種類		測定単位	施設	標準事業規模	
議会総務費		人口	地域交流施設	m ² 25,994	
民生費	社会福祉費	人口	心身障害者福祉施設	10,620	
	老人福祉費	65歳以上人口	高齢者福祉施設	18,250	
	児童福祉費	15歳未満人口	児童福祉施設	35,902	
衛生費		人口	保健衛生施設	7,100	
清掃費	収集作業費	人口	清掃事務所・事業所	4,000	
		人口	車庫	1,800	
経労働費	生活経済費	人口	消費者及び商工振興施設	3,200	
土木費	建築公害費	人口	区営住宅	28,280	
	道路橋りょう費	道路面積	公衆便所（道路）	270	
	公園費	人口	公園（新設工事費）	1,500	
			公園（新設用地費）	400	
			公園（改修工事費）	300,000	
公園便所（公園）	2,160				
教育費	小学校費	学校数	小学校 (1校あたり)	校舎	5,900
				給食室	319
				屋内運動場	1,215
				プール	630
				校庭	4,000
				フェンス	670
	中学校費	学校数	中学校 (1校あたり)	校舎	6,198
				給食室	266
				屋内運動場	1,138
				プール	700
				校庭	5,600
				フェンス	756
	その他の教育費	児童生徒数	校外施設	6,000	
園児数		幼稚園	10,875		
人口		生涯学習関連施設	35,300		
		各種運動施設	136,220		

第4章 標準行政規模等一覧表

経費の種類		測定単位		測定単位の標準区数値			
		経常的経費	投資的経費				
議会総務費		人	口	人	口	350,000人	
市民生活費	社会福祉費	人	口	人	口	350,000人	
	老人福祉費	65歳以上人口	65歳以上人口	65歳以上人口	65歳以上人口	63,000人	
	生活保護費	被保護者数	—	被保護者数	被保護者数	7,600人	
	児童福祉費	区立保育所入所児童数	18歳未満人口	—	18歳未満人口	18歳未満人口	47,000人
			—	—	区立保育所入所児童数	3,400人	
			—	—	私立保育所入所児童数	1,100人	
	—	—	15歳未満人口	15歳未満人口	38,000人		
国民健康保険事業後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	—	被保険者数	被保険者数	113,780人		
国民健康保険事業後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	—	被保険者数	被保険者数	34,000人		
衛生費		人	口	人	口	350,000人	
清掃費	清掃総務費	人	口	—	人	口	350,000人
	収集作業費	人	口	人	口	350,000人	
	収集車両費	人	口	—	人	口	350,000人
	処理処分費	人	口	人	口	350,000人	
経労働費	生活経済費	人	口	人	口	350,000人	
	産業経済費	事業所数	—	事業所数	事業所数	12,000箇所	
土木費	建築公害費	人	口	人	口	350,000人	
	都市整備費	人	口	人	口	350,000人	
	道路橋りょう費	道路面積	道路面積	道路面積	道路面積	2,322,000㎡	
教育費	小学校費	児童数	—	児童数	児童数	21,930人	
		学級数	—	学級数	学級数	612学級	
		学校数	学校数	学校数	学校数	34校	
	中学校費	生徒数	—	生徒数	生徒数	10,800人	
		学級数	—	学級数	学級数	270学級	
その他の教育費	幼稚園数	児童生徒数	児童生徒数	児童生徒数	児童生徒数	32,730人	
		—	—	幼稚園数	幼稚園数	15箇所	
		—	—	園児数	園児数	1,800人	
—	—	人	人	人	口	350,000人	
その他諸費	公債費	元	元	元	元	元	
	財産費	年度支払額	—	年度支払額	年度支払額	—	
	その他行政費	人	口	—	人	口	350,000人

第5章 単位費用積算基礎

第1節 経常的経費

第1項 議会総務費

I 議会総務費の概要

1 単位費用算定の概要

- (1) 議会総務費は、測定単位「人口」により、次の経費を算定した。
 - ア 区議会議員の報酬、費用弁償等の区議会運営費及び区議会事務局運営に要する経費
 - イ 一般管理事務費、企画調査費、財産管理費、電子計算事務費、総合行政ネットワーク運営経費及び都・区市町村DX協働運営委員会経費等
 - ウ 人事委員会費、特別区協議会分担金、特別区長会事務局分担金、特別区議会議長会事務局分担金、全国市長会負担金及び全国市議会議長会負担金
 - エ 広報広聴費、災害対策費、国民保護法関連事業経費及び安全安心まちづくり推進事業費等
 - オ 区長・副区長・教育長に係る給料・職員手当・共済費、職員研修費及び庁舎維持管理費等
 - カ 住民基本台帳整備費、住居表示管理費、出張所管理運営費、文化振興事業費及び男女共同参画事業費等
 - キ 都民税及び特別区税の賦課徴収に要する経費
 - ク 選挙管理委員会費、選挙常時啓発普及費、区長及び区議会議員選挙の執行費並びに区長及び区議会議員選挙の公営費
 - ケ 監査委員の給料、報酬その他監査事務局の事務に要する経費等
 - コ 特別区職員の退職手当に要する経費
 - サ 再任用（短時間）職員給与に要する経費
- (2) 標準区の行政規模は人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を9,766,650,452円、特定財源を1,106,742,500円と見込み、差引一般財源所要額を8,659,907,952円と算定した。

この結果、単位費用を24,743円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 新たに都・区市町村DX協働運営委員会経費（GovTech東京負担金）について、算定した。
- (2) 水害対策に係る経費について、算定の充実を図った。
- (3) 職員研修に係る経費について、算定の充実を図った。
- (4) 公金取扱手数料（指定金融機関業務経費）について、算定の充実を図った。
- (5) 消火器の設置管理に係る経費について、算定を改善した。
- (6) 退職手当に係る経費について、算定を改善した。
- (7) その他、所要の単価改定等を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 会 費	議会運営費	報酬	436,820,138	特別職非常勤職員		
				議長	$903,200円 \times 12月 + 903,200円 \times \frac{145}{100} \times 3.60月 = 15,553,104円$	
				副議長	$786,100円 \times 12月 + 786,100円 \times \frac{145}{100} \times 3.60月 = 13,536,642円$	
				委員長	$(656,200円 \times 12月 + 656,200円 \times \frac{145}{100} \times 3.60月) \times 8人 = 90,398,112円$	
				委員長（予算特別委員会・決算特別委員会）	$\{ (656,200円 \times 2月 + 656,200円 \times \frac{145}{100} \times 3.60月 \times 0.15) + (607,700円 \times 10月 + 607,700円 \times \frac{145}{100} \times 3.60月 \times 0.85) \} \times 2人 = 21,199,140円$	
				副委員長	$(629,500円 \times 12月 + 629,500円 \times \frac{145}{100} \times 3.60月) \times 8人 = 86,719,920円$	
				副委員長（予算特別委員会・決算特別委員会）	$\{ (629,500円 \times 2月 + 629,500円 \times \frac{145}{100} \times 3.60月 \times 0.15) + (607,700円 \times 10月 + 607,700円 \times \frac{145}{100} \times 3.60月 \times 0.85) \} \times 2人 = 21,050,528円$	
				議員	$(607,700円 \times 12月 + 607,700円 \times \frac{145}{100} \times 3.60月) \times 18人 = 188,362,692円$	
				地方議会議員共済会給付費負担金	$610,000円 \times \frac{31.5}{100} \times 12月 \times 40人 = 92,232,000円$	
				地方議会議員共済会事務負担金	$13,000円 \times 40人 = 520,000円$	
				災害補償費	655,230	$436,820,138円 \times \frac{1.5}{1,000} = 655,230円$
				旅費	7,211,300	費用弁償
		議長、副議長	720,900円			
		議員	@170,800円 × 38人 = 6,490,400円			
	交際費	967,000	議長交際費	967,000円		
	需用費	1,458,300	議員人頭割			
			消耗品費	510,500円		
			印刷製本費	437,300円		
			会議費	510,500円		

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的	議会 （ 議 運 會 費 ）	使用料及び 賃借料	1,852,000	円	タブレット運用経費	@231,500円 × 40人 × $\frac{1}{5}$ = 1,852,000円	
		負担金補助 及び交付金	980,000		議長会・委員長会等分担金	980,000円	
		計	542,695,968				
	基 準 的	区 議 事 務 局 運 營 費	給与費	107,765,350			@7,697,525円 × 14.0人 = 107,765,350円
			職員手当等	1,725,120		時間外勤務手当	@2,880円 × 599時間 = 1,725,120円
			旅費	267,064		普通旅費	
						近接地内	@529円 × 18回 × 12月 = 114,264円
						近接地外	@38,200円 × 4回 = 152,800円
			需用費	717,800		消耗品費	717,800円
			役務費	11,158,400		通信運搬費	341,200円
					新聞折込・配布委託	3,793,800円	
					会議録作成委託	7,023,400円	
委託料			10,384,400		議会公開システム保守	2,266,500円	
			区議会だより作成委託	8,117,900円			
使用料及び 賃借料	1,736,200		自動車借上料	238,300円			
			システム機器リース料	1,497,900円			
備品購入費	370,200		図書購入及び一般事務用	370,200円			
	計	134,124,534					
	小計	676,820,502					
経 費 管 理 費	一般管理 事務費	報酬	19,890,500		会計年度任用職員	@11,366円 × 1,750人 = 19,890,500円	
		給与費	2,695,904,181			@7,697,525円 × 350.23人 = 2,695,904,181円	
		職員手当等	28,888,560		宿日直手当		
					土・日・休日	@6,000円 × 232日	
					平日	@6,000円 × 243日	
					年末年始	@6,000円 × 12日	
						2,922,000円 × 3人 = 8,766,000円	
					時間外勤務手当	@2,880円 × 6,987時間 = 20,122,560円	
		災害補償費	1,001,783		職員公務災害見舞金	1,001,783円	
		報償費	1,576,000			1,576,000円	
旅費	5,111,072		普通旅費				
			近接地内	@529円 × 414回 × 12月 = 2,628,072円			
			近接地外	@38,200円 × 65回 = 2,483,000円			
交際費	2,450,000			2,450,000円			

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 務	〔一般管理 事務費〕 需用費	33,369,500	円	消耗品費		21,610,600円	
				印刷製本費		8,565,100円	
				会議費		1,056,700円	
				修繕料		2,137,100円	
				役務費	郵便料		2,820,000円
		使用料及び 賃借料	14,960,000		電話料		12,140,000円
			35,415,000		ファクシミリ賃借料（含保守等）		26,099,100円
					自動車、会場借上料		1,259,100円
					職員情報システムリース料		8,056,800円
		備品購入費 負担金補助 及び交付金	16,350,700		一般事務用		16,350,700円
		116,000		地方債協会負担金等分担金		116,000円	
	計	2,855,033,296					
的 管 理	総合教育 会議	役務費	142,500	会議録作成経費		142,500円	
	企画調査費	職員手当等	2,784,960	時間外勤務手当	@2,880円 × 967時間 =	2,784,960円	
		報償費	271,200			271,200円	
		需用費	452,900	消耗品費、印刷製本費等（実施計画策定経費含む）		452,900円	
		役務費	23,300	郵便料等		23,300円	
		委託料	9,778,800	基本構想策定経費		1,291,600円	
				基本計画策定経費		1,288,600円	
				公共施設等総合管理計画策定経費		684,200円	
				個別施設計画策定経費（公園、橋りょう）		3,396,100円	
				区民意識意向調査経費		3,118,300円	
	計	13,311,160					
費 費	行政評価 事務費	報償費	583,700	行政評価委員謝礼		583,700円	
		需用費	220,000	消耗品費		23,000円	
				印刷製本費		197,000円	
		役務費	108,000	会議録作成経費		108,000円	
		計	911,700				
財 政 管 理 費	職員手当等	1,828,320		高所危険手当（検査）	@300円 × 104回 =	31,200円	
				時間外勤務手当	@2,880円 × 624時間 =	1,797,120円	

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 総	〔財政管理費〕	旅費	368,632	普通旅費		
		需用費	2,517,800	近接地内	@529円 × 34回 × 12月 =	215,832円
				近接地外	@38,200円 × 4回 =	152,800円
		役務費	32,400	消耗品費		800,400円
				印刷製本費		1,717,400円
		使用料及び賃借料	51,300			51,300円
		備品購入費	461,500	一般事務用		461,500円
	計	5,259,952				
	準 務	電子計算需用費	9,894,000	電子計算機用消耗品		9,894,000円
		事務費	45,451,000	オンライン等回線使用料		45,451,000円
委託料		202,194,000	情報システム保守委託		202,194,000円	
使用料及び賃借料		211,085,000	電子計算機レンタルリース料		211,085,000円	
計		468,624,000				
的 管	施設予約	2,753,000	回線使用料		2,753,000円	
	システム	13,577,000	システム保守委託		13,577,000円	
	経費	9,296,900	機器リース料		9,296,900円	
	計	25,626,900				
経 理	総合行政ネットワーク(LGWAN)運営経費	352,000	回線使用料		352,000円	
	委託料	1,063,000	提供設備保守委託		1,063,000円	
		1,557,200	提供設備等リース料		1,557,200円	
計	2,972,200					
費 費	情報セキュリティ強化関連経費	役務費	1,237,000	回線使用料	1,237,000円	
		委託料	13,336,000	運用保守委託	13,336,000円	
		使用料及び賃借料	30,207,700	対応機器リース料	30,207,700円	
	計	44,780,700				
情報セキュリティクラウド運用経費	役務費	10,239,100	情報セキュリティクラウド運用経費		10,239,100円	
自治体中間サーバ・プラットフォーム運用経費	負担金補助及び交付金	6,684,000	運用経費負担金		6,684,000円	

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 総	都・区・市 町・村・D 協働委員 経	委託料	11,959,100	電子申請・調達サービス提供委託料	11,959,100円		
		負担金補助 及び交付金	838,000		共同事務処理分担金	688,000円	
		計	12,797,100	GovTech東京負担金	150,000円		
	準 務	人事	負担金補助 及び交付金	14,560,043	共同事務処理分担金	14,560,043円	
		特別区協議会 分担金	負担金補助 及び交付金	5,118,515	共同事務処理分担金	5,118,515円	
		特別区長会 務分担金	負担金補助 及び交付金	11,329,060	共同事務処理分担金	11,329,060円	
		特別区議会議 長事務局分 担金	負担金補助 及び交付金	2,917,171	共同事務処理分担金	2,917,171円	
		全国市長会 負担金	負担金補助 及び交付金	1,326,000	共同事務処理分担金	1,326,000円	
		全国市議会議 長会会金	負担金補助 及び交付金	1,295,000	共同事務処理分担金	1,295,000円	
	的 管	軽自動車税 申告受付業務 負担金	負担金補助 及び交付金	700,000	負担金	700,000円	
軽自動車税 環境性能割 徴収取扱費 負担金		負担金補助 及び交付金	315,000	負担金	315,000円		
経 理	法務管理費	報酬	2,762,052	会計年度任用職員（顧問弁護士）	@209,971円 × 12月 = 2,519,652円		
				特別職非常勤職員（行政不服審査会委員）	@20,200円 × 3回 × 4人 = 242,400円		
		職員手当等	149,760	時間外勤務手当	@2,880円 × 52時間 = 149,760円		
		旅費	21,160	普通旅費	近接地内 @529円 × 40回 = 21,160円		
		需用費	3,636,500	消耗品費	3,636,500円		
		役務費	82,470	通信運搬費	34,000円		
				行政不服審査会反訳経費	48,470円		
		委託料	4,561,300	例規データシステム保守委託	4,561,300円		
	計	11,213,242					

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 管 理 費	指定管理者 選定等経費	報償費 376,580	円 { 選定委員会委員謝礼 @64,900円 × 19回 × $\frac{1}{5}$ = 246,620円 { 評価委員会委員謝礼 @34,200円 × 19回 × $\frac{1}{5}$ = 129,960円				
	委託料	1,006,900	財務分析及び労働環境分析委託 1,006,900円				
	計	1,383,480					
	広報広聴費	職員手当等 2,027,520	時間外勤務手当 @2,880円 × 704時間 = 2,027,520円				
		報償費 935,400	935,400円				
		旅費 457,504	普通旅費				
			{ 近接地内 @529円 × 48回 × 12月 = 304,704円 { 近接地外 @38,200円 × 4回 = 152,800円				
		需用費 52,988,500	{ 消耗品費 1,670,400円 { 印刷製本費 51,022,600円 { 会議費 176,400円 { 修繕料 119,100円				
		役務費 43,309,300	{ 回線使用料 235,600円 { 郵便料 257,100円 { 区民便利帳配布経費 1,883,100円 { 新聞折込料等 40,933,500円				
		委託料 96,418,300	{ ホームページ運営 16,666,000円 { 区のお知らせ等デザイン委託 6,388,100円 { 映像広報製作・放映委託 58,329,200円 { 点字広報等経費 5,476,100円 { 区報等編集事務委託 9,558,900円				
		使用料及び 賃借料 166,300	166,300円				
		工事請負費 2,060,100	2,060,100円				
		備品購入費 552,900	552,900円				
		負担金補助 及び交付金 32,000	32,000円				
		計	198,947,824				

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	総	情報公開・報酬	607,200	特別職非常勤職員（情報公開・個人情報保護審議会委員）		
		個人情報保護事業費	478,000	@12,650円 × 4回 × 12人 = 607,200円		
		報償費	478,000	情報公開・個人情報保護審査会		
		需用費	162,900	@19,120円 × 5回 × 5人 = 478,000円		
		役務費	140,800	消耗品費 162,900円		
		計	1,388,900	審議会・審査会テープ翻訳等 140,800円		
準	務	防災対策報酬	25,219,566	特別職非常勤職員（防災会議委員）		
		職員手当等	636,480	@9,310円 × 30人 × 2回 = 558,600円		
		旅費	120,083	会計年度任用職員（防災指導員）		
		需用費	1,093,200	@4,110,161円 × 6人 = 24,660,966円		
		負担金補助及び交付金	900,000	時間外勤務手当（地域防災計画作成等）		
		計	27,969,329	@2,880円 × 221時間 = 636,480円		
的	管	災害対策	2,229,120	普通旅費 @529円 × 227回 = 120,083円		
		職員手当等	2,229,120	印刷製本費 1,004,900円		
		需用費	3,251,200	会議費 88,300円		
		備品購入費	172,300	防火防災協会助成 @300,000円 × 3団体 = 900,000円		
		計	5,652,620			
経	理	災害対策	795,620	時間外勤務手当（災害時） @2,880円 × 774時間 = 2,229,120円		
		職員手当等	2,229,120	防災被服、クリーニング費用 3,251,200円		
		旅費	341,734	災害対策本部用 172,300円		
		需用費	828,800			
		計	4,992,974			
費	費	災害救助費	795,620	会計年度任用職員 @11,366円 × 70人 = 795,620円		
		職員手当等	2,229,120	時間外勤務手当 @2,880円 × 774時間 = 2,229,120円		
		旅費	341,734	普通旅費 @529円 × 646回 = 341,734円		
		需用費	828,800	救援物資等 781,700円		
		使用料及び賃借料	197,700	印刷製本費 47,100円		
		負担金補助及び交付金	600,000	会場使用料 20,000円		
		計	4,992,974	自動車借上料 177,700円		
				被災世帯見舞金 600,000円		

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 経 費	消防団員共済費 等公務災害補償基金 掛金	円					
		630,000	{ 応急措置従事者 @0.3円 水防従事者 @1.5円 }	@1.8円 × 350,000人 =	630,000円		
	1,596,000	消防団員福祉共済掛金助成	@3,000円 × 532人 =	1,596,000円			
	計	2,226,000					
	総 災 害 防 護	総合防災	職員手当等	5,302,080	時間外勤務手当	@2,880円 × 1,841時間 =	5,302,080円
		訓練	報償費	425,400	医師等費用弁償		425,400円
		需 用 費	計	8,047,200	{ 消耗品費		3,545,900円
					{ 印刷製本費		2,418,700円
					{ 軽可搬ポンプ維持管理費 @11,700円 × 178台 =	2,082,600円	
			委託料	4,472,000	会場設営等		4,472,000円
		使用料及び賃借料	656,300	自動車借上料等		656,300円	
	工事請負費	623,500	訓練会場整地費		623,500円		
	備品購入費	85,800			85,800円		
	計	19,612,280					
管 対	水害対策 経費	需 用 費	1,559,000	{ 消耗品費		319,000円	
				{ ハザードマップ印刷製本費		610,000円	
		委託料	1,962,000	{ 水害対策備蓄品		630,000円	
			{ 水防訓練会場設営等		455,000円		
			{ ハザードマップ作成・更新委託		1,507,000円		
	計	3,521,000					
理 策 費	震災予防 対策	職員手当等	590,400	時間外勤務手当	@2,880円 × 205時間 =	590,400円	
		報償費	79,200	防災教育講師謝礼		79,200円	
	{ 防災普及 及広報 等経費 }	旅費	120,083	普通旅費	@529円 × 227回 =	120,083円	
		需 用 費	4,696,600	{ 印刷製本費		3,536,200円	
	{ 消耗品費				1,160,400円		
		役務費	302,700	印刷物配布経費		302,700円	
		委託料	3,409,400	防災教育講演会等委託		3,409,400円	
	使用料及び賃借料	7,776,200	緊急地震通報システム運用経費		7,776,200円		
	計	16,974,583					

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 総 災	震災予防 対策 〔起震車 運行等 経費〕	需用費	297,500	燃料費		90,500円	
				修繕費		207,000円	
		役員費	25,600	保険料		25,600円	
		委託料	728,700	保守点検委託料		728,700円	
		備品購入費	4,639,500	起震車購入費	@27,836,700円 × $\frac{1}{6}$ =	4,639,500円	
		公課費	25,000	自動車重量税		25,000円	
		計	5,716,300				
	準 務 害	防 災 市 民 組 織 育 成 費	需用費	3,231,500	消耗品費		2,816,300円
					印刷製本費		415,200円
			工事請負費	402,800	防災倉庫補修等		402,800円
備品購入費			18,868,800	防災用資器材		18,868,800円	
負担金補助 及び交付金			10,964,000	組織運営経費助成	@58,000円 × 183組織 =	10,614,000円	
			防火防災訓練災害補償等掛金		350,000円		
	計	33,467,100					
的 管 対	災 害 用 の 需 用 費 〔避難所用〕	需用費	67,420,133	クラッカー等	@145円 × 164,858食 =	23,904,410円	
				アルファ化米	@204円 × 149,264食 =	30,449,856円	
				調製粉乳	@2.27円 × 536,354g =	1,217,524円	
			即席めん	@145円 × 743食 =	107,735円		
			その他	@204円 × 57,552食 =	11,740,608円		
経 理 策	生 活 必 需 品 の 備 蓄	需用費	13,607,800	毛布、敷布等の備蓄		13,607,800円	
費 費 費	帰 宅 困 難 者 対 策 用 食 料 等 の 備 蓄	需用費	35,730,376	職員及び児童福祉施設等利用者用（3日分）		33,155,848円	
				職員・教職員、児童館・学童保育利用児童、保育所入所園児（2歳以上）、区立小・中学校児童生徒、幼稚園児用			
				食料（普通食）、水、簡易トイレ、毛布			
				@1,198円 × 26,296人 =		31,502,608円	
保育所入所園児（2歳未満）							
食料（ミルク、携帯おかん器）、水、簡易トイレ、毛布							
@2,396円 × 690人 =		1,653,240円					
一時滞在施設用（3日分）							
食料（普通食）、水、簡易トイレ、毛布							
@1,219円 × 2,112人 =		2,574,528円					

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口						
事業区分	節名	経費	内容説明									
基 準 的 管 理 費	災害 用品 及び 医療 器材 の備蓄	需用費	8,913,670	円 備蓄（3日分）								
				<table border="0"> <tr> <td>医薬品</td> <td>$3,400人 \times \frac{664,335円}{1,000人} =$</td> <td>2,258,740円</td> </tr> <tr> <td>医療資器材等</td> <td>$3,400人 \times \frac{1,957,332円}{1,000人} =$</td> <td>6,654,930円</td> </tr> </table>	医薬品	$3,400人 \times \frac{664,335円}{1,000人} =$	2,258,740円	医療資器材等	$3,400人 \times \frac{1,957,332円}{1,000人} =$	6,654,930円		
	医薬品	$3,400人 \times \frac{664,335円}{1,000人} =$	2,258,740円									
	医療資器材等	$3,400人 \times \frac{1,957,332円}{1,000人} =$	6,654,930円									
	避難 標識 維持 管理 費	職員手当等	429,120	時間外勤務手当 @2,880円 × 149時間 = 429,120円								
		旅費	16,399	普通旅費 @529円 × 31回 = 16,399円								
		役務費	451,830	<table border="0"> <tr> <td>清掃費</td> <td>@5,770円 × 65基 =</td> <td>375,050円</td> </tr> <tr> <td>塗装費等</td> <td>@3,490円 × 22基 =</td> <td>76,780円</td> </tr> </table>			清掃費	@5,770円 × 65基 =	375,050円	塗装費等	@3,490円 × 22基 =	76,780円
		清掃費	@5,770円 × 65基 =	375,050円								
		塗装費等	@3,490円 × 22基 =	76,780円								
	工事請負費	2,198,170	<table border="0"> <tr> <td>移設費</td> <td>@85,800円 × 65基 × $\frac{3}{100} =$</td> <td>167,310円</td> </tr> <tr> <td>撤去費</td> <td>@156,220円 × 13基 =</td> <td>2,030,860円</td> </tr> </table>			移設費	@85,800円 × 65基 × $\frac{3}{100} =$	167,310円	撤去費	@156,220円 × 13基 =	2,030,860円	
移設費	@85,800円 × 65基 × $\frac{3}{100} =$	167,310円										
撤去費	@156,220円 × 13基 =	2,030,860円										
備品購入費	1,464,880	<table border="0"> <tr> <td>避難場所標識</td> <td>@181,400円 × 37基 × $\frac{1}{10} =$</td> <td>671,180円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難道路標識</td> <td>@311,300円 × 22基 × $\frac{1}{10} =$</td> <td>684,860円</td> </tr> <tr> <td>@181,400円 × 6基 × $\frac{1}{10} =$</td> <td>108,840円</td> </tr> </table>			避難場所標識	@181,400円 × 37基 × $\frac{1}{10} =$	671,180円	避難道路標識	@311,300円 × 22基 × $\frac{1}{10} =$	684,860円	@181,400円 × 6基 × $\frac{1}{10} =$	108,840円
避難場所標識	@181,400円 × 37基 × $\frac{1}{10} =$	671,180円										
避難道路標識	@311,300円 × 22基 × $\frac{1}{10} =$	684,860円										
	@181,400円 × 6基 × $\frac{1}{10} =$	108,840円										
計	4,560,399											
対 管 理 費	消火器 設置 管理 費	需用費	6,368,850	消火器更新 6,368,850円								
				<table border="0"> <tr> <td>本体</td> <td>@12,684円 × 3,230本 × $\frac{1}{9} =$</td> <td>4,552,150円</td> </tr> <tr> <td>収納箱</td> <td>@5,062円 × 3,230個 × $\frac{1}{9} =$</td> <td>1,816,700円</td> </tr> </table>	本体	@12,684円 × 3,230本 × $\frac{1}{9} =$	4,552,150円	収納箱	@5,062円 × 3,230個 × $\frac{1}{9} =$	1,816,700円		
	本体	@12,684円 × 3,230本 × $\frac{1}{9} =$	4,552,150円									
収納箱	@5,062円 × 3,230個 × $\frac{1}{9} =$	1,816,700円										
委託料	4,129,760	薬剤補填 4,129,760円										
計	10,498,610											
策 費	防災行政 無線 システム 維持 管理 費	需用費	352,800	光熱水費 352,800円								
		役務費	3,662,000	電波利用料 3,662,000円								
		委託料	30,400,030	無線機器保守点検・総務省定期検査・免許更新手数料 30,400,030円								
		計	34,414,830									
費	水位雨量 観測シ ステム 維持 管理 費	需用費	63,300	光熱水費（電気料） 63,300円								
		役務費	1,098,000	回線使用料 1,098,000円								
		委託料	4,566,500	システム保守点検 4,566,500円								
		使用料及び 賃借料	3,352,900	システムリース料 3,352,900円								
		計	9,080,700									
被災者 生活 再建 支援 シ ステム	委託料	3,568,800	システム運用委託料 3,568,800円									
小計		307,927,504										

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口																					
事業区分	節名	経費	内容説明																								
基 総	公衆無線 LAN経費	委託料	14,201,300	運用及び保守管理委託料 @171,100円 × 83箇所 = 14,201,300円																							
	国民保護 法関連 事業経費	報酬 需用費	209,370 375,400	特別職非常勤職員（国民保護協議会委員） @9,970円 × 21人 × 1回 = 209,370円 〔消耗品費 187,700円 印刷製本費 187,700円〕																							
		役務費	30,400	〔通信運搬費 15,100円 その他（速記料等） 15,300円〕																							
		計	615,170																								
	準 務	安全安心 まちづくり 推進事業費	報酬 需用費	320,320 5,624,900	特別職非常勤職員（安全安心まちづくり推進協議会委員） @10,010円 × 8人 × 4回 = 320,320円 〔啓発・PR費 323,600円 防犯グッズ購入費 1,079,000円 消耗品費 215,700円 印刷製本費 323,600円 自動通話録音機購入費 @5,800円 × 635台 = 3,683,000円〕																						
			委託料	61,242,780	防犯パトロール委託経費 @1,755円 × 18時間 × 312日 × 6人 = 59,136,480円 安全安心メールシステム保守費用 2,106,300円																						
			備品購入費 負担金補助 及び交付金	215,700 40,684,000	一般事務用 215,700円 〔防犯協会助成 @589,000円 × 3団体 = 1,767,000円 防犯設備助成 38,917,000円〕																						
			計	108,087,700	<table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>〔</td> <td>特定財源（都支出金）</td> <td>20,567,000円</td> <td>〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,683,000円 × $\frac{1}{2}$ =</td> <td>1,841,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>34,521,000円 × $\frac{1}{2}$ =</td> <td>17,261,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,395,000円 × $\frac{1}{3}$ =</td> <td>1,465,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〕</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			〔	特定財源（都支出金）	20,567,000円	〕		3,683,000円 × $\frac{1}{2}$ =	1,841,000円			34,521,000円 × $\frac{1}{2}$ =	17,261,000円			4,395,000円 × $\frac{1}{3}$ =	1,465,000円		〕			
		〔	特定財源（都支出金）	20,567,000円	〕																						
			3,683,000円 × $\frac{1}{2}$ =	1,841,000円																							
		34,521,000円 × $\frac{1}{2}$ =	17,261,000円																								
		4,395,000円 × $\frac{1}{3}$ =	1,465,000円																								
〕																											
的 管																											
経 理																											
費 費	特別職 職員費	給料	45,421,200	給料 45,421,200円 〔区長 1,135,400円 × 1人 × 12月 = 13,624,800円 副区長 916,600円 × 2人 × 12月 = 21,998,400円 教育長 816,500円 × 1人 × 12月 = 9,798,000円〕																							

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	総	特別職員費	円			
			職員手当等	38,591,646	地域手当 { (1,135,400円 + 916,600円 × 2人 + 816,500円) × 0.12 } × 12月 = 5,450,544円 期末手当 20,029,463円 { 区長 1,135,400円 × 1人 × $\frac{147.4}{100}$ × 3.59月 = 6,008,151円 副区長 916,600円 × 2人 × $\frac{147.4}{100}$ × 3.59月 = 9,700,672円 教育長 816,500円 × 1人 × $\frac{147.4}{100}$ × 3.59月 = 4,320,640円 退職手当 13,111,639円 { 区長 1,135,400円 × 1人 × $\frac{451}{100}$ = 5,120,654円 副区長 916,600円 × 2人 × $\frac{325}{100}$ = 5,957,900円 教育長 816,500円 × 1人 × $\frac{249}{100}$ = 2,033,085円 }	
準	務	共済費	9,826,467	職員共済組合事業主負担金 9,743,513円 区長 2,585,927円 { (1) 650,000円 × 1人 × 12月 × $\frac{155.399}{1,000}$ = 1,212,112円 (2) 1,500,000円 × 2回 × 1人 × $\frac{139.990}{1,000}$ = 419,970円 (3) 1,150,000円 × 1人 × 12月 × $\frac{48.840}{1,000}$ = 673,992円 (4) 5,730,000円 × 1人 × $\frac{48.840}{1,000}$ = 279,853円 副区長 4,828,020円 { (1) 650,000円 × 2人 × 12月 × $\frac{155.399}{1,000}$ = 2,424,224円 (2) 1,500,000円 × 2回 × 2人 × $\frac{139.990}{1,000}$ = 839,940円 (3) 930,000円 × 2人 × 12月 × $\frac{48.840}{1,000}$ = 1,090,108円 (4) 4,850,000円 × 2人 × $\frac{48.840}{1,000}$ = 473,748円 教育長 2,329,566円 { (1) 650,000円 × 1人 × 12月 × $\frac{155.399}{1,000}$ = 1,212,112円 (2) 1,500,000円 × 2回 × 1人 × $\frac{139.990}{1,000}$ = 419,970円 (3) 830,000円 × 1人 × 12月 × $\frac{48.840}{1,000}$ = 486,446円 (4) 4,321,000円 × 1人 × $\frac{48.840}{1,000}$ = 211,038円 }		
			災害補償費	21,270	公務災害補償基金掛金 70,901,207円 × $\frac{1.17}{1,000}$ = 82,954円 公務災害補償費附加給付 70,901,207円 × $\frac{20}{100}$ × $\frac{1.5}{1,000}$ = 21,270円	
的	管	計	93,860,583			
経	理					
費	費					

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 管 理 費	非常勤職員 公務災害 補償費	負担金補助 及び交付金	3,456,000	円	全非常勤 [各款（議会費を除く）の報酬 $\times \frac{1.5}{1,000}$] = 3,456,000円	
	職員共済 組合給与 負担金	負担金補助 及び交付金	34,268,742		共済組合事務従事職員給与費負担金 34,268,742円	
	職員共済 組合業務 経理負担金	負担金補助 及び交付金	32,823,888		共済組合運営費及び給付事業事務費負担金 32,823,888円	
	職員選考 試験費	需用費 委託料	151,400		消耗品費 151,400円	
			334,200		問題作成委託、健康診断料 334,200円	
		計	485,600			
	職員昇任 選考費	委託料	432,600		問題作成・採点委託 432,600円	
	職員健康 管理費	報酬	6,534,834		{ 特別職非常勤職員（産業医非常勤報酬） 3,300,600円 { 会計年度任用職員（臨床心理士非常勤報酬） 3,234,234円	
		需用費	411,600		消耗品費 411,600円	
		委託料	48,080,144		職員健康管理委託料	
				{ 標準職員分 @14,370円 \times 2,183.14人 = 31,371,722円 { 再任用短時間職員分 @14,370円 \times 200人 = 2,874,000円 { 非常勤職員分 @14,370円 \times 656.07人 = 9,427,726円 ストレスチェック委託料 { 標準職員分 @1,220円 \times 2,183.14人 = 2,663,431円 { 再任用短時間職員分 @1,220円 \times 200人 = 244,000円 { 非常勤職員分 @1,220円 \times 656.07人 = 800,405円 雇入時健診 @8,420円 \times 83人 = 698,860円		
	備品購入費	220,900		一般事務用 220,900円		
	計	55,247,478				
	職員被服 貸与費	需用費	11,571,900		貸与被服購入費 11,571,900円	

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 総	職員互助 組合 交付金	負担金補助 及び交付金	14,350,000	円			
				{ 事業運営助成金 12,530,000円 結婚貸付金交付金 1,820,000円 }			
	職員研修費 { 職層研修 基礎研修 実務研修 専門研修 共同研修 }	報償費	871,740	講師謝礼（外部講師）	@15,030円 × 58時間 =	871,740円	
		旅費	238,960	受講旅費	@515円 × 464人 =	238,960円	
		需用費	634,000	消耗品費			346,320円
				印刷製本費			36,910円
				会議費			250,770円
		委託料	8,575,000	研修委託料			8,575,000円
				使用料及び 貸借料	287,000	会場、バス借上料	
		負担金補助 及び交付金	13,789,000	共同研修分担金			12,741,000円
その他負担金				1,048,000円			
	計	24,395,700					
準 務	財産管理費	報酬	301,600	特別職非常勤職員（財産評価委員）			
				@7,540円 × 40回 =			301,600円
		職員手当等	1,797,120	時間外勤務手当			@2,880円 × 624時間 = 1,797,120円
				旅費	525,764	普通旅費	
	{ 近接地内 @529円 × 43回 × 12月 = 272,964円 近接地外 @38,200円 × 3回 = 114,600円 }	費用弁償				138,200円	
		需用費	260,100			消耗品費	
	印刷製本費			140,300円			
	役務費	744,700	郵券等			10,700円	
			火災保険料			734,000円	
	委託料	1,402,200	土地建物測量委託等			1,402,200円	
使用料及び 貸借料			4,299,500	施設保全・営繕積算システム使用料			4,299,500円
費 費	原材料費	50,600				50,600円	
	備品購入費	65,400				65,400円	
	計	9,446,984	{ 特定財源（財産収入） 94,348,600円 土地建物等貸付 92,613,800円 物品他売払収入等 1,734,800円 }				

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 務	車 両 維 持 管 理 費	職員手当等	218,880	時間外勤務手当	@2,880円 × 76時間 =	218,880円	
		旅費	4,232	普通旅費	@529円 × 8回 =	4,232円	
		需用費	2,591,600	燃料費			1,856,500円
				消耗品費			397,200円
				修繕料			337,900円
		役務費	662,000	自動車損害保険料		662,000円	
		委託料	33,724,890	車両管理委託	@3,747,210円 × 9人 =	33,724,890円	
		使用料及び賃借料	337,900	有料道路、駐車場使用料			222,400円
				自動車借上料			115,500円
		備品購入費	3,864,300	自動車	@1,545,700円 × 15台 × $\frac{1}{6}$ =	3,864,300円	
公課費	283,500	自動車重量税	@37,800円 × 15台 × $\frac{1}{2}$ =	283,500円			
	計	41,687,302					
的 管 理	庁 舎 維 持 管 理 費	需用費	122,842,000	光熱水費		109,736,000円	
				消耗品費		6,500,000円	
				修繕費		6,606,000円	
		役務費	24,532,000	通信運搬費		22,083,000円	
				廃棄物処理手数料		2,449,000円	
		委託料	251,892,050	管理委託		63,860,000円	
				清掃委託		59,097,000円	
				保守委託		75,155,000円	
				庁中取締	@3,747,210円 × 5人 =	18,736,050円	
				交換便		10,955,000円	
電話交換		24,089,000円					
使用料及び賃借料	25,041,000		25,041,000円				
工事請負費	30,535,000	庁舎維持修繕（建築）		13,444,000円			
		庁舎維持修繕（土木）		17,091,000円			
備品購入費	3,339,000		3,339,000円				
	計	458,181,050					
費 費				特定財源	18,139,000円		
				使用料及び手数料			
				土地及び建物使用料	17,146,000円		
				財産収入			
				物品他売却収入等	993,000円		

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 総	区立施設委託料	64,932,700	円 建築物点検調査費 $28,851,400円 \times \frac{1}{3} = 9,617,000円$ 建築設備及び昇降機点検調査費 15,129,700円 外壁点検調査費 $140,952,100円 \times \frac{1}{10} = 14,095,000円$ フロン排出点検調査費 3,898,000円 防火設備点検調査費 22,193,000円			
	自治体総合賠償責任保険費	8,763,000	自治体総合賠償責任保険料 8,763,000円			
準 務	区民関係等事務費	11,897,952	会計年度任用職員(区民相談(法律・税務・交通事故相談)相談員報酬) @22,534円 × 528回 = 11,897,952円			
	職員手当等	420,480	時間外勤務手当			
			相談業務関係 @2,880円 × 89時間 = 256,320円 地域活動関係 @2,880円 × 57時間 = 164,160円			
	報償費	542,160	人権擁護員 @7,530円 × 6人 × 12月 = 542,160円			
	旅費	196,788	普通旅費			
			相談業務関係 @529円 × 248回 = 131,192円 地域活動関係 @529円 × 124回 = 65,596円			
	需用費	439,200	消耗品費 179,300円 印刷製本費 215,400円 修繕料 44,500円			
	役務費	167,200	通信運搬費 167,200円			
	委託料	431,200	調査委託料 431,200円			
	使用料及び賃借料	81,600	相談会場等 81,600円			
備品購入費	47,100	47,100円				
負担金補助及び交付金	178,000	人権擁護協会等負担金 178,000円				
	計	14,401,680				
費 費	地域報償費	221,100	講師等謝礼 221,100円			
	コミュニティ委託料	9,026,600	NPO活動等支援事業 9,026,600円			
	活動支援費	98,021,000	町会・NPO等助成金 93,021,000円 自治会・町会会館の整備助成金 5,000,000円			
	計	107,268,700				

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 管 理 費	住民基本台帳整備費	報酬 職員手当等 需用費	29,551,600 9,132,480 7,483,500	円	会計年度任用職員 @11,366円 × 2,600人 =	29,551,600円 9,132,480円	
	住民登録事務費	需用費	7,483,500		消耗品費	2,939,900円	
						印刷製本費	4,447,100円
	戸籍事務費	需用費	7,483,500			修繕料	96,500円
						住民実態調査費	役務費
	印鑑登録事務費	委託料	147,103,472			戸籍業務補助委託 @3,747,210円 × 13.63人 =	51,074,472円
						戸籍等システム保守委託料	86,931,300円
	住民基本台帳ネットワークシステム運営費	委託料	147,103,472			コンビニ交付証明書等発行委託料	2,138,900円
						コンビニ交付システム保守運用委託料	6,958,800円
	住民基本台帳ネットワークシステム運営費	使用料及び賃借料	68,941,400			複写機等借上料	642,000円
						戸籍等システムリース料	60,298,100円
	住民基本台帳ネットワークシステム運営費	使用料及び賃借料	68,941,400			コンビニ交付機器等借上料	8,001,300円
備品購入費						821,900	印鑑登録事務用等
住民基本台帳ネットワークシステム運営費	負担金補助及び交付金	4,296,000			分担金（戸籍事務協力会、外国人登録事務研究会）	32,000円	
					コンビニ交付証明書交付センター負担金	4,264,000円	
住民基本台帳ネットワークシステム運営費	使用料及び賃借料	68,941,400			特定財源（使用料及び手数料）	150,057,000円	
					戸籍関係手数料	55,655,000円	
住民基本台帳ネットワークシステム運営費	使用料及び賃借料	68,941,400			印鑑証明手数料	30,388,000円	
					住民登録証明手数料	61,979,000円	
住民基本台帳ネットワークシステム運営費	使用料及び賃借料	68,941,400			その他手数料	2,035,000円	
					計	268,254,852	
経 理 費	住民基本台帳ネットワークシステム運営費	需用費	149,200		消耗品費	149,200円	
	住民基本台帳ネットワークシステム運営費	委託料	8,884,300		システム保守委託料	8,884,300円	
		使用料及び賃借料	6,919,300		システム機器借上料	6,919,300円	
住民基本台帳ネットワークシステム運営費	計	15,952,800					
	住居表示管理費	職員手当等	371,520		時間外勤務手当 @2,880円 × 129時間 =	371,520円	
住居表示管理費	旅費	旅費	6,348		普通旅費（近接地内等） @529円 × 12回 =	6,348円	
		需用費	602,000		住居番号表示板及び街区表示板等の購入	602,000円	
住居表示管理費	役務費	役務費	28,000		通信運搬費	28,000円	
		委託料	2,799,800		住居番号表示版及び街区表示版関連業務委託	2,799,800円	
住居表示管理費	使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	83,000			83,000円	
		計	3,890,668				

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 務	出張所 管理運営費	需用費	19,545,900	円			
		役務費	3,607,000	光熱水費	14,233,800円		
		委託料	58,300,200	消耗品費	3,290,300円		
		使用料及び 賃借料	9,534,300	印刷製本費	946,700円		
		工事請負費	18,676,400	修繕料	1,075,100円		
		備品購入費	1,214,200	通信運搬費	2,148,000円		
		計	110,878,000	その他役務費	1,459,000円		
					保守委託	15,975,800円	
					出張所業務委託	19,093,300円	
					清掃委託等	14,185,700円	
			その他の委託料	9,045,400円			
的 管 理 費	地域総合 防災センター 及び 災害対策 要員住宅 維持管理費	需用費	1,704,200	1 地域総合防災センター	6,968,430円		
		役務費	1,231,900	光熱水費	1,704,200円		
		委託料	3,596,330	通信運搬費	873,680円		
		工事請負費	436,000	その他	358,220円		
				庁舎管理委託			
				清掃	364,620円		
				設備等	3,231,710円		
				建物維持補修	436,000円		
					2 災害対策要員住宅	5,643,170円	
				需用費	850,800	光熱水費	459,300円
		役務費	81,200	消耗品費	39,900円		
		委託料	2,752,270	修繕費	351,600円		
		工事請負費	1,929,000	通信運搬費	52,400円		
		備品購入費	29,900	その他	28,800円		
				住宅管理委託	1,071,550円		
				清掃委託	688,840円		
				機械設備保守委託	991,880円		
				建物維持補修	1,929,000円		
					29,900円		

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 務	地域総合 防災センター 及び 災害対策 要員住宅 維持管理費	計	12,611,600	円 { 特定財源（使用料及び手数料） 職員住宅収入 13,356,000円 }			
		地域総合 防災センター 管理運営費	職員手当等 旅費 需用費	849,600 444,360 1,691,000	時間外勤務手当 @2,880円 × 295時間 = 普通旅費（近接地内） @529円 × 70回 × 12月 =	849,600円 444,360円	
		委託料	16,901,700	消耗品費 印刷製本費 会議費 修繕料 設備機器保守 防災情報システム保守	280,900円 387,800円 461,800円 560,500円 2,093,400円 14,808,300円		
		使用料及び 賃借料	535,100	ファクシミリ等の賃借	535,100円		
		原材料費	786,200		786,200円		
		備品購入費	224,600		224,600円		
		計	21,432,560				
	的管	区民センター 管理運営費	委託料	119,699,400	指定管理者管理運営委託	119,699,400円	
	経 理	地域センター 管理運営費	需用費	31,207,500	1 直営施設（3館分） 光熱水費 8,739,700円 × 3館 = 消耗品費 957,200円 × 3館 = 修繕料 705,600円 × 3館 =	26,219,100円 2,871,600円 2,116,800円	
	費 費		役務費	4,128,600	通信運搬費 232,500円 × 3館 = その他手数料 1,143,700円 × 3館 =	697,500円 3,431,100円	
		委託料	120,167,700	管理運営委託 31,565,100円 × 3館 = 清掃委託 3,709,000円 × 3館 = 機械設備保守委託 4,288,400円 × 3館 = 警備等委託 493,400円 × 3館 =	94,695,300円 11,127,000円 12,865,200円 1,480,200円		
		使用料及び 賃借料	2,466,000	機器借上げ	822,000円 × 3館 =	2,466,000円	
		工事請負費	8,133,000	建物維持補修	2,711,000円 × 3館 =	8,133,000円	
		備品購入費	429,000		143,000円 × 3館 =	429,000円	

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	地 域 センター 管理運営費	委託料	25,305,000	2 指定管理者導入施設（1館分） 指定管理者管理運営委託 $25,305,000円 \times 1館 = 25,305,000円$		
		計	191,836,800	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（使用料及び手数料）} \\ \text{直営施設3館分} \\ 14,627,000円 \times 3館 = 43,881,000円 \end{array} \right\}$		
準	男女共同 センター 管理運営費	需用費	3,411,000	$\left\{ \begin{array}{l} \text{光熱水費} \quad 2,071,100円 \\ \text{消耗品費} \quad 526,800円 \\ \text{修繕料} \quad 813,100円 \end{array} \right.$		
		役務費	845,400	$\left\{ \begin{array}{l} \text{通信運搬費} \quad 191,600円 \\ \text{その他手数料} \quad 653,800円 \end{array} \right.$		
		委託料	18,621,200	$\left\{ \begin{array}{l} \text{管理運営委託} \quad 16,542,000円 \\ \text{清掃委託} \quad 692,000円 \\ \text{機械設備保守委託} \quad 1,263,900円 \\ \text{警備委託} \quad 123,300円 \end{array} \right.$		
		使用料及び 賃借料	645,500	機器借上げ 645,500円		
		工事請負費	191,000	建物維持補修 191,000円		
		備品購入費	124,200	124,200円		
		計	23,838,300	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（使用料及び手数料）} \quad 2,205,000円 \end{array} \right\}$		
理	外国人生活 支援等 事業費	旅費	9,252,500	特別旅費（青少年等招致・派遣） $\left\{ \begin{array}{l} @949,000円 \times 15人 \times \frac{1}{2} = 7,117,500円 \\ @610,000円 \times 7人 \times \frac{1}{2} = 2,135,000円 \end{array} \right.$		
		委託料	31,294,100	$\left\{ \begin{array}{l} \text{交流活動等} \quad 5,607,100円 \\ \text{外国人向け冊子等作成} \quad 8,442,000円 \\ \text{日本語教室等} \quad 6,164,900円 \\ \text{外国人生活相談・支援・調査等} \quad 4,232,600円 \\ \text{通訳タブレット運用経費} @1,369,500円 \times 5台 = 6,847,500円 \end{array} \right.$		
費	文化振興 事業費	委託料	57,763,600	芸術、文学、音楽等の文化振興事業 57,763,600円		
		計	40,546,600			

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 管 理 費	平和普及 活動事業費	委託料	3,335,400	イベント関係（平和展等）		3,335,400円	
		円					
	男女共同 参画 事業費	報酬	524,400	特別職非常勤職員（男女共同参画推進会議委員報酬）			
		報償費	2,597,700	講師等謝礼			
		需用費	1,930,500	{ 消耗品費 723,300円 印刷製本費 1,207,200円			
		委託料	5,683,420	{ 相談業務委託 4,955,300円 行動計画策定経費 @3,640,600円 × $\frac{1}{5}$ = 728,120円			
		負担金補助 及び交付金	148,000	団体活動助成金等			
		計	10,884,020				
		人権啓発 事業費	報償費	131,000	講師等謝礼		131,000円
			需用費	690,200	{ 消耗品費 460,400円 印刷製本費 229,800円		
		役務費	19,500	郵送料等			
		委託料	191,900	講演会等委託料			
		使用料及び 賃借料	72,200	講演会等会場使用料			
	計	1,104,800					
経 理 費	会計管理費	職員手当等	1,465,920	時間外勤務手当	@2,880円 × 509時間 =	1,465,920円	
		旅費	209,820	普通旅費			
		需用費	3,018,600	{ 近接地内 @529円 × 15回 × 12月 = 95,220円 近接地外 @38,200円 × 3回 = 114,600円			
				{ 消耗品費 171,200円 印刷製本費 2,847,400円			
		役務費	32,400	32,400円			
		委託料	12,290,000	出納事務委託			
		使用料及び 賃借料	145,800	145,800円			
		備品購入費	319,800	一般事務用			
	計	17,482,340	{ 特定財源（諸収入） 預金利子 350,000円 }				

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 徴 準 的 税 経 費 費	総務管理費	新地方委託料	4,385,000	財務書類作成委託		4,385,000円
		公会計制度運用経費				
		小計	6,007,179,164			
		賦課徴収費	51,311,312	会計年度任用職員（徴収嘱託員）		
		報酬		@4,698,980円 × 9.42人 = 44,264,392円		
		給与費	592,709,425	会計年度任用職員 @11,366円 × 620人 = 7,046,920円		
		職員手当等	13,694,400	@7,697,525円 × 77人 = 592,709,425円		
		旅費	3,258,920	時間外勤務手当 @2,880円 × 4,755時間 = 13,694,400円		
		需用費	15,618,400	普通旅費		
		役務費	24,804,000	近接地内 @529円 × 480回 × 12月 = 3,047,040円		
	委託料	23,073,900	近接地外 { @38,200円 × 4回 = 152,800円 @8,440円 × 7回 = 59,080円			
	使用料及び賃借料	184,333,700	消耗品費 1,277,100円			
	備品購入費	328,300	印刷製本費 14,061,800円			
	負担金補助及び交付金	8,913,400	会議費 218,300円			
			修繕料 61,200円			
			郵送料 4,731,000円			
			電話料 20,073,000円			
			審査システム運用 9,218,000円			
			徴税事務委託 12,836,300円			
			コンビニ交付証明書等発行委託料 307,700円			
			コンビニ交付システム保守運用委託料 711,900円			
			電子計算機レンタルリース料 182,682,900円			
			自動車、会場借上料等 831,900円			
			コンビニ交付機器等借上料 818,900円			
			一般事務用 328,300円			
			納税貯蓄組合補助金 791,000円			
			地方税共同機構負担金 7,517,000円			
			東京税務協会分担金 169,400円			
			コンビニ交付証明書交付センター負担金 436,000円			

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 費	〔賦徴課費〕	償還金利息及び割引料	126,397,000	還付金等	126,397,000円	
		計	1,044,442,757	特定財源 763,838,900円 使用料及び手数料 納課税証明手数料 21,747,000円 都支出金 都民税徴収取扱費 608,616,000円 諸収入 133,475,900円 延滞金及び加算金 133,432,000円 標識及び処分弁償金 43,900円		
	税	公金取扱手数料	65,813,282	指定金融機関業務経費 30,176,335円 受託業務経費 25,548,947円 郵便局窓口収納手数料 188,000円 指定金融機関派出業務経費 9,900,000円		
		委託料	11,603,061	特別区民税・軽自動車税コンビニエンスストア収納委託料 @66円 × 142,692件 = 9,417,672円 月額基本料 @32,475円 × 12月 = 389,700円 特別区民税・軽自動車税電子決済収納委託料 1,003,113円 月額基本料 @66,048円 × 12月 = 792,576円		
		計	77,416,343			
	小計		1,121,859,100			
	経 費	選挙管理委員会費	報酬	12,022,800	特別職非常勤職員（委員報酬）	
			給与費	69,277,725	委員長 @291,500円 × 1人 } 1,001,900円 × 12月 委員 @236,800円 × 3人 } = 12,022,800円 @7,697,525円 × 9.0人 = 69,277,725円	
		職員手当等	627,840	時間外勤務手当 @2,880円 × 218時間 = 627,840円		
		旅費	795,892	普通旅費 近接地内 @529円 × 448回 = 236,992円 近接地外 @38,200円 × 1回 = 38,200円 費用弁償 520,700円		
交際費		90,000	90,000円			
需用費		100,500	消耗品費 25,000円 印刷製本費 25,600円 会議費 24,900円 後援会表示物 25,000円			

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 選 準 的 舉 費	〔選挙管理委員会費〕	委託料	5,493,900	選挙システム保守点検委託		5,493,900円	
		使用料及び賃借料	2,064,100	選挙システム機器賃借料		2,064,100円	
		備品購入費	87,000	一般事務用		87,000円	
		負担金補助及び交付金	103,000			103,000円	
		計	90,662,757				
	選挙常時	報償費	804,000	推進委員講師謝礼		804,000円	
		啓発普及費	需用費	1,072,700	消耗品費		465,900円
					印刷製本費		513,200円
					会議費		93,600円
	役員使用料及び賃借料	役員費	176,000	通信運搬費		176,000円	
		156,900	会場借上料等		156,900円		
	計	2,209,600					
	区長及び区議会議員選挙執行費	報酬	職員手当等	1,412,889	特別職非常勤職員（投票管理者等）		
						$4,526,300円 \times \frac{1}{4} =$	1,131,580円
					会計年度任用職員		
					$@11,366円 \times 99人 \times \frac{1}{4} =$	281,309円	
時間外勤務手当					$@2,880円 \times 4,272時間 \times \frac{1}{4} =$	3,075,840円	
投票所入場券郵送料							
					$19,693,700円 \times \frac{1}{4} =$	4,923,430円	
普通旅費					$@529円 \times 240回 \times \frac{1}{4} =$	31,740円	
需用費					消耗品費	$4,422,500円 \times \frac{1}{4} =$	1,105,630円
					印刷製本費	$2,562,700円 \times \frac{1}{4} =$	640,680円
	修繕費	$271,100円 \times \frac{1}{4} =$	67,780円				
役員費	投票所入場券郵送料	$10,229,000円 \times \frac{1}{4} =$	2,557,250円				
	電信料	$250,000円 \times \frac{1}{4} =$	62,500円				
	啓発宣伝費等	$8,147,000円 \times \frac{1}{4} =$	2,036,750円				
委託料	投票所設営撤去等委託	$23,604,500円 \times \frac{1}{4} =$	5,901,130円				
	自動車等借上料	$3,444,000円 \times \frac{1}{4} =$	861,000円				
計	22,676,619						

経費の種類		議会総務費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 費	選 挙 費	区長及び区議会議員選挙公営費 職員手当等需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 計	円				
			370,080	時間外勤務手当	@2,880円 × 514時間 × $\frac{1}{4}$ =	370,080円	
			6,128,540	選挙公報	2,443,700円 × $\frac{1}{4}$ =	610,930円	
				ビラ作成		414,000円	
				区長	333,200円 × $\frac{1}{4}$ =	83,300円	
				区議	1,322,800円 × $\frac{1}{4}$ =	330,700円	
				ポスター印刷		5,103,610円	
				区長	1,815,100円 × $\frac{1}{4}$ =	453,780円	
				区議	18,599,300円 × $\frac{1}{4}$ =	4,649,830円	
				選挙用はがき			
	区長	1,032,400円 × $\frac{1}{4}$ =	258,100円				
	区議	5,508,200円 × $\frac{1}{4}$ =	1,377,050円				
	選挙公報配布	4,147,800円 × $\frac{1}{4}$ =	1,036,950円				
	ポスター掲示場設置		6,833,480円				
	区長	7,078,500円 × $\frac{1}{4}$ =	1,769,630円				
	区議	20,255,400円 × $\frac{1}{4}$ =	5,063,850円				
	自動車借上料						
	区長	627,400円 × $\frac{1}{4}$ =	156,850円				
	区議	5,853,300円 × $\frac{1}{4}$ =	1,463,330円				
	小計	17,624,380					
	小計	133,173,356					
経 費	監査委員報酬 給料 給与費 職員手当等	7,357,200	特別職非常勤職員（委員報酬）				
			識見を有する者	@302,900円 × 1人 × 12月 =	3,634,800円		
			議員選出者	@155,100円 × 2人 × 12月 =	3,722,400円		
		7,953,600	常勤委員給料	@662,800円 × 1人 × 12月 =	7,953,600円		
		46,185,150		@7,697,525円 × 6.0人 =	46,185,150円		
		6,745,556	時間外勤務手当	@2,880円 × 312時間 =	898,560円		
			常勤委員手当		5,846,996円		
			地域手当	@662,800円 × $\frac{12}{100}$ × 12月 =	954,432円		
			期末手当	@662,800円 × $\frac{147.4}{100}$ × 3.59月 =	3,507,312円		
			退職手当	@662,800円 × $\frac{209}{100}$ =	1,385,252円		

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的	〔監査委員費〕	共済費	2,198,842	職員共済組合事業主負担金	2,184,316円
				(1) 650,000円 × 1人 × 12月 × $\frac{155.399}{1,000}$ =	1,212,112円
				(2) 1,500,000円 × 2回 × 1人 × $\frac{139.990}{1,000}$ =	419,970円
				(3) 650,000円 × 1人 × 12月 × $\frac{48.840}{1,000}$ =	380,952円
				(4) 3,507,000円 × 1人 × $\frac{48.840}{1,000}$ =	171,282円
				公務災害補償基金掛金 12,415,344円 × $\frac{1.17}{1,000}$ =	14,526円
		災害補償費	3,725	公務災害補償費附加給付	
				12,415,344円 × $\frac{20}{100}$ × $\frac{1.5}{1,000}$ =	3,725円
		旅費	696,009	普通旅費	
				近接地内 @529円 × 521回 =	275,609円
		近接地外 @38,200円 × 2回 =	76,400円		
		費用弁償	344,000円		
	交際費	84,000		84,000円	
	需用費	220,800	消耗品費	38,500円	
			印刷製本費	156,000円	
			会議費	26,300円	
	使用料及び賃借料	19,100		19,100円	
	備品購入費	30,800	一般事務用	30,800円	
	負担金補助及び交付金	100,000	分担金	100,000円	
	計	71,594,782			
経 費	退職手当費	職員手当等	1,016,768,748	退職手当	1,016,768,748円
				60歳定年退職者+勸奨退職者	
				@19,519,610円 × 78人 × $\frac{1}{2}$ =	761,264,790円
			61歳定年退職者加算分		
			@3,714,584円 × 64人 × $\frac{1}{2}$ =	118,866,688円	
			勸奨退職者		
			@19,519,610円 × 14人 × $\frac{1}{2}$ =	136,637,270円	
	再任用(短時間)職員経費	給与費	739,254,800	再任用(短時間)職員給与	
				@3,696,274円 × 200人 =	739,254,800円
合 計			9,766,650,452		

経費の種類	議会総務費	測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明
特 定 財 源	使用料及び手数料	248,392,000	1 安全安心まちづくり推進事業費 都支出金 20,567,000円
	都支出金	629,183,000	2 財産管理費 財産収入 94,348,600円
	財産収入	95,341,600	3 庁舎維持管理費 18,139,000円
	諸収入	133,825,900	{ 使用料及び手数料 17,146,000円 財産収入 993,000円
			{ 使用料及び手数料 13,356,000円 諸収入 350,000円
			{ 使用料及び手数料 43,881,000円 諸収入 133,475,900円
			{ 使用料及び手数料 2,205,000円 諸収入 763,838,900円
			{ 使用料及び手数料 21,747,000円 都支出金 608,616,000円
			{ 諸収入 133,475,900円 都支出金 608,616,000円
9 賦課徴収費			
合計	1,106,742,500		
差引一般財源			8,659,907,952円
数値			350,000人
単位費用			24,743円

第2項 民生費

I 民生費の概要

第1 社会福祉費

1 単位費用算定の概要

- (1) 社会福祉費は測定単位「人口」により、各社会福祉事業の一般管理事務費、婦人のための経費、心身障害者福祉施設管理運営費、各種援護事業費、障害者のための経費及び国民年金事務費等について、算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を10,924,424,182円、特定財源を5,608,554,546円と見込み、差引一般財源所要額を5,315,869,636円と算定した。

この結果、単位費用を15,188円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 新たに生活困窮者自立支援事業費（ひきこもり支援推進事業）について、算定した。
- (2) その他、所要の単価改定等を行った。

3 過年度改定内容

介護人材確保等対策事業費について、算定した（都の補助事業が存続する間の時限算定）。

第2 老人福祉費

1 単位費用算定の概要

- (1) 老人福祉費は測定単位「65歳以上人口」により、老人福祉に要する事業経費について、算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、65歳以上人口63,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を5,232,554,905円、特定財源を446,214,000円と見込み、差引一般財源所要額を4,786,340,905円と算定した。

この結果、単位費用を75,974円とした。

2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。

第3 生活保護費

1 単位費用算定の概要

- (1) 生活保護費は測定単位「被保護者数」により、生活保護の一般管理事務に要する経費、生活扶助費等について、算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、被保護者数7,600人とした。
- (3) 標準区の所要経費を4,596,223,969円、特定財源を3,160,776,000円と見込み、差引一般財源所要額を1,435,447,969円と算定した。

この結果、単位費用を188,875円とした。

2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。

第4 児童福祉費

1 単位費用算定の概要

(1) 児童福祉費は測定単位「18歳未満人口」、「区立保育所入所児童数」及び「私立保育所入所児童数」により、次の経費を算定した。

ア 「18歳未満人口」を測定単位とするもの

各種児童福祉事業の一般管理事務に要する経費、児童手当、児童扶養手当、児童館管理運営費、地域子ども・子育て支援事業費及び区立母子生活支援施設管理運営費等

イ 「区立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

区立保育所の運営に要する経費

ウ 「私立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

私立保育所施設型給付費等

(2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりである。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 d ÷ a
	人	円	円	円	円
18歳未満人口	47,000	13,208,924,087	6,194,558,000	7,014,366,087	149,242
区立保育所入所児童数	3,400	5,994,499,915	691,320,648	5,303,179,267	1,559,759
私立保育所入所児童数	1,100	1,767,603,750	982,571,392	785,032,358	713,666

2 本年度改定内容

(1) 「18歳未満人口」を測定単位とするもの

- ・新たに病児保育事業における保育士等の処遇改善経費について、算定した。
- ・新たに定期利用保育事業における保育士等の処遇改善経費について、算定した。
- ・【態容補正】区立認定こども園管理運営費において、新たにおむつ回収事業費について、算定した。
- ・地域子育て支援拠点事業における都単独型に係る経費について、算定の充実を図った。
- ・放課後児童クラブ事業費について、放課後児童支援員等の処遇改善経費を反映し、算定の充実を図った。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

(2) 「区立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

- ・新たにおむつ回収事業費について、算定した。
- ・区立保育所（委託施設）における保育士の処遇改善経費等について、算定の充実を図った。
- ・東京都が開始した第二子無償化に伴う影響を反映するとともに、多子世帯の児童に対する保育料軽減に係る経費について、算定の充実を図った。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

(3) 「私立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

- ・東京都が開始した第二子無償化に伴う影響を反映し、算定を改善した。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

3 過年度改定内容

- (1) 認可外保育施設等保護者負担軽減事業費について、算定した（都の補助事業が存続する間の時限算定）。
- (2) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費について、算定した（都の補助事業が存続する間の時限算定）。
- (3) 保育所等賃借料補助事業費について、算定した（都の補助事業が存続する間の時限算定）。

第5 国民健康保険事業助成費

1 単位費用算定の概要

- (1) 国民健康保険事業助成費は測定単位「被保険者数」により、国民健康保険事業会計への繰出金を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、被保険者数113,780人とした。
- (3) 標準区の所要経費を3,316,887,197円、特定財源を1,796,973,000円と見込み、差引一般財源所要額を1,519,914,197円と算定した。

この結果、単位費用を13,358円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 新たに産前産後保険料免除に係る経費について、算定した。
- (2) その他、所要の単価改定等を行った。

第6 後期高齢者医療制度事業助成費

1 単位費用算定の概要

- (1) 後期高齢者医療制度事業助成費は測定単位「被保険者数」により、後期高齢者医療制度事業会計への繰出金を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、被保険者数34,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を3,112,528,201円、特定財源を419,409,000円と見込み、差引一般財源所要額を2,693,119,201円と算定した。

この結果、単位費用を79,209円とした。

2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的	社会福祉 総務費	給与費 職員手当等	646,592,100 4,078,080	@7,697,525円 × 84人 = 646,592,100円 時間外勤務手当 @2,880円 × 118時間 × 12月 = 4,078,080円	
	〔福祉事務所 運営費を含む〕	旅費	559,072	普通旅費 近接地内 @529円 × 64回 × 12月 = 406,272円 近接地外 @38,200円 × 4人 = 152,800円	
		需用費	1,852,750	会議費 52,860円 消耗品費 1,061,880円 印刷製本費 738,010円	
		役務費	567,720	通信運搬費 522,230円 広告料その他 45,490円	
		委託料	10,341,920	障害福祉システム保守委託 10,341,920円	
		使用料及び 賃借料	8,056,120	会場使用料 54,660円 自動車借上料 88,970円 障害福祉システム機器リース料 7,912,490円	
		備品購入費	185,880	事務用備品 185,880円	
		負担金補助 及び交付金	10,000	全国手話言語市区長会負担金 10,000円	
		計	672,243,642		
	経	地域福祉 計画作成	報酬	186,560	特別職非常勤職員（委員報酬） 委員長 @20,730円 × 1人 × 4回 × $\frac{1}{5}$ = 16,580円 委員 @13,280円 × 16人 × 4回 × $\frac{1}{5}$ = 169,980円
			需用費	8,890	消耗品費等 @44,440円 × $\frac{1}{5}$ = 8,890円
			委託料	1,305,230	計画作成業務委託等 @6,526,150円 × $\frac{1}{5}$ = 1,305,230円
		計	1,500,680		
費	女性福祉 資金貸付金	職員手当等	123,840	時間外勤務手当 @2,880円 × 43時間 = 123,840円	
	〔令和10年度 までの 時限算定〕	旅費	10,051	普通旅費（近接地内） @529円 × 19回 = 10,051円	
		需用費	21,710	消耗品費等 21,710円	
		役務費	69,900	通信運搬費 69,900円	
		計	225,501	{ 特定財源（諸収入） 17,586,000円 }	

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準	婦人相談員 設置費	職員手当等	829,440	時間外勤務手当 @2,880円 × 12時間 × 12月 × 2人 = 829,440円		
		旅費	141,243	普通旅費 (近接地内) @529円 × 267回 = 141,243円		
		需用費	126,120	消耗品費 @63,060円 × 2人 = 126,120円		
		役務費	52,260	{ 通信費 @13,910円 × 2人 = 27,820円 移送費 @12,220円 × 2人 = 24,440円		
		備品購入費	17,980	事務用備品 @8,990円 × 2人 = 17,980円		
		負担金補助 及び交付金	12,000	12,000円		
				{ 特定財源 (国庫支出金) 4,293,200円 × $\frac{1}{2}$ = 2,146,000円 }		
		計	1,179,043			
		的	母子自立 支援員設置費	報酬	4,347,456	会計年度任用職員 @181,144円 × 12月 × 2人 = 4,347,456円
				職員手当等	414,720	時間外勤務手当 @2,880円 × 6時間 × 12月 × 2人 = 414,720円
旅費	223,943			{ 普通旅費 (近接地内) @529円 × 267回 = 141,243円 特別旅費 @41,349円 × 2人 = 82,700円		
需用費	568,170			消耗品費等 568,170円		
役務費	83,680			通信費 83,680円		
備品購入費	17,980			事務用備品 @8,990円 × 2人 = 17,980円		
負担金補助 及び交付金	8,000			分担金 @4,000円 × 2人 = 8,000円		
計	5,663,949					
費	地域社会福祉 協議会育成費	負担金補助 及び交付金	167,121,000	活動費補助 { 一般運営費補助 6,800,000円 福祉活動専門員設置補助 8,721,000円 人件費補助 @7,580,000円 × 20人 = 151,600,000円		
		報酬	4,700,622	{ 特別職非常勤職員 (嘱託医) @40,710円 × 12月 × 1.5所 = 732,780円 特別職非常勤職員 (受託作業工賃) @3,310円 × 12月 × 50人 × 1.5所 = 2,979,000円 会計年度任用職員 @11,366円 × 58人 × 1.5所 = 988,842円		

経費の種類	社会福祉費		測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 経 費	〔心身障害者福祉施設管理運営費〕	円					
		給与費	178,967,456	@7,697,525円 × 15.5人 × 1.5所 = 178,967,456円			
		職員手当等	9,378,720	時間外勤務手当 @2,880円 × 2,171時間 × 1.5所 = 9,378,720円			
		報償費	240,710	@160,470円 × 1.5所 = 240,710円			
		旅費	259,643	普通旅費			
		需用費	7,116,150	近接地内	@529円 × 255回 × 1.5所 = 202,343円		
				近接地外	@38,200円 × 1回 × 1.5所 = 57,300円		
			光熱水費	4,455,855円			
			電気料	@1,071,300円 × 1.5所 = 1,606,950円			
			ガス料	@712,590円 × 1.5所 = 1,068,885円			
			水道料	@1,143,490円 × 1.5所 = 1,715,235円			
			燃料費	@43,190円 × 1.5所 = 64,785円			
			一般需用費	1,617,780円			
			消耗品費	@1,047,100円 × 1.5所 = 1,570,650円			
			印刷製本費	@31,420円 × 1.5所 = 47,130円			
		修繕料	@695,010円 × 1.5所 = 1,042,515円				
		役務費	1,159,080	電話代、調律代 @772,720円 × 1.5所 = 1,159,080円			
		委託料	699,977,610	管理運営委託	@12,204,730円 × 1.5所 = 18,307,095円		
				清掃委託	@2,612,700円 × 1.5所 = 3,919,050円		
				警備委託	@971,480円 × 1.5所 = 1,457,220円		
機械設備保守委託	@2,389,880円 × 1.5所 = 3,584,820円						
指定管理委託料	@89,694,590円 × 7.5所 = 672,709,425円						
使用料及び賃借料	1,776,810	@1,184,540円 × 1.5所 = 1,776,810円					
工事請負費	1,271,100	@847,400円 × 1.5所 = 1,271,100円					
原材料費	28,230	@18,820円 × 1.5所 = 28,230円					
備品購入費	954,210	@636,140円 × 1.5所 = 954,210円					
負担金補助及び交付金	1,716,900	@1,144,600円 × 1.5所 = 1,716,900円					
扶助費	70,500	@47,000円 × 1.5所 = 70,500円					
公課費	18,450	@12,300円 × 1.5所 = 18,450円					
			{ 特定財源 (諸収入) 受託事業収入 2,979,000円 }				
	計	907,636,191					

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	宿泊所等 管理運営費	負担金補助 及び交付金	51,626,720	特別区人事・厚生事務組合分担金		
	〔路上生活者 自立支援 事業分含む〕			宿泊所運営費等分担金 28,800,220円		
				路上生活者自立支援事業等分担金 22,826,500円		
生活困窮者 自立支援事業費	委託料	191,385,810	自立相談支援事業 33,563,010円 就労準備支援事業 6,276,820円 家計相談支援事業(三事業一体分) 5,906,340円 子どもの学習支援事業 29,417,230円 ひきこもり支援推進事業 143,350円 被保護者就労支援事業 21,996,180円 被保護者就労準備支援事業 41,385,660円 被保護者健康管理支援事業 14,470,190円 レセプトを活用した医療扶助適正化事業(既存事業分) 4,900,610円 居宅介護支援計画点検等の充実 8,692,540円 収入資産状況把握等充実事業 11,471,740円 体制整備強化事業 6,341,560円 警察との連携協力体制強化事業 6,820,580円			
	扶助費	38,958,000	住居確保給付金 38,958,000円 特定財源(国庫支出金) 155,835,000円 自立相談支援事業 33,563,010円 × $\frac{3}{4}$ = 25,172,000円 就労準備支援事業 6,276,820円 × $\frac{2}{3}$ = 4,184,000円 家計相談支援事業 5,906,340円 × $\frac{2}{3}$ = 3,937,000円 子どもの学習支援事業 29,417,230円 × $\frac{1}{2}$ = 14,708,000円 ひきこもり支援推進事業 143,350円 × $\frac{1}{2}$ = 71,000円 被保護者就労支援事業 21,996,180円 × $\frac{3}{4}$ = 16,497,000円 被保護者就労準備支援事業 11,020,190円 × $\frac{2}{3}$ = 7,346,000円 被保護者健康管理支援事業 30,365,470円 × $\frac{1}{2}$ = 15,182,000円 被保護者健康管理支援事業 14,470,190円 × $\frac{3}{4}$ = 10,852,000円			

経費の種類	社会福祉費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	〔生活困窮者自立支援事業費〕	円	レセプトを活用した医療扶助適正化事業 (既存事業分)		
			$4,900,610円 \times \frac{3}{4} = 3,675,000円$ 居宅介護支援計画点検等の充実 $8,692,540円 \times \frac{3}{4} = 6,519,000円$ 収入資産状況把握等充実事業 $11,471,740円 \times \frac{3}{4} = 8,603,000円$ 体制整備強化事業 $6,341,560円 \times \frac{3}{4} = 4,756,000円$ 警察との連携協力体制強化事業 $6,820,580円 \times \frac{3}{4} = 5,115,000円$ 住居確保給付金 $38,958,000円 \times \frac{3}{4} = 29,218,000円$		
	計	230,343,810			
準	各種援護事業費	報酬	2,068,612	1 肢体不自由児慰安会	392,110円
		職員手当等	636,480	時間外勤務手当 @2,880円 × 41時間	= 118,080円
的	報償費	29,430	医師、看護師謝礼	29,430円	
		調査引率等旅費	40,940円		
費	旅費	180,596	参加者弁当等 @1,190円 × 60人	= 71,400円	
		消耗品費	12,410円		
経	需用費	1,276,820	通信費	11,850円	
		バス借上料 @1,160円 × 60人	= 69,600円		
費	役務費	242,700	入場料 @640円 × 60人	= 38,400円	
		2 身体障害者協会、保護士会等福祉団体に対する助成事業			
費	使用料及び賃借料	310,190	2 身体障害者協会、保護士会等福祉団体に対する助成事業	5,594,468円	
		会計年度任用職員 @11,366円 × 182人	= 2,068,612円		
費	備品購入費	41,750	時間外勤務手当 @2,880円 × 15時間 × 12月	= 518,400円	
		普通旅費 (近接地内) @529円 × 22回 × 12月	= 139,656円		
費	負担金補助及び交付金	1,200,000	消耗品費	905,100円	
		印刷製本費	265,720円		
費	計	5,986,578	修繕料	22,190円	
		通信運搬費	185,570円		
費	計	5,986,578	広告料	45,280円	
		会場使用料	105,620円		
費	計	5,986,578	自動車借上料	96,570円	
		事務用備品	41,750円		
費	計	5,986,578	助成金	1,200,000円	

経費の種類	社会福祉費		測定単位	人	口					
事業区分	節名	経費	内容説明							
基 準	知的障害者福祉事業管理費	報酬 職員手当等	159,124 579,840	会計年度任用職員 @11,366円 × 14人 = 159,124円 特殊勤務手当 @200円 × 20日 × 12月 × 2人 = 96,000円 時間外勤務手当 @2,880円 × 7時間 × 12月 × 2人 = 483,840円						
		報償費	304,320	知的障害者相談員活動費 報償費 @3,170円 × 8人 × 12月 = 304,320円						
		旅費	141,243	普通旅費 (近接地内) @529円 × 267日 = 141,243円						
		需用費	67,100	資料印刷費等 @540円 × (8人 + 2地区 × 2回) = 6,480円 消耗品費 60,620円						
		役務費	48,340	通信費 48,340円						
		計	1,299,967							
	的	障害者自立支援協議会運営費	報酬	828,960	特別職非常勤職員 (委員報酬) 会長等 @18,140円 × 1人 × 6回 = 108,840円 委員 @7,060円 × 17人 × 6回 = 720,120円					
			旅費	55,620	費用弁償 @515円 × 18人 × 6回 = 55,620円					
			需用費	50,680	消耗品費 50,680円					
			役務費	135,460	郵送料等 135,460円					
		計	1,070,720							
経 費	障害者自立支援給付等	委託料	3,641,965	支払代行業務委託費 2,483人 × 12月 × @122.23円 = 3,641,965円						
		扶助費	4,272,655,293	<table border="1"> <tr> <td>所要経費</td> <td>4,272,655,293円</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td>3,212,881,546円</td> </tr> <tr> <td>差引一般財源</td> <td>1,059,773,747円</td> </tr> </table> <p>(積算説明(1)参照)</p>	所要経費	4,272,655,293円	特定財源	3,212,881,546円	差引一般財源	1,059,773,747円
所要経費	4,272,655,293円									
特定財源	3,212,881,546円									
差引一般財源	1,059,773,747円									
	計	4,276,297,258								
共同生活援助等事業費	負担金補助金及び交付金		646,660,000	共同生活援助事業費 506,730,000円 運営費加算 139,930,000円						

経費の種類	社会福祉費		測定単位	人	口										
事業区分	節名	経費	内容説明												
基 準 的 経 費	〔共同生活援助等事業費〕		円	<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>380,047,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>$506,730,000円 \times \frac{1}{2} = 253,365,000円$</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>$506,730,000円 \times \frac{1}{4} = 126,682,000円$</td> </tr> </table>		特定財源	380,047,000円	国庫支出金	$506,730,000円 \times \frac{1}{2} = 253,365,000円$	都支出金	$506,730,000円 \times \frac{1}{4} = 126,682,000円$				
	特定財源	380,047,000円													
国庫支出金	$506,730,000円 \times \frac{1}{2} = 253,365,000円$														
都支出金	$506,730,000円 \times \frac{1}{4} = 126,682,000円$														
身体障害者福祉事業管理費	職員手当等	510,720		<table border="0"> <tr> <td>特殊勤務手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @200円 × 20日 × 12月 × 2人</td> <td>= 96,000円</td> </tr> <tr> <td>時間外勤務手当</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @2,880円 × 6時間 × 12月 × 2人</td> <td>= 414,720円</td> </tr> </table>		特殊勤務手当		@200円 × 20日 × 12月 × 2人	= 96,000円	時間外勤務手当		@2,880円 × 6時間 × 12月 × 2人	= 414,720円		
特殊勤務手当															
@200円 × 20日 × 12月 × 2人	= 96,000円														
時間外勤務手当															
@2,880円 × 6時間 × 12月 × 2人	= 414,720円														
	報償費	494,520		身体障害者相談員活動費 報償費 @3,170円 × 13人 × 12月 = 494,520円 資料印刷費等 @540円 × (13人 + 2地区 × 2回) = 9,180円											
	旅費	466,578		普通旅費(近接地内) @529円 × 882回 = 466,578円											
	需用費	140,100		<table border="0"> <tr> <td>法施行諸用紙等</td> <td>124,180円</td> </tr> <tr> <td>事務打合せ</td> <td>6,740円</td> </tr> </table>		法施行諸用紙等	124,180円	事務打合せ	6,740円						
法施行諸用紙等	124,180円														
事務打合せ	6,740円														
	役務費	64,630		通信費 64,630円											
	委託料	24,220		自立支援医療費(更生医療)支払委託料											
	使用料及び賃借料	32,240		<table border="0"> <tr> <td>支払基金</td> <td>@41.90円 × 299件 = 12,530円</td> </tr> <tr> <td>国保連合会</td> <td>@36.77円 × 318件 = 11,690円</td> </tr> </table>		支払基金	@41.90円 × 299件 = 12,530円	国保連合会	@36.77円 × 318件 = 11,690円						
支払基金	@41.90円 × 299件 = 12,530円														
国保連合会	@36.77円 × 318件 = 11,690円														
	備品購入費	13,180		32,240円 13,180円											
	計	1,746,188													
	身体障害者福祉措置費	扶助費	693,777,720	自立支援医療費(更生医療)の給付 @159,510円 × 3,961件 = 631,819,110円 自立支援医療費(育成医療)の給付 @25,710円 × 35件 = 899,850円 補装具の給付 <table border="0"> <tr> <td>成人分</td> <td>@91,900円 × 448件 = 41,171,200円</td> </tr> <tr> <td>児童分</td> <td>@164,360円 × 121件 = 19,887,560円</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>520,332,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>$693,777,720円 \times \frac{1}{2} = 346,888,860円$</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>$693,777,720円 \times \frac{1}{4} = 173,444,430円$</td> </tr> </table>		成人分	@91,900円 × 448件 = 41,171,200円	児童分	@164,360円 × 121件 = 19,887,560円	特定財源	520,332,000円	国庫支出金	$693,777,720円 \times \frac{1}{2} = 346,888,860円$	都支出金	$693,777,720円 \times \frac{1}{4} = 173,444,430円$
成人分	@91,900円 × 448件 = 41,171,200円														
児童分	@164,360円 × 121件 = 19,887,560円														
特定財源	520,332,000円														
国庫支出金	$693,777,720円 \times \frac{1}{2} = 346,888,860円$														
都支出金	$693,777,720円 \times \frac{1}{4} = 173,444,430円$														

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	障害者(児)ホームヘルプサービス等事業費	職員手当等	3,125,760	1 ホームヘルプサービス事業	1,120,899,560円
				特殊勤務手当 $\textcircled{320円} \times 20日 \times 12月 \times 11人 = 844,800円$	
				時間外勤務手当 $\textcircled{2,880円} \times 6時間 \times 12月 \times 11人 = 2,280,960円$	
		報償費	112,820	ホームヘルパー養成研修講師謝礼	112,820円
		旅費	812,660	普通旅費	
				近接地内 $\textcircled{529円} \times 11人 \times 134回 = 779,746円$ 訪問調査 32,914円	
		需用費	988,250	消耗品費	988,250円
		役務費	508,700	通信運搬費	508,700円
		扶助費	1,116,836,370	ホームヘルパー	1,115,351,370円
				2 手話通訳者派遣事業	
				扶助費 $\textcircled{4,950円} \times 300回 = 1,485,000円$	
				特定財源 745,669,000円 国庫基準 700,248,000円 国庫支出金 $933,664,170円 \times \frac{1}{2} = 466,832,000円$ 都支出金 $933,664,170円 \times \frac{1}{4} = 233,416,000円$ 国庫基準外 都支出金 $181,687,200円 \times \frac{1}{4} = 45,421,000円$	
			計	1,122,384,560	
	心身障害者緊急一時保護事業費	扶助費 65,393,510	国庫基準分 $\textcircled{21,223円} \times 2,937人 = 62,331,950円$ 都型ショートステイ $\textcircled{8,680円} \times 7人 = 60,760円$ 家庭保護 $\textcircled{6,050円} \times 496人 = 3,000,800円$		
			特定財源 46,747,000円 国庫支出金 $\textcircled{21,223円} \times 2,937人 \times \frac{1}{2} = 31,165,000円$ 都支出金 $\textcircled{21,223円} \times 2,937人 \times \frac{1}{4} = 15,582,000円$		

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的	身体障害者 福祉電話通話料 補助事業費	役務費 1,909,320	円	@2,273円 × 12月 × 70台 = 1,909,320円			
	心身障害者 福祉手当支給費	報酬 2,727,840		会計年度任用職員 @11,366円 × 20人 × 12月 = 2,727,840円			
		職員手当等 1,244,160		時間外勤務手当 @2,880円 × 36時間 × 12月 = 1,244,160円			
		旅費 28,566		普通旅費 (近接地内) @529円 × 54人 = 28,566円			
		需用費 309,560		消耗品費 @17,190円 × 12月 = 206,280円 印刷製本費 (PR用等) 103,280円			
		役務費 152,280		通信運搬費 @12,690円 × 12月 = 152,280円			
		扶助費 903,216,000		心身障害者福祉手当 @15,500円 × 12月 × 3,059人 = 568,974,000円 難病手当 @15,500円 × 12月 × 1,797人 = 334,242,000円			
		計 907,678,406					
	経 費	特別障害者手当 等支給事業費	報酬 1,186,260		特別職非常勤職員 (嘱託医報酬) @13,610円 × 12回 = 163,320円 会計年度任用職員 @11,366円 × 90日 = 1,022,940円		
			職員手当等 95,040		時間外勤務手当 @2,880円 × 33時間 = 95,040円		
		旅費 21,160		普通旅費 (近接地内) @529円 × 40回 = 21,160円			
		需用費 139,690		消耗品費等 139,690円			
		役務費 154,440		通信運搬費 154,440円			
		備品購入費 11,590		事務用備品 11,590円			
		扶助費 120,764,880		特別障害者手当 @27,980円 × 12月 × 308人 = 103,414,080円 障害児福祉手当 @15,220円 × 12月 × 92人 = 16,802,880円 福祉手当 (経過措置) @15,220円 × 12月 × 3人 = 547,920円			

経費の種類	社会福祉費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	〔特別障害者 手当等支給 事業費〕		円	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（国庫支出金）} \\ \\ 120,764,880\text{円} \times \frac{3}{4} = 90,573,000\text{円} \end{array} \right\}$		
		計	122,373,060			
	行旅死亡人 取扱費	需用費	104,000	需用費	104,000円	
		役務費	33,000	公告料	33,000円	
		委託料	2,560,000	葬祭料	@160,000円 × 16件 = 2,560,000円	
		計	2,697,000	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源} \\ \text{都支出金} \\ \text{諸収入} \end{array} \right.$	$\left. \begin{array}{l} 2,697,000\text{円} \\ 1,329,000\text{円} \\ 1,368,000\text{円} \end{array} \right\}$	
	障 害 者 モビリティ 支援事業費	扶助費	110,250,000	福祉タクシー・自家用車燃料費助成事業費	110,250,000円	
		重度障害者 福祉増進事業費	扶助費	30,556,000	入浴サービス	860,000円
	理髪サービス				1,219,000円	
	寝具乾燥消毒				477,000円	
紙おむつ	16,953,000円					
住宅設備改善費	11,047,000円					
障 害 者 就 労 支援事業費	委託料	24,180,000	事業委託費	24,180,000円		
	地域生活支援 事業費	扶助費	466,640,790	地域生活支援事業費	466,640,790円	
$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源} \\ \text{国庫支出金} \\ \text{都支出金} \end{array} \right.$				$\left. \begin{array}{l} 208,783,000\text{円} \\ 278,378,834\text{円} \times \frac{1}{2} = 139,189,000\text{円} \\ 278,378,834\text{円} \times \frac{1}{4} = 69,594,000\text{円} \end{array} \right\}$		
障害認定審査会	報酬	3,229,800	特別職非常勤職員（委員報酬）			
	旅費	565,710	$\left\{ \begin{array}{l} \text{会長} \\ \text{委員} \end{array} \right.$	$\left. \begin{array}{l} @20,040\text{円} \times 1\text{人} \times 35\text{回} = 701,400\text{円} \\ @18,060\text{円} \times 4\text{人} \times 35\text{回} = 2,528,400\text{円} \end{array} \right.$		
費用弁償			565,710	費用弁償	565,710円	

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	〔障害認定会〕 〔審査〕	需用費	601,390	消耗品費等	601,390円
		役務費	2,723,850	通信運搬費	199,050円
		使用料及び 賃借料	308,480	医師意見書作成 @5,260円 × 480件 =	2,524,800円
		計	7,429,230	機器借上	308,480円
準	障害福祉 計画作成	報酬	537,020	特別職非常勤職員（委員報酬）	
				{ 委員長 @20,000円 × 1人 × 7回 × $\frac{1}{3}$ = 46,670円 委員 @14,010円 × 15人 × 7回 × $\frac{1}{3}$ = 490,350円	
		旅費	19,230	費用弁償 @515円 × 16人 × 7回 × $\frac{1}{3}$ =	19,230円
		需用費	82,420	消耗品費等 @247,250円 × $\frac{1}{3}$ =	82,420円
		役務費	84,850	通信運搬費 @254,560円 × $\frac{1}{3}$ =	84,850円
		委託料	1,750,510	計画作成業務委託等 @5,251,540円 × $\frac{1}{3}$ =	1,750,510円
		計	2,474,030		
的	地域活動支援 センター運営費	負担金補助 及び交付金	24,000,000	地域活動支援センター運営費補助	
				@6,000,000円 × 4所 =	24,000,000円
経	避難行動要 支援者名簿 作成等経費	需用費	167,270	消耗品費、印刷製本費	167,270円
		役務費	503,000	通信運搬費	503,000円
		委託料	75,920	同意書等発送委託等	75,920円
		計	746,190		
費	介護人材確保等 対策事業費 〔都補助金の ある間の 時限算定〕	委託料	2,996,880	介護人材キャリアアップ研修実施委託等	2,996,880円
		負担金補助 及び交付金	4,511,460	介護人材初任者研修等受講料補助	4,511,460円
		計	7,508,340	{ 特定財源（都支出金） 7,508,340円 × $\frac{3}{4}$ = 5,631,000円 }	
〔指導検査支援 業務委託等〕	指導検査事業費	需用費	45,360	事務用消耗品・書籍等	45,360円
		委託料	1,156,970	会計検査・財務分析委託	1,156,970円
		計	1,202,330		

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	重症心身障害児 （者）等在宅 レスパイト・就 労等支援事業費	委託料 4,520,980	円	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業費 4,520,980円		
				$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 4,520,980円 \times \frac{1}{2} = 2,260,000円 \end{array} \right\}$		
	地域福祉推進 包括補助事業費	扶助費 106,428,770		地域福祉推進包括補助事業費 106,428,770円		
				$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 106,428,770円 \times \frac{1}{2} = 53,214,000円 \end{array} \right\}$		
	障害者施策推進 包括補助事業費	扶助費 142,594,910		障害者施策推進包括補助事業費 142,594,910円		
				$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 142,594,910円 \times \frac{1}{2} = 71,297,000円 \end{array} \right\}$		
	国民年金事務費	報酬 6,840,059		会計年度任用職員 @11,366円 × 50.15人 × 12月 = 6,840,059円		
		給与費 76,975,250		給与費 @7,697,525円 × 10人 = 76,975,250円		
		職員手当等 1,728,000		時間外勤務手当 1,728,000円		
				$\left\{ \begin{array}{l} \text{内勤} \quad @2,880円 \times 30時間 \times 12月 = 1,036,800円 \\ \text{外勤} \quad @2,880円 \times 10時間 \times 12月 = 345,600円 \\ \text{出張所} \quad @2,880円 \times 10時間 \times 12月 = 345,600円 \end{array} \right\}$		
		需用費 1,698,640		消耗品費 1,698,640円		
		役務費 945,180		通信運搬費 945,180円		
		委託料 15,188,700		国民年金システム保守委託料等 15,188,700円		
		使用料及び 賃借料 5,698,960		国民年金システム機器リース料等 5,698,960円		
		負担金補助 及び交付金 3,000		国民年金協議会等負担金 3,000円		
		計 109,077,789		$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（国庫支出金）} \\ 89,877,000円 \end{array} \right\}$		
合	計	10,924,424,182				

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明	
		円		
特 定 財 源	分担金及び負担金	33,567,546	1	女性福祉資金貸付金 諸収入 17,586,000円
	国庫支出金	3,695,413,000	2	婦人相談員設置費 国庫支出金 2,146,000円
	都支出金	1,857,641,000	3	心身障害者福祉施設管理運営費 諸収入 2,979,000円
	諸収入	21,933,000	4	生活困窮者自立支援事業費 国庫支出金 155,835,000円
			5	障害者自立支援給付等 3,212,881,546円
				{ 分担金及び負担金 33,567,546円
				{ 国庫支出金 2,119,543,000円
				{ 都支出金 1,059,771,000円
			6	共同生活援助等事業費 380,047,000円
				{ 国庫支出金 253,365,000円
				{ 都支出金 126,682,000円
			7	身体障害者福祉措置費 520,332,000円
				{ 国庫支出金 346,888,000円
			{ 都支出金 173,444,000円	
		8	障害者（児）ホームヘルプサービス等事業費 745,669,000円	
			{ 国庫支出金 466,832,000円	
			{ 都支出金 278,837,000円	
		9	心身障害者緊急一時保護事業費 46,747,000円	
			{ 国庫支出金 31,165,000円	
			{ 都支出金 15,582,000円	
		10	特別障害者手当等支給事業費 国庫支出金 90,573,000円	
		11	行旅死亡人取扱費 2,697,000円	
			{ 都支出金 1,329,000円	
			{ 諸収入 1,368,000円	
		12	地域生活支援事業費 208,783,000円	
			{ 国庫支出金 139,189,000円	
			{ 都支出金 69,594,000円	
		13	介護人材確保等対策事業費 都支出金 5,631,000円	

経費の種類	社会福祉費	測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明
特 定 財 源		円	
		14	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業費 都支出金 2,260,000円
		15	地域福祉推進包括補助事業費 都支出金 53,214,000円
		16	障害者施策推進包括補助事業費 都支出金 71,297,000円
		17	国民年金事務費 国庫支出金 89,877,000円
	合計	5,608,554,546	
	差引一般財源		5,315,869,636円
	数値		350,000人
	単位費用		15,188円

説明(1) 障害者自立支援給付等積算説明

(単位：人、円)

事業種別	事業費					利用者負担額 E	所要額 F=D-E	国庫負担額 G=F/2	都負担額 H=F/4	差引一般財源 I=F-G-H
	規模	給付費 A	加算分 B	補足給付 C	計 D=A+B+C					
施設入所支援	207	263,966,408	61,234,958	28,289,601	353,490,967	650,403	352,840,564	176,420,000	88,210,000	88,210,564
生活介護	520	1,314,514,366	701,178,071	-	2,015,692,437	18,141,232	1,997,551,205	998,776,000	499,388,000	499,387,205
自立訓練	81	168,506,875		-	168,506,875	1,516,562	166,990,313	83,495,000	41,748,000	41,747,313
就労移行支援	186	443,731,893		-	443,731,893	3,993,587	439,738,306	219,869,000	109,935,000	109,934,306
就労継続支援 (A型)	53	98,565,023		-	98,565,023	887,085	97,677,938	48,838,000	24,418,000	24,421,938
就労継続支援 (B型)	568	930,964,158		-	930,964,158	8,378,677	922,585,481	461,293,000	230,646,000	230,646,481
計	1,615	3,220,248,723		762,413,029	28,289,601	4,010,951,353	33,567,546	3,977,383,807	1,988,691,000	994,345,000
療養介護	-	-	-	-	134,011,435	-	134,011,435	67,006,000	33,503,000	33,502,435
地域相談支援(地域 移行支援・地域定着 支援)	-	-	-	-	30,821,515	-	30,821,515	15,411,000	7,705,000	7,705,515
サービス利用計画 作成	-	-	-	-	96,870,990	-	96,870,990	48,435,000	24,218,000	24,217,990
計	-	-	-	-	261,703,940	-	261,703,940	130,852,000	65,426,000	65,425,940
合計	1,615	3,220,248,723	762,413,029	28,289,601	4,272,655,293	33,567,546	4,239,087,747	2,119,543,000	1,059,771,000	1,059,773,747

経費の種類		老人福祉費		測定単位	65歳以上人口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準	老人福祉事業	報酬	1,363,920	会計年度任用職員	@11,366円 × 120人 = 1,363,920円	
	総務費	給与費	499,723,323		@7,697,525円 × 64.92人 = 499,723,323円	
		職員手当等	1,595,520	{ 特殊勤務手当 @200円 × 20日 × 12月 × 3人 = 144,000円 時間外勤務手当 @2,880円 × 14時間 × 12月 × 3人 = 1,451,520円		
		報償費	285,360		入所判定委員会	@23,780円 × 12月 = 285,360円
		旅費	544,148	普通旅費		
		需用費	278,660	{ 事務打合せ @529円 × 812回 = 429,548円 近接地外 @38,200円 × 3人 = 114,600円		
					{ 消耗品費 241,600円 会議費 37,060円	
		役務費	135,070	通信費	135,070円	
		使用料及び賃借料	118,230	会議室借上げ	118,230円	
		計	504,044,231			
的	老人福祉施設	委託料	809,960	支払代行業務委託費	141人 × 12月 × @478.70円 = 809,960円	
	入所措置費	扶助費	311,064,494		311,064,494円	
		計	311,874,454	{ 特定財源（分担金及び負担金） 54,063,000円 }		
経 費	老人クラブ	職員手当等	806,400	時間外勤務手当	@2,880円 × 280時間 = 806,400円	
	助成事業費	旅費	162,403	普通旅費（近接地内）	@529円 × 307回 = 162,403円	
		需用費	154,440	消耗品費等	154,440円	
		役務費	18,000	通信費	18,000円	
		負担金補助及び交付金	19,007,074	{ @22,800円 × 804クラブ = 18,331,200円 (67クラブ × 12月 = 804クラブ) @180,420円 × 2回 + @67円 × 4,702人 = 675,874円		
		計	20,148,317		{ 特定財源（都支出金） 2,379,000円 @3,600円 × 804クラブ × $\frac{2}{3}$ = 1,929,000円 @675,874円 × $\frac{2}{3}$ = 450,000円	

経費の種類	老人福祉費		測定単位	65歳以上人口		
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	老人福祉施設 管理運営費	職員手当等	1,296,000	時間外勤務手当 @2,880円 × 50時間 × 9所 =	1,296,000円	
		報償費	1,702,530	講演会等講師謝礼 @189,170円 × 9所 =	1,702,530円	
		旅費	66,654	普通旅費（近接地内） @529円 × 14回 × 9所 =	66,654円	
		需用費	15,077,520	光熱水費	12,288,960円	
				電気料 @488,410円 × 9所 =	4,395,690円	
				ガス料 @309,860円 × 9所 =	2,788,740円	
				水道料 @567,170円 × 9所 =	5,104,530円	
				一般需用費	2,788,560円	
				消耗品費等 @300,040円 × 9所 =	2,700,360円	
				印刷製本費 @9,800円 × 9所 =	88,200円	
			役務費	1,774,080	通信運搬費等 @197,120円 × 9所 =	1,774,080円
			委託料	110,244,290	管理運営委託 @4,478,180円 × 9所 =	40,303,620円
					清掃委託 @604,660円 × 9所 =	5,441,940円
			警備委託 @262,450円 × 9所 =	2,362,050円		
			機械設備保守委託 @625,160円 × 9所 =	5,626,440円		
			指定管理委託料 @14,127,560円 × 4所 =	56,510,240円		
	使用料及び 賃借料	1,496,790	自動車等借上料 @166,310円 × 9所 =	1,496,790円		
	工事請負費	5,671,800	工事費 @630,200円 × 9所 =	5,671,800円		
	備品購入費	792,450	備品充実費 @88,050円 × 9所 =	792,450円		
	計	138,122,114				
経 費	老人福祉センター 管理運営費	委託料	33,895,130	指定管理委託料	33,895,130円	
	介護保険事業 助成費	繰出金	3,741,787,449	介護給付費負担金	2,930,015,160円	
				地域支援事業交付金	184,001,750円	
				介護認定審査会	139,035,637円	
				一般管理費	147,803,398円	
				運営協議会	1,203,740円	
				介護保険事業計画・老人福祉計画作成	4,676,910円	
				地域包括支援センター管理運営費	16,625,110円	
				その他一般管理費	125,297,638円	
				(積算説明(2)参照)		
				介護保険料軽減制度対応経費（第1号保険料軽減分）	340,931,504円	
				特定財源	255,697,000円	
				国庫支出金 $340,931,504円 \times \frac{1}{2} =$	170,465,000円	
				都支出金 $340,931,504円 \times \frac{1}{4} =$	85,232,000円	

経費の種類	老人福祉費		測定単位	65歳以上人口
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	介護保険サービス利用者負担軽減補助事業費	負担金補助及び交付金 3,229,090円	負担金補助及び交付金 [社会福祉法人等] 国基準 832,800円 都基準 2,310,290円 [一般事業者] 都基準 86,000円 { 特定財源 1,822,000円 } { 国庫支出金 832,800円 × $\frac{1}{2}$ = 416,000円 } { 都支出金 (国基準) 832,800円 × $\frac{1}{4}$ = 208,000円 } { 都支出金 (都基準) 2,396,290円 × $\frac{1}{2}$ = 1,198,000円 }	
	老人福祉増進事業費	扶助費 176,594,980円	寝たきり老人等福祉事業 { 理髪サービス 5,585,000円 } { 紙おむつ 98,956,000円 } ひとりぐらし老人等福祉事業 入浴券 60,661,000円 生きがい活動支援通所事業等 11,392,980円	
	高齢者民間アポイント借上げ事業費	負担金補助及び交付金 122,952,000円	基本額 @109,000円 × 94戸 × 12月 = 122,952,000円 { 特定財源 42,300,000円 } { 国庫支出金 @22,000円 × 94戸 × 12月 × $\frac{1}{2}$ = 12,408,000円 } { 都支出金 @22,000円 × 94戸 × 12月 × $\frac{1}{4}$ = 6,204,000円 } 諸収入 23,688,000円 { 使用料 @18,000円 × 94戸 × 12月 = 20,304,000円 } { 共益費 @3,000円 × 94戸 × 12月 = 3,384,000円 }	

経費の種類		老人福祉費		測定単位	65歳以上人口		
事業区分	節名	経費	内容説明				
基準的経費	高齢社会対策 包括補助事業費	179,907,140	円 高齢社会対策包括補助事業費 179,907,140円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 179,907,140円 \times \frac{1}{2} = 89,953,000円 \end{array} \right\}$				
			合計		5,232,554,905		
特定財源	分担金及び負担金	54,063,000	1	老人福祉施設入所措置費 分担金及び負担金 54,063,000円			
	国庫支出金	183,289,000	2	老人クラブ助成事業費 都支出金 2,379,000円			
	都支出金	185,174,000	3	介護保険事業助成費 255,697,000円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{国庫支出金} \\ \text{都支出金} \end{array} \right.$			
	諸収入	23,688,000	4	介護保険サービス利用者負担軽減補助事業費 1,822,000円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{国庫支出金} \\ \text{都支出金} \end{array} \right.$			
				5	高齢者民間アパート借上げ事業費 42,300,000円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{国庫支出金} \\ \text{都支出金} \\ \text{諸収入} \end{array} \right.$		
				6	高齢社会対策包括補助事業費 都支出金 89,953,000円		
合計		446,214,000					
差引一般財源		4,786,340,905円					
数値		63,000人					
単位費用		75,974円					

① 介護給付費負担金

区 分	標準給付費額 A	介護給付費負担金 A×12.5%
令和6年度分	23,440,121,280円	2,930,015,160円

② 地域支援事業交付金

区 分	地域支援事業交付金 (介護予防・日常生活支援総合事業 12.5%、包括的支援事業・任意事業 19.25%)
令和6年度分	184,001,750円

③ 介護認定審査会及び一般管理費

事業区分	節 名	経 費	内 容	説 明	
基	介護認定審査会	報酬	29,095,200	特別職非常勤職員	
		旅 費	488,267	訪問調査	@529円 × 923回 = 488,267円
		需用費	1,540,060	消耗品費等	1,540,060円
		役 務 費	1,405,420	通信運搬費	1,359,220円
		委託料	106,506,690	回線使用料	@3,850円 × 12月 = 46,200円
準	運 営 協 議 会	報酬	995,280	訪問調査	@4,470円 × 10,224回 = 45,701,280円
		旅 費	61,800	医師意見書	@4,470円 × 13,603件 = 60,805,410円
		需用費	31,370	計	139,035,637
		役 務 費	115,290		
		計	139,035,637		
的	運 営 協 議 会	報酬	995,280	【介護保険運営協議会】	
		旅 費	61,800	特別職非常勤職員	
		需用費	31,370	委員長 @18,010円 × 1人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 48,030円	
		役 務 費	115,290	委員 @7,600円 × 14人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 283,730円	
		費用弁償	20,600	費用弁償 @515円 × 15人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 20,600円	
		消耗品費等	11,450	消耗品費等	11,450円
		通信運搬費	34,690	通信運搬費	34,690円
				【地域包括支援センター運営協議会】	
				特別職非常勤職員	
				委員長 @18,010円 × 1人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 48,030円	
		委員 @7,600円 × 14人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 283,730円			
		費用弁償 @515円 × 15人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 20,600円			
		消耗品費等	10,540円		
		通信運搬費	50,830円		
費	運 営 協 議 会			【地域密着型サービス運営協議会】	
				特別職非常勤職員	
				委員長 @18,010円 × 1人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 48,030円	
				委員 @7,600円 × 14人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 283,730円	
				費用弁償 @515円 × 15人 × 8回 × $\frac{1}{3}$ = 20,600円	
		消耗品費等	9,380円		
		通信運搬費	29,770円		
	計	1,203,740			

事業区分	節名	経費	内 容	説 明
介護保険事業 計画・老人福祉 計画作成	報酬	772,100	特別職非常勤職員	
	委託料	3,904,810	委員長 @21,630円 × 1人 × 10回 × $\frac{1}{3}$ = 72,100円 委員 @10,500円 × 20人 × 10回 × $\frac{1}{3}$ = 700,000円 作成委託 @6,932,770円 × $\frac{1}{3}$ = 2,310,920円 実態調査委託 @4,781,660円 × $\frac{1}{3}$ = 1,593,890円	
	計	4,676,910		
基準 的 的	地域包括支援 センター 管理運営費	需用費	5,996,100	光熱水費 1,951,400円 電気料 @97,730円 × 10所 = 977,300円 水道料 @40,270円 × 10所 = 402,700円 ガス料 @57,140円 × 10所 = 571,400円 一般需用費 4,044,700円 消耗品費 @166,310円 × 10所 = 1,663,100円 印刷製本費 @238,160円 × 10所 = 2,381,600円 通信運搬費 @167,610円 × 10所 = 1,676,100円 機器保守点検等 @106,100円 × 10所 = 1,061,000円 機器借上等 160,710円 備品購入費 @773,120円 × 10所 = 7,731,200円
	役員費	1,676,100		
	委託料 使用料及び 賃借料 備品購入費	1,061,000 160,710 7,731,200		
計	16,625,110			
経 費	その他 一般管理費	報酬	14,472,858	会計年度任用職員（徴収嘱託員等） @4,698,980円 × 3.08人 = 14,472,858円
	職員手当等	9,815,040	時間外勤務手当 @2,880円 × 284時間 × 12月 = 9,815,040円	
	需用費 役員費 委託料 使用料及び 賃借料 備品購入費 負担金補助 及び交付金	7,764,580 22,545,920 48,761,730 21,410,540 116,970 410,000		消耗品費等 7,764,580円 通信運搬費 22,545,920円 納入通知書等発送業務委託等 13,403,310円 介護保険システム保守委託 35,358,420円 介護保険システム機器リース料 21,410,540円 事務用備品 116,970円 連合会分担金等 410,000円
計	125,297,638			
計		286,839,035		

経費の種類	生活保護費		測定単位	被保護者数
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	生活保護総務費	円		
	報酬	13,528,920	1 給与費	@7,697,525円 × 39.05人 = 300,588,351円
	給与費	300,588,351	2 生活保護事業管理事務費	40,574,765円
	職員手当等	7,532,160	{ 特別職非常勤職員（嘱託医報酬） @21,590円 × 2人 × 108日 = 4,663,440円	
	報償費	83,160		
	旅費	2,569,765	{ 会計年度任用職員 @11,366円 × 65時間 × 12月 = 8,865,480円	
	需用費	3,509,390		
	役務費	2,206,690	特殊勤務手当	1,449,600円
	委託料	6,550,740	{ 指導員・担当員 @200円 × 20日 × 12月 × 27人 = 1,296,000円	
	使用料及び 賃借料	4,372,060		{ 面接員 @320円 × 20日 × 12月 × 2人 = 153,600円
	備品購入費	524,880	時間外勤務手当	
			報償費	@6,930円 × 12月 = 83,160円
			旅費	2,569,765円
			{ 近接地内 @529円 × 2,965回 = 1,568,485円 管外医療機関調査	
				@1,490円 × 14人 × 4回 × 12月 = 1,001,280円
			需用費	3,452,580円
			通信運搬費	@370円 × 2,150件 = 795,500円
			口座振込手数料	@41.05円 × 25,800人 × 1.1 = 1,165,000円
			医療費支払事務委託	@35.80円 × 37,415件 = 1,339,460円
			生活保護システム保守委託	5,211,280円
			使用料及び賃借料	@28,720円 × 12月 = 344,640円
			生活保護システム機器リース料	4,027,420円
			備品購入費	524,880円
		3 入浴券支給事務費	303,000円	
		需用費	56,810円	
		役務費	246,190円	
	計	341,466,116		

経費の種類	生活保護費	測定単位	被保護者数																																																																																																						
事業区分	節名	経費	内 容 説 明																																																																																																						
基 準 的 経 費	生活扶助費	円 51,700	1 国庫基準 1,467,414,293円																																																																																																						
	委託料 扶助費	1,574,608,693																																																																																																							
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">規 模</th> <th rowspan="2">単 価 B</th> <th rowspan="2">所 要 経 費 A×B</th> </tr> <tr> <th>人 員</th> <th>対 象 人 員 A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生 活 扶 助 基 準 等</td> <td>人 2,150</td> <td>25,800</td> <td>54,864</td> <td>1,415,491,200</td> </tr> <tr> <td>出 産 扶 助</td> <td></td> <td>1</td> <td>522,920</td> <td>522,920</td> </tr> <tr> <td>生 業 扶 助 (高校就学費を除く)</td> <td></td> <td>83</td> <td>85,667</td> <td>7,110,361</td> </tr> <tr> <td>生 業 扶 助 (高校就学費分)</td> <td></td> <td>24</td> <td>130,582</td> <td>3,133,968</td> </tr> <tr> <td>葬 祭 扶 助</td> <td></td> <td>100</td> <td>212,000</td> <td>21,200,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">救 護 施 設</td> <td>生 活 費</td> <td>2</td> <td>24</td> <td>43,932</td> <td>1,054,368</td> </tr> <tr> <td>事 務 費</td> <td>2</td> <td>24</td> <td>196,652</td> <td>4,719,648</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5,774,016</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">更 生 施 設</td> <td>生 活 費</td> <td>7</td> <td>84</td> <td>54,127</td> <td>4,546,668</td> </tr> <tr> <td>事 務 費</td> <td>7</td> <td>84</td> <td>95,465</td> <td>8,019,060</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>12,565,728</td> </tr> <tr> <td>宿 所 提 供 施 設 事 務 費</td> <td>5</td> <td>60</td> <td>26,935</td> <td>1,616,100</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">合 計</td> <td>1,467,414,293</td> </tr> <tr> <td colspan="4">支払代行業務委託費</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">9人 × 12月 × @478.70円 = 51,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">2 法外援護費 40,334,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(1) 夏季健全育成等 @21,000円 × 80人 = 1,680,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(2) 入浴券の支給 38,654,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <table style="border: none;"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>大人 @520円 × 1,237人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ = 38,594,400円</td> </tr> <tr> <td>中人 @200円 × 4人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ = 48,000円</td> </tr> <tr> <td>小人 @100円 × 2人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ = 12,000円</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	規 模		単 価 B	所 要 経 費 A×B	人 員	対 象 人 員 A	生 活 扶 助 基 準 等	人 2,150	25,800	54,864	1,415,491,200	出 産 扶 助		1	522,920	522,920	生 業 扶 助 (高校就学費を除く)		83	85,667	7,110,361	生 業 扶 助 (高校就学費分)		24	130,582	3,133,968	葬 祭 扶 助		100	212,000	21,200,000	救 護 施 設	生 活 費	2	24	43,932	1,054,368	事 務 費	2	24	196,652	4,719,648	計				5,774,016	更 生 施 設	生 活 費	7	84	54,127	4,546,668	事 務 費	7	84	95,465	8,019,060	計				12,565,728	宿 所 提 供 施 設 事 務 費	5	60	26,935	1,616,100	合 計				1,467,414,293	支払代行業務委託費				9人 × 12月 × @478.70円 = 51,700円				2 法外援護費 40,334,400円				(1) 夏季健全育成等 @21,000円 × 80人 = 1,680,000円				(2) 入浴券の支給 38,654,400円				<table style="border: none;"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>大人 @520円 × 1,237人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ = 38,594,400円</td> </tr> <tr> <td>中人 @200円 × 4人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ = 48,000円</td> </tr> <tr> <td>小人 @100円 × 2人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ = 12,000円</td> </tr> </table>				{	大人 @520円 × 1,237人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ = 38,594,400円	中人 @200円 × 4人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ = 48,000円	小人 @100円 × 2人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ = 12,000円
	区 分	規 模			単 価 B	所 要 経 費 A×B																																																																																																			
		人 員	対 象 人 員 A																																																																																																						
	生 活 扶 助 基 準 等	人 2,150	25,800	54,864	1,415,491,200																																																																																																				
	出 産 扶 助		1	522,920	522,920																																																																																																				
	生 業 扶 助 (高校就学費を除く)		83	85,667	7,110,361																																																																																																				
	生 業 扶 助 (高校就学費分)		24	130,582	3,133,968																																																																																																				
	葬 祭 扶 助		100	212,000	21,200,000																																																																																																				
	救 護 施 設	生 活 費	2	24	43,932	1,054,368																																																																																																			
		事 務 費	2	24	196,652	4,719,648																																																																																																			
		計				5,774,016																																																																																																			
	更 生 施 設	生 活 費	7	84	54,127	4,546,668																																																																																																			
		事 務 費	7	84	95,465	8,019,060																																																																																																			
		計				12,565,728																																																																																																			
	宿 所 提 供 施 設 事 務 費	5	60	26,935	1,616,100																																																																																																				
	合 計				1,467,414,293																																																																																																				
	支払代行業務委託費																																																																																																								
	9人 × 12月 × @478.70円 = 51,700円																																																																																																								
2 法外援護費 40,334,400円																																																																																																									
(1) 夏季健全育成等 @21,000円 × 80人 = 1,680,000円																																																																																																									
(2) 入浴券の支給 38,654,400円																																																																																																									
<table style="border: none;"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>大人 @520円 × 1,237人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ = 38,594,400円</td> </tr> <tr> <td>中人 @200円 × 4人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ = 48,000円</td> </tr> <tr> <td>小人 @100円 × 2人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ = 12,000円</td> </tr> </table>				{	大人 @520円 × 1,237人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ = 38,594,400円	中人 @200円 × 4人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ = 48,000円	小人 @100円 × 2人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ = 12,000円																																																																																																		
{	大人 @520円 × 1,237人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ = 38,594,400円																																																																																																								
	中人 @200円 × 4人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ = 48,000円																																																																																																								
	小人 @100円 × 2人 × 120日 × $\frac{1}{2}$ = 12,000円																																																																																																								

経費の種類	生活保護費		測定単位	被保護者数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	〔生活扶助費〕		円		
			3 中国残留邦人等生活支援給付金	64,460,000円	
			4 就労自立給付金	1,600,000円	
			単身世帯 @69,000円 × 15人 =	1,035,000円	
			多人数世帯 @113,000円 × 5人 =	565,000円	
準	住宅扶助費	扶助費	5 進学準備給付金	800,000円	
			転居 @300,000円 × 1人 =	300,000円	
			その他 @100,000円 × 5人 =	500,000円	
			{ 特定財源（国庫支出金） $1,534,274,293円 \times \frac{3}{4} = 1,150,705,000円$ }		
			計	1,574,660,393	
的	教育扶助費	扶助費		@48,759円 × 1,500人 × 12月 = 877,662,000円	
			{ 特定財源（国庫支出金） $877,662,000円 \times \frac{3}{4} = 658,246,000円$ }		
				@8,116円 × 150人 × 12月 = 14,608,800円	
費	医療扶助費	扶助費		@8,116円 × 150人 × 12月 = 14,608,800円	
			{ 特定財源（国庫支出金） $14,608,800円 \times \frac{3}{4} = 10,956,000円$ }		
			（入院）	1,117,007,460	国庫基準 1,117,007,460円
					（1）入院 @612,842円 × 150人 × 12月 = 1,103,115,600円
		（2）施術、看護料等 @5,435円 × 213人 × 12月 = 13,891,860円			
	{ 特定財源（国庫支出金） $1,117,007,460円 \times \frac{3}{4} = 837,755,000円$ }				
	医療扶助費	扶助費	596,076,000	@19,105円 × 2,600人 × 12月 = 596,076,000円	
	（入院外）			{ 特定財源（国庫支出金） $596,076,000円 \times \frac{3}{4} = 447,057,000円$ }	

経費の種類		生活保護費		測定単位	被保護者数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	介護扶助費	扶助費	74,743,200	円	
				$\textcircled{20,762}\text{円} \times 300\text{人} \times 12\text{月} = 74,743,200\text{円}$	
			$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（国庫支出金）} \\ 74,743,200\text{円} \times \frac{3}{4} = 56,057,000\text{円} \end{array} \right\}$		
合計		4,596,223,969			
特定財源	国庫支出金	3,160,776,000	1	生活扶助費	
				国庫支出金	1,150,705,000円
			2	住宅扶助費	
				国庫支出金	658,246,000円
			3	教育扶助費	
				国庫支出金	10,956,000円
			4	医療扶助費（入院）	
	国庫支出金	837,755,000円			
	5	医療扶助費（入院外）			
	国庫支出金	447,057,000円			
	6	介護扶助費			
	国庫支出金	56,057,000円			
合計		3,160,776,000			
差引一般財源			1,435,447,969円		
数値			7,600人		
単位費用			188,875円		

経費の種類	児童福祉費	測定単位	18歳未満人口	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的	児童福祉総務費	報酬	9,001,872 円 会計年度任用職員 @11,366円 × 66人 × 12月 = 9,001,872円	
	〔保育事業振興費を含む〕	給与費	972,582,284 @7,697,525円 × 126.35人 = 972,582,284円	
		職員手当等	3,974,400 時間外勤務手当 @2,880円 × 115時間 × 12月 = 3,974,400円	
		旅費	361,836 普通旅費（近接地内） @529円 × 57回 × 12月 = 361,836円	
		需用費	1,460,690 { 消耗品費 954,890円 会議費 88,100円 印刷製本費 407,960円 修繕料 9,740円	
		役務費	342,470 通信運搬費 342,470円	
		委託料	11,254,610 芸能委託 329,170円 児童福祉システム保守委託 10,925,440円	
		使用料及び借賃	7,830,590 賃借料 105,730円 児童福祉システム機器リース料 7,724,860円	
		備品購入費	79,740 事務用備品 79,740円	
		負担金補助金及び交付金	8,000 負担金 8,000円	
		計	1,006,896,492	
	経 費	児童手当	報酬	2,045,880 会計年度任用職員 @11,366円 × 180人 = 2,045,880円
		給付事業費	職員手当等	6,393,600 時間外勤務手当 @2,880円 × 185時間 × 12月 = 6,393,600円
			旅費	263,971 普通旅費 263,971円
		需用費	997,850 { ケース訪問調査旅費 @529円 × 13,290件 × $\frac{1}{30}$ = 234,347円 会議出席旅費 @529円 × 56回 = 29,624円 消耗器材 306,950円 印刷製本費 690,900円	
		役務費	4,124,000 郵便料 4,124,000円	
		委託料	5,644,160 封入封緘等 5,644,160円	
		扶助費	4,105,020,000 児童手当等給付費（積算説明（3）参照） { 国制度分 3,578,220,000円 区制度分 526,800,000円 { 特定財源 3,037,262,000円 国庫支出金 2,496,304,000円 都支出金 540,958,000円 }	
		計	4,124,489,461	

経費の種類	児童福祉費	測定単位	18歳未満人口	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	児童扶養手当 給付事業費	報酬 8,439,768	特別職非常勤職員（嘱託医報酬） $@19,900円 \times 1人 \times 54日 = 1,074,600円$ 会計年度任用職員 $@11,366円 \times 8人 \times 81日 = 7,365,168円$	
		職員手当等 8,648,640	時間外勤務手当 $@2,880円 \times 13人 \times 3時間 \times 77日 = 8,648,640円$	
		旅費 140,065	ケース訪問調査費 $@529円 \times 5,093件 \times \frac{1}{30} = 89,810円$ 会議出席旅費 $@529円 \times 95回 = 50,255円$	
		需用費 952,170	消耗器材 321,420円 印刷製本費 249,060円 PR用経費 381,690円	
		役務費 764,558	電話回線使用料 $46,200円 \times 12月 = 554,400円$ 郵券 $@84円 \times 2,027件 = 170,268円$ その他通信費 39,890円	
		委託料 6,062,700	電算処理委託 6,062,700円	
		扶助費 1,011,211,946	全部支給（3月分） $@44,140円 \times 1,202人 = 53,056,280円$ 一部支給（3月分） $@28,531円 \times 924人 = 26,362,644円$ 全部支給（4月～2月分） $@44,475円 \times 12,476人 = 554,870,100円$ 一部支給（4月～2月分） $@28,747円 \times 9,446人 = 271,544,162円$ 第2子分 $@10,499円 \times 8,537人 = 89,629,963円$ 第3子以降分 $@6,297円 \times 2,501人 = 15,748,797円$	
		計 1,036,219,847	特定財源（国庫支出金） $1,011,211,946円 \times \frac{1}{3} = 337,070,000円$	
		区立母子生活 支援施設管理 運営費	委託料 45,261,520	管理運営委託 45,261,520円 特定財源 29,140,000円 分担金及び負担金 166,000円 国庫支出金 $38,632,520円 \times \frac{5}{10} = 19,316,000円$ 都支出金 $38,632,520円 \times \frac{2.5}{10} = 9,658,000円$

経費の種類	児童福祉費	測定単位	18歳未満人口																																																																									
事業区分	節名	経費	内容説明																																																																									
基 準 的 経	民営母子生活 支援施設保護 委託費	扶助費 47,092,460 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">規 模</th> <th>単 価</th> <th>所要経費</th> </tr> <tr> <th></th> <th>定員</th> <th>対人 人員 A</th> <th>象 象 B</th> <th>B</th> <th>A × B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国 庫 基 準 分</td> <td rowspan="3">事 務 費</td> <td>一般事務費</td> <td>世帯 9</td> <td>世帯 108</td> <td>円 364,075</td> <td>円 39,320,100</td> </tr> <tr> <td>施設機能 強化推進費</td> <td>1所</td> <td>1所</td> <td>1,000,000</td> <td>1,000,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">小 計</td> <td></td> <td>40,320,100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日常生活諸費</td> <td>32人</td> <td>384人</td> <td>3,900</td> <td>1,497,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保 育 給 食 費</td> <td>3歳以上児</td> <td>3</td> <td>36</td> <td>6,210</td> <td>223,560</td> </tr> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>2</td> <td>24</td> <td>9,770</td> <td>234,480</td> </tr> <tr> <td colspan="3">小 計</td> <td></td> <td>458,040</td> </tr> <tr> <td></td> <td>冷暖房費</td> <td>23</td> <td>276</td> <td>130</td> <td>35,880</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td></td> <td>42,311,620</td> </tr> <tr> <td colspan="2">区 加 算 分</td> <td>9</td> <td>108</td> <td>44,267</td> <td>4,780,840</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合 計</td> <td></td> <td>47,092,460</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		規 模		単 価	所要経費		定員	対人 人員 A	象 象 B	B	A × B	国 庫 基 準 分	事 務 費	一般事務費	世帯 9	世帯 108	円 364,075	円 39,320,100	施設機能 強化推進費	1所	1所	1,000,000	1,000,000	小 計				40,320,100		日常生活諸費	32人	384人	3,900	1,497,600	保 育 給 食 費	3歳以上児	3	36	6,210	223,560	3歳未満児	2	24	9,770	234,480	小 計				458,040		冷暖房費	23	276	130	35,880	計				42,311,620	区 加 算 分		9	108	44,267	4,780,840	合 計				47,092,460
			区 分		規 模		単 価	所要経費																																																																				
				定員	対人 人員 A	象 象 B	B	A × B																																																																				
			国 庫 基 準 分	事 務 費	一般事務費	世帯 9	世帯 108	円 364,075	円 39,320,100																																																																			
					施設機能 強化推進費	1所	1所	1,000,000	1,000,000																																																																			
					小 計				40,320,100																																																																			
				日常生活諸費	32人	384人	3,900	1,497,600																																																																				
			保 育 給 食 費	3歳以上児	3	36	6,210	223,560																																																																				
				3歳未満児	2	24	9,770	234,480																																																																				
				小 計				458,040																																																																				
				冷暖房費	23	276	130	35,880																																																																				
			計				42,311,620																																																																					
			区 加 算 分		9	108	44,267	4,780,840																																																																				
合 計				47,092,460																																																																								
<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>31,778,000円</td> </tr> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td>181,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>$42,130,620円 \times \frac{1}{2} = 21,065,000円$</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>$42,130,620円 \times \frac{1}{4} = 10,532,000円$</td> </tr> </table> </td> <td> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">}</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>			<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>31,778,000円</td> </tr> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td>181,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>$42,130,620円 \times \frac{1}{2} = 21,065,000円$</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>$42,130,620円 \times \frac{1}{4} = 10,532,000円$</td> </tr> </table>	特定財源	31,778,000円	分担金及び負担金	181,000円	国庫支出金	$42,130,620円 \times \frac{1}{2} = 21,065,000円$	都支出金	$42,130,620円 \times \frac{1}{4} = 10,532,000円$	<table border="0"> <tr> <td colspan="2">}</td> </tr> </table>	}																																																															
<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>31,778,000円</td> </tr> <tr> <td>分担金及び負担金</td> <td>181,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>$42,130,620円 \times \frac{1}{2} = 21,065,000円$</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>$42,130,620円 \times \frac{1}{4} = 10,532,000円$</td> </tr> </table>	特定財源	31,778,000円	分担金及び負担金	181,000円	国庫支出金	$42,130,620円 \times \frac{1}{2} = 21,065,000円$	都支出金	$42,130,620円 \times \frac{1}{4} = 10,532,000円$	<table border="0"> <tr> <td colspan="2">}</td> </tr> </table>	}																																																																		
特定財源	31,778,000円																																																																											
分担金及び負担金	181,000円																																																																											
国庫支出金	$42,130,620円 \times \frac{1}{2} = 21,065,000円$																																																																											
都支出金	$42,130,620円 \times \frac{1}{4} = 10,532,000円$																																																																											
}																																																																												
母子福祉応急 小口資金貸付金	貸付金 150,000	貸付金 150,000円	<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>特定財源（諸収入）</td> <td>150,000円</td> </tr> </table> </td> <td> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">}</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>特定財源（諸収入）</td> <td>150,000円</td> </tr> </table>	特定財源（諸収入）	150,000円	<table border="0"> <tr> <td colspan="2">}</td> </tr> </table>	}																																																																				
<table border="0"> <tr> <td>特定財源（諸収入）</td> <td>150,000円</td> </tr> </table>	特定財源（諸収入）	150,000円	<table border="0"> <tr> <td colspan="2">}</td> </tr> </table>	}																																																																								
特定財源（諸収入）	150,000円																																																																											
}																																																																												
母子家庭等 自立支援給付金 事業費	扶助費 16,084,188	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業 16,084,188円	<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>特定財源（国庫支出金）</td> <td>$16,084,188円 \times \frac{3}{4} = 12,063,000円$</td> </tr> </table> </td> <td> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">}</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>特定財源（国庫支出金）</td> <td>$16,084,188円 \times \frac{3}{4} = 12,063,000円$</td> </tr> </table>	特定財源（国庫支出金）	$16,084,188円 \times \frac{3}{4} = 12,063,000円$	<table border="0"> <tr> <td colspan="2">}</td> </tr> </table>	}																																																																				
<table border="0"> <tr> <td>特定財源（国庫支出金）</td> <td>$16,084,188円 \times \frac{3}{4} = 12,063,000円$</td> </tr> </table>	特定財源（国庫支出金）	$16,084,188円 \times \frac{3}{4} = 12,063,000円$	<table border="0"> <tr> <td colspan="2">}</td> </tr> </table>	}																																																																								
特定財源（国庫支出金）	$16,084,188円 \times \frac{3}{4} = 12,063,000円$																																																																											
}																																																																												
ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス事業費	職員手当等 需用費 役務費 587,520 267,090 86,470	時間外勤務手当 @2,880円 × 17時間 × 12月 = 587,520円 消耗品費 267,090円 通信運搬費 86,470円																																																																										

経費の種類	児童福祉費		測定単位	18歳未満人口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	ひとり親家庭 ホームヘルプ サービス事業費	扶助費	6,809,540	ヘルパー @1,860円 × 3,160時間 = 5,877,600円	
				手当加算 @460円 × 1,480時間 = 680,800円	
				業務報告等 251,140円	
				特定財源（諸収入） 175,000円	
				Ⅱ階層 @250円 × 63時間 = 15,000円	
				@60円 × 30時間 = 1,000円	
				Ⅲ階層 @510円 × 95時間 = 48,000円	
				@120円 × 44時間 = 5,000円	
				Ⅳ階層 @770円 × 32時間 = 24,000円	
				@180円 × 15時間 = 2,000円	
		Ⅴ階層 @1,030円 × 32時間 = 32,000円			
		@240円 × 15時間 = 3,000円			
		Ⅵ階層 @1,290円 × 32時間 = 41,000円			
		@300円 × 15時間 = 4,000円			
	計	7,750,620			
的 経 費	ひとり親家庭医 療費助成事業費	報酬	522,836	会計年度任用職員 @11,366円 × 46人 = 522,836円	
		職員手当等	1,203,840	時間外勤務手当 @2,880円 × 418時間 = 1,203,840円	
		旅費	51,313	普通旅費（近接地内） @529円 × 97回 = 51,313円	
		需用費	223,910	消耗品費等 223,910円	
		役務費	209,640	通信運搬費 209,640円	
		委託料	2,363,421	審査支払委託料 2,363,421円	
				医療費 2,289,835円	
				国保 @73.54円 × 16,724件 = 1,229,883円	
				社保 @58.30円 × 18,181件 = 1,059,952円	
				高額調整費 @4.40円 × 16,724件 = 73,586円	
	備品購入費	43,230	事務用備品 43,230円		
	扶助費	80,450,579	国保 @2,446円 × 16,724件 = 40,906,904円		
			社保 @2,175円 × 18,181件 = 39,543,675円		
	計	85,068,769			
的 経 費	乳幼児医療費 助成事業費	報酬	227,320	会計年度任用職員 @11,366円 × 20人 = 227,320円	
		職員手当等	48,960	時間外勤務手当 @2,880円 × 17時間 = 48,960円	
		旅費	2,116	普通旅費（近接地内） @529円 × 2人 × 2回 = 2,116円	
		需用費	129,230	印刷製本費 129,230円	

経費の種類	児童福祉費		測定単位	18歳未満人口			
事業区分	節名	経費	内容説明				
基	乳幼児医療費 助成事業費	役員費	542,420	通信運搬費	542,420円		
		委託料	17,276,657	審査支払委託料	17,276,657円		
				医療費	17,138,959円		
				国保	@73.54円 × 31,295件 = 2,301,434円		
				社保	@58.30円 × 254,503件 = 14,837,525円		
				高額調整費	@4.40円 × 31,295件 = 137,698円		
		備品購入費	29,340	事務用備品	29,340円		
		扶助費	477,533,020	国保	@1,678円 × 31,295件 = 52,513,010円		
				社保	@1,670円 × 254,503件 = 425,020,010円		
			計	495,789,063			
準	義務教育就学児 医療費助成 事業費	報酬	227,320	会計年度任用職員	@11,366円 × 20人 = 227,320円		
		職員手当等	48,960	時間外勤務手当	@2,880円 × 17時間 = 48,960円		
		旅費	2,116	普通旅費（近接地内）	@529円 × 2人 × 2回 = 2,116円		
		需用費	129,230	印刷製本費	129,230円		
		役員費	542,420	通信運搬費	542,420円		
		委託料	14,257,706	審査支払委託料	14,257,706円		
				医療費	14,130,418円		
				国保	@73.54円 × 28,929件 = 2,127,439円		
				社保	@58.30円 × 205,883件 = 12,002,979円		
				高額調整費	@4.40円 × 28,929件 = 127,288円		
的	義務教育就学児 医療費助成 事業費	備品購入費	29,340	事務用備品	29,340円		
		扶助費	510,886,294	国保	@2,188円 × 28,929件 = 63,296,652円		
				社保	@2,174円 × 205,883件 = 447,589,642円		
		計	526,123,386				
		費	小児慢性特定疾 病児童日常生活 用具給付事業費	扶助費	135,990	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費	135,990円
						特定財源（都支出金）	
						$135,990円 \times \frac{1}{2} = 67,000円$	
		費	障害児通所支援 事業費	委託料	1,255,547	支払代行業務委託費	856人 × 12月 × @122.23円 = 1,255,547円
				扶助費	1,641,129,588	障害児通所支援事業費（積算説明（4）参照）	1,641,129,588円
				計	1,642,385,135	特定財源	1,230,846,000円
		国庫支出金	$1,641,129,588円 \times \frac{1}{2} = 820,564,000円$				
		都支出金	$1,641,129,588円 \times \frac{1}{4} = 410,282,000円$				

経費の種類	児童福祉費		測定単位	18歳未満人口			
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 経 費	児童館管理 運営費	報酬	14,091,840	1施設当たり所要経費 A		施設数 B	所要経費 A×B
				会計年度任用職員 @13,048円 × 5人 × 12月 = 782,880円	18	14,091,840円	
		職員手当等	13,063,680	時間外勤務手当 @2,880円 × 252時間 = 725,760円	18	13,063,680円	
		報償費	8,272,800	報償費 @7,660円 × 5人 × 12月 = 459,600円	18	8,272,800円	
		旅費	3,037,518	普通旅費（近接地内） @529円 × 319回 = 168,751円	18	3,037,518円	
		需用費	43,200,000	光熱水費 @123,780円 × 12月 = 1,485,360円	18	26,736,480円	
				一般需用費 @76,220円 × 12月 = 914,640円	18	16,463,520円	
		役務費	2,162,160	役務費 @10,010円 × 12月 = 120,120円	18	2,162,160円	
		委託料	146,196,580	管理運営委託 3,923,220円	18	70,617,960円	
				清掃委託 904,610円	18	16,282,980円	
				警備委託 272,710円	18	4,908,780円	
				機械設備保守委託 500,150円	18	9,002,700円	
		使用料及び 貸借料	6,048,540	賃借料 336,030円	18	6,048,540円	
		工事請負費	8,566,380	工事費 475,910円	18	8,566,380円	
		備品購入費	15,620,760	備品 867,820円	18	15,620,760円	
				ガスFF暖房器 @232,700円 × 5台 × $\frac{1}{6}$ = 193,920円			
				冷房器 @651,990円 × 5台 × $\frac{1}{6}$ = 543,330円			
			その他備品 130,570円				
	負担金補助 及び交付金	2,354,400	負担金 130,800円	18	2,354,400円		
			計（直営分） 12,068,361円	18	217,230,498円		
			指定管理委託料 @22,692,080円 × 2所 =		45,384,160円		
	計	262,614,658					

経費の種類	児童福祉費	測定単位	18歳未満人口			
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	子ども家庭支援センター運営費（先駆型）	報酬	16,705,968	円 会計年度任用職員（相談員等） @213,084円 × 6人 × 12月 = 15,342,048円 会計年度任用職員 @11,366円 × 10日 × 12月 = 1,363,920円		
		報償費	1,500,000	児童虐待防止協議会関連経費、講習会講師謝礼等 1,500,000円		
		需用費	2,088,260	光熱水費 1,382,780円 電気料 788,990円 ガス料 197,280円 水道料 396,510円 一般需用費 705,480円 消耗品費 426,510円 印刷製本費 151,960円 修繕費 127,010円		
		役務費	419,050	通信運搬費 419,050円		
		委託料	8,113,470	管理運営委託 5,155,050円 清掃委託 1,269,410円 警備委託 552,750円 機械設備保守委託 1,136,260円		
		使用料及び賃借料	321,690	機器賃借等 321,690円		
		工事請負費	208,480	208,480円		
		備品購入費	115,930	115,930円		
		計	29,472,848			
		経 費	子ども・子育て支援事業計画策定・推進経費 〔次世代育成行動計画策定費を含む〕	報償費	950,210	1 計画策定
				需用費	200,450	報償費 @12,120円 × 13人 × 14回 × $\frac{1}{5}$ = 441,170円
				役務費	135,210	需用費
				委託料	1,506,430	印刷製本等 677,090円 × $\frac{1}{5}$ = 135,420円 役務費 郵便 84,940円 × $\frac{1}{5}$ = 16,990円 テープ反訳 113,680円 × $\frac{1}{5}$ = 22,740円 委託料 計画策定支援委託等 7,532,160円 × $\frac{1}{5}$ = 1,506,430円
						2 計画推進
						報償費 @12,120円 × 14人 × 15回 × $\frac{1}{5}$ = 509,040円
				需用費		
				印刷製本等 325,140円 × $\frac{1}{5}$ = 65,030円		

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	〔子ども・子育て支援事業計画策定・推進経費〕 〔次世代育成行動計画策定費を含む〕	計	2,792,300	円		
				役務費 〔郵便 58,660円 × $\frac{1}{5}$ = 11,730円〕 〔テープ反訳 418,740円 × $\frac{1}{5}$ = 83,750円〕		
準	地域型保育給付費	扶助費	651,816,593	地域型保育給付費 651,816,593円 （小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育） 〔特定財源 515,456,000円〕 国庫支出金 @651,816,593円 × $\frac{58.16}{100}$ = 379,096,000円 都支出金 @651,816,593円 × $\frac{20.92}{100}$ = 136,360,000円		
	利用者支援事業	扶助費	47,189,837	利用者支援事業 47,189,837円 〔特定財源 31,458,000円〕 国庫支出金 @47,189,837円 × $\frac{1}{3}$ = 15,729,000円 都支出金 @47,189,837円 × $\frac{1}{3}$ = 15,729,000円		
的	地域子ども・子育て支援事業	扶助費	156,979,150	地域子育て支援拠点事業 150,756,838円 地域子育て支援拠点事業（都単独型） 6,222,312円 〔特定財源 69,150,000円〕 国庫支出金 @103,727,349円 × $\frac{1}{3}$ = 34,575,000円 都支出金 @103,727,349円 × $\frac{1}{3}$ = 34,575,000円		
	子育て支援事業費					

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口										
事業区分	節名	経費	内容説明												
基 子 域 ・ 地 ・ 的 育 て 支 援 費	乳児家庭全戸訪問事業	扶助費	12,819,289	円	乳児家庭全戸訪問事業 12,819,289円										
					<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>8,546,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @12,819,289円 × $\frac{1}{3}$ =</td> <td>4,273,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @12,819,289円 × $\frac{1}{3}$ =</td> <td>4,273,000円</td> </tr> </table>	特定財源	8,546,000円	国庫支出金		@12,819,289円 × $\frac{1}{3}$ =	4,273,000円	都支出金		@12,819,289円 × $\frac{1}{3}$ =	4,273,000円
	特定財源	8,546,000円													
	国庫支出金														
	@12,819,289円 × $\frac{1}{3}$ =	4,273,000円													
	都支出金														
@12,819,289円 × $\frac{1}{3}$ =	4,273,000円														
養育支援訪問事業	扶助費	8,880,319		養育支援訪問事業 8,880,319円											
				<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>5,920,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @8,880,319円 × $\frac{1}{3}$ =</td> <td>2,960,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @8,880,319円 × $\frac{1}{3}$ =</td> <td>2,960,000円</td> </tr> </table>	特定財源	5,920,000円	国庫支出金		@8,880,319円 × $\frac{1}{3}$ =	2,960,000円	都支出金		@8,880,319円 × $\frac{1}{3}$ =	2,960,000円	
特定財源	5,920,000円														
国庫支出金															
@8,880,319円 × $\frac{1}{3}$ =	2,960,000円														
都支出金															
@8,880,319円 × $\frac{1}{3}$ =	2,960,000円														
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	扶助費	4,574,851		子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 4,574,851円											
				<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>3,048,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @4,574,851円 × $\frac{1}{3}$ =</td> <td>1,524,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @4,574,851円 × $\frac{1}{3}$ =</td> <td>1,524,000円</td> </tr> </table>	特定財源	3,048,000円	国庫支出金		@4,574,851円 × $\frac{1}{3}$ =	1,524,000円	都支出金		@4,574,851円 × $\frac{1}{3}$ =	1,524,000円	
特定財源	3,048,000円														
国庫支出金															
@4,574,851円 × $\frac{1}{3}$ =	1,524,000円														
都支出金															
@4,574,851円 × $\frac{1}{3}$ =	1,524,000円														
子育て短期支援事業	扶助費	25,768,510		子育て短期支援事業 25,768,510円											
				<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>3,760,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @5,642,310円 × $\frac{1}{3}$ =</td> <td>1,880,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @5,642,310円 × $\frac{1}{3}$ =</td> <td>1,880,000円</td> </tr> </table>	特定財源	3,760,000円	国庫支出金		@5,642,310円 × $\frac{1}{3}$ =	1,880,000円	都支出金		@5,642,310円 × $\frac{1}{3}$ =	1,880,000円	
特定財源	3,760,000円														
国庫支出金															
@5,642,310円 × $\frac{1}{3}$ =	1,880,000円														
都支出金															
@5,642,310円 × $\frac{1}{3}$ =	1,880,000円														
ファミリー・サポート・センター事業	扶助費	19,012,163		ファミリー・サポート・センター事業 19,012,163円											
				<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>9,772,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @14,660,835円 × $\frac{1}{3}$ =</td> <td>4,886,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @14,660,835円 × $\frac{1}{3}$ =</td> <td>4,886,000円</td> </tr> </table>	特定財源	9,772,000円	国庫支出金		@14,660,835円 × $\frac{1}{3}$ =	4,886,000円	都支出金		@14,660,835円 × $\frac{1}{3}$ =	4,886,000円	
特定財源	9,772,000円														
国庫支出金															
@14,660,835円 × $\frac{1}{3}$ =	4,886,000円														
都支出金															
@14,660,835円 × $\frac{1}{3}$ =	4,886,000円														

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口										
事業区分		節名	経費	内容説明											
基 子 ど も ・ 子 的 育 て 支 援 事 業 費	一時預かり事業	扶助費	248,832,337	一時預かり事業 248,832,337円											
				<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>70,986,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @106,481,760円 × $\frac{1}{3}$ =</td> <td>35,493,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @106,481,760円 × $\frac{1}{3}$ =</td> <td>35,493,000円</td> </tr> </table>		特定財源	70,986,000円	国庫支出金		@106,481,760円 × $\frac{1}{3}$ =	35,493,000円	都支出金		@106,481,760円 × $\frac{1}{3}$ =	35,493,000円
	特定財源	70,986,000円													
	国庫支出金														
@106,481,760円 × $\frac{1}{3}$ =	35,493,000円														
都支出金															
@106,481,760円 × $\frac{1}{3}$ =	35,493,000円														
延長保育事業	扶助費	340,333,338	延長保育事業 340,333,338円												
			<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>33,610,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @50,417,121円 × $\frac{1}{3}$ =</td> <td>16,805,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @50,417,121円 × $\frac{1}{3}$ =</td> <td>16,805,000円</td> </tr> </table>		特定財源	33,610,000円	国庫支出金		@50,417,121円 × $\frac{1}{3}$ =	16,805,000円	都支出金		@50,417,121円 × $\frac{1}{3}$ =	16,805,000円	
特定財源	33,610,000円														
国庫支出金															
@50,417,121円 × $\frac{1}{3}$ =	16,805,000円														
都支出金															
@50,417,121円 × $\frac{1}{3}$ =	16,805,000円														
病児保育事業	扶助費	88,384,061	病児保育事業 87,224,114円												
			<table border="0"> <tr> <td>病児保育事業 (処遇改善)</td> <td>1,159,947円</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td>37,905,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @55,989,219円 × $\frac{1}{3}$ =</td> <td>18,663,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>19,242,000円</td> </tr> <tr> <td> @55,989,219円 × $\frac{1}{3}$ =</td> <td>18,663,000円</td> </tr> <tr> <td> @1,159,947円 × $\frac{1}{2}$ =</td> <td>579,000円</td> </tr> </table>		病児保育事業 (処遇改善)	1,159,947円	特定財源	37,905,000円	国庫支出金		@55,989,219円 × $\frac{1}{3}$ =	18,663,000円	都支出金	19,242,000円	@55,989,219円 × $\frac{1}{3}$ =
病児保育事業 (処遇改善)	1,159,947円														
特定財源	37,905,000円														
国庫支出金															
@55,989,219円 × $\frac{1}{3}$ =	18,663,000円														
都支出金	19,242,000円														
@55,989,219円 × $\frac{1}{3}$ =	18,663,000円														
@1,159,947円 × $\frac{1}{2}$ =	579,000円														
実費徴収に係る補足給付を行う事業	負担金補助及び交付金	5,079,193	実費徴収に係る補足給付を行う事業 5,079,193円												
				<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>3,386,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @5,079,193円 × $\frac{1}{3}$ =</td> <td>1,693,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> @5,079,193円 × $\frac{1}{3}$ =</td> <td>1,693,000円</td> </tr> </table>		特定財源	3,386,000円	国庫支出金		@5,079,193円 × $\frac{1}{3}$ =	1,693,000円	都支出金		@5,079,193円 × $\frac{1}{3}$ =	1,693,000円
特定財源	3,386,000円														
国庫支出金															
@5,079,193円 × $\frac{1}{3}$ =	1,693,000円														
都支出金															
@5,079,193円 × $\frac{1}{3}$ =	1,693,000円														

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口																																			
事業区分		節名	経費	内容説明																																				
基 地 域	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	扶 助 費	1,925,892	多様な事業者の参入促進・能力活用事業 1,925,892円																																				
				<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="border:none;">{</td> <td style="border:none;">特定財源</td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;">1,282,000円</td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> </tr> <tr> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;">国庫支出金</td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> </tr> <tr> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;">@1,925,892円 × $\frac{1}{3}$ =</td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;">641,000円</td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> </tr> <tr> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;">都支出金</td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> </tr> <tr> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;">@1,925,892円 × $\frac{1}{3}$ =</td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;">641,000円</td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> <td style="border:none;"></td> </tr> </table>				{	特定財源		1,282,000円					国庫支出金							@1,925,892円 × $\frac{1}{3}$ =		641,000円					都支出金							@1,925,892円 × $\frac{1}{3}$ =		641,000円	
{	特定財源		1,282,000円																																					
	国庫支出金																																							
	@1,925,892円 × $\frac{1}{3}$ =		641,000円																																					
	都支出金																																							
	@1,925,892円 × $\frac{1}{3}$ =		641,000円																																					
基 地 域 の 育 成 に 関 する 経 費	放課後児童クラブ事業費	報酬	182,280,140	1クラブ当たり所要経費 A		クラブ数 B	所要経費 A×B																																	
		職員手当等	5,080,320	会計年度任用職員 @12,886円 × 84.2人 × 12月 = 13,020,010円	14	182,280,140円																																		
		旅 費	836,878	時間外勤務手当 @2,880円 × 126時間 = 362,880円	14	5,080,320円																																		
		需用費	17,388,000	普通旅費(近接地内) @529円 × 113回 = 59,777円	14	836,878円																																		
		役 務 費	4,312,560	光熱水費 @44,640円 × 12月 = 535,680円	14	7,499,520円																																		
		委託料 使用料及び 賃借料	569,770,570 3,981,180	一般需用費 @58,860円 × 12月 = 706,320円	14	9,888,480円																																		
		工事請負費	2,982,700	役務費 @25,670円 × 12月 = 308,040円	14	4,312,560円																																		
		備品購入費	1,006,600	管理運営委託(直営施設) 389,100円	14	5,447,400円																																		
		負担金補助 及び交付金	125,189,330	賃借料 284,370円	14	3,981,180円																																		
				工事費 213,050円	14	2,982,700円																																		
				備品 71,900円	14	1,006,600円																																		
				負担金 27,120円	14	379,680円																																		
				計(直営分)	15,978,247円	14	223,695,458円																																	
				管理運営委託(委託施設) @23,693,130円 × 23所 =		544,941,990円																																		
				管理運営委託(委託施設(処遇改善)) @842,660円 × 23所 =		19,381,180円																																		
		民設学童運営費補助 @17,364,400円 × 7所 =		121,550,800円																																				
		民設学童運営費補助(処遇改善) @465,550円 × 7所 =		3,258,850円																																				

経費の種類		児童福祉費		測定単位	18歳未満人口
事業区分		節名	経費	内容説明	
基 準	地域 子ども 子育て 支援 事業 費	放課後児童 クラブ事業費	円	特定財源 403,774,000円 分担金及び負担金 3,156,700円 × 37所 = 116,797,000円 国庫支出金 8,552,400円 × 44所 × $\frac{1}{3}$ = 125,435,000円 国庫支出金(処遇改善(公設)) 280,000円 × 23所 = 6,440,000円 国庫支出金(処遇改善(民設)) 155,000円 × 7所 = 1,085,000円 都支出金 8,552,400円 × 44所 × $\frac{1}{3}$ = 125,435,000円 都支出金(公設分) 791,100円 × 23所 = 18,195,000円 都支出金(民設分) 408,900円 × 7所 = 2,862,000円 都支出金(処遇改善(公設)) 280,000円 × 23所 = 6,440,000円 都支出金(処遇改善(民設)) 155,000円 × 7所 = 1,085,000円	
			計	912,828,278	
的 経 費	小計		1,872,607,218		
	養育費確保 支援事業費	負担金補助 及び交付金	533,130	養育費確保支援事業費	533,130円
				特定財源 399,000円 国庫支出金 @533,130円 × $\frac{1}{2}$ = 266,000円 都支出金 @533,130円 × $\frac{1}{4}$ = 133,000円	
	認証保育所 運営費等事業費	負担金補助 及び交付金	650,579,760	運営費(A型) @57,270,480円 × 10所 = 572,704,800円 運営費(B型) @38,937,480円 × 2所 = 77,874,960円	
定期利用保育 補助事業費	負担金補助 及び交付金	14,765,700	定期利用保育補助事業費 13,817,790円 定期利用保育補助事業費(処遇改善) 947,910円		
				特定財源(都支出金) 7,381,000円 13,817,790円 × $\frac{1}{2}$ = 6,908,000円 947,910円 × $\frac{1}{2}$ = 473,000円	

経費の種類	児童福祉費	測定単位	18歳未満人口
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的 経 費	保育士等 キャリアアップ 補助事業費	負担金補助 及び交付金 68,033,359 円	保育士等キャリアアップ補助事業 68,033,359円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源 (都支出金)} \\ 68,033,359円 \times \frac{1}{2} = 34,016,000円 \end{array} \right\}$
	子育てのための 施設等利用給付 〔認可外保育 施設等〕	負担金補助 及び交付金 163,860,350	子育てのための施設等利用給付 (認可外保育施設等) 163,860,350円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源} \quad \quad \quad 122,895,000円 \\ \text{国庫支出金} \\ 163,860,350円 \times \frac{1}{2} = 81,930,000円 \\ \text{都支出金} \\ 163,860,350円 \times \frac{1}{4} = 40,965,000円 \end{array} \right\}$
	認可外保育 施設等保護者 負担軽減事業費 〔都補助金の ある間の 時限算定〕	負担金補助 及び交付金 129,873,980	認可外保育施設等保護者負担軽減事業費 129,873,980円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源 (都支出金)} \\ 129,873,980円 \times \frac{1}{2} = 64,936,000円 \end{array} \right\}$
	保育サービス 推進事業費	負担金補助 及び交付金 19,880,330	保育サービス推進事業費 19,880,330円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源 (都支出金)} \\ 19,880,330円 \times \frac{1}{2} = 9,940,000円 \end{array} \right\}$
	保育従事職員 宿舍借り上げ 支援事業費 〔都補助金の ある間の 時限算定〕	負担金補助 及び交付金 90,212,091	保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費 90,212,091円 ※金額は、国庫支出金、都支出金を差し引いた一般財源分を記載
	保育所等賃借料 補助事業費 〔都補助金の ある間の 時限算定〕	負担金補助 及び交付金 60,989,469	保育所等賃借料補助事業費 60,989,469円 ※金額は、国庫支出金、都支出金を差し引いた一般財源分を記載
	学校等情報配信 システム運用 経費 (保育所)	委託料 670,290	システム運用委託 670,290円

経費の種類	児童福祉費	測定単位	18歳未満人口
事業区分	節名	経費	内容説明
基準的経費	子供家庭支援扶助費 包括補助事業費	円	
		156,775,080	子供家庭支援包括補助事業費 156,775,080円 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> { <div style="text-align: center;"> 特定財源 (都支出金) $156,775,080円 \times \frac{1}{2} = 78,387,000円$ </div> } </div>
合 計		13,208,924,087	
特定財源	分担金及び負担金	117,144,000	1 児童手当給付事業費 3,037,262,000円
	国庫支出金	4,439,756,000	{ 国庫支出金 2,496,304,000円
			{ 都支出金 540,958,000円
	都支出金	1,637,333,000	2 児童扶養手当給付事業費 国庫支出金 337,070,000円
			3 区立母子生活支援施設管理運営費 29,140,000円
	諸収入	325,000	{ 分担金及び負担金 166,000円
			{ 国庫支出金 19,316,000円 都支出金 9,658,000円
			4 民営母子生活支援施設保護委託費 31,778,000円
			{ 分担金及び負担金 181,000円 国庫支出金 21,065,000円 都支出金 10,532,000円
			5 母子福祉応急小口資金貸付金 諸収入 150,000円
			6 母子家庭等自立支援給付金事業費 国庫支出金 12,063,000円
		7 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業費 諸収入 175,000円	
		8 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費 都支出金 67,000円	
		9 障害児通所支援事業費 1,230,846,000円	
		{ 国庫支出金 820,564,000円 都支出金 410,282,000円	
		10 地域型保育給付費 515,456,000円	
		{ 国庫支出金 379,096,000円 都支出金 136,360,000円	
		11 地域子ども・子育て支援事業費 544,164,000円	
		{ 国庫支出金 272,082,000円 都支出金 272,082,000円	

経費の種類	児童福祉費	測定単位	18歳未満人口
事業区分	節名	経費	内容説明
特 定 財 源		円	
		12	病児保育事業・定期利用保育事業等職員処遇改善事業 都支出金 1,052,000円
		13	放課後児童クラブ事業費 137,854,000円 { 分担金及び負担金 116,797,000円 { 都支出金 21,057,000円
		14	養育費確保支援事業費 399,000円 { 国庫支出金 266,000円 { 都支出金 133,000円
		15	定期利用保育補助事業費 都支出金 6,908,000円
		16	保育士等キャリアアップ補助事業費 都支出金 34,016,000円
		17	子育てのための施設等利用給付(認可外保育施設等) 122,895,000円 { 国庫支出金 81,930,000円 { 都支出金 40,965,000円
		18	認可外保育施設等保護者負担軽減事業費 都支出金 64,936,000円
		19	保育サービス推進事業費 都支出金 9,940,000円
		20	子供家庭支援包括補助事業費 都支出金 78,387,000円
		合計	6,194,558,000
	差引一般財源		7,014,366,087円
	数値		47,000人
	単位費用		149,242円

説明(3) 児童手当等給付費積算説明

区分	対象 A	1人当たり手当額 B		所要額 A×B	財源内訳				
					国庫支出金	都支出金	差引一般財源		
国 制 度 分	3歳未満	人		円	円	円	円		
		被用者	3,958	(15,000円 × 12月)	712,440,000	(37 / 45) 585,784,000	(4 / 45) 63,328,000	(4 / 45) 63,328,000	
	非被用者	678	(15,000円 × 12月)	122,040,000	(2 / 3) 81,360,000	(1 / 6) 20,340,000	(1 / 6) 20,340,000		
	3歳以上 小学校 修了前	被用者	第1子 第2子	11,275	(10,000円 × 12月)	1,353,000,000	(2 / 3) 902,000,000	(1 / 6) 225,500,000	(1 / 6) 225,500,000
			第3子 以降	1,091	(15,000円 × 12月)	196,380,000	(2 / 3) 130,920,000	(1 / 6) 32,730,000	(1 / 6) 32,730,000
		小 計			1,549,380,000	1,032,920,000	258,230,000	258,230,000	
		非被用者	第1子 第2子	2,534	(10,000円 × 12月)	304,080,000	(2 / 3) 202,720,000	(1 / 6) 50,680,000	(1 / 6) 50,680,000
	第3子 以降		317	(15,000円 × 12月)	57,060,000	(2 / 3) 38,040,000	(1 / 6) 9,510,000	(1 / 6) 9,510,000	
	小 計			361,140,000	240,760,000	60,190,000	60,190,000		
	中 学 修 了 校 前		4,516	(10,000円 × 12月)	541,920,000	(2 / 3) 361,280,000	(1 / 6) 90,320,000	(1 / 6) 90,320,000	
	特 例 給 付		4,855	(5,000円 × 12月)	291,300,000	(2 / 3) 194,200,000	(1 / 6) 48,550,000	(1 / 6) 48,550,000	
	計				3,578,220,000	2,496,304,000	540,958,000	540,958,000	
区 制 度 分	育 成 手 当	2,850	(13,500円 × 12月)	461,700,000					
	障 害 手 当	350	(15,500円 × 12月)	65,100,000					
	計				526,800,000		526,800,000		
合 計				4,105,020,000	2,496,304,000	540,958,000	1,067,758,000		

説明（４） 障害児通所支援事業費積算説明

(単位：円)

事業種別	事業費	国庫負担額 B=A/2	都負担額 C=A/4	差引一般財源 D=A-B-C
	給付費 A			
児童発達支援事業	468,496,007	234,247,000	117,124,000	117,125,007
福祉型児童発達支援センター	156,555,896	78,278,000	39,138,000	39,139,896
医療型児童発達支援センター	2,029,065	1,015,000	507,000	507,065
放課後等デイサービス	920,166,389	460,083,000	230,042,000	230,041,389
保育所等訪問支援	56,231,555	28,116,000	14,058,000	14,057,555
障害児相談支援	37,650,676	18,825,000	9,413,000	9,412,676
計	1,641,129,588	820,564,000	410,282,000	410,283,588

経費の種類	児童福祉費	測定単位	区立保育所入所児童数
事業区分	節名	経費	内 容 説 明
基 準 的 経 費	区立保育所 管理運営費	報酬 366,238,304 円	特別職非常勤職員（嘱託医報酬） $@43,200円 \times 1人 \times 13月 \times 28所 = 15,724,800円$ 臨時的任用職員 $@5,992円 \times 100日 \times 28所 = 16,777,600円$ 会計年度任用職員（特例パート） $@136,792円 \times 14月 \times 28所 = 53,622,464円$ 会計年度任用職員（障害児保育） $@138,075円 \times 12月 \times 28所 = 46,393,200円$ 会計年度任用職員 $@11,366円 \times 25日 \times 12月 \times 28所 = 95,474,400円$ 会計年度任用職員（延長保育） 1時間延長 $@11,042円 \times \frac{9}{8}時間 \times 313日 \times 20所 = 77,763,285円$ $@11,042円 \times \frac{1}{8}時間 \times \frac{14}{6}人 \times 313日 \times 20所 = 20,160,852円$ 2時間延長 $@11,042円 \times \frac{11}{8}時間 \times 313日 \times 4所 = 19,008,803円$ $@11,042円 \times \frac{3}{8}時間 \times \frac{14}{6}人 \times 313日 \times 4所 = 12,096,511円$ 3時間以上延長 $@11,042円 \times \frac{12}{8}時間 \times 313日 \times 1所 = 5,184,219円$ $@11,042円 \times \frac{4}{8}時間 \times \frac{14}{6}人 \times 313日 \times 1所 = 4,032,170円$
		給与費 3,517,768,925	$@7,697,525円 \times 457人 = 3,517,768,925円$
		職員手当等 179,219,520	時間外勤務手当 $@2,880円 \times 62,229時間 = 179,219,520円$
		報償費 3,106,320	講習会・講演会等講師謝礼 $@110,940円 \times 28所 = 3,106,320円$
		旅費 3,119,966	普通旅費 近接地内 $@529円 \times 1,854回 = 980,766円$ 近接地外 $@38,200円 \times 2人 \times 28所 = 2,139,200円$
		需用費 394,320,000	光熱水費 電気料 $@1,204,210円 \times 28所 = 33,717,880円$ ガス料 $@641,230円 \times 28所 = 17,954,440円$ 水道料 $@1,496,490円 \times 28所 = 41,901,720円$ 燃料費 $@57,430円 \times 28所 = 1,608,040円$

経費の種類	児童福祉費		測定単位	区立保育所入所児童数		
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	区立保育所 管理運営費		円			
				賄費 211,303,680円		
				3歳未満児	@7,490円 × 12月 × 34人 × 28所 = 85,565,760円	
				3歳以上児	@4,450円 × 12月 × 66人 × 28所 = 98,683,200円	
				3歳以上児給食費加算	@1,220円 × 12月 × 66人 × 28所 = 27,054,720円	
				一般需用費	64,720,040円	
				消耗器材	@1,697,300円 × 28所 = 47,524,400円	
				印刷製本費	@26,120円 × 28所 = 731,360円	
				修繕料	@588,010円 × 28所 = 16,464,280円	
				延長保育	23,114,200円	
				暖房費	1,118,200円	
				1時間延長	@7,710円 × 5月 × 20所 = 771,000円	
				2時間延長	@12,860円 × 5月 × 4所 = 257,200円	
				3時間以上延長	@18,000円 × 5月 × 1所 = 90,000円	
				その他	21,996,000円	
				1時間延長	@2,570円 × 20人 × 12月 × 20所 = 12,336,000円	
				2時間延長	@8,050円 × 20人 × 12月 × 4所 = 7,728,000円	
				3時間以上延長	@8,050円 × 20人 × 12月 × 1所 = 1,932,000円	
			役務費	17,696,000	郵便料等	@632,000円 × 28所 = 17,696,000円
			委託料	1,417,987,770	管理運営委託（直営施設）	@313,750円 × 28所 = 8,785,000円
			清掃委託	@577,520円 × 28所 = 16,170,560円		
			警備委託	@140,110円 × 28所 = 3,923,080円		
			機械設備保守委託	@343,350円 × 28所 = 9,613,800円		
			おむつ回収事業費	@118,520円 × 28所 = 3,318,560円		
			給食調理委託	@4,950,080円 × 2人 × 15所 = 148,502,400円		
			用務委託	@3,747,210円 × 1人 × 17所 = 63,702,570円		
			管理運営委託（委託施設）	@193,995,300円 × 6所 = 1,163,971,800円		
	使用料及び賃借料	19,948,880	自動車借上料、その他	@712,460円 × 28所 = 19,948,880円		
	工事請負費	26,213,600		@936,200円 × 28所 = 26,213,600円		

経費の種類	児童福祉費		測定単位	区立保育所入所児童数		
事業区分	節名	経費	内容説明			
基準的経費	〔区立保育所管理運営費〕	備品購入費	45,660,630	備品	45,660,630円	
		負担金補助及び交付金	3,220,000	ガスFF暖房器	@232,700円 × 8台 × 28所 × $\frac{1}{6}$ = 8,687,470円	
				冷房器	@651,990円 × 8台 × 28所 × $\frac{1}{6}$ = 24,340,960円	
				その他備品	@451,150円 × 28所 = 12,632,200円	
				保育士保育講習会等	@80,000円 × 28所 = 2,240,000円	
				日本スポーツ振興センター共済掛金	@350円 × 100人 × 28所 = 980,000円	
		合計	5,994,499,915			
		特定財源	分担金及び負担金	489,351,048	1 分担金及び負担金	489,351,048円
			都支出金	201,479,600	3歳未満児（保育料積算基準による）	@48,884円 × 34人 × 12月 × 34所 = 678,118,848円
					3歳児以上副食費	@4,450円 × 57人 × 12月 × 34所 = 103,489,200円
			多子世帯負担軽減分（区負担分）	△ 107,555,000円		
			多子世帯負担軽減分（都負担分）	△ 184,702,000円		
諸収入	490,000		2 都支出金	201,479,600円		
			臨時的任用職員都支出金	@16,777,600円 × $\frac{10}{10}$ = 16,777,600円		
			多子世帯負担軽減事業費補助金	184,702,000円		
			3 日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担分	@175円 × 100人 × 28所 = 490,000円		
合計	691,320,648					
差引一般財源			5,303,179,267円			
数値			3,400人			
単位費用			1,559,759円			

経費の種類		児童福祉費				測定単位		私立保育所入所児童数						
事業区分		節名		経費		内容説明								
私立保育所施設型 給付費等		扶助費		1,767,603,750		円								
区分	対象者数	公定価格/区加算額				利用者負担額		国庫支出金 (3歳以上1/2, 3歳未満58.16/100) H (E-G) × 1/2 または58.23/100 円	都支出金 (3歳以上1/4, 3歳未満20.92/100) I (E-G) × 1/4 または20.885/100 円	都支出金 (多子世帯負担軽減 事業費補助金) J 円	差引一般財源 K E-G-H-I-J 円			
		定員 A	延人員 B A×12 人	単価 C 円	加算率 加算額 D %・円	金額 E B×C×D B×(C+D) 円	単価 F 円					金額 G B×F 円		
基 準 的 経 費	国 分	基 準 時 間	4歳以上児	44	528	40,200		21,225,600	0	0				
			3歳児	19	228	48,090		10,964,520	0	0				
			1・2歳児	28	336	111,580		37,490,880	48,884	16,425,024				
			零歳児	5	60	190,490		11,429,400	48,884	2,933,040				
	分	短 時 間	4歳以上児	2	24	34,910		837,840	0	0				
			3歳児	1	12	42,800		513,600	0	0				
			1・2歳児	1	12	106,290		1,275,480	48,884	586,608				
	制 度 分 算	処 遇 改 善 等 加 算 I	標 準 時 間	4歳以上児	44	528	380	16	3,210,240					
				3歳児	19	228	450	16	1,641,600					
				1・2歳児	28	336	1,000	16	5,376,000					
				零歳児	5	60	1,790	16	1,718,400					
加 算 1		短 時 間	4歳以上児	2	24	330	16	126,720						
			3歳児	1	12	400	16	76,800						
			1・2歳児	1	12	950	16	182,400						
			副食費徴収免除加算	9	108	4,700		507,600						
			三歳児配置改善加算	20	240	7,890	1,120	2,162,400						
			主任保育士専任加算	100	1,200	2,560	410	3,564,000						
加 算 2	短 時 間	事務職員雇上費加算	100	1,200	460	70	636,000							
		処 遇 改 善 等 加 算 II	①(5人)	100	1,200	2,440		2,928,000						
			②(3人)	100	1,200	180		216,000						
		処 遇 改 善 等 加 算 III	21人	100	1,200	11,000		2,772,000						
		冷暖房費加算	100	1,200	110		132,000							
		施設機能強化推進費加算			124,170		124,170							
		栄養管理加算	100	1,200	770	120	1,068,000							
小 計							110,179,650	19,944,672	48,526,000	20,854,000	0	20,854,978		
区 加 算 分	短 時 間	職員処遇等加算	100	1,200	12,043		14,451,600					14,451,600		
		施設維持管理・ 健康管理等加算	100	1,200	2,298		2,757,600					2,757,600		
		児童処遇等加算	100	1,200	2,930		3,516,000					3,516,000		
		特例保育加算 (零歳児、障害児、11時間保育)	100	1,200	24,822		29,786,400					29,786,400		
小 計							50,511,600					50,511,600		
多子世帯負担軽減事業費 (都負担分)							0	△ 10,302,000			10,302,000	0		
合計(1施設)							160,691,250	9,642,672	48,526,000	20,854,000	10,302,000	71,366,578		
11	施設				1,767,603,750		106,069,392	533,786,000	229,394,000	113,322,000	785,032,358			

経費の種類	児童福祉費	測定単位	私立保育所入所児童数
事業区分	節名	経費	内容説明
特 定 財 源	分担金及び負担金	106,069,392	
	国庫支出金	533,786,000	
	都支出金	342,716,000	
	合計	982,571,392	
	差引一般財源		785,032,358円
	数値		1,100人
	単位費用		713,666円

経費の種類		国民健康保険事業助成費		測定単位	被保険者数										
事業区分	節名	経費	内容説明												
基 準 的 経 費	国民健康保険 事業助成費	繰出金	3,316,887,197	円											
				国民健康保険総務費		816,567,180円									
				職員費		415,666,350円									
				一般管理費		322,551,500円									
				報酬		32,396,770円									
				<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">会計年度任用職員 (徴収嘱託員等)</td> <td style="padding-left: 20px;">4,687,730円 × 5.81人 =</td> <td style="padding-left: 20px;">27,235,711円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">会計年度任用職員</td> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">5,161,059円</td> </tr> </table>	会計年度任用職員 (徴収嘱託員等)	4,687,730円 × 5.81人 =	27,235,711円	会計年度任用職員		5,161,059円					
				会計年度任用職員 (徴収嘱託員等)	4,687,730円 × 5.81人 =	27,235,711円									
				会計年度任用職員		5,161,059円									
				職員手当等		15,240,960円									
				旅費		125,700円									
				需用費 (消耗品費等)		15,468,430円									
				役務費 (通信運搬費等)		71,037,600円									
				委託料		145,352,460円									
				<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">レセプト点検等委託</td> <td style="padding-left: 20px;"></td> <td style="padding-left: 20px;">67,043,710円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">国民健康保険システム保守委託</td> <td style="padding-left: 20px;"></td> <td style="padding-left: 20px;">78,308,750円</td> </tr> </table>	レセプト点検等委託		67,043,710円	国民健康保険システム保守委託		78,308,750円					
				レセプト点検等委託		67,043,710円									
				国民健康保険システム保守委託		78,308,750円									
				使用料及び賃借料											
				<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">国民健康保険システム機器リース料</td> <td style="padding-left: 20px;"></td> <td style="padding-left: 20px;">42,361,550円</td> </tr> </table>	国民健康保険システム機器リース料		42,361,550円								
				国民健康保険システム機器リース料		42,361,550円									
				備品購入費		381,030円									
				負担金補助及び交付金		187,000円									
				国民健康保険運営協議会費		267,680円									
				<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">報酬 (特別職非常勤職員)</td> <td style="padding-left: 20px;"></td> <td style="padding-left: 20px;">234,600円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">需用費</td> <td style="padding-left: 20px;"></td> <td style="padding-left: 20px;">17,800円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">役務費</td> <td style="padding-left: 20px;"></td> <td style="padding-left: 20px;">15,280円</td> </tr> </table>	報酬 (特別職非常勤職員)		234,600円	需用費		17,800円	役務費		15,280円		
				報酬 (特別職非常勤職員)		234,600円									
				需用費		17,800円									
				役務費		15,280円									
連合会分担金		11,946,900円													
保険普及費		5,296,000円													
レセプト電算処理手数料		881,840円													
共同電算処理手数料		50,659,260円													
国保情報集約システム管理委託料		9,284,450円													
<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">保険給付費等交付金 (普通交付金収納事務手数料)</td> <td style="padding-left: 20px;"></td> <td style="padding-left: 20px;">13,200円</td> </tr> </table>	保険給付費等交付金 (普通交付金収納事務手数料)		13,200円												
保険給付費等交付金 (普通交付金収納事務手数料)		13,200円													
出産育児給付		104,352,767円													
基盤安定繰出金		2,326,616,750円													
<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">7割軽減</td> <td style="padding-left: 20px;"></td> <td style="padding-left: 20px;">1,525,504,080円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">5割軽減</td> <td style="padding-left: 20px;"></td> <td style="padding-left: 20px;">518,248,690円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">2割軽減</td> <td style="padding-left: 20px;"></td> <td style="padding-left: 20px;">282,863,980円</td> </tr> </table>	7割軽減		1,525,504,080円	5割軽減		518,248,690円	2割軽減		282,863,980円						
7割軽減		1,525,504,080円													
5割軽減		518,248,690円													
2割軽減		282,863,980円													

経費の種類		国民健康保険事業助成費		測定単位	被保険者数	
事業区分		節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	〔国民健康保険〕 〔事業助成費〕		円			
				未就学児均等割保険料軽減措置繰出金	52,562,060円	
				5割軽減	38,410,430円	
				4割軽減	5,818,890円	
				2.5割軽減	4,084,110円	
				1.5割軽減	4,248,630円	
				産前産後保険料免除	16,788,440円	
				軽減なし	10,041,890円	
				7割軽減	3,872,330円	
				5割軽減	1,565,040円	
		2割軽減	1,309,180円			
合 計			3,316,887,197			
特 定 財 源	国庫支出金 都支出金	607,775,000 1,189,198,000	1	基盤安定繰出金	1,744,961,000円	
				国庫支出金	573,100,000円	
					都支出金	1,171,861,000円
				2	未就学児均等割保険料軽減措置繰出金	39,421,000円
					国庫支出金	26,281,000円
				都支出金	13,140,000円	
				3	産前産後保険料免除	12,591,000円
					国庫支出金	8,394,000円
				都支出金	4,197,000円	
				合 計		
差引一般財源				1,519,914,197円		
数 値				113,780人		
単 位 費 用				13,358円		

〈経〉 民生費 後期高齢者医療制度事業助成費（被保険者数）

経費の種類		後期高齢者医療制度事業助成費	測定単位	被保険者数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	後期高齢者医療 制度事業助成費	繰出金 3,112,528,201	円	後期高齢者医療制度事業給務費	113,237,041円
				職員費	61,580,200円
				一般管理費	51,656,841円
				報酬	4,343,381円
				会計年度任用職員（徴収嘱託員等）	3,326,676円
				会計年度任用職員	1,016,705円
				職員手当等	8,373,340円
				旅費	30,370円
				需用費	2,570,740円
				役務費	12,956,780円
委託料	17,931,030円				
窓口業務委託	7,058,630円				
後期高齢者医療システム保守委託	10,872,400円				
使用料及び賃借料					
後期高齢者医療システム機器リース料	5,451,200円				
基盤安定繰出金	559,213,160円				
低所得者に係る保険料軽減分	556,125,480円				
旧被用者保険の被扶養者に係る保険料軽減分	3,087,680円				
事務費拠出金	127,432,000円				
後期高齢者医療給付費負担金	2,312,646,000円				
合 計		3,112,528,201			
特 定 財 源	都 支 出 金	419,409,000	基盤安定繰出金	419,409,000円	
			低所得者に係る保険料軽減分		
			$556,125,480円 \times \frac{3}{4} = 417,094,000円$		
旧被用者保険の被扶養者に係る保険料軽減分					
$3,087,680円 \times \frac{3}{4} = 2,315,000円$					
合 計		419,409,000			
差引一般財源		2,693,119,201円			
数 値		34,000人			
単 位 費 用		79,209円			

第3項 衛生費

I 衛生費の概要

1 単位費用算定の概要

- (1) 衛生費は測定単位「人口」により、次の経費を算定した。
 - ア 衛生総務費、保健所管理運営費等の保健所等管理運営に要する経費
 - イ 感染症予防・医療費、結核予防費、成人保健対策費、母子保健費等の公衆衛生に要する経費
 - ウ 食品衛生費、環境衛生費等の環境衛生に要する経費
 - エ 医薬費、精神保健対策費等の医務及び薬務に要する経費
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人、保健所1か所、保健センター3か所、リサイクルセンター1か所とした。
- (3) 標準区の所要経費を3,712,631,638円、特定財源を219,024,800円と見込み、差引一般財源所要額を3,493,606,838円と算定した。

この結果、単位費用を9,982円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 新たに在宅療養推進事業に係る経費について、算定した。
- (2) 新たに予防接種助成事業（带状疱疹ワクチン）に係る経費について、算定した。
- (3) 健康診査（乳がん検診）について、算定の充実を図った。
- (4) 成人保健対策費（訪問指導）について、算定を廃止した。
- (5) 食品衛生費（食品衛生営業許可等手数料）について、算定を改善した。
- (6) その他、所要の単価改定等を行った。

3 過年度改定内容

鳥獣被害対策事業費（アライグマ・ハクビシン対策）について、算定した（都の防除実施計画終了年度の翌年度末までの時限算定）。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類	衛生費	測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的	衛生総務費	円	
	給与費	995,828,809	@7,697,525円 × 129.37人 = 995,828,809円
	職員手当等	4,386,240	時間外勤務手当 @2,880円 × 1,523時間 = 4,386,240円
	報償費	7,660	講師謝礼 7,660円
	旅費	876,920	普通旅費
	需用費	1,479,740	近接地内 @529円 × 1,080回 = 571,320円
			近接地外 @38,200円 × 8回 = 305,600円
			消耗品費 647,150円
	役務費	933,250	会議費 121,710円
			印刷製本費 710,880円
	委託料	6,304,670	通信運搬費 933,250円
			郵券等 545,680円
	使用料及び賃借料	11,581,690	健康管理システム用 387,570円
夜間休日案内所運営費 1,905,000円			
健康管理システム保守委託 4,399,670円			
備品購入費	426,450	会場使用料及び自動車借上料 159,780円	
		自動体外式除細動器（AED） @51,880円 × 131個 = 6,796,280円	
計	1,021,825,429	健康管理システム機器リース料 4,625,630円	
経 費	保健所報酬	3,652,260	事務用備品 426,450円
	管理運営費	職員手当等	特別職非常勤職員（保健所運営協議会） 459,000円
			会長 @22,200円 × 1人 × 1回 = 22,200円
			委員 @18,200円 × 24人 × 1回 = 436,800円
			特別職非常勤職員（感染症診査協議会） 2,191,200円
			会長 @24,700円 × 1人 × 24回 = 592,800円
			委員 @22,200円 × 3人 × 24回 = 1,598,400円
			臨時的任用職員（産休代替保健師） @11,134円 × 90日 = 1,002,060円
			特殊勤務手当 908,820円
			防疫業務手当(1) @720円 × 243日 × 1人 = 174,960円
防疫業務手当(2) @340円 × 243日 × 6人 = 495,720円			
有害毒物取扱手当(1) @390円 × 243日 × 2人 = 189,540円			
有害毒物取扱手当(2) @200円 × 243日 × 1人 = 48,600円			
時間外勤務手当 @2,880円 × 263時間 = 757,440円			

経費の種類	衛生費	測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	〔保健所管理費〕 運 営	報 償 費	101,200	母子保健対策協議会委員謝礼 @10,120円 × 10人 = 101,200円
		旅 費	2,094,960	普通旅費 2,032,645円 近接地内 @529円 × 2,610回 = 1,380,690円 調査旅費 @21,590円 × 2人 = 43,180円 研修旅費 @515円 × 3回 = 1,545円 派遣研修旅費 @4,520円 × 3人 = 13,560円 研究旅費 513,530円 医師 @37,810円 × 5人 = 189,050円 医療技術員等 @27,040円 × 12人 = 324,480円 医師大学派遣旅費 @6,480円 × 1人 = 6,480円 保健師等共同研究旅費 @1,050円 × 16人 = 16,800円 保健技術者研修旅費 56,860円 医師 @30,430円 × 1人 = 30,430円 保健師 @26,430円 × 1人 = 26,430円 特別旅費 62,315円 費用弁償 保健所運営協議会 @515円 × 25人 × 1回 = 12,875円 感染症診査協議会 @515円 × 4人 × 24回 = 49,440円
		需 用 費	12,557,910	燃料費 144,350円 光熱水費 9,620,520円 電気料 6,608,720円 ガス料 1,457,140円 水道料 1,554,660円 消耗品費 1,854,620円 印刷製本費 208,540円 修繕料 729,880円
		役 務 費	2,069,530	洗濯代等 415,270円 電話料 1,220,490円 通信運搬費 433,770円
		委 託 料	77,610,790	検査業務委託 58,986,490円 清掃、保守警備委託等 18,624,300円
		使用料及び 賃借料	686,610	自動車借上 686,610円
		工事請負費	2,232,290	庁舎維持補修費等 2,232,290円
		備品購入費	20,710,390	検査用機器 14,163,940円 X線装置等 6,546,450円

経費の種類	衛生費	測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基	〔保健所管理運営費〕 公 課 費	円 17,600	自動車重量税 $\left\{ \begin{array}{l} 13,200円 \times 1台 = 13,200円 \\ 8,800円 \times 1台 \times \frac{1}{2} = 4,400円 \end{array} \right.$	
			$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源} \quad \quad \quad 4,777,000円 \\ \text{使用料及び手数料} \quad \quad \quad 56,000円 \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{証明} \quad \quad @400円 \times 134件 = 53,600円 \\ \text{閲覧} \quad \quad @300円 \times 8件 = 2,400円 \end{array} \right. \\ \text{国庫支出金} \\ \quad \quad \quad 14,163,940円 \times \frac{1}{3} = 4,721,000円 \end{array} \right.$	
	計	123,399,800		
準 的 経 費	保健センター 管理運営費	職員手当等 1,460,700	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特殊勤務手当} \\ \text{防疫業務手当} \\ \quad @340円 \times 243日 \times 3人 \times 3所 = 743,580円 \\ \text{時間外勤務手当} \quad @2,880円 \times 83時間 \times 3所 = 717,120円 \end{array} \right.$	
		旅 費 818,892	普通旅費 近接地内 @529円 \times 516回 \times 3所 = 818,892円	
		需 用 費 11,333,100	$\left\{ \begin{array}{l} \text{光熱水費} \quad \quad \quad 8,334,810円 \\ \left\{ \begin{array}{l} \text{電気料} \quad \quad \quad 1,766,890円 \times 3所 = 5,300,670円 \\ \text{ガス料} \quad \quad \quad 538,890円 \times 3所 = 1,616,670円 \\ \text{水道料} \quad \quad \quad 472,490円 \times 3所 = 1,417,470円 \end{array} \right. \\ \text{消耗品費} \quad \quad \quad 587,900円 \times 3所 = 1,763,700円 \\ \text{印刷製本費} \quad \quad \quad 92,070円 \times 3所 = 276,210円 \\ \text{修繕料} \quad \quad \quad 319,460円 \times 3所 = 958,380円 \end{array} \right.$	
		役 務 費 4,070,010	$\left\{ \begin{array}{l} \text{洗濯代等} \quad \quad \quad 602,370円 \times 3所 = 1,807,110円 \\ \text{電話料} \quad \quad \quad 560,490円 \times 3所 = 1,681,470円 \\ \text{通信運搬費} \quad \quad \quad 193,810円 \times 3所 = 581,430円 \end{array} \right.$	
		委 託 料 16,147,530	清掃、保守警備委託等 5,382,510円 \times 3所 = 16,147,530円	
		使用料及び 賃借料 342,750	自動車借上 114,250円 \times 3所 = 342,750円	
		工事請負費 3,585,600	庁舎維持補修等 1,195,200円 \times 3所 = 3,585,600円	
		備品購入費 8,863,050	事業用機器等 2,954,350円 \times 3所 = 8,863,050円	
		公 課 費 13,200	自動車重量税 8,800円 \times 1台 \times $\frac{1}{2}$ \times 3所 = 13,200円	
		計	46,634,832	

経費の種類	衛生費	測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準	リサイクルセンター管理運営費	需用費	1,737,920	円
				光熱水費 1,409,570円
				電気料 971,310円
				ガス料 280,070円
				水道料 158,190円
				消耗品費 244,040円
				印刷製本費 84,310円
		役務費	898,160	庁舎清掃 693,870円
				通信運搬費 204,290円
		委託料	7,377,260	建物維持管理委託費 7,377,260円
	工事請負費	935,150	庁舎維持補修費 935,150円	
	備品購入費	165,270	165,270円	
	計	11,113,760		
的	健康増進計画・食育推進計画策定費	報償費	151,600	健康増進計画等策定委員会 151,600円
				{ 会長 @19,900円 × 1人 × 4回 × $\frac{1}{5}$ = 15,920円 { 委員 @10,600円 × 16人 × 4回 × $\frac{1}{5}$ = 135,680円
		需用費	4,310	消耗品費 @21,550円 × $\frac{1}{5}$ = 4,310円
		委託料	1,584,630	計画策定支援委託 @7,923,160円 × $\frac{1}{5}$ = 1,584,630円
		計	1,740,540	
経 費	健康相談事業費	職員手当等	440,640	時間外勤務手当 @2,880円 × 153時間 = 440,640円
		旅費	146,533	普通旅費 近接地内 @529円 × 277回 = 146,533円
		需用費	424,250	消耗品費 424,250円
		役務費	377,430	通信運搬費 377,430円
		委託料	22,932,190	健康診査委託 @8,740円 × 2,600人 = 22,724,000円 データ入力委託 208,190円
				{ 特定財源（負担金及び分担金） { 自己負担金 @500円 × 2,600人 = 1,300,000円 }
		計	24,321,043	

経費の種類	衛生費	測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的	歯科衛生報酬 相談事業費	10,402,700	特別職非常勤職員（歯科医師） @28,140円 × 4人 × 52週 = 5,853,120円 会計年度任用職員（歯科衛生士） @14,582円 × 6人 × 52週 = 4,549,580円	
	旅費	7,406	普通旅費 近接地内 @529円 × 14回 = 7,406円	
	需用費	911,330	消耗品費 744,430円 印刷製本費 166,900円	
	役務費	41,920	通信運搬費 41,920円	
	備品購入費	516,390	診療用備品 516,390円	
			特定財源（使用料及び手数料） 2,070,960円 弗素塗布 @480円 × 1,804件 = 865,920円 鍍銀法(3本まで) @480円 × 1,458件 = 699,840円 鍍銀法(4本以上) @600円 × 782件 = 469,200円 歯口清掃 @360円 × 100件 = 36,000円	
	計	11,879,746		
	経 費	休日・準夜等報酬	227,320	会計年度任用職員（事務員） @11,366円 × 20時間 = 227,320円
		診療事業費職員手当等	141,120	時間外勤務手当 @2,880円 × 49時間 = 141,120円
		報償費	222,000	運営協議会委員謝礼 一般 @9,250円 × 3人 × 4回 = 111,000円 歯科 @9,250円 × 3人 × 4回 = 111,000円
旅費		28,037	普通旅費 近接地内 @529円 × 53回 = 28,037円	
需用費		688,320	消耗品費 462,320円 会議費 17,230円 印刷製本費 208,770円	
役務費		89,550	通信運搬費 89,550円	

経費の種類	衛生費	測定単位	人口																																																																																																												
事業区分	節名	経費	内容説明																																																																																																												
基 準 的 経 費	〔休日・準夜等診療事業費〕委託料	円 113,872,340	①管理事務費 29,559,380円 (積算内訳)																																																																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単価</th> <th>日数</th> <th>経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師会委託経費</td> <td></td> <td></td> <td>17,583,450円</td> </tr> <tr> <td>休日診療</td> <td></td> <td></td> <td>8,108,630円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人件費</td> <td>通年</td> <td>97,150円</td> <td>63日</td> <td>6,120,450円</td> </tr> <tr> <td>年末年始</td> <td>194,300円</td> <td>6日</td> <td>1,165,800円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>145,725円</td> <td>3日</td> <td>437,180円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>5,350円</td> <td>72日</td> <td>385,200円</td> </tr> <tr> <td>準夜診療</td> <td></td> <td></td> <td>4,854,270円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人件費</td> <td>通年</td> <td>61,060円</td> <td>63日</td> <td>3,846,780円</td> </tr> <tr> <td>年末年始</td> <td>122,120円</td> <td>6日</td> <td>732,720円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>91,590円</td> <td>3日</td> <td>274,770円</td> </tr> <tr> <td>土曜準夜診療</td> <td></td> <td></td> <td>3,320,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人件費</td> <td>通年</td> <td>61,060円</td> <td>50日</td> <td>3,053,000円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>5,350円</td> <td>50日</td> <td>267,500円</td> </tr> <tr> <td>平日準夜小児初期救急</td> <td></td> <td></td> <td>1,300,050円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>5,350円</td> <td>243日</td> <td>1,300,050円</td> </tr> <tr> <td>歯科医師会委託経費</td> <td></td> <td></td> <td>8,108,630円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">人件費</td> <td>通年</td> <td>97,150円</td> <td>63日</td> <td>6,120,450円</td> </tr> <tr> <td>年末年始</td> <td>194,300円</td> <td>6日</td> <td>1,165,800円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>145,725円</td> <td>3日</td> <td>437,180円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>5,350円</td> <td>72日</td> <td>385,200円</td> </tr> <tr> <td>薬剤師会委託経費</td> <td></td> <td></td> <td>3,867,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">人件費</td> <td>通年</td> <td>43,800円</td> <td>63日</td> <td>2,759,400円</td> </tr> <tr> <td>年末年始</td> <td>87,600円</td> <td>6日</td> <td>525,600円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>65,700円</td> <td>3日</td> <td>197,100円</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>5,350円</td> <td>72日</td> <td>385,200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単価	日数	経費	医師会委託経費			17,583,450円	休日診療			8,108,630円	人件費	通年	97,150円	63日	6,120,450円	年末年始	194,300円	6日	1,165,800円	ゴールデンウィーク	145,725円	3日	437,180円	事務費	5,350円	72日	385,200円	準夜診療			4,854,270円	人件費	通年	61,060円	63日	3,846,780円	年末年始	122,120円	6日	732,720円	ゴールデンウィーク	91,590円	3日	274,770円	土曜準夜診療			3,320,500円	人件費	通年	61,060円	50日	3,053,000円	事務費	5,350円	50日	267,500円	平日準夜小児初期救急			1,300,050円	事務費	5,350円	243日	1,300,050円	歯科医師会委託経費			8,108,630円	人件費	通年	97,150円	63日	6,120,450円	年末年始	194,300円	6日	1,165,800円	ゴールデンウィーク	145,725円	3日	437,180円	事務費	5,350円	72日	385,200円	薬剤師会委託経費			3,867,300円	人件費	通年	43,800円	63日	2,759,400円	年末年始	87,600円	6日	525,600円	ゴールデンウィーク	65,700円	3日	197,100円	事務費	5,350円	72日	385,200円
		区分	単価	日数	経費																																																																																																										
		医師会委託経費			17,583,450円																																																																																																										
		休日診療			8,108,630円																																																																																																										
		人件費	通年	97,150円	63日	6,120,450円																																																																																																									
			年末年始	194,300円	6日	1,165,800円																																																																																																									
			ゴールデンウィーク	145,725円	3日	437,180円																																																																																																									
		事務費	5,350円	72日	385,200円																																																																																																										
		準夜診療			4,854,270円																																																																																																										
		人件費	通年	61,060円	63日	3,846,780円																																																																																																									
			年末年始	122,120円	6日	732,720円																																																																																																									
			ゴールデンウィーク	91,590円	3日	274,770円																																																																																																									
		土曜準夜診療			3,320,500円																																																																																																										
		人件費	通年	61,060円	50日	3,053,000円																																																																																																									
			事務費	5,350円	50日	267,500円																																																																																																									
		平日準夜小児初期救急			1,300,050円																																																																																																										
		事務費	5,350円	243日	1,300,050円																																																																																																										
		歯科医師会委託経費			8,108,630円																																																																																																										
		人件費	通年	97,150円	63日	6,120,450円																																																																																																									
			年末年始	194,300円	6日	1,165,800円																																																																																																									
			ゴールデンウィーク	145,725円	3日	437,180円																																																																																																									
			事務費	5,350円	72日	385,200円																																																																																																									
		薬剤師会委託経費			3,867,300円																																																																																																										
		人件費	通年	43,800円	63日	2,759,400円																																																																																																									
			年末年始	87,600円	6日	525,600円																																																																																																									
			ゴールデンウィーク	65,700円	3日	197,100円																																																																																																									
事務費	5,350円		72日	385,200円																																																																																																											

経費の種類	衛生費	測定単位	人口																									
事業区分	節名	経費	内容説明																									
基 準 的 経 費	〔休日・準夜等 診療事業費〕	円																										
		②事業費	84,312,960円																									
		休日診療事業委託費 @7,743,370円 × 8単位 = 61,946,960円 (積算内訳)																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 価</th> <th>日 数</th> <th>経 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人 件 費</td> <td>通 年</td> <td>97,150円</td> <td>63日</td> <td>6,120,450円</td> </tr> <tr> <td>年 末 年 始</td> <td>194,300円</td> <td>6日</td> <td>1,165,800円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>145,725円</td> <td>3日</td> <td>437,180円</td> </tr> <tr> <td>事 務 費</td> <td>277円</td> <td>72日</td> <td>19,940円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>7,743,370円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 価	日 数	経 費	人 件 費	通 年	97,150円	63日	6,120,450円	年 末 年 始	194,300円	6日	1,165,800円	ゴールデンウィーク	145,725円	3日	437,180円	事 務 費	277円	72日	19,940円	計			7,743,370円	
		区 分	単 価	日 数	経 費																							
		人 件 費	通 年	97,150円	63日	6,120,450円																						
			年 末 年 始	194,300円	6日	1,165,800円																						
			ゴールデンウィーク	145,725円	3日	437,180円																						
		事 務 費	277円	72日	19,940円																							
		計			7,743,370円																							
準夜診療事業委託費 @4,874,210円 × 3単位 = 14,622,630円 (積算内訳)																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 価</th> <th>日 数</th> <th>経 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人 件 費</td> <td>通 年</td> <td>61,060円</td> <td>63日</td> <td>3,846,780円</td> </tr> <tr> <td>年 末 年 始</td> <td>122,120円</td> <td>6日</td> <td>732,720円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>91,590円</td> <td>3日</td> <td>274,770円</td> </tr> <tr> <td>事 務 費</td> <td>277円</td> <td>72日</td> <td>19,940円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>4,874,210円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 価	日 数	経 費	人 件 費	通 年	61,060円	63日	3,846,780円	年 末 年 始	122,120円	6日	732,720円	ゴールデンウィーク	91,590円	3日	274,770円	事 務 費	277円	72日	19,940円	計			4,874,210円			
区 分	単 価	日 数	経 費																									
人 件 費	通 年	61,060円	63日	3,846,780円																								
	年 末 年 始	122,120円	6日	732,720円																								
	ゴールデンウィーク	91,590円	3日	274,770円																								
事 務 費	277円	72日	19,940円																									
計			4,874,210円																									
休日歯科診療事業委託費 @7,743,370円 × 1単位 = 7,743,370円 (積算内訳)																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 価</th> <th>日 数</th> <th>経 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">人 件 費</td> <td>通 年</td> <td>97,150円</td> <td>63日</td> <td>6,120,450円</td> </tr> <tr> <td>年 末 年 始</td> <td>194,300円</td> <td>6日</td> <td>1,165,800円</td> </tr> <tr> <td>ゴールデンウィーク</td> <td>145,725円</td> <td>3日</td> <td>437,180円</td> </tr> <tr> <td>事 務 費</td> <td>277円</td> <td>72日</td> <td>19,940円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>7,743,370円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 価	日 数	経 費	人 件 費	通 年	97,150円	63日	6,120,450円	年 末 年 始	194,300円	6日	1,165,800円	ゴールデンウィーク	145,725円	3日	437,180円	事 務 費	277円	72日	19,940円	計			7,743,370円			
区 分	単 価	日 数	経 費																									
人 件 費	通 年	97,150円	63日	6,120,450円																								
	年 末 年 始	194,300円	6日	1,165,800円																								
	ゴールデンウィーク	145,725円	3日	437,180円																								
事 務 費	277円	72日	19,940円																									
計			7,743,370円																									
計	115,268,687																											

経費の種類	衛生費	測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的 経 費	自殺防止 対策事業費	報償費 391,220	講師等謝礼 259,500円 自殺対策計画等策定委員会 131,720円 $\left\{ \begin{array}{l} \text{委員長} \quad @20,490円 \times 1人 \times 4回 \times \frac{1}{5} = 16,390円 \\ \text{委員} \quad @9,570円 \times 8人 \times 4回 \times \frac{1}{5} = 61,250円 \\ \text{有識者} \quad @16,900円 \times 4人 \times 4回 \times \frac{1}{5} = 54,080円 \end{array} \right.$
		需用費 1,113,110	消耗品費等 1,113,110円
		役務費 174,260	通信運搬費 174,260円
		委託料 1,331,020	事務委託費 955,580円 計画策定支援委託 @1,877,220円 $\times \frac{1}{5} = 375,440円$
		使用料及び 賃借料 33,810	機器賃借等 33,810円
			$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \quad 1,803,000円 \\ 1,350,250円 \times \frac{1}{2} = 675,000円 \\ 1,693,170円 \times \frac{2}{3} = 1,128,000円 \end{array} \right.$
		計	3,043,420

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 染 症 予 的 防 衛 療 費	防疫事業費	報酬	2,011,782	会計年度任用職員（事務員） @11,366円 × 177時間 = 2,011,782円		
		職員手当等	701,280	{ 特殊勤務手当 防疫業務手当 @720円 × 150日 × 5人 = 540,000円 時間外勤務手当 @2,880円 × 56時間 = 161,280円		
		旅費	37,489	普通旅費 { 近接地内 @529円 × 66回 = 34,914円 研修旅費 @515円 × 5回 = 2,575円		
		需用費	1,995,430	{ 消耗品費 1,913,980円 会議費 4,390円 印刷製本費 51,360円 修繕料 25,700円		
		役務費	472,560	通信運搬費 472,560円		
		委託料	1,229,380	{ 検査委託 970,420円 腸内病原細菌 患者関係者検便 @864円 × 1,048人 = 905,470円 薬剤耐性試験 @1,295円 × 14人 = 18,130円 菌型検査 @3,344円 × 14人 = 46,820円 海外旅行者健康診断 @4,316円 × 60人 = 258,960円		
		使用料及び賃借料	437,990	自動車雇上 437,990円		
		備品購入費	70,680	検査用備品等 70,680円		
		計	6,956,591	{ 特定財源（国庫支出金） 284,000円 防疫措置 117,700円 { 特殊勤務手当 @290円 × 5人 × 150日 × $\frac{1}{2}$ = 108,700円 事務費 18,000円 × $\frac{1}{2}$ = 9,000円 患者関係者検便 @72円 × 1,048人 × $\frac{1}{2}$ = 37,700円 海外旅行者健康診断 258,960円 × $\frac{1}{2}$ = 129,400円 }		

経費の種類		衛生費		測定単位	人口			
事業区分	節名	経費	内容説明					
基 染 症 予 的 防 衛 療 費	予防接種費	職員手当等 旅費 需用費 役務費 委託料	円 1,097,280 7,406 715,340 9,549,820 869,964,400	時間外勤務手当 普通旅費 近接地内 消耗品費 予防接種通知送付用 ①予防接種	@2,880円 × 381時間 = @529円 × 14回 =	1,097,280円 7,406円 715,340円 9,549,820円 858,606,560円		
	区 分	一 般 分			予防接種不適当者分			
		単 価	対 象 者 数	経 費	単 価	対 象 者 数	経 費	
	ジフテリア・破傷風	II 期	5,088円	1,690人	8,598,720円	3,251円	1人	3,250円
	四種混合（ジフテリア・百日ぜき・破傷風・急性灰白ぜい炎）	I 期 初 回	13,063円	8,088人	105,653,540円	4,076円	9人	36,680円
		I 期 追 加	13,063円	2,725人	35,596,680円	4,076円	4人	16,300円
	風 し ん ・ 麻 し ん	I 期	13,734円	2,687人	36,903,260円	4,076円	6人	24,460円
		II 期	12,304円	2,710人	33,343,840円	4,076円	3人	12,230円
	日 本 脳 炎	I 期	9,488円	8,228人	78,067,260円	4,076円	9人	36,680円
		II 期	7,233円	2,256人	16,317,650円	3,251円	1人	3,250円
	子 宮 頸 が ん		17,661円	2,049人	36,187,390円	3,251円	3人	9,750円
	ヒ づ	I 期	11,348円	8,010人	90,897,480円	4,076円	6人	24,460円
		II 期	11,348円	2,695人	30,582,860円	4,076円	5人	20,380円
	小 児 用 菌 肺炎 球 菌	I 期	13,833円	8,034人	111,134,320円	4,076円	9人	36,680円
		II 期	13,833円	2,674人	36,989,440円	4,076円	5人	20,380円
	水 痘		10,863円	5,438人	59,072,990円	4,076円	22人	89,670円
	B C G		11,545円	2,499人	28,850,960円	4,076円	28人	114,130円
	B 型 肝 炎		8,128円	7,824人	63,593,470円	4,076円	6人	24,460円
	ロ タ ウ イ ル ス	ロ タ リ ッ ク ス	16,583円	3,394人	56,282,700円	4,076円	1人	4,080円
		ロ タ テ ッ ク	11,556円	2,601人	30,057,160円	4,076円	0人	0円
計				858,129,720円			476,840円	
	扶 助 費	580,500	②封入封緘委託 予防接種被害者医療手当等		11,357,840円 580,500円			
	計	881,914,746	特定財源（都支出金） 予防接種被害者医療手当等 $580,500円 \times \frac{3}{4} = 435,000円$					

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 染	予防接種費 〔インフルエンザ〕	委託料	112,256,412	予防接種	
		扶助費	54,000	一般 @2,958円 × 34,269人 = 101,367,702円 減免 @5,458円 × 1,995人 = 10,888,710円 予防接種被害者医療手当等 54,000円	
		計	112,310,412	特定財源（都支出金） 予防接種被害者医療手当等 $54,000円 \times \frac{3}{4} = 40,000円$	
症 予	予防接種費 〔高齢者肺炎球菌〕	委託料	20,358,800	予防接種	
		扶助費	54,000	一般 @4,514円 × 3,850人 = 17,378,900円 減免 @8,514円 × 350人 = 2,979,900円 予防接種被害者医療手当等 54,000円	
		計	20,412,800	特定財源（都支出金） 予防接種被害者医療手当等 $54,000円 \times \frac{3}{4} = 40,000円$	
的 防	予防接種助成 事業費 〔带状疱疹ワクチン〕	委託料	125,194,000	予防接種	
				生ワクチン @4,500円 × 972人 = 4,374,000円 不活化ワクチン（1回目） @10,000円 × 6,041人 = 60,410,000円 不活化ワクチン（2回目） @10,000円 × 6,041人 = 60,410,000円	
				特定財源（都支出金） 带状疱疹ワクチン任意接種補助事業補助金 $125,194,000円 \times \frac{1}{2} = 62,597,000円$	
経 医 療 費					

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分		節名	経費	内容説明		
基 準 予 的 防 疫 療 費	感 染 症	後天性免疫不全症候群対策費	報酬	1,026,864	特別職非常勤職員（医師） @28,140円 × 2回 × 12月 = 675,360円 会計年度任用職員（保健師） @14,646円 × 2回 × 12月 = 351,504円	
			旅費	7,406	普通旅費 近接地内 @529円 × 14回 = 7,406円	
			需用費	620,920	採血・検査用消耗品（通常・即日） 620,920円	
			委託料	355,230	検査委託（通常） @1,010円 × 213件 = 215,130円 検査委託（精密） @2,240円 × 2件 = 4,480円 キャンペーン委託 135,620円	
			計	2,010,420	{ 特定財源（国庫支出金） 2,010,420円 × $\frac{1}{2}$ = 1,005,000円 }	
			感染症委託料	140,850	入院患者移送 @41,900円 × 2人 = 83,800円 医療費支払事務委託 @123.8円 × 2件 = 250円 建物等消毒委託 @28,400円 × 2件 = 56,800円	
			扶助費	147,480	感染症医療費 入院費公費負担 @63,600円 × 2件 = 127,200円 食事療養費 @780円 × 13日 × 2件 = 20,280円	
			計	288,330	{ 特定財源（国庫支出金） 180,000円 { 入院患者移送 83,800円 × $\frac{1}{2}$ = 41,900円 建物等消毒 56,800円 × $\frac{1}{2}$ = 28,400円 感染症医療費 147,480円 × $\frac{3}{4}$ = 110,610円 }	

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 染 症 予 防 的 ・ 経 費	性感染症 対策費	報酬	256,716	特別職非常勤職員（医師） @28,140円 × 1人 × 6回 = 168,840円 会計年度任用職員（保健師） @14,646円 × 1人 × 6回 = 87,876円			
		需用費	119,770	消耗品費 { 採血材料・採尿材料 109,000円 印刷製本費 10,770円			
	症	委託料	472,190	検査委託 { 梅毒（TPHA検査） @220円 × 111人 = 24,420円 梅毒（STS検査） @110円 × 235人 = 25,850円 クラミジア @1,290円 × 248人 = 319,920円 淋菌 @1,200円 × 85人 = 102,000円			
				特定財源（国庫支出金） 367,000円 { 梅毒（TPHA検査） @320円 × 111人 × $\frac{1}{2}$ = 17,700円 梅毒（STS検査） @150円 × 235人 × $\frac{1}{2}$ = 17,600円 クラミジア @1,980円 × 248人 × $\frac{1}{2}$ = 245,500円 淋菌 @2,040円 × 85人 × $\frac{1}{2}$ = 86,700円			
		計	848,676				
	医 療	感染症発生 動向調査 事業費	需用費	72,630	{ 消耗品費 64,210円 印刷製本費 8,420円		
			役員費	45,560	{ 情報収集用郵券 37,000円 通信運搬費 8,560円		
		委託料	49,180	検査委託 49,180円 { 特定財源（国庫支出金） 167,370円 × $\frac{1}{2}$ = 83,000円			
		計	167,370				
	費	風しん抗体 検査事業費	委託料	4,949,910	検査委託 @6,790円 × 729人 = 4,949,910円 { 特定財源（国庫支出金） 4,949,910円 × $\frac{1}{2}$ = 2,474,000円		
小計					1,155,053,255		

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口				
事業区分		節名	経費	内容説明						
基 結 準 核	的 予		円							
		結核健康診断等事業費	報酬 職員手当等 旅費 需用費 役務費 委託料	363,712 331,200 88,872 797,080 114,220 60,557,366	会計年度任用職員 時間外勤務手当 普通旅費 近接地内 消耗品費等（結核健康診断） 消耗品費等（管理検診） 消耗品費等（その他） 通信運搬費等（結核健康診断） 通信運搬費等（管理検診） 結核健康診断 定期健康診断 管理検診	@11,366円 × 32人 = @2,880円 × 115時間 = @529円 × 168回 = @2,020円 × 28,534人 = @1,280円 × 98人 =	363,712円 331,200円 88,872円 686,530円 73,920円 36,630円 94,500円 19,720円 2,793,246円 57,638,680円 125,440円			
		計			62,252,450	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（国庫支出金）} \\ \quad \left\{ \begin{array}{l} \text{結核健康診断} \quad 3,937,988円 \times \frac{1}{2} = 1,968,000円 \\ \text{管理検診} \quad 219,080円 \times \frac{1}{2} = 109,000円 \end{array} \right. \\ \quad 2,077,000円 \end{array} \right.$				
		経 防 費 費	的 予	一般患者医療費	職員手当等 需用費 役務費 委託料 扶助費	31,680 32,810 192,170 58,980 3,844,800	時間外勤務手当 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 医療費支払事務委託 国保 基金 医療費 特例医療費	@2,880円 × 11時間 = @36.77円 × 822件 = @37.50円 × 767件 = @2,400円 × 1,589件 = @10,400円 × 3件 =	31,680円 13,870円 18,940円 192,170円 30,220円 28,760円 3,813,600円 31,200円	
				計			4,160,440	$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（国庫支出金）} \\ \quad \text{医療費} \quad 3,813,600円 \times \frac{1}{2} = 1,906,000円 \end{array} \right.$		

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 結 準 核 的 予 防 経 費	入院患者報酬	79,562	会計年度任用職員（事務員）		
	医療費		@11,366円 × 7人 = 79,562円		
	職員手当等	11,520	時間外勤務手当 @2,880円 × 4時間 = 11,520円		
	旅費	7,406	普通旅費 近接地内 @529円 × 14回 = 7,406円		
	需用費	200,880	消耗品費 184,930円 法外援護見舞品 @5,220円 × 35人 = 182,700円 事務用消耗品 2,230円 印刷製本費 15,950円		
	役務費	41,530	通信運搬費 41,530円		
	委託料	10,170	医療費支払事務委託		
			国保 @36.77円 × 147件 = 5,410円 基金 @37.50円 × 127件 = 4,760円		
	扶助費	26,183,560	医療費 @94,286円 × 274件 = 25,834,360円 特例医療費 @38,800円 × 9件 = 349,200円		
			特定財源（国庫支出金） 医療費 25,834,360円 × $\frac{3}{4}$ = 19,375,000円		
	計	26,534,628			
	小計	92,947,518			

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 成 人	健康教育報償費	990,000	円	講師謝礼		
	需用費	426,980		集团健康教育 医師等	@16,500円 × 60回 =	990,000円
	計	1,416,980		印刷製本費		426,980円
				$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 1,416,980円 \times \frac{2}{3} = 944,000円 \end{array} \right\}$		
準 保 健	健康相談報償費	1,908,000		講師謝礼		
	需用費	196,800		総合健康相談 医師等	@15,000円 × 88回 =	1,320,000円
	計	2,104,800		重点健康相談 医師等	@16,800円 × 35回 =	588,000円
				印刷製本費		196,800円
				$\left\{ \begin{array}{l} \text{特定財源（都支出金）} \\ 2,104,800円 \times \frac{2}{3} = 1,403,000円 \end{array} \right\}$		
的 健 対 策 費 費	特定健康診査報酬	193,824		特別職非常勤職員（医師）	@28,140円 × 1人 =	28,140円
				会計年度任用職員（看護師、検査技師）	@14,646円 × 1人 × 2回 =	29,292円
				会計年度任用職員（事務員）	@11,366円 × 6人 × 2回 =	136,392円
	職員手当等	181,440		時間外勤務手当	@2,880円 × 63時間 =	181,440円
	旅費	76,705		普通旅費		
				近接地内	@529円 × 145回 =	76,705円
	需用費	895,090		消耗品費		653,890円
				印刷製本費		181,340円
				修繕料		59,860円
	役務費	10,825,620		通信運搬費		10,825,620円
委託料	30,285,690		検診委託			
			特定健診		10,893,840円	
			特定保健指導		0円	

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 健 対 経 策 費	〔特定健康診査〕	円	訪問診査 @13,299円 × 19人 = 252,680円 介護家族訪問健康診査 @13,057円 × 0人 = 0円 骨粗鬆症検診 @4,997円 × 760人 = 3,797,720円 歯周疾患検診 @5,320円 × 1,339人 = 7,123,480円 肝炎ウイルス検診（節目検診） @4,664円 × 1,762人 = 8,217,970円 会場借上 @2,530円 × 68会場 = 172,040円		
		172,040	会場借上 @2,530円 × 68会場 = 172,040円 特定財源（都支出金） （ 29,369,300円 + 29,200円 ） $\times \frac{2}{3} = 19,599,000円$ 検診費 29,369,300円 特定健診 10,893,700円 特定保健指導 0円 訪問診査 248,000円 介護家族訪問健康診査 0円 骨粗鬆症検診 3,797,720円 - 911,400円 = 2,886,300円 歯周疾患検診 7,123,400円 肝炎ウイルス検診（節目検診） 8,217,900円 事務費 29,200円 実施通知 @52円 × 285人 = 14,800円 結果連絡費 @158円 × 32人 = 5,000円 記録簿作成費 @48円 × 196人 = 9,400円		
	計	42,630,409			
	健康診査報酬 〔胃がん検診〕	1,292,516	特別職非常勤職員（医師） @28,140円 × 19人 = 534,660円 会計年度任用職員（看護師等） @14,646円 × 37人 = 541,902円 会計年度任用職員（事務員） @11,366円 × 19人 = 215,954円		
	職員手当等	92,160	時間外勤務手当 @2,880円 × 32時間 = 92,160円		

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 健 対 策 費	健康診査 〔胃がん検診〕	需用費	506,310	印刷製本費	506,310円
		役務費	717,000	通信運搬費	717,000円
		委託料	85,628,926	胃部エックス線検査 @11,748円 × 2,188人 = 25,703,966円	
		計	88,236,912	胃内視鏡検査 @16,731円 × 3,529人 = 59,045,337円 健診データ入力 879,623円	
	健康診査 〔子宮頸がん検診〕	報酬	2,500,520	会計年度任用職員（事務員）	@11,366円 × 220人 = 2,500,520円
		需用費	680,880	印刷製本費	680,880円
		役務費	3,358,130	通信運搬費	3,358,130円
		委託料	88,288,070	検診委託 @8,024円 × 11,003人 = 88,288,070円	
	計	94,827,600			
	健康診査 〔子宮体がん検診〕	委託料	14,528,800	検診委託 @8,255円 × 1,760人 = 14,528,800円	
健康診査 〔乳がん検診〕	報酬	1,830,870	特別職非常勤職員（医師） @28,140円 × 15人 = 422,100円		
			会計年度任用職員（看護師等） @14,646円 × 31人 = 454,026円		
			会計年度任用職員（事務員） @11,366円 × 84人 = 954,744円		
	需用費	1,685,490	消耗品費 462,440円		
			印刷製本費 1,223,050円		
	役務費	1,553,170	通信運搬費 1,553,170円		
委託料	74,281,370	検診委託 @10,814円 × 6,869人 = 74,281,370円			
計	79,350,900				
健康診査 〔肺がん検診〕	報酬	6,638,742	特別職非常勤職員（医師） @28,140円 × 93人 = 2,617,020円		
			会計年度任用職員（看護師等） @14,646円 × 93人 = 1,362,078円		
			会計年度任用職員（事務員） @11,366円 × 234人 = 2,659,644円		
	報償費	133,920	委員会謝礼 @14,880円 × 18人 × $\frac{1}{2}$ = 133,920円		
	需用費	1,420,570	印刷製本費 1,420,570円		
	役務費	6,018,950	通信運搬費 6,018,950円		

経費の種類		衛生費		測定単位	人口	
事業区分		節名	経費	内容説明		
基 礎 策 費	成人	健康診査 〔肺がん 検診〕	委託料	63,216,260	検診委託	63,216,260円
			計	77,428,442	読影 @4,942円 × 8,353人 = 41,280,530円 読影・喀痰細胞診 @8,609円 × 2,548人 = 21,935,730円	
	健康 対 策	健康診査 〔大腸がん 検診〕	報酬	3,287,658	特別職非常勤職員（医師） @28,140円 × 48人 = 1,350,720円 会計年度任用職員（看護師等） @14,646円 × 95人 = 1,391,370円 会計年度任用職員（事務員） @11,366円 × 48人 = 545,568円	
			需用費	13,080	印刷製本費	13,080円
			役務費	36,440	通信運搬費	36,440円
			委託料	49,877,210	検診委託 @2,333円 × 21,379人 = 49,877,210円	
			計	53,214,388		
	小計			453,739,231		
	的 健 康 づ く り 費 推 進 費	保健栄養費	報酬	2,324,896	国民栄養調査	
				特別職非常勤職員（身体状況調査）	125,200円	
医師 @21,500円 × 1人 × 2地区 = 43,000円						
看護師 @13,700円 × 2人 × 2地区 = 54,800円						
臨床検査技師 @13,700円 × 1人 × 2地区 = 27,400円						
特別職非常勤職員（栄養摂取状況調査）						
現場調査員 @13,700円 × 2人 × 9日 × 2地区 = 493,200円						
会計年度任用職員（集計員等） @11,229円 × 62人 × 2地区 = 1,392,396円						
会計年度任用職員（栄養相談・栄養指導）				314,100円		
職員手当等				115,200	時間外勤務手当 @2,880円 × 40時間 = 115,200円	
報償費	246,240	講師等謝礼				
旅費	旅費	124,407	給食施設指導	84,770円		
			保健栄養講習会	161,470円		
			普通旅費	103,247円		
			近接地内 @529円 × 128回 = 67,712円			
			研修旅費 @515円 × 69回 = 35,535円			
特別旅費 @529円 × 40回 = 21,160円						

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口			
事業区分		節名	経費	内容説明					
基 づ く り 準 推 進 費 的	健 康	〔保健 栄養費〕	需用費	812,310	消費品費				
						<ul style="list-style-type: none"> 栄養相談・栄養指導 155,600円 給食施設指導 71,900円 保健栄養講習会 171,680円 その他普及啓発等 413,130円 			
			役務費	65,180	通信運搬費				
					給食施設指導		65,180円		
						<ul style="list-style-type: none"> 特定財源（国庫支出金） 国民栄養調査（報酬） 2,010,000円 			
			計	3,688,233					
		母 子 保 健 費	母子保健 指導費	報酬	1,411,938	身体障害児療育指導			
							<ul style="list-style-type: none"> 特別職非常勤職員（医師） @28,140円 × 33人 = 928,620円 会計年度任用職員（看護師） @14,646円 × 33人 = 483,318円 		
					職員手当等	216,000	時間外勤務手当	@2,880円 × 75時間 =	216,000円
					報償費	1,159,930	両親学級講師謝礼（平日開催分）		546,460円
					<ul style="list-style-type: none"> 産科医師 @11,280円 × 11時間 = 124,080円 歯科医師 @11,280円 × 10時間 = 112,800円 助産師 @8,040円 × 9時間 = 72,360円 栄養士 @8,040円 × 9時間 = 72,360円 手話講師 @9,250円 × 10時間 = 92,500円 母親 @8,040円 × 9時間 = 72,360円 				
					育児学級講師謝礼		613,470円		
					<ul style="list-style-type: none"> 小児科医師 @11,280円 × 13時間 = 146,640円 保育士 @8,040円 × 27時間 = 217,080円 心理 @9,250円 × 27時間 = 249,750円 				

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口							
事業区分		節名	経費	内容説明									
基 母	〔母子保健 指導費〕	旅費	4,705	普通旅費									
		需用費	1,580,060	近接地内	@529円 × 5回 =	2,645円							
				研修旅費	@515円 × 4回 =	2,060円							
		役務費	378,720	消耗品費		1,104,580円							
				印刷製本費(母子健康手帳他)		475,480円							
		委 託 料	9,959,150	通信運搬費		378,720円							
				新生児・妊産婦訪問指導	@3,682円 × 976件 =	3,593,630円							
				家族計画特別普及訪問指導	@3,666円 × 976件 =	3,578,020円							
				身体障害児療育指導検診	@2,164円 × 2人 =	4,330円							
				妊産婦・乳幼児保健指導検診		72,250円							
一般	@2,125円 × 32人 =			68,000円									
	歯科			@2,125円 × 2人 =	4,250円								
保育器保守(未熟児養育指導)		46,850円											
ポスター原画委託		92,010円											
両親学級委託(休日開催分)		2,572,060円											
備品購入費	46,000	教材用備品等		46,000円									
負担金補助及び交付金	208,240	思春期セミナー受講料等		208,240円									
	計	14,964,743											
基 子	〔母子保健 指導費〕	産後ケア委託料	13,324,910	産後ケア委託(訪問、通所、宿泊)									
		事業費		<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td></td> <td>9,993,690円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>@13,324,910円 × $\frac{1}{2}$ =</td> <td>6,662,460円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>@13,324,910円 × $\frac{1}{4}$ =</td> <td>3,331,230円</td> </tr> </table>			特定財源		9,993,690円	国庫支出金	@13,324,910円 × $\frac{1}{2}$ =	6,662,460円	都支出金
特定財源		9,993,690円											
国庫支出金	@13,324,910円 × $\frac{1}{2}$ =	6,662,460円											
都支出金	@13,324,910円 × $\frac{1}{4}$ =	3,331,230円											
的 保	〔母子保健 指導費〕	妊婦健康診査費	123,840	時間外勤務手当	@2,880円 × 43時間 =	123,840円							
		旅費	32,798	普通旅費									
				近接地内	@529円 × 62回 =	32,798円							
		需用費	703,750	消耗品費		131,600円							
				印刷製本費		572,150円							
		役務費	532,860	通信運搬費		532,860円							
		委 託 料	185,179,440	妊婦健康診査									
診査委託		180,022,740円											
第1回	@10,880円 × 2,687人 =	29,234,560円											
第2回~第14回	@5,090円 × 2,014人 × 13回 =	133,266,380円											
費 費	〔母子保健 指導費〕	産後ケア委託料	13,324,910	産後ケア委託(訪問、通所、宿泊)									
		事業費		<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td></td> <td>9,993,690円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>@13,324,910円 × $\frac{1}{2}$ =</td> <td>6,662,460円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>@13,324,910円 × $\frac{1}{4}$ =</td> <td>3,331,230円</td> </tr> </table>			特定財源		9,993,690円	国庫支出金	@13,324,910円 × $\frac{1}{2}$ =	6,662,460円	都支出金
特定財源		9,993,690円											
国庫支出金	@13,324,910円 × $\frac{1}{2}$ =	6,662,460円											
都支出金	@13,324,910円 × $\frac{1}{4}$ =	3,331,230円											

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	母	〔妊婦健康〕 〔診査費〕	円	15,756,070	超音波	@5,300円 × 2,014人 = 10,674,200円
					子宮頸がん	@3,400円 × 2,014人 = 6,847,600円
					事務手数料	@83円 × 32,897人 × $\frac{78}{100}$ = 2,129,750円
					支払委託料(国保連合会)	@83.52円 × 32,897人 = 2,747,560円
					リーフレット原画委託	@93,130円 × 3種 = 279,390円
		扶 助 費			里帰り出産等妊婦健康診査費助成	15,756,070円
準	子	計	202,328,758		第1回	@10,880円 × 65人 = 707,200円
					第2回～第14回	@5,090円 × 201人 × 13回 = 13,300,170円
					超音波	@5,300円 × 201人 = 1,065,300円
					子宮頸がん	@3,400円 × 201人 = 683,400円
的	保	新生児聴覚 検査費	委託料	6,272,870	新生児聴覚検査	
					検査委託	@3,000円 × 1,981人 = 5,943,000円
					事務手数料	@83円 × 1,981人 = 164,420円
					支払委託料(国保連合会)	@83.52円 × 1,981人 = 165,450円
		扶 助 費		657,000	里帰り出産等新生児聴覚検査費助成	@3,000円 × 219人 = 657,000円
		計		6,929,870		
経	健	乳幼児健康 診査費	報酬	13,904,796	3～4か月児、3歳児健康診査、乳幼児発達健康診査、 3歳児視・聴覚検診	
						13,904,796円
費	費				特別職非常勤職員(医師)	@28,140円 × 178人 = 5,008,920円
					会計年度任用職員(心理判定員)	@21,214円 × 94人 = 1,994,116円
					会計年度任用職員(看護師)	@14,646円 × 175人 = 2,563,050円
					会計年度任用職員(保健師)	@14,646円 × 182人 = 2,665,572円
					会計年度任用職員(検査技師)	@14,582円 × 29人 = 422,878円
					会計年度任用職員(事務員)	@11,366円 × 110人 = 1,250,260円

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 母	乳幼児健康診査費	職員手当等	285,120	時間外勤務手当	@2,880円 × 99時間 =	285,120円
		旅費	41,791	普通旅費		
				近接地内	@529円 × 79回 =	41,791円
		需用費	1,748,930	消耗品費		167,940円
				印刷製本費		1,580,990円
		役務費	814,370	通信運搬費		814,370円
		委託料	49,787,720	6・9か月児健康診査		33,545,430円
				一般	@6,670円 × 4,887人 =	32,596,290円
				精密	@3,255円 × 69人 =	224,600円
				事務手数料	@83円 × 4,887人 × $\frac{78}{100}$ =	316,380円
準 子	乳幼児健康診査費			支払委託料(国保連合会)	@83.52円 × 4,887人 =	408,160円
				1歳6か月児健康診査		15,926,260円
				一般	@6,230円 × 2,527人 =	15,743,210円
				精密	@1,768円 × 11人 =	19,450円
				事務手数料	@83円 × 2,527人 × $\frac{78}{100}$ =	163,600円
				3歳児健康診査		316,030円
				精密	@1,870円 × 67人 =	125,290円
				精密(視力)	@1,870円 × 76人 =	142,120円
				精密(聴力)	@1,870円 × 26人 =	48,620円
				備品購入費		81,000円
的 保	乳幼児健康診査費	計	66,663,727	診査用器材		81,000円
経 健	母子歯科健康診査費	報酬	21,650,976	1歳6か月児、3歳児、乳幼児		
				特別職非常勤職員(歯科医師)		12,726,792円
				乳幼児	@28,140円 × 9人 × 12月 =	3,039,120円
				1歳6か月児	@58,434円 × 9人 × 12月 =	6,310,872円
				3歳児	@28,140円 × 10人 × 12月 =	3,376,800円
				会計年度任用職員(歯科衛生士)		8,924,184円
				乳幼児	@14,582円 × 18人 × 12月 =	3,149,712円
				1歳6か月児	@14,582円 × 19人 × 12月 =	3,324,696円
				3歳児	@14,582円 × 14人 × 12月 =	2,449,776円
				職員手当等	28,800	時間外勤務手当
費 費	母子歯科健康診査費					

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分		節名	経費	内容説明		
基 健 費	母子 〔母子歯科健康診査費〕	旅費	1,058	普通旅費 近接地内	@529円 × 2回 =	1,058円
		需用費	1,351,000	消耗品費・印刷製本費		1,351,000円
		役務費	406,700	通信運搬費		406,700円
		委託料	6,065,620	妊婦歯科健診		6,065,620円
		備品購入費	29,850	診査用備品		29,850円
		計	29,534,004			
小計			333,746,012			
準 的	児童福祉措置費	職員手当等	60,480	時間外勤務手当	@2,880円 × 21時間 =	60,480円
		旅費	8,464	普通旅費 近接地内	@529円 × 16回 =	8,464円
		需用費	78,060	印刷製本費		78,060円
		役務費	54,270	通信運搬費		54,270円
		委託料	195,110	未熟児等養育医療費支払事務委託		8,850円
		扶助費	43,332,780	未熟児等養育医療費等 (積算説明参照)		
経 費				国保	@36.77円 × 95人 =	3,490円
				基金	@37.50円 × 143人 =	5,360円
				ポスター原画委託	@93,130円 × 2種 =	186,260円
				特定財源		30,227,400円
				分担金及び負担金		3,041,400円
				未熟児等養育医療 入院助産措置		3,030,000円 11,400円
			国庫支出金		18,124,000円	
			未熟児等養育医療 措置費 (27,330,400円 - 3,627,120円) × $\frac{1}{2}$ =		11,851,600円	
			入院助産措置 医療費・分娩介助料 (13,144,220円 - 598,067円) × $\frac{1}{2}$ =		6,273,000円	

経費の種類	衛生費	測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明
基	〔児童福祉措置費〕	円	都支出金 9,062,000円
		未熟児等養育医療措置費（27,330,400円－3,627,120円） $\times \frac{1}{4} = 5,925,800$ 円 入院助産措置医療費・分娩介助料 （13,144,220円－598,067円） $\times \frac{1}{4} = 3,136,500$ 円	
	計	43,729,164	
準	公害保健対策費	報酬	1,690,776
		職員手当等	478,080
		旅費	92,782
		需用費	945,410
		役務費	192,380
		委託料	4,673,420
		使用料及び賃借料	86,600
		備品購入費	1,523,940
		計	9,683,388
	的	公害検診等	
特別職非常勤職員（医師）		@28,140円 × 16人 =	450,240円
会計年度任用職員（看護師）		@14,646円 × 16人 =	234,336円
会計年度任用職員（検査技師）		@14,582円 × 16人 =	233,312円
会計年度任用職員（事務員）		@11,366円 × 48人 =	545,568円
会計年度任用職員（広報配付員）		@11,366円 × 20人 =	227,320円
時間外勤務手当		@2,880円 × 166時間 =	478,080円
普通旅費			
近接地内		@529円 × 153回 =	80,937円
研修旅費		@515円 × 23回 =	11,845円
費	消耗品費		274,680円
	会議費		45,630円
	印刷製本費		293,030円
	修繕料		332,070円
	通信運搬費		192,380円
	公害検診精密検査		783,870円
	二次検診	@15,910円 × 42件 =	668,220円
	肺がん検診	@38,550円 × 3件 =	115,650円
	大気汚染測定器点検		470,110円
	自動車騒音・振動・交通量調査委託		2,624,840円
ダイオキシン類測定委託	@158,920円 × 5回 =	794,600円	
簡易採集装置等		86,600円	
大気汚染測定器、公害検診用備品等		1,523,940円	

経費の種類	衛生費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	在宅難病患者報酬	1,054,512	会計年度任用職員（保健師等） @14,646円 × 6人 × 12月 = 1,054,512円		
	訪問相談・指導事業	20,160	時間外勤務手当 @2,880円 × 7時間 = 20,160円		
	旅費	15,341	普通旅費 近接地内 @529円 × 29回 = 15,341円		
	需用費	38,830	患者相談用消耗品 38,830円		
	役務費	5,240	通信運搬費 5,240円		
	計	1,134,083			
準	在宅療養推進事業費	4,704,000	4,704,000円 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 特定財源（都支出金） $4,704,000円 \times \frac{1}{2} = 2,352,000円$ </div>		
	食品衛生費				
的	職員手当等	3,029,760	時間外勤務手当 @2,880円 × 1,052時間 = 3,029,760円		
	報償費	202,400	業者教育指導講師謝礼 202,400円		
	旅費	368,444	普通旅費 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> 近接地内 @529円 × 641回 = 339,089円 研修旅費 @515円 × 57回 = 29,355円 </div> </div>		
	需用費	4,771,960	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> 消耗品費 4,154,560円 印刷製本費 617,400円 </div> </div>		
	役務費	176,170	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> 通信運搬費 165,180円 白衣洗濯費 10,990円 </div> </div>		
	委託料	6,270,900	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> 収去品検査 2,758,300円 化学検査 @10,100円 × 211件 = 2,131,100円 細菌検査 @4,900円 × 128件 = 627,200円 食中毒検査 @9,100円 × 386調査 = 3,512,600円 </div> </div>		
	使用料及び賃借料	22,730	自動車借上 22,730円		
	備品購入費	207,830	207,830円		
	負担金補助及び交付金	238,500	食品衛生講習会受講料等 238,500円 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 特定財源（使用料及び手数料） 15,411,200円 食品衛生営業許可等 15,405,200円 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;"> 新規 @18,300円 × 764件 = 13,981,200円 更新 @8,900円 × 160件 = 1,424,000円 </div> </div> 化製場関係許可等 新規 @6,000円 × 1件 = 6,000円 </div>		
		計	15,288,694		
費					

経費の種類	衛生費	測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的 経 費	環境衛生費報酬	814,256	特別職非常勤職員（三法運営協議会） { 会長 @23,600円 × 1人 × 2回 = 47,200円 委員 @20,900円 × 14人 × 2回 = 585,200円 会計年度任用職員(事務員) @11,366円 × 16人 = 181,856円
	（衛生監視、 営業許可、 井水等水質検査、簡易専用 水道監視等）		
	職員手当等	1,563,840	時間外勤務手当 @2,880円 × 543時間 = 1,563,840円
	報償費	68,500	指導講習会講師謝礼 @13,700円 × 5人 = 68,500円
	旅費	518,596	普通旅費 { 近接地内 @529円 × 919回 = 486,151円 研修旅費 @515円 × 33回 = 16,995円 特別旅費 三法運営協議会費用弁償 @515円 × 15人 × 2回 = 15,450円
	需用費	578,340	消耗品費 431,120円 会議費 13,320円 印刷製本費 119,350円 修繕料 14,550円
	役務費	72,170	通信運搬費 72,170円
	委託料	455,220	{ おしぼり検査 @2,610円 × 10件 = 26,100円 水質検査 @5,960円 × 72件 = 429,120円
	使用料及び 賃借料	142,270	{ 自動車借上 103,010円 講習会会場借上 39,260円
	備品購入費	225,060	225,060円
	計	4,438,252	{ 特定財源（使用料及び手数料） 環境衛生営業許可等 @11,000円～22,000円 × 95件 = 1,317,000円 }
	住宅宿泊 事業費	需用費 180,700 役務費 51,000 計 231,700	印刷製本費 180,700円 通信運搬費 51,000円

経費の種類		衛生費		測定単位	人口														
事業区分	節名	経費	内容説明																
基 準 的	狂犬病予防費	報酬	340,980	会計年度任用職員（事務員）	@11,366円 × 30人 =	340,980円													
	〔畜犬登録、 予防注射、 違反犬摘発、 動物保護 管理事務等〕	職員手当等	2,373,120	時間外勤務手当	@2,880円 × 824時間 =	2,373,120円													
		旅費	111,577	普通旅費															
		需用費	1,006,650	近接地内	@529円 × 208回 =	110,032円													
				研修旅費	@515円 × 3回 =	1,545円													
				消耗品費		54,080円													
				印刷製本費		603,040円													
		役務費	1,115,900	犬鑑札費	@366円 × 955頭 =	349,530円													
				通信運搬費		1,115,900円													
		委託料	93,130	ポスター原画委託	@93,130円 × 1種 =	93,130円													
	計	5,041,357	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>特定財源（使用料及び手数料）</td> <td>6,218,950円</td> </tr> <tr> <td>注射済票交付</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">@550円 × 6,620頭</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">× 1回 × $\frac{95}{100}$</td> <td>= 3,458,950円</td> </tr> <tr> <td>登録</td> <td>@3,000円 × 880頭 = 2,640,000円</td> </tr> <tr> <td>鑑札再交付</td> <td>@1,600円 × 75頭 = 120,000円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>				<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>特定財源（使用料及び手数料）</td> <td>6,218,950円</td> </tr> <tr> <td>注射済票交付</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">@550円 × 6,620頭</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">× 1回 × $\frac{95}{100}$</td> <td>= 3,458,950円</td> </tr> <tr> <td>登録</td> <td>@3,000円 × 880頭 = 2,640,000円</td> </tr> <tr> <td>鑑札再交付</td> <td>@1,600円 × 75頭 = 120,000円</td> </tr> </table>	特定財源（使用料及び手数料）	6,218,950円	注射済票交付		@550円 × 6,620頭		× 1回 × $\frac{95}{100}$	= 3,458,950円	登録	@3,000円 × 880頭 = 2,640,000円	鑑札再交付	@1,600円 × 75頭 = 120,000円
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>特定財源（使用料及び手数料）</td> <td>6,218,950円</td> </tr> <tr> <td>注射済票交付</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">@550円 × 6,620頭</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">× 1回 × $\frac{95}{100}$</td> <td>= 3,458,950円</td> </tr> <tr> <td>登録</td> <td>@3,000円 × 880頭 = 2,640,000円</td> </tr> <tr> <td>鑑札再交付</td> <td>@1,600円 × 75頭 = 120,000円</td> </tr> </table>	特定財源（使用料及び手数料）	6,218,950円	注射済票交付		@550円 × 6,620頭		× 1回 × $\frac{95}{100}$	= 3,458,950円	登録	@3,000円 × 880頭 = 2,640,000円	鑑札再交付	@1,600円 × 75頭 = 120,000円							
特定財源（使用料及び手数料）	6,218,950円																		
注射済票交付																			
@550円 × 6,620頭																			
× 1回 × $\frac{95}{100}$	= 3,458,950円																		
登録	@3,000円 × 880頭 = 2,640,000円																		
鑑札再交付	@1,600円 × 75頭 = 120,000円																		
経 費	そ族昆虫駆除費	需用費	1,197,430	燃料費		6,950円													
	〔アメリカシロ ヒトリ防除費 を含む〕			消耗品費		1,134,720円													
				印刷製本費		33,970円													
				修繕料		21,790円													
				役務費	461,280	作業衣洗濯代等		461,280円											
	委託料	3,534,610			3,534,610円														
使用料及び 賃借料	11,960	自動車借上等		11,960円															
	計	5,205,280																	

経費の種類	衛生費	測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容	説明	
基 準 的	医 薬 費	職員手当等	576,000	時間外勤務手当 @2,880円 × 200時間 = 576,000円	
	〔医療監視、 献血対策等〕	報 償 費	928,480	献血推進協議会委員謝礼 @16,580円 × 56人 = 928,480円	
		旅 費	297,099	普通旅費 { 近接地内 @529円 × 511回 = 270,319円 { 研修旅費 @515円 × 52回 = 26,780円	
		需 用 費	884,500	{ 消耗品費 229,870円 { 会議費 46,470円 { 印刷製本費 608,160円	
		役 務 費	564,390	通信運搬費 564,390円	
		委 託 料	93,130	ポスター原画委託 93,130円	
		備品購入費	54,620	検査用機器等 54,620円	
				{ 特定財源（使用料及び手数料） 277,000円 { 医療監視事務 { 開設許可 @19,000円 × 5件 = 95,000円 { 使用許可 @26,000円 × 7件 = 182,000円	
		計	3,398,219		
	経 費	医 薬 費	職員手当等	69,120	時間外勤務手当 @2,880円 × 24時間 = 69,120円
		〔薬事監視等〕	旅 費	34,844	普通旅費 { 近接地内 @529円 × 61回 = 32,269円 { 研修旅費 @515円 × 5回 = 2,575円
			需 用 費	415,210	{ 消耗品費 158,740円 { 印刷製本費 256,470円
			役 務 費	57,040	通信運搬費 57,040円
		委 託 料	1,005,660	収去品検査 { 医薬品等 495,900円 { 薬局開設者等 @3,540円 × 144件 = 509,760円	
		負担金補助 及び交付金	17,000	合同薬事講習会負担金 17,000円	
				{ 特定財源（使用料及び手数料） 2,671,300円 { 医薬品販売業許可 421,200円 { 新規 @34,100円 × 9件 = 306,900円 { 更新 @12,700円 × 9件 = 114,300円	

経費の種類	衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準	医薬費 〔薬事監視等〕	円		
			許可証書換 @2,500円 × 4件 = 10,000円 薬局開設許可 727,400円 新規 @34,100円 × 15件 = 511,500円 更新 @12,700円 × 17件 = 215,900円 製造販売業許可 11,600円 新規 @7,200円 × 1件 = 7,200円 更新 @4,400円 × 1件 = 4,400円 製造業許可 21,400円 新規 @13,800円 × 1件 = 13,800円 更新 @7,600円 × 1件 = 7,600円 高度管理機器許可 1,472,500円 新規 @34,100円 × 37件 = 1,261,700円 更新 @12,400円 × 17件 = 210,800円 許可証書換 @2,400円 × 3件 = 7,200円	
	計	1,598,874		
的 経	医薬費 〔衛生試験所 登録等〕	旅費	47,610	普通旅費 近接地内 @529円 × 90回 = 47,610円
		需用費	21,920	消耗品費 21,920円
		役務費	2,100	通信運搬費 2,100円
	計	71,630	特定財源（使用料及び手数料） 開設許可 @80,000円 × 1件 = 80,000円	
費	医薬費 〔家庭用品〕	職員手当等	31,680	時間外勤務手当 @2,880円 × 11時間 = 31,680円
		旅費	6,807	普通旅費 近接地内 @529円 × 8回 = 4,232円 研修旅費 @515円 × 5回 = 2,575円
		需用費	718,340	光熱水費 32,660円 消耗品費 654,210円 印刷製本費 31,470円
		備品購入費	551,050	検査用備品 551,050円
	計	1,307,877		

経費の種類	衛生費	測定単位	人口		
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	医 薬 費 〔毒物・劇物 監 視〕	職員手当等	175,680 時間外勤務手当 @2,880円 × 61時間 = 175,680円		
		旅 費	31,740 普通旅費 近接地内 @529円 × 60回 = 31,740円		
		需 用 費	110,570 { 消耗品費 31,580円 印刷製本費 78,990円		
		役 務 費	16,210 通信運搬費 16,210円		
		委 託 料	142,200 収去品検査等 @23,700円 × 6件 = 142,200円		
				{ 特定財源（使用料及び手数料） 691,300円 毒物及び劇物販売業者登録等	
				{ 登録 @16,900円 × 23件 = 388,700円 更新 @7,400円 × 39件 = 288,600円 書換 @2,800円 × 5件 = 14,000円	
		計	476,400		
		的	精神保健対策費	報 酬	3,207,960 特別職非常勤職員（精神保健相談医） @28,140円 × 114回 = 3,207,960円
				報 償 費	341,120 患者家族講演会講師謝礼 @13,120円 × 26人 = 341,120円
需 用 費	163,770 消耗品費 163,770円				
計	3,712,850				
経 費	精 神 保 健 ダイケア事業費	報 酬	2,507,505 { 会計年度任用職員（グループワーカー（グループワーク）） @19,917円 × 7人 × 12月 = 1,673,028円 会計年度任用職員（グループワーカー（事例検討会）） @19,917円 × 1人 × 7回 = 139,419円 特別職非常勤職員（医師（グループワーク）） @36,582円 × 1人 × 12月 = 438,984円 特別職非常勤職員（医師（事例検討会）） @36,582円 × 1人 × 7回 = 256,074円		
		職員手当等	149,760 時間外勤務手当 @2,880円 × 52時間 = 149,760円		
		報 償 費	23,810 講演会講師謝礼等 23,810円		
		旅 費	75,277 { 普通旅費 32,957円 近接地内 @529円 × 53回 = 28,037円 戸外グループワーク @1,230円 × 2人 × 2回 = 4,920円 特別旅費 @5,290円 × 4人 × 2回 = 42,320円		

経費の種類	衛 生 費		測定単位	人	口
事業区分	節 名	経 費	内 容 説 明		
基	〔精神保健〕 〔デイケア〕 〔事業費〕	需用費	159,830	消耗品費	159,830円
		役務費	58,666	通信運搬費	20,200円
		使用料及び 賃借料	7,850	デイケア保険料	38,466円
		計	2,982,698	施設入園料等	7,850円
準	心身障害者(児) 歯科診療 事業費	旅 費	7,406	普通旅費	
		需用費	221,990	近接地内	@529円 × 14回 = 7,406円
				会議費	@610円 × 78回 = 47,580円
		役務費	13,200	印刷製本費	174,410円
				通信運搬費	13,200円
		委託料	14,524,420	歯科診療委託	14,431,290円
				歯科医師・歯科衛生士・事務員	@113,020円 × $\frac{1}{2}$ × 99日 = 5,594,490円
				診療室・診療機器等開設維持	@209,640円 × 12月 + 3,378,840円 = 5,894,520円
				事務費等	@245,190円 × 12月 = 2,942,280円
		計	14,767,016	ポスター原画委託	93,130円
経	環境計画 推進費	報酬	2,100,000	特別職非常勤職員（環境保全審議会）	2,100,000円
		職員手当等	299,520	会長	@25,000円 × 1人 × 4回 = 100,000円
				委員	@20,000円 × 25人 × 4回 = 2,000,000円
		報償費	1,196,400	時間外勤務手当	@2,880円 × 104時間 = 299,520円
		旅 費	10,051	行動計画等運営委員会 委員	@9,970円 × 20人 × 6回 = 1,196,400円
				普通旅費	
		需用費	4,866,270	近接地内	@529円 × 19回 = 10,051円
				消耗品費	334,760円
		役務費	112,780	印刷製本費	4,531,510円
				通信運搬費	112,780円
計	8,585,021				

経費の種類		衛生費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 策 費	環 境 策	環境啓発費	円		
		職員手当等	417,600	時間外勤務手当	@2,880円 × 145時間 = 417,600円
		報償費	1,497,500	講座講師謝礼	@29,950円 × 10講座 × 5回 = 1,497,500円
		旅費	60,306	普通旅費	
				近接地内	@529円 × 114回 = 60,306円
		需用費	17,114,780	講座運営費	110,000円
				報告書作成	2,750,000円
				環境PRチラシ	1,650,000円
				環境PRパンフレット	6,600,000円
				環境PRポスター	165,000円
			環境学習センター等維持経費	5,500,000円	
			消耗品費	339,780円	
		役務費	83,810	通信運搬費	83,810円
		委託料	18,670,050	環境情報システム運営委託	3,294,710円
				各種調査委託	6,589,440円
				環境学習センター等運営委託	8,785,900円
		使用料及び賃借料	679,740	会場使用料	679,740円
		備品購入費	348,500	備品購入費	348,500円
		計	38,872,286		
		環 境 事 業 推 進 費	職員手当等	835,200	時間外勤務手当
	報償費		1,497,300	キャンペーン謝礼	@49,910円 × 3人 × 8回 = 1,197,840円
				コンクール審査謝礼	@49,910円 × 3人 × 2回 = 299,460円
	旅費		40,733	普通旅費	
				近接地内	@529円 × 77回 = 40,733円
	需用費		27,550,120	キャンペーン配布記念品	2,200,000円
				チラシ	1,100,000円
				キャンペーン事業経費	22,000,000円
				絵画コンクール等の開催	1,100,000円
				その他消耗品	1,150,120円
		役務費	419,050	通信運搬費	419,050円
		委託料	27,991,120	催物事業一部委託	3,294,710円
				環境マネジメント委託	3,294,710円
				路上喫煙等巡回指導委託	14,014,000円
				公衆喫煙所維持管理費	7,387,700円
		使用料及び賃借料	1,699,310	会場使用料	1,699,310円
		負担金補助金及び交付金	630,000	キャンペーン協力団体活動費	630,000円

経費の種類		衛生費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 費	環境施策推進費 〔環境事業推進費〕	備品購入費	470,340	備品購入費		470,340円
		計	61,133,173			
	低炭素型社会推進費	負担金補助及び交付金	36,519,000	太陽光発電システム導入補助	@203,000円 × 151件 =	30,653,000円
				太陽熱利用機器導入補助	@71,000円 × 2件 =	142,000円
				省エネ設備導入補助	@106,000円 × 54件 =	5,724,000円
小計		145,109,480				
準 的 経 費	鳥獣被害対策事業費	需用費	60,940	消耗品費（アライグマ・ハクビシン対策）		60,940円
		委託料	2,057,270	カラス対策		880,460円
	アライグマ・ハクビシン対策 〔都の防除実施計画終了年度の翌年度末までの時限算定〕			巢の撤去	@24,800円 × 28件 =	694,400円
				捕獲・処分	@7,820円 × 9件 =	70,380円
				高所作業車	@29,280円 × 2件 =	58,560円
			現場調査等	@8,160円 × 7件 =	57,120円	
			アライグマ・ハクビシン対策		1,176,810円	
			現場調査等	@9,010円 × 25件 =	225,250円	
			罠設置・回収（捕獲なし）	@6,680円 × 105件 =	701,400円	
			罠設置・回収・処分（捕獲あり）	@17,610円 × 12件 =	211,320円	
			処分のみ	@9,710円 × 4件 =	38,840円	
			特定財源（諸収入）			
				$1,237,750円 \times \frac{1}{2} =$	618,875円	
	計	2,118,210				
費	使用済注射針回収支援事業費	負担金補助及び交付金	435,000	使用済み注射針廃棄容器購入・回収・処分費補助		435,000円
	医療保健政策包括補助事業費	扶助費	48,795,960	地域保健医療推進事業費		48,795,960円
				特定財源（都支出金）		
				$48,795,960円 \times \frac{1}{2} =$	24,397,980円	
合	計	3,712,631,638				

経費の種類	衛生費	測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
特 定 財 源	分担金及び負担金	4,341,400	1	保健所管理運営費	4,777,000円
	使用料及び手数料	28,793,710	}	使用料及び手数料	56,000円
				国庫支出金	4,721,000円
	国庫支出金	59,268,460	2	健康相談事業費	
			分担金及び負担金	1,300,000円	
	都支出金	126,003,230	3	歯科衛生相談事業費	
			使用料及び手数料	2,070,960円	
	諸 収 入	618,000	4	自殺防止対策事業費	
			都支出金	1,803,000円	
			5	防疫事業費	
			国庫支出金	284,000円	
			6	予防接種費	
			都支出金	435,000円	
			7	予防接種費（インフルエンザ）	
			都支出金	40,000円	
			8	予防接種費（高齢者肺炎球菌）	
都支出金			40,000円		
9			予防接種助成事業費（带状疱疹ワクチン）		
都支出金			62,597,000円		
10			後天性免疫不全症候群対策費		
国庫支出金			1,005,000円		
11			感染症医療費		
国庫支出金			180,000円		
12	性感染症対策費				
国庫支出金	367,000円				
13	感染症発生動向調査事業費				
国庫支出金	83,000円				
14	風しん抗体検査事業費				
国庫支出金	2,474,000円				
15	結核健康診断等事業費				
国庫支出金	2,077,000円				
16	一般患者医療費				
国庫支出金	1,906,000円				

経費の種類	衛生費	測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明
特 定 財 源		円	
		32	鳥獣被害対策事業費 諸収入 618,000円
		33	医療保健政策包括補助事業費 都支出金 24,397,000円
	合 計	219,024,800	
差引一般財源		3,493,606,838円	
数 値		350,000人	
単 位 費 用		9,982円	

説明 未熟児等養育医療費等扶助費積算説明

区 分		単 価	月(日)数	人 数	経 費	
未熟児等養育医療	国 基 準 分	医 療 費	115,024円	2.2月	108人	27,329,700円
		移 送 費	700円		1人	700円
	計					27,330,400円
妊 娠 高 血 圧 症 候 群 医 療	単 独 分	医 療 費 (D 2 ~ D15 階 層)	69,709円	2月	9人	1,254,760円
		診 断 書 料	1,400円		9人	12,600円
		証 明 書 料	800円		1人	800円
	計					1,268,160円
入 院 助 産 措 置	国 基 準 分	医 療 費	46,779円	9日	20人	8,420,220円
		分 娩 介 助 料	236,200円		20人	4,724,000円
		新 生 児 介 補 料	3,810円	9日	20人	685,800円
		産科医療補償制度加算料	12,000円		20人	240,000円
		小 計				14,070,020円
	単 独 分	新 生 児 介 補 料	3,190円	9日	20人	574,200円
		新 生 児 用 品 貸 与 料	500円	9日	20人	90,000円
		小 計				664,200円
	計					14,734,220円
	合 計					43,332,780円

第4項 清掃費

I 清掃費の概要

第1 清掃総務費

1 単位費用算定の概要

- (1) 総務管理費は、測定単位「人口」により総務管理費、普及啓発費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を161,089,537円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を161,089,537円と算定した。

この結果、単位費用を460円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 総務管理費について、算定の充実を図った。
- (2) 普及啓発費について、算定の充実を図った。
- (3) 不法投棄対策事業費について、算定内容を見直した。
- (4) その他、所要の単価改定等を行った。

第2 収集作業費

1 単位費用算定の概要

- (1) 収集作業費は、測定単位「人口」により管理運営費、作業運営費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を2,570,879,510円、特定財源を632,422,560円と見込み、差引一般財源所要額を1,938,456,950円と算定した。

この結果、単位費用を5,538円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 管理運営費について、収集運搬モデルの改定に合わせて人件費及びその関連経費の算定内容を見直した。
- (2) 作業運営費について、算定の充実を図った。
- (3) 動物死体処理費について、算定内容を見直した。
- (4) 資源回収事業費について、算定の充実を図った。
- (5) 集団回収事業費について、算定の充実を図った。
- (6) 廃棄物処理手数料について、算定を改善した。
- (7) その他、所要の単価改定等を行った。

第3 収集車両費

1 単位費用算定の概要

- (1) 収集車両費は、測定単位「人口」により車両維持運営費、車両雇上費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を544,027,519円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を544,027,519円と算定した。

この結果、単位費用を1,554円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 収集車両費について、収集運搬モデルの改定に合わせて算定の充実を図った。
- (2) その他、所要の単価改定等を行った。

第4 処理処分費

1 単位費用算定の概要

- (1) 処理処分費は、測定単位「人口」により可燃ごみ処理事業費、建物・車両維持管理費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。

標準区の所要経費を1,971,891,893円、特定財源を1,015,225,432円と見込み、差引一般財源所要額を956,666,461円と算定した。

この結果、単位費用を2,733円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 処理処分費について、清掃一部事務組合の令和4年度実績を踏まえるとともに、算定方法を見直し、算定を改善した。
- (2) その他、所要の単価改定等を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		清掃総務費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	総務管理費	報酬	1,516,358	円	会計年度任用職員 @11,366円 × 13人 = 147,758円 産業医報酬 @432,300円 × 2所 = 864,600円 廃棄物減量等審議会委員報酬 @168,000円 × 3回 = 504,000円	
		給与費	140,017,980		@7,697,525円 × 18.19人 = 140,017,980円	
		職員手当等	1,091,520		時間外勤務手当 @2,880円 × 379時間 = 1,091,520円	
		旅費	159,229		普通旅費 @529円 × 301人 = 159,229円	
		需用費	2,163,000		消耗品費	2,163,000円
		役務費	608,000		通信運搬費 369,000円 電信料 239,000円	
		委託料	2,412,000		一般廃棄物処理基本計画策定委託 1,588,000円 災害廃棄物処理計画策定委託 600,000円 廃棄物情報管理システム更新 123,000円 その他委託 101,000円	
		使用料及び賃借料	1,678,000		廃棄物情報管理システム機器 883,000円 その他使用料 795,000円	
		負担金補助及び交付金	744,000		東京二十三区清掃協議会負担金 400,000円 (公社) 全国都市清掃会議等分担金 344,000円	
		補償補填及び賠償金	82,000			82,000円
	計	150,472,087				
経 費	普及啓発費	報償費	85,000		講演会講師謝礼	85,000円
		需用費	4,318,000		消耗品費 664,000円 印刷製本費 3,654,000円	
		役務費	481,000		通信運搬費	481,000円
		委託料	3,634,000		イベント会場運営委託 2,115,000円 印刷物配布委託 787,000円 ゴミ分別アプリ 732,000円	
		使用料及び賃借料	344,000		見学用バス借上料	344,000円
		負担金補助及び交付金	837,000		生ごみ処理機購入助成等	837,000円
	計	9,699,000				

経費の種類		清掃総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	不法投棄 対策事業費	918,450	円 不法投棄物処理経費 918,450円		
			エアコン	@990円 × 1件 =	990円
			テレビ	@2,970円 × 104件 =	308,880円
			冷蔵庫・冷凍庫	@4,730円 × 24件 =	113,520円
			洗濯機・衣類乾燥機	@2,530円 × 12件 =	30,360円
			パソコン	@3,300円 × 6件 =	19,800円
	その他		444,900円		
	計	918,450			
合計		161,089,537			
特 定 財 源					
合計		0			
差引一般財源			161,089,537円		
数値			350,000人		
単位費用			460円		

経費の種類		収集作業費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的	管理運営費	給与費	929,784,045	@7,697,525円 × 120.79人 = 929,784,045円			
		職員手当等	40,519,660	{ 特殊勤務手当 18,522,000円 { 時間外勤務手当 @2,880円 × 457時間 = 1,316,160円 { 休日給 @3,110円 × 6,650時間 = 20,681,500円			
		旅費	135,953	{ 普通旅費 @529円 × 172人 = 90,988円 { 特別旅費 @529円 × 85人 = 44,965円			
		需用費	40,021,060	{ 電気料 9,246,500円 { ガス料 5,118,300円 { 水道料 14,534,600円 { 被服・保護具購入費 6,430,860円 { 消耗品費等 3,069,200円 { 建物修繕料 1,621,600円			
		役務費	3,402,063	{ 被服クリーニング 1,171,663円 { 電話料等 2,230,400円			
		委託料	19,810,000	建物維持管理委託 19,810,000円			
		使用料及び賃借料	1,718,300	1,718,300円			
		工事請負費	4,079,200	庁舎維持補修費等 4,079,200円			
		備品購入費	662,200	一般作業用 662,200円			
		計	1,040,132,481				
	経 費	作業運営費	報酬	6,597,120	会計年度任用職員 @13,744円 × 480人 = 6,597,120円		
			旅費	5,290	普通旅費（大規模事業者指導） @529円 × 10人 = 5,290円		
			需用費	14,596,000	消耗品費 5,600,000円 { 一般作業用 5,360,000円 { 有料ごみ処理券事務 45,000円 { 粗大ごみ受付業務システム 154,000円 { 大規模事業者指導 41,000円		
				印刷製本費 8,996,000円			
				{ 一般作業用 1,241,000円 { 有料ごみ処理券事務 7,551,000円 { 大規模事業者指導 204,000円			
		役務費	828,000	通信運搬費 213,000円			
				{ 有料ごみ処理券事務 88,000円 { 大規模事業者指導 125,000円			

経費の種類		収集作業費		測定単位	人	口												
事業区分	節名	経費	内容説明															
基 準 的	〔作業運営費〕	委託料	300,381,200	円														
				電信料	615,000円													
					{ 一般作業用 有料ごみ処理券管理システム 粗大ごみ受付業務システム 廃棄物処理手数料徴収事務 有料ごみ処理券保管配送 粗大ごみ収集運搬委託 有料ごみ処理券事務（データ作成） 有料ごみ処理券管理システム保守 粗大ごみ受付業務システム保守 粗大ごみ受付業務システム更新 高速道路・駐車場利用料 有料ごみ処理券管理システム機器 粗大ごみ受付業務システム機器 有料ごみ処理券事務過年度還付金 特定財源（使用料及び手数料） 廃棄物処理手数料 粗大ごみ処理手数料	{ 384,000円 147,000円 84,000円 13,169,000円 705,000円 285,194,200円 68,000円 494,000円 474,000円 277,000円 668,000円 119,000円 140,000円 81,000円 362,677,000円 194,183,000円 168,494,000円												
						使用料及び借料	927,000											
							償還金等	81,000										
								計	323,415,610									
									動物死体処理費	需用費	57,715	消耗品費 @97円 × 595頭 = 57,715円						
												役務費	3,719,940	火葬処分料 @6,252円 × 595頭 = 3,719,940円				
														備品購入費	23,000	保管用 23,000円		
																計	3,800,655	{ 特定財源 1,113,560円 使用料及び手数料 動物死体処理手数料 @2,800円 × 264頭 = 739,200円 諸収入 受託事業収入 @7,640円 × 49頭 = 374,360円
資源回収事業費	報酬	113,660	会計年度任用職員 @11,366円 × 10人 = 113,660円															
			職員手当等	420,480					時間外勤務手当 @2,880円 × 146時間 = 420,480円									
					旅費				35,972	普通旅費 @529円 × 68人 = 35,972円								
						需用費				8,316,400	{ コンテナ等購入費 172,400円 資源持去対策用品購入 8,144,000円							
委託料	1,146,639,200	{ 資源持去対策 4,298,100円 収集運搬委託 792,847,000円																

経費の種類		収集作業費		測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基準	〔資源回収事業費〕	円				
		計	1,155,525,712	資源化委託 336,263,000円 コンテナ洗浄等委託料 4,420,400円 処理困難物処理委託 8,810,700円 〔特定財源（諸収入） 266,132,000円〕 〔資源売払収入 186,680,000円〕 〔有償入札抛し金 79,452,000円〕		
的	経	費	報酬	250,052	会計年度任用職員	@11,366円 × 22人 = 250,052円
			報償費	46,697,000	集団回収報償費	@6円 × 5,754,000kg = 34,524,000円
			需用費	760,000	集団回収業者支援金	12,173,000円
			役務費	85,000	消耗品費	696,000円
			委託料	121,000	印刷製本費	64,000円
			使用料及び賃借料	92,000	通信運搬費	85,000円
			計	48,005,052	集団回収支援システム保守	121,000円
			集団回収支援システム機器	92,000円		
			〔特定財源（都支出金） 2,500,000円〕			
合計		2,570,879,510				
特定財源	使用料及び手数料	都支出金	諸収入	363,416,200	〔廃棄物処理手数料 194,183,000円〕	
					〔粗大ごみ処理手数料 168,494,000円〕	
					〔動物死体処理手数料 739,200円〕	
				2,500,000	集団回収業者支援金 2,500,000円	
				266,506,360	〔受託事業収入 374,360円〕	
				〔資源売払収入 186,680,000円〕		
				〔有償入札抛し金 79,452,000円〕		
合計		632,422,560				
差引一般財源		1,938,456,950円				
数値		350,000人				
単位費用		5,538円				

経費の種類		収集車両費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的	車両維持運営費	給与費	69,277,725	@7,697,525円 × 9人 = 69,277,725円	
		職員手当等	2,390,570	特殊勤務手当	1,587,600円
				時間外勤務手当	@2,880円 × 38時間 = 109,440円
				休日給	@3,110円 × 223時間 = 693,530円
		需用費	4,094,494	燃料費	3,009,600円
				小型車	@591,300円 × 4台 = 2,365,200円
					軽小型車
				自動車修繕料	904,208円
				消耗品費	180,686円
		役務費	254,190	自賠責保険料	67,490円
任意保険料	186,700円				
原材料費	625,934	収集車両用タイヤ	239,600円		
		整備用部品	386,334円		
備品購入費	529,241	自動車整備用備品	529,241円		
公課費	207,700	自動車重量税	207,700円		
	計	77,379,854			
経	車両雇上費	役務費	460,973,865	平日作業	398,989,250円
				休日割増	206,547円
				祝日特別作業	30,065,068円
				清掃工場等対策	31,713,000円
費	車両購入費	備品購入費	5,673,800	小型車	@6,421,800円 × 5台 × $\frac{1}{6}$ = 5,351,500円
				軽小型車	@1,127,900円 × 2台 × $\frac{1}{7}$ = 322,300円
合計			544,027,519		
特定財源					
合計			0		
差引一般財源				544,027,519円	
数値				350,000人	
単位費用				1,554円	

経費の種類	処 理 処 分 費	測 定 単 位	人 口											
事業区分	節 名	経 費	内 容 説 明											
基 準 的 経 費	可燃ごみ報酬	22,732	会計年度任用職員 @11,366円 × 2人 = 22,732円											
	処理作業費	344,849,120	@7,697,525円 × 44.8人 = 344,849,120円											
	職員手当等	27,047,950	特殊勤務手当 5,952,200円											
			時間外勤務手当 @2,880円 × 2,296時間 = 6,612,480円											
			休日給 @3,110円 × 4,657時間 = 14,483,270円											
	報償費	32,200	研修講師謝礼 8,100円											
			弁護士費用 24,100円											
	旅費	427,103	普通旅費 @529円 × 807人 = 426,903円											
			特別旅費 200円											
	需用費	245,367,700	燃料費 428,900円											
			電気料 72,613,900円											
			ガス料 27,386,100円											
			上下水道料 45,251,900円											
			消耗品費 95,632,800円											
			印刷製本費 143,600円											
			修繕料 3,910,500円											
	役務費	80,160,800	通信運搬費 3,284,600円											
			運搬車両雇上費等 76,876,200円											
	委託料	452,509,400	清掃工場運転管理等業務委託 207,020,100円											
			灰溶融炉運転管理委託 21,315,300円											
		焼却設備保守委託等 224,174,000円												
使用料及び賃借料	22,334,200	OA機器賃借料等 22,334,200円												
工事請負費	382,469,500	焼却設備定期補修工事等 382,469,500円												
原材料費	29,808,400	焼却設備用等 29,808,400円												
備品購入費	3,076,900	作業用備品等 3,076,900円												
負担金補助及び交付金	8,574,800	汚染負荷量賦課金等 8,574,800円												
		<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 20px;">特定財源</td> <td style="text-align: right;">1,015,225,432円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 20px;">使用料及び手数料</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 40px;">廃棄物処理手数料</td> <td style="text-align: right;">530,868,032円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 20px;">諸収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 40px;">エネルギー売払収入</td> <td style="text-align: right;">470,420,500円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 40px;">有価物売払収入</td> <td style="text-align: right;">13,936,900円</td> </tr> </table>	特定財源	1,015,225,432円	使用料及び手数料		廃棄物処理手数料	530,868,032円	諸収入		エネルギー売払収入	470,420,500円	有価物売払収入	13,936,900円
特定財源	1,015,225,432円													
使用料及び手数料														
廃棄物処理手数料	530,868,032円													
諸収入														
エネルギー売払収入	470,420,500円													
有価物売払収入	13,936,900円													
	計	1,596,680,805												

経費の種類		処理処分費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	不燃ごみ 処理作業費	需用費	5,311,700	燃料費	1,615,400円
				電気料	617,700円
				ガス料	1,048,300円
				上下水道料	666,000円
				消耗品費	93,800円
				修繕料	1,270,500円
		役務費	8,406,300	運搬車両雇上費等	8,393,300円
				プラント運転設備検査手数料	13,000円
		委託料	57,097,800	環境対策測定委託等	57,097,800円
		使用料及び 賃借料	42,100	プラント関連賃借料	42,100円
工事請負費	36,507,500	設備補修工事等	36,507,500円		
原材料費	10,004,300	処理作業用等	10,004,300円		
	計	117,369,700			
的 経 費	粗大ごみ 処理作業費	需用費	1,380,500	燃料費	81,600円
				電気料	29,200円
				上下水道料	1,119,200円
				修繕料	150,500円
		役務費	32,258,900	運搬車両雇上費等	32,258,900円
		委託料	54,642,600	プラント運転設備管理委託	33,933,800円
				環境対策測定委託等	20,708,800円
		使用料及び 賃借料	42,100	プラント関連賃借料	42,100円
		工事請負費	10,720,100	設備補修工事等	10,720,100円
		原材料費	5,773,700	処理作業用等	5,773,700円
	計	104,817,900			
	し尿処理 作業費	需用費	822,300	上下水道料	822,300円
		委託料	7,191,700	作業所運転管理委託	7,191,700円
		工事請負費	401,000	作業所設備補修工事	401,000円
		計	8,415,000		

経費の種類		処 理 処 分 費		測 定 単 位	人	口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明			
基 準 的 経 費	建 物 ・ 車 両 維 持 管 理 費	需 用 費	3,659,200	円	燃料費	50,800円
					消耗品費	107,400円
					修繕料	3,501,000円
		役 務 費	18,800		自賠責保険料等	18,800円
		委 託 料	18,671,600		建物設備保守点検委託等	18,671,600円
		使 用 料 及 び 賃 借 料	303,300		車両賃借料等	303,300円
		工 事 請 負 費	18,984,000		建物補修工事等	18,984,000円
		備 品 購 入 費	418,900		車両	418,900円
		負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	2,125,200		分担金	2,125,200円
		公 課 費	500		自動車重量税	500円
	計	44,181,500				
最 終 処 分 委 託 料	委 託 料	100,426,988		最終処分委託料	100,426,988円	
合 計		1,971,891,893				
特 定 財 源	使 用 料 及 び 手 数 料	530,868,032		廃棄物処理手数料	530,868,032円	
	諸 収 入	484,357,400		エネルギー売払収入	470,420,500円	
				有価物売払収入	13,936,900円	
合 計		1,015,225,432				
差 引 一 般 財 源				956,666,461円		
数 値				350,000人		
単 位 費 用				2,733円		

第5項 経済労働費

I 経済労働費の概要

第1 生活経済費

1 単位費用算定の概要

- (1) 生活経済費は、測定単位「人口」により、消費者対策事業諸費、消費者センター管理運営費、公衆浴場助成事業費及び労働総務費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を158,423,145円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を158,423,145円と算定した。

この結果、単位費用を453円とした。

2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。

第2 産業経済費

1 単位費用算定の概要

- (1) 産業経済費は、測定単位「事業所数」により、商工振興費、商工振興センター管理運営費及び観光振興費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、事業所数12,000箇所とした。
- (3) 標準区の所要経費を898,003,151円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を898,003,151円と算定した。

この結果、単位費用を74,834円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 新たに、令和5年度に貸付を行った中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）のうち、令和6年度から令和12年度までの利子補給に係る経費について、算定した。
- (2) 【態容補正】農業委員会運営費について、算定を改善した。
- (3) その他、所要の単価改定等を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類	生活経済費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的	消費者対策	報酬	693,326	会計年度任用職員	@11,366円 × 61人 = 693,326円
	事業諸費	給与費	22,322,823		@7,697,525円 × 2.9人 = 22,322,823円
		職員手当等	552,960	時間外勤務手当	@2,880円 × 192時間 = 552,960円
	〔消費者相談、 消費者教育、 情報提供、 消費生活展、 組織育成等〕	報償費	14,156,420	講師・相談員等謝礼	
		旅費	52,900	教育講座	@30,990円 × 20回 = 619,800円
				講師派遣	@27,820円 × 8回 = 222,560円
				消費者相談	@13,740円 × 969日 = 13,314,060円
	需用費	1,240,980	普通旅費	@529円 × 100人 = 52,900円	
			消耗品費	153,310円	
	役務費	349,610	印刷製本費	1,087,670円	
			消費者情報システム回線使用料	161,930円	
	委託料 使用料及び 賃借料	163,580	消費生活展	163,580円	
		1,136,070	消費者情報システム端末借上料	839,400円	
備品購入費	33,170	バス借上料（2台）	78,920円		
		会場使用料	217,750円		
計	40,701,839	一般事務用	33,170円		
経 費	消費者センター	給与費	10,006,783		@7,697,525円 × 1.3人 = 10,006,783円
	管理運営費	需用費	1,496,310	電気料	517,680円
				ガス料	92,540円
				水道料	257,430円
				消耗品費	251,680円
				印刷製本費	259,380円
				修繕費	117,600円
役務費	188,920	通信運搬費	188,920円		
委託料	2,591,110	建物維持管理委託費	2,591,110円		
使用料及び 賃借料	91,220		91,220円		
	199,270	庁舎維持補修費	199,270円		
計	14,573,613				
公衆浴場 助成事業費	負担金補助 金及び交付金	26,400,000		@1,320,000円 × 20所 = 26,400,000円	

経費の種類		生活経済費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	労働総務費	給与費	6,927,773	@7,697,525円 × 0.9人 =	6,927,773円
		職員手当等	48,960	時間外勤務手当 @2,880円 × 17時間 =	48,960円
		需用費	287,200	消耗品費	287,200円
		役務費	116,060	通信運搬費	116,060円
		委託料	12,588,700	{ 就労支援窓口等運営委託 セミナー・合同面接会等委託	10,125,200円 2,463,500円
		負担金補助金及び交付金	56,779,000	{ 高齢者就労対策事業助成金 勤労者福祉サービスセンター等助成金	51,379,000円 5,400,000円
	計	76,747,693			
合	計	158,423,145			
特定財源					
	合	計	0		
	差引一般財源			158,423,145円	
	数	値		350,000人	
	単	位	費用	453円	

経費の種類	産 業 経 済 費	測 定 単 位	事 業 所 数		
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明		
基 準 的 経 費	商工振興費	報 酬	円 1,102,502 会計年度任用職員 @11,366円 × 97人 = 1,102,502円		
	〔 商工業振興助成、商工業経営診断産業表彰計量検査事務、商店街組合組織化対策等 〕	給与費	137,785,698	@7,697,525円 × 17.9人 = 137,785,698円	
		職員手当等	2,108,160	時間外勤務手当 @2,880円 × 732時間 = 2,108,160円	
		報償費	10,144,440	企業診断員謝礼	
		産業表彰	計量検査事務	旅 費	商工相談員・企業診断士 @19,080円 × 486回 = 9,272,880円
					講習・講座講師 @10,760円 × 81時間 = 871,560円
		商店街組合組織化	需用費	272,964	普通旅費 @529円 × 516人 = 272,964円
					2,191,400
		印刷製本費 888,400円			
		会議費 39,910円			
		修繕料 186,620円			
		対 策 等	役 務 費	416,200	通信運搬費 172,210円
					広告料 243,990円
		的	委託料 使用料及び賃借料 備品購入費 負担金補助及び交付金	1,388,230	景況調査 1,388,230円
				102,340	会場借上料及び自動車賃借料 102,340円
26,630	一般事務用 26,630円				
664,534,447	商店街振興費助成 85,254,480円				
	イベント助成 40,717,000円				
	商店街活性化事業費助成 11,116,000円				
	電灯料補助 21,913,480円				
経	計			820,073,011	環境整備費助成 11,508,000円
					中小企業関連資金融資あっせん事業 364,484,200円
					同（緊急対策分（令和6年度から令和12年度分利子補給）） 193,214,767円
		商工団体運営費助成 4,070,000円			
費	商工振興センター管理運営費	51,035,400	工業振興費助成 9,470,000円		
			産業展運営費助成 8,041,000円		
			指定管理者管理運営委託 51,035,400円		

経費の種類		産 業 経 済 費		測 定 単 位	事 業 所 数
事 業 区 分		節 名	経 費	内 容 説 明	
基 準 的 経 費	観 光 振 興 費	需 用 費	7,094,880	印刷製本費	7,094,880円
		委 託 料	7,093,860	観光調査・宣伝等委託料等	7,093,860円
		負 担 金 補 助 金 及 び 交 付 金	12,706,000	観光振興・物産関係等	12,706,000円
		計	26,894,740		
合 計			898,003,151		
特 定 財 源					
合 計			0		
差 引 一 般 財 源		898,003,151円			
数 値		12,000箇所			
単 位 費 用		74,834円			

第6項 土木費

I 土木費の概要

第1 建築公害費

1 単位費用算定の概要

- (1) 建築公害費は、測定単位「人口」により、土木総務費、建築行政費、建築紛争予防調整事務費、放置自転車等対策事業費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を1,095,542,277円、特定財源を226,521,000円と見込み、差引一般財源所要額を869,021,277円と算定した。
この結果、単位費用を2,483円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 住宅対策費（特定優良賃貸住宅家賃対策補助）について、算定を廃止した。
- (2) 建築紛争予防調整事務費について、算定を改善した。
- (3) 建築審査会運営費について、算定を改善した。
- (4) その他、所要の単価改定等を行った。

第2 都市整備費

1 単位費用算定の概要

- (1) 都市整備費は、測定単位「人口」により、都市整備総務費、都市計画事務費、公有地拡大推進法施行事務費、都市計画審議会運営費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を418,544,289円、特定財源を29,443,000円と見込み、差引一般財源所要額を389,101,289円と算定した。
この結果、単位費用を1,112円とした。

2 本年度改定内容

所要の単価改定等を行った。

第3 道路橋りょう費

1 単位費用算定の概要

- (1) 道路橋りょう費は、測定単位「道路面積」により、道路橋りょう総務費、道路維持補修費、交通災害対策費、街路灯維持補修費等を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、道路面積2,322,000㎡とした。
- (3) 標準区の所要経費を1,588,090,344円、特定財源を1,457,534,266円と見込み、差引一般財源所要額を130,556,078円と算定した。
この結果、単位費用を56円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 道路占用許可取締事務費（道路占用料）について、算定を改善した。
- (2) 道路維持補修費について、事業費を充実するとともに、特定財源（道路占用料）の算定を改善した。
- (3) 細街路拡幅事業費について、算定の充実を図った。
- (4) その他、所要の単価改定等を行った。

第4 公園費

1 単位費用算定の概要

- (1) 公園費は、測定単位「公園面積」により、公園維持管理費及び公衆便所維持管理費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、公園面積300,000㎡とした。
- (3) 標準区の所要経費を498,774,716円、特定財源を31,949,000円と見込み、差引一般財源所要額を466,825,716円と算定した。
この結果、単位費用を1,556円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 公園使用料・公園占用料について、算定を改善した。
- (2) その他、所要の単価改定等を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類	建築公害費	測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	土木総務費	円		
	報酬	3,409,800	会計年度任用職員	@11,366円 × 300人 = 3,409,800円
	給与費	715,869,825		@7,697,525円 × 93人 = 715,869,825円
	職員手当等	14,873,580	時間外勤務手当	@2,880円 × 4,212時間 = 12,130,560円
			休日給夜勤手当	@3,110円 × 882時間 = 2,743,020円
	旅費	1,369,500	普通旅費	
			近接地内	@529円 × 2,300回 = 1,216,700円
			近接地外	@38,200円 × 4回 = 152,800円
	需用費	4,639,000	燃料費	630,000円
			光熱水費	543,000円
			電気料	237,000円
			水道料	122,000円
			ガス代	184,000円
			消耗品費	2,262,000円
		印刷製本費	942,000円	
		会議費	19,000円	
		修繕料	243,000円	
	役務費	477,410	通信運搬費	477,410円
	委託料	46,187,700	営繕委託、土木管理業務委託、地理情報システム等	46,187,700円
	使用料及び 賃借料	6,027,400	建築確認、地理情報システムリース料等	6,027,400円
	工事請負費	1,645,000	土木詰所維持補修	1,645,000円
	備品購入費	898,000	事務用品	898,000円
	負担金補助 及び交付金	250,000		250,000円
	計	795,647,215		

経費の種類		建築公害費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	建築行政費	報酬	1,977,684	会計年度任用職員	@11,366円 × 174人 =	1,977,684円
		職員手当等	2,675,760	昇降機検査業務手当 時間外勤務手当	@300円 × 20回 =	6,000円
					@2,880円 × 927時間 =	2,669,760円
		旅費	71,944	普通旅費	@529円 × 136回 =	71,944円
		需用費	1,800,000	燃料費 消耗品費 印刷製本費 修繕料		30,000円
						1,374,000円
						385,000円
						11,000円
		役務費	137,840	通信運搬費 保険料		100,840円
						37,000円
委託料	10,540,000	建物設備等定期点検報告業務委託等		9,368,000円		
		防火設備定期検査報告に係る予備審査等業務委託		1,172,000円		
備品購入費	81,000	各種機器等		81,000円		
負担金補助及び交付金	172,000	日本建築行政会議負担金		100,000円		
		講習会負担金		72,000円		
			{ 特定財源（建築確認申請手数料）	14,700,000円 }		
	計	17,456,228				
経 費	建築紛争予防調整事務費	報酬	307,200	特別職非常勤職員（紛争調停委員）	@19,200円 × 4人 × 4回 =	307,200円
		旅費	5,064	費用弁償	@1,266円 × 2人 × 2回 =	5,064円
		需用費	93,200	一般需用費		93,200円
		計	405,464			

経費の種類	建築公害費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準	建築審査会 運営費	報酬	867,300	特別職非常勤職員		
		職員手当等	172,800	時間外勤務手当 @2,880円 × 60時間 = 172,800円		
				旅費	62,070	費用弁償 @1,100円 × 6人 × 7回 = 46,200円
						普通旅費 @529円 × 30回 = 15,870円
		需用費	64,100	一般需用費 64,100円		
		役務費	24,000	速記料 24,000円		
		負担金補助 及び交付金	98,000	全国建築審査会協議会分担金 48,000円		
				特別区建築審査会分担金 50,000円		
		計	1,288,270			
		的	放置自転車等 対策事業費	需用費	2,641,000	消耗品費 528,000円
				印刷製本費 2,113,000円		
役務費	829,000			通信運搬費 829,000円		
委託料	121,918,000			放置自転車撤去等委託費、システム保守委託費 121,918,000円		
使用料及び 賃借料	1,143,000			システム機器リース料 1,143,000円		
計	126,531,000	{ 特定財源（使用料及び手数料） @3,700円 × 12,600台 × 60% = 27,972,000円 }				
経 費	住宅対策費	報償費	82,100	分譲マンション管理セミナー 82,100円		
		需用費	54,000	窓口相談 54,000円		
		委託料	3,705,000	住宅基本計画策定委託 11,001,000円 × $\frac{1}{5}$ = 2,200,000円		
				分譲マンション計画修繕調査費補助委託 1,505,000円		
		計	3,841,100	{ 特定財源 1,618,000円 国庫支出金 1,178,000円 都支出金 440,000円 }		

経費の種類	建築公害費	測定単位	人	口																																																									
事業区分	節名	経費	内容説明																																																										
基 準	区営住宅	報償費	959,000	連絡員管理謝礼等	959,000円																																																								
	維持管理費	需用費	2,326,000	一般需用費等	2,326,000円																																																								
	(404戸)	役務費	415,000	通信運搬費	415,000円																																																								
		委託料	129,920,000	管理業務委託費等	129,920,000円																																																								
		使用料及び 賃借料	379,000	システムリース料等	379,000円																																																								
		工事請負費	14,190,000	維持補修費	14,190,000円																																																								
		計	148,189,000	<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>181,731,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>152,797,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>146,876,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,921,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>20,266,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>8,668,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td rowspan="6">的 経 費</td> <td>空き家対策等</td> <td>報酬</td> <td>414,000</td> <td>特別職非常勤職員 @11,500円 × 3人 × 12回 =</td> <td>414,000円</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>報償費</td> <td>319,000</td> <td>@12,760円 × 25回 =</td> <td>319,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>需用費</td> <td>188,000</td> <td>会議費</td> <td>188,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>役務費</td> <td>24,000</td> <td>速記料</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>委託料</td> <td>1,239,000</td> <td>空き家相談事業委託</td> <td>1,239,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>2,184,000</td> <td colspan="2"> <table border="0"> <tr> <td>{ 特定財源（都支出金）</td> <td>500,000円 }</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>合</td> <td>計</td> <td>1,095,542,277</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>		<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>181,731,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>152,797,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>146,876,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,921,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>20,266,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>8,668,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>181,731,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>152,797,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>146,876,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,921,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>20,266,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>8,668,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	特定財源	181,731,000円	<table border="0"> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>152,797,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>146,876,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,921,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>20,266,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>8,668,000円</td> </tr> </table>	使用料及び手数料	152,797,000円	<table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>146,876,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,921,000円</td> </tr> </table>	区営住宅使用料	146,876,000円	区営住宅共益費・雑収入等	5,921,000円		国庫支出金	20,266,000円	都支出金	8,668,000円		的 経 費	空き家対策等	報酬	414,000	特別職非常勤職員 @11,500円 × 3人 × 12回 =	414,000円	事業費	報償費	319,000	@12,760円 × 25回 =	319,000円		需用費	188,000	会議費	188,000円		役務費	24,000	速記料	24,000円		委託料	1,239,000	空き家相談事業委託	1,239,000円		計	2,184,000	<table border="0"> <tr> <td>{ 特定財源（都支出金）</td> <td>500,000円 }</td> </tr> </table>		{ 特定財源（都支出金）	500,000円 }	合	計	1,095,542,277		
	<table border="0"> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>181,731,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>152,797,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>146,876,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,921,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>20,266,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>8,668,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>181,731,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>152,797,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>146,876,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,921,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>20,266,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>8,668,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	特定財源	181,731,000円	<table border="0"> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>152,797,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>146,876,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,921,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>20,266,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>8,668,000円</td> </tr> </table>	使用料及び手数料	152,797,000円	<table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>146,876,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,921,000円</td> </tr> </table>	区営住宅使用料	146,876,000円	区営住宅共益費・雑収入等	5,921,000円		国庫支出金	20,266,000円	都支出金	8,668,000円																																												
	<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>181,731,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>152,797,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>146,876,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,921,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>20,266,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>8,668,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> </table>	特定財源	181,731,000円	<table border="0"> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>152,797,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>146,876,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,921,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>20,266,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>8,668,000円</td> </tr> </table>	使用料及び手数料	152,797,000円	<table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>146,876,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,921,000円</td> </tr> </table>	区営住宅使用料	146,876,000円	区営住宅共益費・雑収入等	5,921,000円		国庫支出金	20,266,000円	都支出金	8,668,000円																																													
	特定財源	181,731,000円																																																											
<table border="0"> <tr> <td>使用料及び手数料</td> <td>152,797,000円</td> </tr> <tr> <td> <table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>146,876,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,921,000円</td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>20,266,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>8,668,000円</td> </tr> </table>	使用料及び手数料	152,797,000円	<table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>146,876,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,921,000円</td> </tr> </table>	区営住宅使用料	146,876,000円	区営住宅共益費・雑収入等	5,921,000円		国庫支出金	20,266,000円	都支出金	8,668,000円																																																	
使用料及び手数料	152,797,000円																																																												
<table border="0"> <tr> <td>区営住宅使用料</td> <td>146,876,000円</td> </tr> <tr> <td>区営住宅共益費・雑収入等</td> <td>5,921,000円</td> </tr> </table>	区営住宅使用料	146,876,000円	区営住宅共益費・雑収入等	5,921,000円																																																									
区営住宅使用料	146,876,000円																																																												
区営住宅共益費・雑収入等	5,921,000円																																																												
国庫支出金	20,266,000円																																																												
都支出金	8,668,000円																																																												
的 経 費	空き家対策等	報酬	414,000	特別職非常勤職員 @11,500円 × 3人 × 12回 =	414,000円																																																								
	事業費	報償費	319,000	@12,760円 × 25回 =	319,000円																																																								
		需用費	188,000	会議費	188,000円																																																								
		役務費	24,000	速記料	24,000円																																																								
		委託料	1,239,000	空き家相談事業委託	1,239,000円																																																								
		計	2,184,000	<table border="0"> <tr> <td>{ 特定財源（都支出金）</td> <td>500,000円 }</td> </tr> </table>		{ 特定財源（都支出金）	500,000円 }																																																						
{ 特定財源（都支出金）	500,000円 }																																																												
合	計	1,095,542,277																																																											

経費の種類	建築公害費	測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明	
特 定 財 源	使用料及び手数料	円		
		195,469,000	建築確認申請手数料 14,700,000円	
			放置自転車撤去・保管手数料 27,972,000円	
			区営住宅使用料 146,876,000円	
	国庫支出金	21,444,000		区営住宅共益費・雑収入等 5,921,000円
				公営住宅建設事業等推進事業費補助 440,000円
				地域住宅交付金 738,000円
	都支出金	9,608,000		公的賃貸住宅家賃低廉化事業補助金 20,266,000円
				区市町村住宅マスタープラン策定補助 440,000円
				公営住宅家賃対策補助金 8,668,000円
		空き家利活用等区市町村支援事業補助金 500,000円		
合計		226,521,000		
差引一般財源			869,021,277円	
数値			350,000人	
単位費用			2,483円	

経費の種類		都市整備費		測定単位	人口	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準	都市整備総務費	報酬	568,300	会計年度任用職員	@11,366円 × 50人 =	568,300円
		給与費	315,598,525		@7,697,525円 × 41人 =	315,598,525円
		職員手当等	1,693,440	時間外勤務手当	@2,880円 × 588時間 =	1,693,440円
		旅費	59,777	普通旅費	@529円 × 113回 =	59,777円
		需用費	119,000			119,000円
		委託料	1,083,800	緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画策定	$10,838,000円 \times \frac{1}{10} =$	1,083,800円
		備品購入費	184,000			184,000円
		負担金補助金及び交付金	15,000,000	緑化助成経費		15,000,000円
	計	334,306,842				
的 経	都市計画事務費	報酬	409,176	会計年度任用職員	@11,366円 × 36人 =	409,176円
		職員手当等	380,160	時間外勤務手当	@2,880円 × 132時間 =	380,160円
		報償費	405,000		@27,000円 × 15人 =	405,000円
		旅費	143,126	費用弁償 普通旅費	@2,610円 × 52回 =	135,720円
					@529円 × 14回 =	7,406円
		需用費	2,898,000			2,898,000円
		役務費	2,000	通信運搬費		2,000円
		委託料	35,298,000	都市整備調査委託		21,342,000円
		地区計画策定調査委託		13,956,000円		
	計	39,535,462	{ 特定財源（都支出金） 1,046,000円 }			
費	公有地拡大 推進法 施行事務費	報酬	181,856	会計年度任用職員	@11,366円 × 16人 =	181,856円
		職員手当等	169,920	時間外勤務手当	@2,880円 × 59時間 =	169,920円
		旅費	19,573	普通旅費	@529円 × 37回 =	19,573円
		需用費	46,000			46,000円
		役務費	17,000	通信運搬費		17,000円
		計	434,349			

経費の種類		都市整備費		測定単位	人	口		
事業区分	節名	経費	内容説明					
基 準	都市計画審議会 運営費	報酬	690,000	特別職非常勤職員	@11,500円 × 20人 × 3回 =	690,000円		
		職員手当等	930,240	時間外勤務手当	@2,880円 × 323時間 =	930,240円		
		旅費	12,032	費用弁償 普通旅費	@2,600円 × 3回 =	7,800円		
					@529円 × 8回 =	4,232円		
		需用費	22,220	会議費 印刷製本費		16,660円		
						5,560円		
		役務費	113,144			113,144円		
		計	1,767,636					
		的 経	都市景観づくり 事業費	報酬	396,000	特別職非常勤職員	@12,000円 × 11人 × 3回 =	396,000円
				報償費	976,000		@24,400円 × 40回 =	976,000円
需用費	29,000			会議費		29,000円		
役務費	99,000			速記料		99,000円		
委託料	3,138,000			景観計画策定委託 景観教育・普及啓発関係業務委託	2,940,000円 × $\frac{1}{10}$ =	294,000円		
						2,844,000円		
計	4,638,000							
費	地籍調査事業費	需用費	2,153,000			2,153,000円		
		委託料	35,709,000	測量委託		35,709,000円		
		計	37,862,000					
	合 計	418,544,289						
特 定 財 源	国庫支出金	18,931,000	地籍調査費負担金		18,931,000円			
	都支出金	10,512,000	国土調査事業費補助金		9,466,000円			
			防災密集地域総合整備事業補助金 (地区計画策定調査委託)		1,046,000円			
	合 計	29,443,000						
	差引一般財源			389,101,289円				
	数 値			350,000人				
	単 位 費 用			1,112円				

経費の種類	道路橋りょう費		測定単位	道路面積			
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的	道路橋りょう	報酬	5,114,700	会計年度任用職員	@11,366円 × 450人 = 5,114,700円		
	総務費	給与費	377,178,725		@7,697,525円 × 49人 = 377,178,725円		
		職員手当等	9,109,440	時間外勤務手当	@2,880円 × 3,163時間 = 9,109,440円		
		旅費	1,179,670	普通旅費	@529円 × 2,230回 = 1,179,670円		
		需用費	7,575,000	燃料費		2,156,000円	
				消耗品費		904,000円	
				会議費		113,000円	
				印刷製本費		3,323,000円	
				修繕料		1,079,000円	
			役務費	1,098,580	通信運搬費	1,098,580円	
			委託料	5,840,000	道路管理システム保守委託	5,840,000円	
			使用料及び 賃借料	5,417,000	道路管理センター端末機リース料	2,858,000円	
		道路管理システム使用料			2,559,000円		
	工事請負費	10,864,000	詰所経費	10,864,000円			
	備品購入費	2,070,000	一般事務用等	2,070,000円			
	負担金補助 及び交付金 計	5,507,000 430,954,115	道路管理センター運営費負担金等	5,507,000円			
経 費	道路維持補修費	需用費	19,223,000	燃料費	7,088,000円		
				光熱水費	5,960,000円		
				電気料	3,517,000円		
					水道料	2,443,000円	
				消耗品費	1,744,000円		
				印刷製本費	967,000円		
				修繕料	3,464,000円		
				委託料	281,391,000	道路維持補修、街路樹・植樹帯管理、排水ポンプ委託	281,391,000円
				使用料及び 賃借料	14,393,000	自動車借上	10,507,000円
						土木機器賃借料	3,886,000円
工事請負費	166,283,000	道路維持工事	94,247,000円				
		土留その他雑工事	30,096,000円				
		側溝しゅんせつ工事	11,518,000円				
		側溝修繕工事	30,422,000円				
原材料費	38,979,000	碎石、砂利、洗砂類、セメント、乳剤類、U字溝、 ターミックス、木材、その他	38,979,000円				
備品購入費	1,949,000	原付自転車、ベルトコンベアー、天幕その他工事用備品	1,949,000円				
計	522,218,000	{ 特定財源（使用料及び手数料） } { 道路占用料 1,438,932,000円 }					

経費の種類	道路橋りょう費		測定単位	道路面積	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	公衆便所 維持管理費	需用費	5,809,000	光熱水費	5,607,000円
		計	28,152,000	電気料	213,000円
				水道料	5,394,000円
				消耗品費	169,000円
				修繕料	33,000円
役務費	19,579,000	清掃委託	19,579,000円		
工事請負費	2,764,000		2,764,000円		
準	細街路拡幅 事業費	需用費	562,000	一般需用費	562,000円
		計	160,770,294	標準的総所要額	
				(1㎡当たり単価) (後退延長) (標準工事幅)	
				@95,280円 × 1,769m × 0.92 =	155,066,294円
				負担金補助 及び交付金	5,142,000
的	私道整備助成金	工事請負費	36,264,600	路面舗装工事助成	
		計	36,264,600	標準的総所要額	
				(1㎡当たり単価) (助成面積) (補助率)	
				@15,100円 × 1,300㎡ × 0.9 =	17,667,000円
				排水設備工事助成	
費	交通安全施設 維持補修費	需用費	268,000	修繕料	268,000円
		計	13,431,000	交通障害街路樹剪定	2,374,000円
				ガードパイプ維持工事	9,805,000円
				道路標識	492,000円
				規則標識	492,000円

経費の種類	道路橋りょう費		測定単位	道路面積			
事業区分	節名	経費	内容説明				
基	交通災害対策費	需用費	4,454,000	消耗品費	3,857,000円		
		委託料	1,592,000	印刷製本費	597,000円		
		使用料及び貸借料	104,000	交通安全教室の実施 @279,000円 × 5回 =	1,395,000円		
		負担金補助金及び交付金	3,219,000	交通安全区民のつどい会場運営等委託	197,000円		
		計	9,369,000	会場借上	104,000円		
準	道路清掃費	委託料	125,386,000	交通安全協会補助金 @1,073,000円 × 3団体 =	3,219,000円		
		計	125,386,000	道路清掃	125,386,000円		
的	街路灯維持補修費	需用費	49,758,000	光熱水費	34,763,000円		
		工事請負費	LED灯 @2,177円 × 11,176基 =	24,330,000円	蛍光灯 @2,177円 × 1,559基 =	3,394,000円	
				ナトリウム灯 @18,379円 × 383基 =	7,039,000円	消耗品費	12,942,000円
				修繕料	2,053,000円	街路灯改築費 @196,000円 × 971基 =	190,316,000円
			防犯灯設置助成 @125,000円 × 10基 =	1,250,000円	防犯灯維持費助成 @5,700円 × 2,000基 =	11,400,000円	
			原材料費	923,000	工事用材料	923,000円	
備品購入費	273,000	脚立、その他工具	273,000円				
	計	253,920,000					
費	道路占用許可	報酬	545,568	会計年度任用職員 @11,366円 × 48人 =	545,568円		
	取締事務費	需用費	38,000	一般需用費	38,000円		
		役務費	11,691	通信運搬費	11,691円		
		委託料	2,024,000	測量委託	2,024,000円		
		備品購入費	19,000		19,000円		
		計	2,638,259	{ 特定財源（使用料及び手数料） } { 道路占用料 17,520,000円 }			

経費の種類		道路橋りょう費		測定単位	道路面積							
事業区分	節名	経費	内容説明									
基準 的 経 費	道路認定事務費	需用費	66,000	一般需用費	66,000円							
		役務費	797,876	通信運搬費	797,876円							
		委託料	2,475,000	測量委託	2,475,000円							
		計	3,338,876									
	バリアフリー 計画策定経費	報償費	99,200	委員	$992,000円 \times \frac{1}{10} =$	99,200円						
		委託料	1,549,000	基本構想策定委託	$15,490,000円 \times \frac{1}{10} =$	1,549,000円						
		計	1,648,200	<table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">特定財源</td> <td style="text-align: right;">1,082,266円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">565,933円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">都支出金</td> <td style="text-align: right;">516,333円</td> </tr> </table>		特定財源	1,082,266円	国庫支出金	565,933円	都支出金	516,333円	
	特定財源	1,082,266円										
	国庫支出金	565,933円										
	都支出金	516,333円										
合計		1,588,090,344										
特 定 財 源	使用料及び手数料	1,456,452,000	道路占用料	1,456,452,000円								
	国庫支出金	565,933	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	49,600円								
			社会資本整備総合交付金	516,333円								
	都支出金	516,333	東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金	516,333円								
合計		1,457,534,266										
差引一般財源		130,556,078円										
数値		2,322,000㎡										
単位費用		56円										

経費の種類	公園費	測定単位	公園面積	
事業区分	節名	経費	内 容 説 明	
基 準 的 経 費	公園維持管理費	円		
	給与費	141,249,584	@7,697,525円 × 18.35人 = 141,249,584円	
	職員手当等	1,313,280	時間外勤務手当 @2,880円 × 456時間 = 1,313,280円	
	旅費	464,462	普通旅費 @529円 × 878回 = 464,462円	
	需用費	13,193,000	消耗品費	848,000円
			光熱水費	12,179,000円
			電気料	5,937,000円
			水道料	6,242,000円
			修繕料	166,000円
	役務費	50,132,570	園内芝生管理等	49,191,460円
			通信運搬費	941,110円
	委託料	134,624,820	清掃関係委託	130,654,820円
			遊具点検委託	3,970,000円
使用料及び賃借料	1,099,000	貨物自動車借上料	1,099,000円	
工事請負費	117,906,000	改良工事	109,538,000円	
		詰所経費	8,368,000円	
原材料費	1,582,000	砂利、セメント、木材、洗砂等	1,582,000円	
備品購入費	1,687,000		1,687,000円	
計	463,251,716	特定財源（使用料及び手数料） 31,949,000円 公園使用料 13,556,000円 公園占用料 18,393,000円		
公衆便所 維持管理費	需用費	4,823,000	光熱水費	2,843,000円
			電気料	105,000円
			水道料	2,738,000円
			消耗品費	1,980,000円
		役務費	29,871,000	公衆便所清掃
工事請負費	829,000		829,000円	
計	35,523,000			
合計	498,774,716			
特定財源	使用料及び手数料	31,949,000	公園使用料 13,556,000円 公園占用料 18,393,000円	
合計	31,949,000			
差引一般財源		466,825,716円		
数値		300,000㎡		
単位費用		1,556円		

第7項 教育費

I 教育費の概要

第1 小学校費

1 単位費用算定の概要

(1) 小学校費は、測定単位「児童数」、「学級数」及び「学校数」により、区立小学校及び義務教育学校（前期課程）にかかる次の経費を算定した。

ア 「児童数」を測定単位とするもの

児童数と関連度の高い学校運営費（教材費、光熱水費等）、児童検診費、就学援助費等

イ 「学級数」を測定単位とするもの

学級数と関連度の高い学校運営費（教材費、修繕費等）、特別支援学級等運営費、外国人英語指導員報酬、「総合的な学習の時間」推進経費

ウ 「学校数」を測定単位とするもの

学校数と関連度の高い学校運営費（教材費、光熱水費、維持補修費、ICT機器リース料、学校警備・給食調理・用務委託料等）、学校職員費、学校医報酬、特別支援教育経費等

(2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりとした。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 (d ÷ a)
		円	円	円	円
児童数	21,930人	944,752,204	24,912,511	919,839,693	41,944
学級数	612学級	677,625,159	0	677,625,159	1,107,231
学校数	34校	3,725,376,231	3,393,000	3,721,983,231	109,470,095

2 本年度改定内容

(1) 「児童数」を測定単位とするもの

- ・新たに教育用コンピュータの運用保守に係る経費について、算定した。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

(2) 「学級数」を測定単位とするもの

- ・所要の単価改定等を行った。

(3) 「学校数」を測定単位とするもの

- ・新たに教員用デジタル教科書に係る経費について、算定した。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

第2 中学校費

1 単位費用算定の概要

(1) 中学校費は、測定単位「生徒数」、「学級数」及び「学校数」により、区立中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）にかかる次の経費を算定した。

ア 「生徒数」を測定単位とするもの

生徒数と相関度の高い学校運営費（教材費、光熱水費等）、生徒検診費、就学援助費等

イ 「学級数」を測定単位とするもの

学級数と相関度の高い学校運営費（教材費、修繕費等）、特別支援学級等運営費、外国人英語指導員報酬、「総合的な学習の時間」推進経費

ウ 「学校数」を測定単位とするもの

学校数と相関度の高い学校運営費（教材費、光熱水費、維持補修費、ICT機器リース料、学校警備・給食調理・用務委託料等）、学校職員費、学校医報酬、特別支援教育経費等

(2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりとした。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 (d ÷ a)
		円	円	円	円
生徒数	10,800人	497,830,177	14,042,511	483,787,666	44,795
学級数	270学級	439,581,821	0	439,581,821	1,628,081
学校数	18校	2,068,572,149	5,702,000	2,062,870,149	114,603,897

2 本年度改定内容

(1) 「生徒数」を測定単位とするもの

- ・新たに教育用コンピュータの運用保守に係る経費について、算定した。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

(2) 「学級数」を測定単位とするもの

- ・所要の単価改定等を行った。

(3) 「学校数」を測定単位とするもの

- ・新たに教員用デジタル教科書に係る経費について、算定した。
- ・夏休み期間プール指導員に係る経費について、算定内容を見直した。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

第3 その他の教育費

1 単位費用算定の概要

(1) その他の教育費は、測定単位「児童生徒数」、「幼稚園数」及び「人口」により、次の経費を算定した。

ア 「児童生徒数」を測定単位とするもの

教育委員会運営費、事務局運営費、教育研究所管理運営費等

イ 「幼稚園数」を測定単位とするもの

区立幼稚園管理運営費

ウ 「人口」を測定単位とするもの

社会教育事業及び社会体育事業に要する経費

(2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりとした。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 (d ÷ a)
		円	円	円	円
児童生徒数	32,730人	977,752,319	31,496,000	946,256,319	28,911
幼稚園数	15箇所	810,254,148	288,000	809,966,148	53,997,743
人口	350,000人	2,947,032,872	701,280,200	2,245,752,672	6,416

2 本年度改定内容

(1) 「児童生徒数」を測定単位とするもの

- ・新たに地域学校協働活動推進事業に係る経費について、算定した。
- ・スクールソーシャルワーカーに係る経費について、算定の充実を図った。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

(2) 「幼稚園数」を測定単位とするもの

- ・所要の単価改定等を行った。

(3) 「人口」を測定単位とするもの

- ・新たに子どもの読書活動推進事業に係る経費について、算定した。
- ・成人式の運営に係る経費について、算定の充実を図った。
- ・社会教育委員に係る経費について、算定内容を見直した。
- ・その他、所要の単価改定等を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類	小学校費	測定単位	児童数								
事業区分	節名	経費	内容説明								
基 準 的	学校運営費	需用費	348,928,237	円 電気料 23,086,200円 ガス料 56,873,300円 水道料 106,850,900円 消耗品費 119,787,337円 印刷製本費 40,398,900円 防犯ブザー 1,931,600円							
		役務費	2,085,000	洗濯代等 2,085,000円							
		委託料	152,564,500	学校給食牛乳紙パックリサイクル回収事業費 5,732,500円 教育用コンピュータ運用保守経費 146,832,000円							
		使用料及び賃借料	196,931,400	教育用コンピュータ整備費（21,930人分、5年リース） $@44,900円 \times 21,930人 \times \frac{1}{5} = 196,931,400円$							
		備品購入費	1,016,200	1,016,200円							
		負担金補助及び交付金	2,875,818	授業目的公衆送信補償金 2,875,818円							
				<table border="0"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td>特定財源</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td>6,316,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金</td> <td>6,316,000円</td> </tr> </table>	{	特定財源		国庫支出金	6,316,000円	都支出金	6,316,000円
	{	特定財源									
		国庫支出金	6,316,000円								
		都支出金	6,316,000円								
	計	704,401,155									
的	結核健康診断費	報償費	109,600	結核対策委員会委員謝礼 @27,400円 × 4回 = 109,600円							
		需用費	131,580	結核検診問診票 @6円 × 21,930人 = 131,580円							
		委託料	519,750	精密検査（直接撮影・喀痰・断層撮影） @7,875円 × 66人 = 519,750円							
		計	760,930								
経 費	児童検診費	委託料	27,395,913	心臓検診 11,876,792円 アンケート調査 @6円 × 21,930人 = 131,580円 一次検診（心音・心電図） @2,636円 × 3,567人 = 9,402,612円 二次検診（精密検査） @11,713円 × 200人 = 2,342,600円 腎臓検診 8,991,957円 一次検診 @356円 × 21,930人 = 7,807,080円 二次検診 @357円 × 811人 = 289,527円 三次検診 @7,050円 × 127人 = 895,350円 脊柱側彎検診 4,263,164円 一次検診 @1,022円 × 3,746人 = 3,828,412円 二次検診 @6,793円 × 64人 = 434,752円 検診器具滅菌委託 2,264,000円							

経費の種類		小学校費		測定単位	児童数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	要保護準要保護児童就学援助費	扶助費	187,518,648	円 説明(1)参照 { 特定財源(国庫支出金) 90,760円 }	
	特別支援学級就学奨励費	扶助費	6,221,463	説明(2)参照 { 特定財源(国庫支出金) 3,110,731円 }	
	日本スポーツ振興センター共済掛金	負担金補助及び交付金	18,454,095	一般児童分 @935円 × 21,930人 × $\frac{9}{10}$ = 18,454,095円 { 特定財源(諸収入) 9,079,020円 }	
	合計		944,752,204		
特定財源	国庫支出金		9,517,491	要保護準要保護児童就学援助費 90,760円 特別支援学級就学奨励費 3,110,731円 GIGAスクール運営支援センター整備事業 6,316,000円	
	都支出金		6,316,000	GIGAスクール運営支援センター整備事業 6,316,000円	
	諸収入		9,079,020	日本スポーツ振興センター共済掛金(保護者負担分) @460円 × 21,930人 × $\frac{9}{10}$ = 9,079,020円	
	合計		24,912,511		
差引一般財源			919,839,693円		
数値			21,930人		
単位費用			41,944円		

説明(1) 要保護準要保護児童就学援助費積算

項 目	歳 入		歳 出		差引一般財源 (b-a)
	国庫補助金 a	積 算 基 礎	所 要 額 b	積 算 基 礎	
	円	円 人	円	円 人	円
学用品費	_____	_____	32,431,230	@15,690 × 2,067	32,431,230
新入学学用品費等	_____	_____	18,650,700	@54,060 × 345	18,650,700
通学用品費	_____	_____	5,496,370	@3,190 × 1,723	5,496,370
通学費	_____	_____	243,120	@40,520 × 6	243,120
修学旅行費	90,760	@22,690 × $\frac{1}{2}$ × 8	9,742,920	@26,620 × 366	9,652,160
校宿 泊 外 を 活 伴 わ 動 な 費 い	_____	_____	3,968,640	@1,920 × 2,067	7,110,180
			2,011,350	@5,830 × 345	
			971,490	@1,410 × 689	
			158,700	@460 × 345	
校宿 外 泊 活 を 動 伴 費 う	_____	_____	2,294,000	@7,400 × 310	4,888,700
			2,594,700	@8,370 × 310	
部活動費	_____	_____	263,280	@240 × 1,097	263,280
卒業記念アルバム	_____	_____	4,026,000	@11,000 × 366	4,026,000
小 計	90,760		82,852,500		82,761,740
給 食 費	_____	_____	103,203,243	(低学年) @46,046 × 689 (中学年) @49,918 × 689 (高学年) @53,823 × 689	103,203,243
保 健 医 療 費	0	(要)@12,000 × $\frac{1}{2}$ × 0	0	(要)@25,927 × 0 (準)@43,669 × 0	0
日本スポーツ振興 センター共済掛金	_____	_____	1,462,905	(要)@45 × 126 (準)@705 × 2,067	1,462,905
小 計	0		104,666,148		104,666,148
合 計	90,760		187,518,648		187,427,888

説明(2) 特別支援学級就学奨励費積算

項目	歳入		歳出		差引一般財源 (b-a)
	国庫補助金 a	積算基礎	所要額 b	積算基礎	
	円	円	円	円 人	円
学校給食費	1,378,049	$@2,756,098 \times \frac{1}{2}$	2,756,098	(低学年) $@46,522 \times \frac{1}{2} \times 36$ (中学年) $@50,636 \times \frac{1}{2} \times 37$ (高学年) $@54,552 \times \frac{1}{2} \times 36$	1,378,049
通学費	1,104,670	$@2,209,340 \times \frac{1}{2}$	2,209,340	$@51,380 \times 33$ $@51,380 \times \frac{1}{2} \times 20$	1,104,670
交流学习交通費	2,625	$@5,250 \times \frac{1}{2}$	5,250	$@1,050 \times 4$ $@1,050 \times \frac{1}{2} \times 2$	2,625
修学旅行費	10,790	$@21,580 \times \frac{1}{2}$	21,580	$@21,580 \times \frac{1}{2} \times 2$	10,790
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	28,800	$@57,600 \times \frac{1}{2}$	57,600	$@1,600 \times \frac{1}{2} \times 72$	28,800
校外活動費(宿泊を伴うもの)	10,147	$@20,295 \times \frac{1}{2}$	20,295	$@3,690 \times \frac{1}{2} \times 11$	10,148
学用品費	320,100	$@640,200 \times \frac{1}{2}$	640,200	$@11,640 \times \frac{1}{2} \times 110$	320,100
新入学用品費	255,550	$@511,100 \times \frac{1}{2}$	511,100	$@51,110 \times \frac{1}{2} \times 20$	255,550
合計	3,110,731		6,221,463		3,110,732

経費の種類		小学校費		測定単位	学級数	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的	学校運営費	報酬	37,719,019	会計年度任用職員 (事務補助等) 37,719,019円		
		需用費	224,479,300	消耗品費 217,572,600円 印刷製本費 1,132,400円 修繕料 5,774,300円		
		役務費	12,424,800	洗濯代等 12,424,800円		
		委託料	3,345,100	ピアノ調律等 3,345,100円		
		使用料及び 賃借料	191,026,200	普通教室冷房設備 131,763,600円 電源キャビネット @43,300円 × 612学級 = 26,499,600円 大型提示装置 @46,300円 × 489学級 = 22,640,700円 実物投影機 @20,700円 × 489学級 = 10,122,300円		
		備品購入費	119,712,400	一般備品 119,712,400円		
		計	588,706,819			
		特別支援学級等 運営費	需用費 備品購入費	6,333,160 1,508,500	特別支援教室消耗品費等 6,333,160円 特別支援学級の新增設 1,115,600円 日本語学級運営 392,900円	
		計	7,841,660			
		経 費	外国人 英語指導員報酬	報酬	76,947,780	会計年度任用職員 (外国人英語指導員報酬) @5,803円 × 40時間 × 6学級 × 34校 = 47,352,480円 (5、6年) @5,803円 × 25時間 × 6学級 × 34校 = 29,595,300円 (3、4年)
	「総合的な 学習の時間」 推進経費	報償費	4,128,900	講師等謝礼 @6,193,300 × 4/6学年 = 4,128,900円		
合計			677,625,159			
特定 財源						
合計			0			
差引一般財源				677,625,159円		
数値				612学級		
単位費用				1,107,231円		

経費の種類	小学校費	測定単位	学校数
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的 経 費	学校運営費	円	
	共済費	4,127,100	雇用保険料等 4,127,100円
	報償費	2,029,400	教職員研修等 2,029,400円
	交際費	2,448,000	渉外費等 2,448,000円
	需用費	410,771,400	電気料 32,746,900円
			ガス料 51,561,700円
			水道料 166,148,600円
			消耗品費 147,477,700円
			会議費 5,148,300円
			印刷製本費 7,248,100円
			防犯器具購入費 440,100円
	役務費	42,633,000	通信運搬費 10,356,200円
			インターネット接続経費 9,303,000円
			その他 22,973,800円
	委託料	1,244,221,400	消防安全等設備保守点検 14,691,200円
			学童擁護委託（34校） 83,313,600円
			給食調理委託（29校） 717,764,500円
			警備委託（33校） 42,616,200円
			用務委託（14校） 190,016,400円
			その他 33,951,700円
		非常通報装置保守委託 1,167,500円	
		防犯カメラ保守委託（通学路） 2,845,800円	
		校務システム等整備費（運用経費） 129,240,000円	
		調理従事者ノロウイルス検査委託 131,000円	
		I C T支援委託（34校/4校） 28,483,500円	
使用料及び 賃借料	481,150,650	教員用コンピュータ整備費（714台分） 52,407,600円	
		自動車借上等 53,947,600円	
		インターホン整備費 7,336,700円	
		屋内運動場空調設備整備費（34校分 保守経費含む） 109,038,000円	
		特別教室等空調設備整備費（34校分 保守経費含む） 239,360,000円	
		大型提示装置（特別教室） @46,300円 × 204台 = 9,445,200円	
		実物投影機（特別教室） @20,700円 × 204台 = 4,222,800円	
		学校図書館システム経費（保守経費含む） 5,392,750円	
工事請負費	213,081,100	維持補修費 213,081,100円	
備品購入費	181,024,800	備品等 181,024,800円	

経費の種類	小学校費	測定単位	学校数	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	(学校運営費)	負担金補助 及び交付金	円 4,250,100	4,250,100円
		計	2,585,736,950	
	学校職員費	報酬	291,757,290	会計年度任用職員 調理補助 @11,268円 × 29.8日 × 5校 = 1,678,930円 心身障害児介助員 @11,254円 × 延9,360人 = 105,337,440円 スクールカウンセラー @7,237円 × 280時間 × 17校 = 34,448,120円 少人数指導 @3,794円 × 1,155時間 × 25校 = 109,551,750円 学校司書 @1,687円 × 1,050時間 × 23校 = 40,741,050円
		給与費	669,684,675	@7,697,525円 × 87人 = 669,684,675円
		職員手当等	7,887,480	時間外勤務手当 7,735,680円 一般事務・調理・用務 @2,880円 × 77時間 × 34校 = 7,539,840円 警備員 @2,880円 × 2時間 × 34校 = 195,840円
		旅費	1,277,006	休日給手当 警備 151,800円 普通旅費(近接地内) 1,277,006円 一般事務・用務 @529円 × 59回 × 34校 = 1,061,174円 調理・警備 @529円 × 12回 × 34校 = 215,832円
		計	970,606,451	
	学校医報酬	報酬	80,898,000	特別職非常勤職員(学校医) @196,800円 × 12月 × 34校 = 80,294,400円 内科医(月額) 43,200円 眼科医(月額) 43,200円 歯科医(月額) 43,200円 耳鼻咽喉科医(月額) 43,200円 薬剤師(月額) 24,000円 精神科医報酬 @50,300円 × 1人 × 12月 = 603,600円
	就学時 健康診断費	報酬	454,640	会計年度任用職員(事務補助) @11,366円 × 4人 × 10日 = 454,640円
		報償費	3,827,040	医師謝礼 @28,140円 × 136人 = 3,827,040円
	需用費	149,100	印刷製本費 149,100円	
	役務費	320,900	通信運搬費 320,900円	
	計	4,751,680		

経費の種類	小学校費	測定単位	学校数
事業区分	節名	経費	内容説明
基準的経費	夏休み期間 プール指導員	報償費 4,033,800 円	プール指導員謝礼 @4,980円 × 延27人 × 30校 = 4,033,800円
	特別支援 教育経費	報酬	50,278,690 会計年度任用職員(巡回指導) @3,841円 × 385時間 × 34校 = 50,278,690円
		報償費	2,720,000 巡回相談員謝礼 @20,000円 × 4回 × 34校 = 2,720,000円
		計	52,998,690
	学校評価 事業費	需用費	395,760 消耗品費 @11,640円 × 34校 = 395,760円
		役務費	227,800 通信運搬費 @6,700円 × 34校 = 227,800円
		計	623,560
	医療的ケア 支援経費	委託料	10,179,300 医療的ケア児支援委託 @3,393,100円 × 3校 = 10,179,300円 { 特定財源(国庫支出金) 3,393,000円 }
	学校法律相談 事業費	委託料	383,800 スクールロイヤー委託 @19,190円 × 20回 = 383,800円
	教員用デジタル 教科書経費	需用費	15,164,000 消耗品費 15,164,000円
合計		3,725,376,231	
特定財源	国庫支出金	3,393,000	教育支援体制整備事業補助金(医療的ケア看護職員配置事業) $10,179,300円 \times \frac{1}{3} = 3,393,000円$
	合計		3,393,000
	差引一般財源		3,721,983,231円
数値		34校	
単位費用		109,470,095円	

経費の種類	中学校費	測定単位	生徒数																						
事業区分	節名	経費	内容説明																						
基 準	学校運営費	円 122,400,500	電気料 4,219,500円 ガス料 33,682,800円 水道料 3,227,800円 消耗品費 67,782,500円 印刷製本費 13,487,900円																						
	需用費	73,491,100	学校給食牛乳紙パックリサイクル回収事業費 2,823,100円 教育用コンピュータ運用保守経費 70,668,000円																						
	委託料	96,984,000	教育用コンピュータ整備費（10,800人分、5年リース） $@44,900円 \times 10,800人 \times \frac{1}{5} = 96,984,000円$																						
	使用料及び 賃借料	45,000	45,000円																						
	備品購入費 負担金補助及 び交付金	2,117,412	授業目的公衆送信補償金 2,117,412円 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>特定財源</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>国庫支出金</td> <td>3,040,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都支出金</td> <td>3,040,000円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	{	特定財源			国庫支出金	3,040,000円		都支出金	3,040,000円	}												
{	特定財源																								
	国庫支出金	3,040,000円																							
	都支出金	3,040,000円																							
}																									
	計	295,038,012																							
的	結核健康診断費	需用費 64,800	結核検診問診票 @6円 × 10,800人 = 64,800円																						
		委託料 173,250	精密検査（直接撮影・喀痰・断層撮影） @7,875円 × 22人 = 173,250円																						
		計 238,050																							
経 費	生徒検診費	委託料 22,219,575	心臓検診 11,353,205円 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>アンケート調査 @6円 × 10,800人 = 64,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一次検診（心音・心電図） @2,636円 × 3,567人 = 9,402,612円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二次検診 @11,713円 × 161人 = 1,885,793円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>腎臓検診 4,431,750円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>一次検診 @356円 × 10,800人 = 3,844,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二次検診 @357円 × 400人 = 142,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>三次検診 @7,050円 × 63人 = 444,150円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>脊柱側彎検診 5,354,620円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>一次検診 @1,022円 × 3,910人 = 3,996,020円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>二次検診 @6,793円 × 200人 = 1,358,600円</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>検診器具滅菌委託 1,080,000円</td> </tr> </table>	{	アンケート調査 @6円 × 10,800人 = 64,800円		一次検診（心音・心電図） @2,636円 × 3,567人 = 9,402,612円		二次検診 @11,713円 × 161人 = 1,885,793円	}	腎臓検診 4,431,750円	{	一次検診 @356円 × 10,800人 = 3,844,800円		二次検診 @357円 × 400人 = 142,800円		三次検診 @7,050円 × 63人 = 444,150円	}	脊柱側彎検診 5,354,620円	{	一次検診 @1,022円 × 3,910人 = 3,996,020円		二次検診 @6,793円 × 200人 = 1,358,600円	}	検診器具滅菌委託 1,080,000円
	{	アンケート調査 @6円 × 10,800人 = 64,800円																							
		一次検診（心音・心電図） @2,636円 × 3,567人 = 9,402,612円																							
		二次検診 @11,713円 × 161人 = 1,885,793円																							
	}	腎臓検診 4,431,750円																							
	{	一次検診 @356円 × 10,800人 = 3,844,800円																							
		二次検診 @357円 × 400人 = 142,800円																							
		三次検診 @7,050円 × 63人 = 444,150円																							
	}	脊柱側彎検診 5,354,620円																							
	{	一次検診 @1,022円 × 3,910人 = 3,996,020円																							
	二次検診 @6,793円 × 200人 = 1,358,600円																								
}	検診器具滅菌委託 1,080,000円																								

経費の種類	中学校費		測定単位	生徒数
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費	要保護準要保護 生徒就学援助費	扶 助 費 159,149,726	円	説明(3) 参照 { 特定財源 (国庫支出金) 335,005円 }
	特別支援学級 就学奨励費	扶 助 費 6,312,614		説明(4) 参照 { 特定財源 (国庫支出金) 3,156,306円 }
	日本スポーツ 振興センター 共済掛金	負担金補助 及び交付金 9,088,200		一般生徒分 @935円 × 10,800人 × $\frac{9}{10}$ = 9,088,200円 { 特定財源 (諸収入) 4,471,200円 }
	部活動大会参加 費等助成経費	負担金補助 及び交付金 5,784,000		部活動助成 5,784,000円
	合 計		497,830,177	
特 定 財 源	国 庫 支 出 金	6,531,311		{ 要保護準要保護生徒就学援助費 335,005円 特別支援学級就学奨励費 3,156,306円 GIGAスクール運営支援センター整備事業 3,040,000円
	都 支 出 金	3,040,000		GIGAスクール運営支援センター整備事業 3,040,000円
	諸 収 入	4,471,200		日本スポーツ振興センター共済掛金 (保護者負担分) @460円 × 10,800人 × $\frac{9}{10}$ = 4,471,200円
	合 計	14,042,511		
差 引 一 般 財 源		483,787,666円		
数 値		10,800人		
単 位 費 用		44,795円		

説明(3) 要保護準要保護生徒就学援助費積算

項 目	歳 入		歳 出		差引一般財源 (b-a)	
	国庫補助金 a	積 算 基 礎	所 要 額 b	積 算 基 礎		
	円	円 人	円	円 人	円	
学 用 品 費	—	—	30,663,150	@30,450 × 1,001 (夜)@30,450 × 6	30,663,150	
体 育 実 技 用 具 費	—	—	290,820	@7,860 × 37	290,820	
新 入 学 学 用 品 費 等	—	—	21,042,000	@63,000 × 334	21,042,000	
通 学 用 品 費	—	—	2,657,160	@3,960 × 667 (夜)@3,960 × 4	2,657,160	
通 学 費	—	—	982,200	@81,850 × 6 (夜)@81,850 × 6	982,200	
修 学 旅 行 費	335,005	@60,910 × $\frac{1}{2}$ × 11	26,614,240	@73,520 × 360 (夜)@73,520 × 2	26,279,235	
校 宿 外 泊 を 活 伴 わ 動 な 費 い	—	—	遠 足	3,111,630	@3,090 × 1,001 (夜)@3,090 × 6	6,572,430
			移 動 教 室	2,436,000	@7,250 × 334 (夜)@7,250 × 2	
			校 外 授 業	836,640	@2,490 × 334 (夜)@2,490 × 2	
			音 楽 鑑 賞 教 室	188,160	@560 × 334 (夜)@560 × 2	
校 宿 外 泊 活 を 動 伴 費 う	—	—	夏 期 施 設 (林 間)	2,407,860	@10,290 × 234	4,183,860
			夏 期 施 設 (臨 海)	1,776,000	@11,840 × 150	
部 活 動 費	—	—	1,335,780	@1,230 × 1,080 (夜)@1,230 × 6	1,335,780	
卒 業 記 念 ア ル バ ム	—	—	3,185,600	@8,800 × 360 (夜)@8,800 × 2	3,185,600	
小 計	335,005	—	97,527,240	—	97,192,235	
給 食 費	—	—	60,913,226	@60,478 × 1,001 (夜)@62,458 × 6	60,913,226	
保 健 医 療 費	—	—	0	(要)@25,927 × 0 (準)@43,669 × 0	0	
日 本 ス ポ ー ツ 振 興 セ ン タ ー 共 済 掛 金	—	—	709,260	(要)@45 × 79 (準)@705 × 1,001	709,260	
小 計	0	—	61,622,486	—	61,622,486	
合 計	335,005	—	159,149,726	—	158,814,721	

説明(4) 特別支援学級就学奨励費積算

項目	歳入		歳出		差引一般財源 (b-a)
	国庫補助金 a	積算基礎	所要額 b	積算基礎	
	円	円	円	円	円
学校給食費	1,021,817	@2,043,634 × $\frac{1}{2}$	2,043,634	@61,004 × $\frac{1}{2}$ × 67	1,021,817
通学費	1,142,875	@2,285,750 × $\frac{1}{2}$	2,285,750	@91,430 × 21 @91,430 × $\frac{1}{2}$ × 8	1,142,875
職場実習交通費	3,010	@6,020 × $\frac{1}{2}$	6,020	@1,720 × 3 @1,720 × $\frac{1}{2}$ × 1	3,010
交流学习交通費	5,887	@11,775 × $\frac{1}{2}$	11,775	@1,570 × 7 @1,570 × $\frac{1}{2}$ × 1	5,888
修学旅行費	187,590	@375,180 × $\frac{1}{2}$	375,180	@57,720 × $\frac{1}{2}$ × 13	187,590
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	27,142	@54,285 × $\frac{1}{2}$	54,285	@2,310 × $\frac{1}{2}$ × 47	27,143
校外活動費(宿泊を伴うもの)	15,525	@31,050 × $\frac{1}{2}$	31,050	@6,210 × $\frac{1}{2}$ × 10	15,525
学用品費	386,580	@773,160 × $\frac{1}{2}$	773,160	@22,740 × $\frac{1}{2}$ × 68	386,580
新入学用品費	365,880	@731,760 × $\frac{1}{2}$	731,760	@60,980 × $\frac{1}{2}$ × 24	365,880
合計	3,156,306		6,312,614		3,156,308

経費の種類	中学校費	測定単位	学級数	
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的	学校運営費	報酬 需用費	事務補助等 30,333,071円 水道料 55,967,200円 消耗品費 125,561,000円 印刷製本費 327,900円 修繕料 3,971,600円	
		役員費 委託料 使用料及び 賃借料	洗濯代等 5,434,400円 ピアノ調律等 3,311,200円 普通教室冷房設備 58,131,000円 電源キャビネット @43,300円 × 270学級 = 11,691,000円 大型提示装置 @46,300円 × 216学級 = 10,000,800円	
		備品購入費	一般備品 81,381,700円	
		計	386,110,871円	
	経 費	特別支援学級等 運営費	需用費 備品購入費	特別支援教室消耗品費等 4,273,120円 特別支援学級の新增設 641,100円 日本語学級運営 392,900円 夜間学級運営 595,000円
			計	5,902,120円
		外国人 英語指導員報酬	報酬	会計年度任用職員 (外国人英語指導員報酬) 年間 161,649円 × 15学級 × 18校 = 43,645,230円
		「総合的な 学習の時間」 推進経費	報償費	講師等謝礼 3,923,600円
	合 計		439,581,821	
	特 定 財 源			
合 計		0		
差引一般財源			439,581,821円	
数 値			270学級	
単 位 費 用			1,628,081円	

経費の種類	中学校費	測定単位	学校数
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的 経 費	学校運営費	報酬	円 会計年度任用職員（事務専門員） @3,517,314円 × 9人 = 31,655,826円
		共済費	雇用保険料等 2,185,100円
		報償費	部活動講師謝礼等 19,851,100円
		交際費	渉外費等 1,512,000円
		需用費	309,318,400円 <ul style="list-style-type: none"> 電気料 38,558,200円 ガス料 37,285,900円 水道料 136,283,300円 消耗品費 90,132,300円 会議費 2,643,500円 印刷製本費 4,182,100円 防犯器具購入費 233,100円
		役務費	23,125,400円 <ul style="list-style-type: none"> 通信運搬費 5,169,600円 インターネット接続経費 4,897,000円 その他 13,058,800円
		委託料	652,967,100円 <ul style="list-style-type: none"> 消防安全等設備保守点検 7,519,100円 給食調理委託（17校） 420,758,500円 警備委託（17校） 21,953,800円 用務委託（7校） 95,008,200円 その他 23,371,600円 非常通報装置保守委託 723,900円 校務システム等整備費（運用経費） 68,527,000円 調理従事者ノロウイルス検査委託 25,500円 I C T支援委託（18校/4校） 15,079,500円
		使用料及び 賃借料	291,412,590円 <ul style="list-style-type: none"> 教員用コンピュータ整備費（378台分） 27,745,200円 自動車借上等 29,484,000円 インターホン整備費 3,884,000円 屋内運動場空調設備整備費（18校分 保守経費含む） 54,090,000円 特別教室等空調設備整備費（18校分 保守経費含む） 168,354,000円 大型提示装置（特別教室） @46,300円 × 108台 = 5,000,400円 学校図書館システム経費（保守経費含む） 2,854,990円
		工事請負費	125,224,800円 維持補修費
		備品購入費	152,183,300円 備品等
		負担金補助 及び交付金	3,196,500円
		計	1,612,632,116円

経費の種類	中学校費	測定単位	学校数
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的 費	学校職員報酬	119,498,100	円 会計年度任用職員 調理補助 @11,268円 × 27.5日 × 1校 = 309,870円 心身障害児介助員 @11,254円 × 延2,880人 = 32,411,520円 少人数指導 @3,794円 × 1,155時間 × 13校 = 56,966,910円 学校司書 @1,687円 × 1,050時間 × 12校 = 21,256,200円 部活動指導員 @1,600円 × 297時間 × 18校 = 8,553,600円
	給与費 職員手当等	254,018,325 2,756,540	@7,697,525円 × 33人 = 254,018,325円 時間外勤務手当 2,643,840円 一般事務・調理・用務 @2,880円 × 47時間 × 18校 = 2,436,480円 警備員 @2,880円 × 4時間 × 18校 = 207,360円 休日給手当 警備 112,700円
	旅費	514,188	普通旅費 (近接地内) 514,188円 一般事務・用務 @529円 × 48回 × 18校 = 457,056円 調理・警備 @529円 × 6回 × 18校 = 57,132円
	計	376,787,153	{ 特定財源 (都支出金) 5,702,000円 }
	学校医報酬	43,112,400	特別職非常勤職員 (学校医) @196,800円 × 12月 × 18校 = 42,508,800円 内科医 (月額) 43,200円 眼科医 (月額) 43,200円 歯科医 (月額) 43,200円 耳鼻咽喉科医 (月額) 43,200円 薬剤師 (月額) 24,000円 精神科医報酬 @50,300円 × 1人 × 12月 = 603,600円
	夏休み期間 プール指導員	報償費 315,520	プール指導員謝礼 @4,930円 × 延8人 × 8校 = 315,520円
	特別支援 教育経費	報償費 26,618,130 1,440,000	会計年度任用職員 (巡回指導) @3,841円 × 385時間 × 18校 = 26,618,130円 巡回相談員謝礼 @20,000円 × 4回 × 18校 = 1,440,000円
	計	28,058,130	

経費の種類	中学校費		測定単位	学校数
事業区分	節名	経費	内容説明	
基 準 的 経 費		円		
	学校評価 事業費	需用費 209,520 業務費 120,600	消耗品費 @11,640円 × 18校 = 通信運搬費 @6,700円 × 18校 =	209,520円 120,600円
		計 330,120		
	学校法律相談 事業費	委託料 172,710	スクールロイヤー委託 @19,190円 × 9回 =	172,710円
	教員用デジタル 教科書経費	需用費 7,164,000	消耗品費	7,164,000円
合 計		2,068,572,149		
特 定 財 源	都 支 出 金	5,702,000	部活動指導員配置経費補助 $8,553,600円 \times \frac{2}{3} = 5,702,000円$	
	合 計	5,702,000		
差引一般財源		2,062,870,149円		
数 値		18校		
単 位 費 用		114,603,897円		

経費の種類		その他の教育費		測定単位	児童生徒数			
事業区分	節名	経費	内容説明					
基	教育委員会 運営費	報酬	11,582,400	特別職非常勤職員（委員） @241,300円 × 4人 × 12月 = 11,582,400円				
		旅費	1,107,900	費用弁償 1,107,900円				
		交際費	396,800	委員交際費 396,800円				
		需用費	479,600	{ 消耗品費 182,400円 会議費 105,700円 印刷製本費 191,500円				
		負担金補助 及び交付金	84,000	委員会関係分担金 84,000円				
		計	13,650,700					
		準	事務局運営費	報酬	2,807,402	会計年度任用職員（事務補助） @11,366円 × 247人 = 2,807,402円		
				給与費	595,711,460	@7,697,525円 × 77.39人 = 595,711,460円		
				職員手当等	4,343,040	時間外勤務手当 @2,880円 × 1,508時間 = 4,343,040円		
				報償費	136,400	学識経験者 @27,280円 × 5人 = 136,400円		
旅費	1,725,193			{ 近接地内 @529円 × 1,817回 = 961,193円 近接地外 @38,200円 × 20人 = 764,000円				
需用費	2,286,275			{ 消耗品費 931,575円 会議費 174,400円 印刷製本費 963,000円 修繕料 217,300円				
役務費	340,600			通信運搬費 340,600円				
使用料及び 賃借料	119,200			自動車、会場、器材使用料 119,200円				
備品購入費	399,000			{ 図書費 219,500円 事務用備品 179,500円				
負担金補助 及び交付金	78,000			事務局関係分担金 78,000円				
計	607,946,570							
費	教科書無償 給与事務費	報酬	125,026	会計年度任用職員（事務補助） @11,366円 × 11人 = 125,026円				
		職員手当等	190,080	時間外勤務手当 @2,880円 × 66時間 = 190,080円				
		旅費	4,761	近接地内 @529円 × 9回 = 4,761円				
		需用費	50,500	印刷製本費 50,500円				
		役務費	39,700	通信費 39,700円				
計	410,067							

経費の種類	その他の教育費		測定単位	児童生徒数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	教育相談事業費	報酬	91,688,124	円 会計年度任用職員（いじめ・教育相談員） $@277,916円 \times 12人 \times 12月 = 40,019,904円$ 会計年度任用職員（適応指導教室指導員） $@262,299円 \times 7人 \times 12月 = 22,033,116円$ 会計年度任用職員（スクールソーシャルワーカー） $@308,699円 \times 8人 \times 12月 = 29,635,104円$	
		報償費	945,360	いじめ・教育相談員関係謝礼 $@6,060円 \times 13人 \times 12月 = 945,360円$	
		需用費	4,625,200	消耗品費 89,300円 印刷製本費 313,700円 適応指導教室関係需用費 4,222,200円 電気料 379,900円 ガス料 199,600円 水道料 150,900円 教材費 2,343,300円 消耗品費 344,500円 印刷製本費 804,000円	
		委託料	7,646,790	教育心理検査 7,646,790円	
		備品購入費	478,000	図書費 36,900円 教育相談備品 51,400円 適応指導教室備品 389,700円	
		計	105,383,474	特定財源（都支出金） $29,635,104 \times \frac{1}{2} = 14,817,000円$	
		就学支援委員会活動費	報酬	9,266,956	特別職非常勤職員 委員 $@10,940円 \times 延33人 = 361,020円$ 相談員 $@189,488円 \times 延47人 = 8,905,936円$
			報償費	613,200	医師等 $@21,900円 \times 延28人 = 613,200円$
			需用費	288,000	消耗品費 288,000円
			計	10,168,156	
費	奨学資金貸付事業費	報酬	96,960	特別職非常勤職員（奨学資金運営委員） $@6,060円 \times 4人 \times 4回 = 96,960円$	
		需用費	73,100	消耗品費 73,100円	

経費の種類	その他の教育費		測定単位	児童生徒数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	〔奨学資金貸付事業費〕	役員費	19,800	通信運搬費	19,800円
		貸付金	3,299,000	奨学資金貸付金	3,299,000円
				{ 特定財源（諸収入）	1,237,000円 }
		計	3,488,860		
	校外施設管理費	報酬	1,843,355	会計年度任用職員（賄、清掃）	1,843,355円
		給与費	4,618,515	@7,697,525円 × 0.6人 × 1所 =	4,618,515円
		報償費	1,347,710	管理人謝礼	1,347,710円
		旅費	99,030	連絡旅費	99,030円
		需用費	6,890,960	燃料費	1,284,110円
				電気料	2,465,170円
				ガス料	372,450円
				水道料	968,000円
消耗品費				973,460円	
印刷製本費				66,210円	
修繕料				761,560円	
役員費	866,980	{ 通信運搬費	402,290円		
		{ 洗濯代等	464,690円		
委託料	64,053,540	機械設備保守委託	1,581,840円		
		清掃委託	5,843,600円		
		警備委託	1,034,400円		
		管理運営委託（1所）	14,771,300円		
		{ 指定管理委託（1所）	40,822,400円		
使用料及び賃借料	1,764,850	自動車借上料	1,764,850円		
工事請負費	3,072,110	維持補修費	1,143,920円		
		設備整備費	1,928,190円		
備品購入費	592,690		592,690円		
計	85,149,740				
科学教育センター運営費	報償費	823,840	{ 指導講師謝礼 @12,100円 × 8人 × 2所 =	193,600円	
			{ 研究指導員謝礼 @6,060円 × 52人 × 2回 =	630,240円	
	需用費	503,800	{ 消耗品費 @121,400円 × 2所 =	242,800円	
			{ 印刷製本費 @130,500円 × 2所 =	261,000円	
	備品購入費	219,200	{ 図書費 @49,000円 × 2所 =	98,000円	
{ 教材備品 @60,600円 × 2所 =			121,200円		
計	1,546,840				

経費の種類	その他の教育費		測定単位	児童生徒数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	音楽鑑賞教室	円			
	役員費	70,600	ピアノ調律等	@35,300円 × 2回 = 70,600円	
	需用費	133,000	プログラム印刷等	@19円 × 3,500部 × 2回 = 133,000円	
	委託料	2,955,800	出演料	@1,477,900円 × 2回 = 2,955,800円	
	使用料及び貸借料	287,000	会場使用料	@143,500円 × 2回 = 287,000円	
	計	3,446,400			
準	教育研究所	給与費	30,020,348	@7,697,525円 × 3.9人 = 30,020,348円	
	管理運営費	職員手当等	247,680	時間外勤務手当 @2,880円 × 86時間 = 247,680円	
		旅費	94,803	{ 近接地内 @529円 × 107回 = 56,603円 近接地外 @38,200円 × 1人 = 38,200円	
		需用費	3,455,000	{ 燃料費 484,800円 電気料 690,500円 ガス料 1,004,900円 水道料 607,200円 消耗品費 287,400円 印刷製本費 380,200円	
		役員費	510,200	{ 通信運搬費 431,800円 保険料 78,400円	
		委託料	6,932,400	{ 清掃委託 4,314,500円 機械設備保守委託 149,700円 その他 2,468,200円	
		工事請負費	1,716,000	維持補修費 1,716,000円	
		備品購入費	416,100	研究用備品 416,100円	
		計	43,392,531		
	費	教育研究奨励費	旅費	1,298,800	近接地外 @38,200円 × 34人 = 1,298,800円
			負担金補助及び交付金	1,450,800	調査研究活動奨励補助 @27,900円 × 52校 = 1,450,800円
			計	2,749,600	
	的	教職員研修費	報償費	2,978,500	{ 校長・教頭研修講師謝礼 @25,900円 × 5回 = 129,500円 教員研修講師謝礼 @25,900円 × 109回 = 2,823,100円 学校職員研修講師謝礼 @25,900円 × 1回 = 25,900円
		旅費	163,255	研修受講旅費 @515円 × 延317人 = 163,255円	
		計	3,141,755		
		計	3,141,755		

経費の種類	その他の教育費		測定単位	児童生徒数	
事業区分	節名	経費	内容説明		
	〔教職員研修費〕	需用費	299,800	消耗品費	299,800円
		計	3,441,555		
基	教育指導費	報償費	860,700	指導研究員謝礼	860,700円
		旅費	540,700	日額旅費 @529円 × 4人 × 75日 = 158,700円	
				近接地外 @38,200円 × 4人 = 152,800円	
				近接地外(修学旅行・移動教室) @38,200円 × 6人 = 229,200円	
		需用費	988,400	消耗品費 281,100円	
				印刷製本費(研究誌・手引き) 707,300円	
準		役務費	47,600	通信運搬費	47,600円
		備品購入費	186,100	図書費 69,700円	
				指導用備品 116,400円	
		計	2,623,500		
的	教職員健康管理費	報酬	1,416,000	特別職非常勤職員(産業医 3人分)	@118,000円 × 12月 = 1,416,000円
		委託料	35,947,490	検診委託料 @17,272円 × 1,945人 = 33,594,040円	
				ストレスチェック調査 @1,210円 × 1,945人 = 2,353,450円	
	計	37,363,490			
経	幼稚園教職員人事事務	職員手当等	169,920	時間外勤務手当 @2,880円 × 59時間 = 169,920円	
		需用費	21,000		21,000円
		旅費	1,587	近接地内 @529円 × 3回 = 1,587円	
		計	192,507		
費	特別区人事・厚生事務組合分担金	負担金補助及び交付金	1,992,000	組合教育委員会共同処理分担金	1,992,000円
		報酬	4,421,374	会計年度任用職員(事務補助) @11,366円 × 389人 = 4,421,374円	
		給与費	7,697,525	@7,697,525円 × 1人 = 7,697,525円	
		報償費	252,350	教科書選定委員会委員・調査員謝礼 @504,700円 × 1/2 = 252,350円	
		需用費	93,900	教科書調査用図書費 24,100円	
			教科書採択・教育課程届出用紙印刷費 69,800円		
	計	12,465,149			
	特別支援教育経費	報償費	800,000	専門チーム委員謝礼 @20,000円 × 4人 × 10回 = 800,000円	

経費の種類		その他の教育費		測定単位	児童生徒数	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費		円				
	日本語適応指導事業費	報償費 需用費	11,921,250 163,000	指導員謝礼	@2,750円 × 延4,335時間 =	11,921,250円 163,000円
		計	12,084,250			
	校庭芝生管理費	委託料	9,106,160	専門的維持管理作業経費	@2,276,540円 × 4校 =	9,106,160円
				{ 特定財源(都支出金) @2,276,540円 × $\frac{1}{2}$ × 2校 = 2,276,000円 }		
	いじめ問題対策委員会等経費	報酬 需用費 役務費	471,540 3,230 126,000	委員	@16,260円 × 延29人 =	471,540円 3,230円 126,000円
		計	600,770			
	地域学校協働活動推進事業費	報償費 需用費 役務費	15,745,000 2,419,000 1,586,000	統括・地域コーディネーター等謝礼		15,745,000円 2,419,000円 1,586,000円
		計	19,750,000	{ 特定財源(都支出金) 13,166,000円 }		
	合 計		977,752,319			
特 定 財 源	都 支 出 金		30,259,000	スクールソーシャルワーカー活用事業補助金		14,817,000円
				公立学校運動場芝生化維持管理経費補助金		2,276,000円
				地域学校協働活動推進事業費補助金		13,166,000円
	諸 収 入		1,237,000	奨学資金貸付金返還金		1,237,000円
合 計			31,496,000			
差引一般財源			946,256,319円			
数 値						32,730人
単 位 費 用						28,911円

経費の種類	その他の教育費	測定単位	幼稚園数
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的 経 費	区立幼稚園報酬	213,824,066	特別職非常勤職員（園医） @111,600円 × 12月 × 15箇所 = 20,088,000円 内科医 月額 24,500円 眼科医 月額 24,500円 歯科医 月額 24,500円 耳鼻咽喉科医 月額 24,500円 薬剤師 月額 13,600円 臨時的任用職員 @8,685円 × 100日 × 5人 = 4,342,500円 会計年度任用職員（心身障害幼児介助員） @11,254円 × 延16,829人 = 189,393,566円
	管理運営費	444,532,069	@7,697,525円 × 57.75人 = 444,532,069円
	給与費	16,566,768	教職調整額等 14,557,068円 教員 @281,296円 × 51.75人 = 14,557,068円 義務教育等教員特別手当 @2,900円 × 57.75人 × 12月 = 2,009,700円
	職員手当等	875,445	近接地内 @529円 × 15箇所 × 67日 = 531,645円 近接地外 @38,200円 × 9人 = 343,800円
	旅費	44,514,400	燃料費 485,000円 電気料 7,902,700円 ガス料 2,818,100円 水道料 7,735,700円 消耗品費（防犯器具購入費含む） 8,395,700円 教材費 10,554,900円 印刷製本費 1,158,000円 修繕料 5,464,300円
	需用費	8,746,200	通信運搬費 2,723,000円 洗濯代等 6,023,200円
	役務費	62,787,000	機械設備保守委託 4,867,000円 清掃委託 1,375,800円 教員健康管理委託 333,200円 用務委託 56,211,000円
	委託料	3,236,800	インターホン整備費 3,236,800円
	使用料及び借料	9,893,600	維持補修費 9,893,600円
	工事請負費	4,764,800	教材備品 4,764,800円
	備品購入費		

経費の種類		その他の教育費		測定単位	幼稚園数
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	〔区立幼稚園管理運営費〕	負担金補助金及び交付金	円 513,000	日本スポーツ振興センター共済掛金 @285円 × 120人 × 15箇所 = 513,000円	
		計	810,254,148		
合計			810,254,148		
特定財源	諸収入		288,000	日本スポーツ振興センター共済掛金(保護者負担分) @160円 × 120人 × 15箇所 = 288,000円	
合計			288,000		
差引一般財源				809,966,148円	
数値				15箇所	
単位費用				53,997,743円	

経費の種類		その他の教育費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準	社会教育総務費	報酬	440,000	特別職非常勤職員（社会教育委員） @11,000円 × 8人 × 5回 = 440,000円			
		給与費	215,530,700	@7,697,525円 × 28人 = 215,530,700円			
		職員手当等	5,382,720	時間外勤務手当 @2,880円 × 1,869時間 = 5,382,720円			
		旅費	801,102	普通旅費 754,802円 { 近接地内 @529円 × 1,138回 = 602,002円 近接地外 @38,200円 × 4回 = 152,800円 費用弁償 46,300円			
		需用費	2,375,000	消耗品費 1,274,000円 会議費 96,600円 印刷製本費 855,900円 修繕料 148,500円			
		役務費	145,800	通信運搬費 145,800円			
		備品購入費	175,300	事務用備品等 175,300円			
		負担金補助及び交付金	920,000	社会教育関係団体育成補助 920,000円			
		計	225,770,622				
	的 経 費	子育てのための施設等利用給付（私立幼稚園（未移行園））	職員手当等	1,370,880	時間外勤務手当 @2,880円 × 476時間 = 1,370,880円		
		旅費	30,153	近接地内 @529円 × 3回 × 19箇所 = 30,153円			
		需用費	127,000	印刷製本費 127,000円			
		使用料及び借賃負担金補助及び交付金	6,000	会場借上料 6,000円			
			586,576,800	@308,400円 × 1,902人 = 586,576,800円			
		計	588,110,833	{ 特定財源 439,932,000円 国庫支出金 586,576,800 × $\frac{1}{2}$ = 293,288,000円 都支出金 586,576,800 × $\frac{1}{4}$ = 146,644,000円 }			

経費の種類		その他の教育費		測定単位	人		口									
事業区分	節名	経費	内 容 説 明													
基 準 的 経 費	私立幼稚園 施設型給付費	扶助費	246,808,618	施設型給付費 @607,903円 × 406人 = 246,808,618円												
	〈参考〉1園当たり経費															
				対象者数	公 定 価 格		施設型給付費	国庫支出金	都 支 出 金	差引一般財源						
				定員	延人員	単価	加算額	金額	金額	全国統一費用分 1/2	全国統一費用分 1/4	地方単独費用分 1/2	差引一般財源			
				A	B	C	D	E	F	G	H	I				
					A×12			B×(C+D)		(E×0.744) ×1/2	(E×0.744) ×1/4	(E×0.256) ×1/2	F-G-H			
				人	人	円	円	円	円	円	円	円	円			
	基本分	4歳以上児	120	1,440	30,070		43,300,800									
			60	720	38,190		27,496,800									
		加算部分1	加算改善等加算Ⅰ	120	1,440	4,760		6,854,400								
				60	720	6,120		4,406,400								
			副園長・教頭配置加算		180	2,160	630	102	1,581,120							
			3歳児配置改善加算		60	720	8,120	1,360	6,825,600							
			チーム保育加配加算		180	2,160	5,400	680	13,132,800							
			通園送迎加算		180	2,160	500	85	1,263,600							
給食実施加算			180	2,160	100	34	289,440									
副食費徴収免除加算			26	312	1,645		513,240									
加算部分2	加算改善等加算Ⅱ	①(2人)	180	2,160	570		1,231,200									
		②(1人)	180	2,160	30		64,800									
	加算改善等加算Ⅲ	4歳児以上	120	1,440	1,030		1,483,200									
		3歳児	60	720	1,030		741,600									
	冷暖房費加算		180	2,160	110		237,600									
合 計			180				109,422,600	109,422,600	40,705,207	34,358,696	34,358,697					
1人当たり経費							607,903	607,903	226,140	190,882	190,881					
			<table border="0"> <tr> <td>特定財源</td> <td>169,310,000円</td> </tr> <tr> <td>国庫支出金 (全国統一費用分)</td> <td>@226,140円 × 406人 = 91,812,000円</td> </tr> <tr> <td>都支出金 (全国統一費用分)</td> <td>@190,882円 × 406人 = 77,498,000円</td> </tr> <tr> <td>地方単独費用分</td> <td></td> </tr> </table>						特定財源	169,310,000円	国庫支出金 (全国統一費用分)	@226,140円 × 406人 = 91,812,000円	都支出金 (全国統一費用分)	@190,882円 × 406人 = 77,498,000円	地方単独費用分	
特定財源	169,310,000円															
国庫支出金 (全国統一費用分)	@226,140円 × 406人 = 91,812,000円															
都支出金 (全国統一費用分)	@190,882円 × 406人 = 77,498,000円															
地方単独費用分																
青少年対策費	報酬	4,589,450	特別職非常勤職員（青少年委員）													
			<table border="0"> <tr> <td>青少年委員</td> <td>@8,700円 × 34人 × 12月 = 3,549,600円</td> </tr> <tr> <td>青少年問題協議会委員</td> <td>@9,110円 × 29人 × 2回 = 528,380円</td> </tr> <tr> <td>会計年度任用職員</td> <td>@11,366円 × 45人 = 511,470円</td> </tr> </table>						青少年委員	@8,700円 × 34人 × 12月 = 3,549,600円	青少年問題協議会委員	@9,110円 × 29人 × 2回 = 528,380円	会計年度任用職員	@11,366円 × 45人 = 511,470円		
青少年委員	@8,700円 × 34人 × 12月 = 3,549,600円															
青少年問題協議会委員	@9,110円 × 29人 × 2回 = 528,380円															
会計年度任用職員	@11,366円 × 45人 = 511,470円															
	職員手当等	308,160	時間外勤務手当 @2,880円 × 107時間 = 308,160円													

経費の種類	その他の教育費	測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	〔青少年対策費〕	報 償 費	351,000	青少年講座・講師等謝礼	351,000円
		旅 費	552,948	普通旅費	135,648円
				近接地内 @529円 × 112回 =	59,248円
				近接地外 @38,200円 × 2回 =	76,400円
				費用弁償	417,300円
				青少年委員 @9,300円 × 34人 =	316,200円
				その他	101,100円
		需 用 費	914,900	消耗品費	370,400円
				印刷製本費	544,500円
		役 務 費	238,300	通信運搬費	238,300円
委 託 料	218,700	原画作成等	218,700円		
使 用 料 及 び 借 貸 負 担 金 補 助 金 及 び 交 付 金	112,700	会場借上料	112,700円		
	3,600,000	地区活動推進費 @250,000円 × 14地区 =	3,500,000円		
		分担金	100,000円		
	計	10,886,158			
的	社会教育指導員	報 酬	13,607,712	会計年度任用職員（指導員）	
	活 動 費			@283,494円 × 4人 × 12月 =	13,607,712円
	旅 費	34,320	費用弁償	@8,580円 × 4人 =	34,320円
	需 用 費	37,600	消耗品費	@9,400円 × 4人 =	37,600円
	計	13,679,632			
経	学 校 施 設	報 償 費	37,135,800	指導員謝礼 @5,290円 × 135日 × 52校 =	37,135,800円
	開 放 事 業 費	需 用 費	1,514,800	消耗品費	759,700円
				修繕料	755,100円
	工 事 請 負 費	18,844,800	施設補修費 @362,400円 × 52校 =	18,844,800円	
	備 品 購 入 費	895,400	開放用備品	895,400円	
	計	58,390,800			
費	放 課 後 子 ども	報 酬	776,000	特別職非常勤職員（運営委員会謝礼）	776,000円
	教 室 推 進 事 業 費	報 償 費	126,518,736	コーディネーター	
			@4,460円 × 249日 × $\frac{34}{3}$ 校（12人） =	13,326,480円	
		協働活動サポーター @2,778,624円 × 34校 =	94,473,216円		
		(平日) @1,072円 × 2人 × 4時間 × 200日 =	1,715,200円		
		@1,072円 × 1人 × 3時間 × 200日 =	643,200円		

経費の種類	その他の教育費	測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明		
基	〔放課後子ども教室推進事業費〕	円			
		3,400,000	(土日) @1,072円 × 2人 × 3時間 × 49日 = 315,168円 @1,072円 × 1人 × 2時間 × 49日 = 105,056円 協働活動支援員 @550,560円 × 34校 = 18,719,040円 { (平日) @1,480円 × 2人 × 1時間 × 149日 = 441,040円 (土日) @1,480円 × 1人 × 2時間 × 37日 = 109,520円 消耗品等 @100,000円 × 34校 = 3,400,000円 { 特定財源 { 国庫支出金1/3 } @130,654,480円 × $\frac{2}{3}$ = 87,102,000円 { 都支出金1/3 } }		
準	学級・講座 運営費	職員手当等	406,080	時間外勤務手当 @2,880円 × 141時間 = 406,080円	
		報償費	12,691,720	{ 成人・高齢者・一般対象 @22,460円 × 56学級 × 7回 = 8,804,320円 婦人・家庭教育 @11,090円 × 44学級 × 3回 = 1,463,880円 青少年対象 @29,920円 × 9学級 × 9回 = 2,423,520円 }	
的	旅費	269,846	{ 近接地内 @529円 × 74回 = 39,146円 費用弁償 230,700円 }		
		需用費	2,034,000	{ 消耗品費 912,900円 印刷製本費 1,121,100円 }	
経	役員費 使用料及び 賃借料	160,700	通信運搬費	160,700円	
		725,400	自動車借上料	725,400円	
費	社会教育指導者 講習会費	271,800		271,800円	
		計	16,559,546		
費	社会教育指導者 講習会費	職員手当等	100,800	時間外勤務手当 @2,880円 × 35時間 = 100,800円	
		報償費	440,000	講師謝礼 @27,500円 × 16回 = 440,000円	
費	旅費	37,248	{ 近接地内 @529円 × 12回 = 6,348円 費用弁償 30,900円 }		
		需用費	443,400	{ 消耗品費 219,000円 印刷製本費 224,400円 }	
費	役員費 使用料及び 賃借料	40,100	通信運搬費	40,100円	
		181,200	自動車借上料	181,200円	
費	文化財保護 普及事業費	計	1,242,748		
		報酬	468,000	特別職非常勤職員（文化財保護審議会委員） @15,600円 × 10人 × 3回 = 468,000円	

経費の種類	その他の教育費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準	〔文化財保護 普及事業費〕	職員手当等	198,720	時間外勤務手当	@2,880円 × 69時間 = 198,720円
		報償費	798,100	文化財調査及び文化財講座講師謝礼	798,100円
		旅費	151,219	近接地内	@529円 × 111回 = 58,719円
				費用弁償	92,500円
		需用費	1,541,600	消耗品費	365,300円
				会議費	55,200円
				印刷製本費	1,121,100円
		役務費	160,600	通信運搬費	160,600円
		委託料	1,676,200	文化財調査委託	1,676,200円
		使用料及び 賃借料	108,900	自動車借上料	108,900円
備品購入費	181,200	事務用備品等	181,200円		
負担金補助 及び交付金	1,500,000	文化財保存助成等	1,500,000円		
	計	6,784,539			
的 経	成人式運営費	報償費	146,300	講演者謝礼	146,300円
		需用費	1,411,700	記念品	1,180,900円
				消耗品費	28,400円
				印刷製本費	202,400円
		役務費	350,000	案内状郵送	350,000円
		委託料	599,600	装飾委託	179,600円
		会場警備委託	420,000円		
使用料及び 賃借料	42,200	会場使用料	21,100円		
		器材使用料	21,100円		
	計	2,549,800			
費	スポーツ推進 委員活動費	報酬	2,599,200	特別職非常勤職員（スポーツ推進委員）	@5,700円 × 38人 × 12月 = 2,599,200円
		旅費	2,508,000	費用弁償	@5,500円 × 38人 × 12月 = 2,508,000円
		需用費	103,600	消耗品費	103,600円
		負担金補助 及び交付金	114,000	東京都スポーツ推進委員協議会分担金	114,000円
		計	5,324,800		
スポーツ推進 計画策定経費	報酬	報酬	24,360	特別職非常勤職員（委員報酬）	@12,180円 × 20人 × $\frac{1}{10}$ = 24,360円
		委託料	241,913	策定支援委託	@2,419,130円 × $\frac{1}{10}$ = 241,913円
		計	266,273		

経費の種類		その他の教育費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基	スポーツ教室 運営費	職員手当等	198,720	時間外勤務手当	@2,880円 × 69時間 =	198,720円
		報償費	5,016,000	指導員謝礼	@20,900円 × 延30種目 × 8日 =	5,016,000円
		旅費	205,566	{ 近接地内	@529円 × 74回 =	39,146円
				{ 費用弁償		166,420円
		需用費	627,000	{ 消耗品費		328,000円
				{ 印刷製本費		299,000円
		役務費	80,200	通信運搬費		80,200円
		使用料及び 賃借料	725,400	自動車借上料		725,400円
	備品購入費	181,600			181,600円	
	計	7,034,486				
準	区民体育大会 運営費	報償費	833,500	審判・役員謝礼		833,500円
		需用費	2,098,600	{ 参加賞・記念品		1,130,200円
				{ 消耗器材		429,100円
				{ 印刷製本費		539,300円
		役務費	439,200	{ 通信運搬費		309,000円
				{ 筆耕翻訳料		130,200円
		委託料	365,500	装飾委託		365,500円
使用料及び 賃借料	341,000	{ 自動車借上料		270,100円		
		{ 会場使用料		70,900円		
	備品購入費	195,200	競技用器材		195,200円	
	計	4,273,000				
的	図書館管理費 (7館)	報酬	152,757,224	説明(5)参照	@4,681,216円 × 30人 =	140,436,480円
				会計年度任用職員(図書整理)		12,320,744円
		給与費	173,964,065		@7,697,525円 × 22.6人 =	173,964,065円
		職員手当等	11,784,960	時間外勤務手当		11,784,960円
		報償費	356,300			356,300円
		旅費	735,453	{ 近接地内		506,253円
				{ 近接地外		229,200円
		需用費	122,917,600	{ 燃料費		1,806,200円
				{ 電気料		17,075,600円
				{ ガス料		3,260,300円
		{ 水道料		4,910,300円		
		{ 消耗品費		10,690,900円		
費						

経費の種類		その他の教育費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準	〔図書館管理費〕 (7館)		円			
				印刷製本費	1,783,500円	
				図書資料費	81,188,600円	
				修繕料	2,202,200円	
		役務費	6,378,400	通信運搬費	6,114,600円	
				保険料	263,800円	
		委託料	342,090,100	清掃委託等	342,090,100円	
		使用料及び 賃借料	45,560,100	自動車借上料等	45,560,100円	
		工事請負費	26,380,800	維持補修費	26,380,800円	
		備品購入費	2,323,800	書架・机等	2,323,800円	
負担金補助 及び交付金	76,000	図書館関係分担金	76,000円			
	計	885,324,802				
的 経 費	社会教育施設 管理費 (2施設)	報酬	14,043,648	説明(6)参照	@4,681,216円 × 3人 =	14,043,648円
		給与費	20,013,565		@7,697,525円 × 2.6人 =	20,013,565円
		職員手当等	2,211,840			2,211,840円
		報償費	456,750			456,750円
		旅費	193,309	近接地内		116,909円
				近接地外		76,400円
		需用費	6,759,070	燃料費		13,050円
				電気料		3,473,610円
				ガス料		1,027,630円
				水道料		1,429,160円
				消耗品費		579,570円
				印刷製本費		35,830円
				修繕料		200,220円
		役務費	149,030	通信運搬費		141,310円
				保険料		7,720円
		委託料	123,194,720			123,194,720円
使用料及び 賃借料	396,230			396,230円		
工事請負費	1,348,430			1,348,430円		
備品購入費	105,380			105,380円		
	計	168,871,972	{ 特定財源(使用料及び手数料) 4,936,200円 }			

経費の種類		その他の教育費		測定単位	人	口	
事業区分	節名	経費	内容説明				
基 準 的 経 費	社会体育施設 管理費	委託料	568,678,360	円	説明(7)参照	568,678,360円	
	都民体育大会 選手派遣費	負担金補助 及び交付金	1,158,400		選手派遣費	@3,200円 × 362人 = 1,158,400円	
	学校等情報配 信システム運 用経費(小/中/幼)	委託料	1,696,030		システム運用委託	1,696,030円	
	教育振興基本 計画策定経費	報酬	78,489		委員報酬	@15,390円 × 51人 × $\frac{1}{10}$ = 78,489円	
		委託料	383,228		策定支援委託	@3,832,280円 × $\frac{1}{10}$ = 383,228円	
		計	461,717				
	子どもの読書 活動推進事業費	報償費	149,000		読み聞かせ講師謝礼	149,000円	
		需用費	2,316,000		ブックスタート図書購入	2,316,000円	
		計	2,465,000				
	合 計			2,947,032,872			
特 定 財 源	使用料及び手 数料		4,936,200		社会教育会館使用料	4,936,200円	
	国庫・都支出 金		696,344,000		子育てのための施設等利用給付	439,932,000円	
					国庫支出金	586,576,800 × $\frac{1}{2}$ = 293,288,000円	
					都支出金	586,576,800 × $\frac{1}{4}$ = 146,644,000円	
					施設型給付費	169,310,000円	
					国庫支出金 (全国統一費用分)	@226,140円 × 406人 = 91,812,000円	
					都支出金 (全国統一費用分 地方単独費用分)	@190,882円 × 406人 = 77,498,000円	
					放課後子ども教室推進事業費(国1/3 都1/3)	130,654,480円 × $\frac{2}{3}$ = 87,102,000円	
	合 計			701,280,200			
	差引一般財源					2,245,752,672円	
数 値					350,000人		
単 位 費 用					6,416円		

説明(5) 図書館管理費積算

事業区分	節名	経費	内容	説明	
基 準 的 経 費	図書館管理 運営費 (中央館分)		円		
		報酬	30,553,718	会計年度任用職員 { 管理運営補助員 @4,681,216円 × 6人 × 1館 = 28,087,296円 { 図書整理 @11,366円 × 217人 = 2,466,422円	
		給与費	40,027,130	@7,697,525円 × 5.2人 × 1館 = 40,027,130円	
		職員手当等	2,695,680	時間外勤務手当 @2,880円 × 78時間 × 12月 = 2,695,680円	
		報償費	356,300		356,300円
		旅費	192,780	{ 近接地内 @529円 × 220回 = 116,380円 { 近接地外 @38,200円 × 2回 = 76,400円	
		需用費	69,402,700	{ 燃料費 1,806,200円 { 電気料 9,812,500円 { ガス料 1,657,100円 { 水道料 2,798,300円 { 消耗品費 8,530,100円 { 印刷製本費 1,583,900円 { 図書資料費 42,063,900円 { 修繕料 1,150,700円	
		役務費	5,170,000	{ 通信運搬費 5,117,200円 { 保険料 52,800円	
		委託料	71,629,100	{ 清掃委託 12,476,500円 { 機械設備保守委託 4,393,500円 { 警備委託 2,526,500円 { 管理運営委託 16,366,400円 { 窓口業務委託 21,013,600円 { コンピュータ保守委託 14,852,600円	
		使用料及び 賃借料	29,825,000	{ 自動車借上料 6,708,500円 { コンピュータリース料 15,486,700円 { フィルムライブラリー機器リース料 7,629,800円	
		工事請負費	24,451,800	維持補修費	24,451,800円
		備品購入費	1,649,300	書架・机等	1,649,300円
		負担金補助 及び交付金	76,000	図書館関係分担金	76,000円
		計	276,029,508		

事業区分	節名	経費	内 容	説 明		
基 準 的 経 費	図書館管理 運営費 (地区館分)	報酬	122,203,506	会計年度任用職員		
		給与費	133,936,935	管理運営補助員 @4,681,216円 × 6人 × 4館 = 112,349,184円		
			職員手当等	9,089,280	図書整理 @11,366円 × 867人 = 9,854,322円	
		旅費	542,673	@7,697,525円 × 4.35人 × 4館 = 133,936,935円		
			需用費	53,514,900	時間外勤務手当 @2,880円 × 263時間 × 12月 = 9,089,280円	
		役務費	1,208,400	近接地内 @529円 × 737回 = 389,873円		
			委託料	270,461,000	近接地外 @38,200円 × 4回 = 152,800円	
		使用料及び 賃借料	15,735,100	電気料 7,263,100円		
			工事請負費	1,929,000	ガス料 1,603,200円	
		備品購入費	674,500	水道料 2,112,000円		
			計	609,295,294	消耗品費 2,160,800円	
		合 計	計	885,324,802	印刷製本費 199,600円	
					図書資料費 39,124,700円	
					修繕料 1,051,500円	
			通信運搬費 997,400円			
			保険料 211,000円			
			清掃委託 11,110,400円			
			機械設備保守委託 5,792,400円			
			警備委託 2,202,400円			
			窓口業務委託 84,054,400円			
			管理運営委託(4館) 21,019,600円			
			指定管理委託(2館) 131,429,200円			
			コンピュータ保守委託 14,852,600円			
			自動車借上料 248,400円			
			コンピュータリース料 15,486,700円			
			維持補修費 1,929,000円			
			書架・机等 674,500円			

説明(6) 社会教育施設管理費積算

事業区分	節名	経費	内 容	説 明	
基 準 的 経 費	社会教育会館 管理運営費	報 酬	14,043,648	円 会計年度任用職員(管理運営補助員) @4,681,216円 × 3人 × 1館 = 14,043,648円	
		給 与 費	20,013,565	@7,697,525円 × 2.6人 × 1館 = 20,013,565円	
		職員手当等	2,211,840	時間外勤務手当 @2,880円 × 64時間 × 1館 × 12月 = 2,211,840円	
		報 償 費	456,750	講師謝礼金等 456,750円	
		旅 費	193,309	{ 近接地内 @529円 × 221回 = 116,909円 近接地外 @38,200円 × 2回 = 76,400円	
		需 用 費	6,759,070	{ 燃料費 13,050円 電気料 3,473,610円 ガス料 1,027,630円 水道料 1,429,160円 消耗品費 579,570円 印刷製本費 35,830円 修繕料 200,220円	
		役 務 費	149,030	{ 通信運搬費 141,310円 保険料 7,720円	
		委 託 料	72,551,000	{ 清掃委託 4,396,390円 警備委託 695,430円 機械設備保守委託 6,510,920円 管理運営委託(1館) 51,300,810円 指定管理委託(1館) 9,647,450円	
		使用料及び 賃借料	396,230	396,230円	
		工事請負費	1,348,430	維持補修費 1,348,430円	
		備品購入費	105,380	105,380円	
		計	118,228,252	{ 特定財源(使用料及び手数料) 4,936,200円 }	
		郷土資料館 管理運営費	委 託 料	50,643,720	指定管理委託 50,643,720円
	合 計		168,871,972		
	特 定 財 源		4,936,200		
差 引 一 般 財 源		163,935,772			

説明(7) 社会体育施設管理費積算

事業区分	節名	経費	内 容	説 明
基 準 的 経 費	体育館管理運営 費(プール有館)	委託料 297,438,090	円 指定管理委託(2館)	297,438,090円
	体育館管理運営 費(プール無館)	委託料 54,532,770	指定管理委託(1館)	54,532,770円
	各種運動施設 管理運営費	委託料 216,707,500	指定管理委託 { 野球場 @1,530円 × 78,000㎡ = 119,340,000円 運動場 @1,530円 × 38,800㎡ = 59,364,000円 テニスコート @1,530円 × 9,750㎡ = 14,917,500円 屋外プール @16,490円 × 1,400㎡ = 23,086,000円	216,707,500円
合	計	568,678,360		

第8項 その他諸費

I その他諸費の概要

第1 公債費

- (1) 公債費は、昭和50年度以降に自治大臣又は都知事の許可（同意）を受け、令和6年5月31日までに発行した義務教育施設整備事業のうち用地取得造成事業に係る地方債（但し、統廃合のため新たに校地を取得する場合を除く）についての令和6年度における元利償還金を算定した。
- (2) 測定単位は「元利償還金」で、単位費用は1円とした。

第2 財産費

- (1) 財産費は、次の経費について算定した。
 - ア 次の特別区都市計画交付金に係る地方債収入相当額のうち、知事が定める額
 - ・令和5年度交付金に係る地方債収入相当額のうち令和6年度算定分
 - ・前年度以前に、国庫補助において国庫債務負担行為が認められた用地取得事業で、特別会計等で取得したも
のについては、令和6年度に一般会計が再取得する分に係る地方債収入相当額
 - イ 令和5年度以前に締結した小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校（前期課程）敷地に係る令和6年度の借地料として知事が定める額
- (2) 測定単位は「年度支払額」で、単位費用は1円とした。

第3 その他行政費

- (1) 測定単位は「人口」で、単位費用は15,002円とした。
- (2) 昼間人口及び基準財政需要額のうち経常的経費単位費用分の額の多少によりその他行政費の割増又は割減の補正を行った。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		公債費		測定単位	元利償還金		
事業区分	節名	経費	内容説明				
基準的経費	公債元利償還金	償還金 及び 割引料	円 135,900,000	起債元金及び利子の償還 元利償還金			135,900,000円
合計		135,900,000					
特定財源							
	合計		0				
差引一般財源		135,900,000円					
数値		135,900,000円					
単位費用		1円					

〈経〉 その他諸費 財産費（年度支払額）

経費の種類		財産費		測定単位	年度支払額
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	財産取得等費 使用料及び 賃借料 公有財産購入費	円			
		57,900,000	借地料	57,900,000円	
		783,400,000	年賦支払額	783,400,000円	
合 計		841,300,000			
特 定 財 源					
合 計		0			
差引一般財源			841,300,000円		
数 値			841,300,000円		
単 位 費 用			1円		

〈経〉その他諸費 その他行政費（人口）

経費の種類		その他行政費		測定単位	人	口
事業区分	節名	経費	内容説明			
基 準 的 経 費	その他行政費	円 5,250,700,000	その他行政費 5,250,700,000円			
	合 計	5,250,700,000				
特 定 財 源						
	合 計	0				
差引一般財源		5,250,700,000円				
数 値		350,000人				
単 位 費 用		15,002円				

第2節 投資的経費

第1項 議会総務費

I 議会総務費の概要

1 単位費用算定の概要

- (1) 議会総務費は、地域交流施設の改築・大規模改修経費について、測定単位「人口」により算定した。
- (2) 標準区の行政規模は人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を1,343,369,920円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を1,343,369,920円と算定した。

この結果、単位費用を3,838円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)	
議会総務費	地域交流施設	25,994	
	内訳	区民センター 1施設	10,000
		地域センター 4施設	11,884
		地域総合防災センター 1施設	570
		災害対策要員住宅 1施設	2,280
		男女共同センター 1施設	1,260

3 本年度改定内容

- (1) 令和6年度に限り、地域交流施設の建築工事単価について、都財務局「令和6年度用標準建物予算単価」における特別補正費14%、週休2日対応費2%を反映した経費を臨時的に算定した。
- (2) 令和6年度に限り、地域交流施設の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他、所要の単価改定を行った。

4 過年度改定内容

地域交流施設の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を反映した経費を臨時的に算定した(令和5年度から)。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		議会総務費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	地域交流施設	1,343,369,920	円		
			(改築)		
			工事費	@513,500円 × 25,994㎡ × $\frac{1}{50}$ =	266,958,380円
			臨時的改築工事費		800,875,140円
			(大規模改修)		
			工事費	@10,600円 × 25,994㎡ =	275,536,400円
合計		1,343,369,920			
特定財源					
合計		0			
差引一般財源			1,343,369,920円		
数値			350,000人		
単位費用			3,838円		

第2項 民生費

I 民生費の概要

第1 社会福祉費

1 単位費用算定の概要

- (1) 社会福祉費は測定単位「人口」により、心身障害者福祉施設の改築・大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を548,841,600円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を548,841,600円と算定した。

この結果、単位費用を1,568円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)
社会福祉費	心身障害者福祉施設 9施設	10,620

3 本年度改定内容

- (1) 令和6年度に限り、心身障害者福祉施設の建築工事単価について、都財務局「令和6年度用標準建物予算単価」における特別補正費14%、週休2日対応費2%を反映した経費を臨時的に算定した。
- (2) 令和6年度に限り、心身障害者福祉施設の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他、所要の単価改定を行った。

4 過年度改定内容

心身障害者福祉施設の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を反映した経費を臨時的に算定した（令和5年度から）。

第2 老人福祉費

1 単位費用算定の概要

- (1) 老人福祉費は測定単位「65歳以上人口」により、高齢者福祉施設の改築・大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は63,000人で、その所要経費を880,520,000円、特定財源を20,880,000円と見込み、差引一般財源所要額を859,640,000円と算定した。

この結果、単位費用を13,645円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)	
老人福祉費	高齢者福祉施設	18,250	
	内訳	老人福祉施設 13施設	5,460
		老人福祉センター 1施設	800
		高齢者在宅サービスセンター 7施設	3,990
		特別養護老人ホーム 2施設	8,000

3 本年度改定内容

- (1) 【態容補正】高齢者集合住宅の整備費等について、算定を改善した。
- (2) 令和6年度に限り、高齢者福祉施設の建築工事単価について、都財務局「令和6年度用標準建物予算単価」における特別補正費14%、週休2日対応費2%を反映した経費を臨時的に算定した。
- (3) 令和6年度に限り、高齢者福祉施設の臨時的改築工事費を算定した。
- (4) その他、所要の単価改定を行った。

4 過年度改定内容

高齢者福祉施設の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を反映した経費を臨時的に算定した（令和5年度から）。

第3 児童福祉費

1 単位費用算定の概要

- (1) 児童福祉費は測定単位「15歳未満人口」により、児童福祉施設の改築・大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は38,000人で、その所要経費を1,785,965,360円、特定財源を23,150,000円と見込み、差引一般財源所要額を1,762,815,360円と算定した。
この結果、単位費用を46,390円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)	
児童福祉費	児童福祉施設	35,902	
	内訳	児童館 20施設	10,800
		母子生活支援施設 1施設	900
		放課後児童クラブ 19施設	2,622
		子ども家庭支援センター 1施設	500
		保育所 34施設	21,080

3 本年度改定内容

- (1) 令和6年度に限り、児童福祉施設の建築工事単価について、都財務局「令和6年度用標準建物予算単価」における特別補正費14%、週休2日対応費2%を反映した経費を臨時的に算定した。
- (2) 令和6年度に限り、児童福祉施設の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他、所要の単価改定を行った。

4 過年度改定内容

児童福祉施設の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を反映した経費を臨時的に算定した（令和5年度から）。

II 積算の内容

次頁より

〈投〉 民生費 社会福祉費（人口）

経費の種類		社会福祉費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	心身障害者福祉施設	円			
		548,841,600	(改築) 工事費 @513,500円 × 10,620㎡ × $\frac{1}{50}$ = 109,067,400円 臨時的改築工事費 327,202,200円 (大規模改修) 工事費 @10,600円 × 10,620㎡ = 112,572,000円		
合計		548,841,600			
特定財源					
合計		0			
差引一般財源			548,841,600円		
数値			350,000人		
単位費用			1,568円		

〈投〉 民生費 老人福祉費（65歳以上人口）

経費の種類		老人福祉費		測定単位	65歳以上人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	高齢者福祉施設	円			
		880,520,000	(改築) 工事費 @513,500円 × 18,250㎡ × $\frac{1}{50}$ = 187,427,500円 臨時的改築工事費 499,642,500円 (大規模改修) 工事費 @10,600円 × 18,250㎡ = 193,450,000円		
合計		880,520,000			
特定財源	高齢者福祉施設 都支出金 (特別養護老人ホーム)	20,880,000	工事費 @522,000,000円 × 2所 × $\frac{1}{50}$ = 20,880,000円		
合計		20,880,000			
差引一般財源		859,640,000円			
数値		63,000人			
単位費用		13,645円			

〈投〉 民生費 児童福祉費（15歳未満人口）

経費の種類	児童福祉費	測定単位	15歳未満人口
事業区分	節名	経費	内容説明
基準的経費	児童福祉施設	円 1,785,965,360	(改築) 工事費 @513,500円 × 35,902㎡ × $\frac{1}{50}$ = 368,713,540円 臨時的改築工事費 1,036,690,620円 (大規模改修) 工事費 @10,600円 × 35,902㎡ = 380,561,200円
		合計	1,785,965,360
特定財源	児童福祉施設 都支出金（児童館）	14,801,000	工事費 @55,505,000円 × $\frac{2}{3}$ = 37,003,000円 @37,003,000円 × 20所 × $\frac{1}{50}$ = 14,801,000円
	国庫支出金及び都支出金 （放課後児童クラブ）	8,349,000	工事費 @32,959,000円 × $\frac{2}{3}$ = 21,972,000円 @21,972,000円 × 19所 × $\frac{1}{50}$ = 8,349,000円
合計		23,150,000	
差引一般財源		1,762,815,360円	
数値		38,000人	
単位費用		46,390円	

第3項 衛生費

I 衛生費の概要

1 単位費用算定の概要

- (1) 衛生費は測定単位「人口」により保健衛生施設の改築等に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を366,928,000円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を366,928,000円と算定した。
この結果、単位費用を1,048円とした。

2 標準団体行政規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)	
衛生費	保健衛生施設	7,100	
	内訳	保健所（衛生検査センター含む） 1施設	2,800
		保健センター 3施設	3,600
		リサイクルセンター 1施設	700

3 本年度改定内容

- (1) 令和6年度に限り、保健衛生施設の建築工事単価について、都財務局「令和6年度用標準建物予算単価」における特別補正費14%、週休2日対応費2%を反映した経費を臨時的に算定した。
- (2) 令和6年度に限り、保健衛生施設の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他、所要の単価改定を行った。

4 過年度改定内容

保健衛生施設の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を反映した経費を臨時的に算定した（令和5年度から）。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類	衛生費	測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的 経 費	保健衛生施設	円	
		366,928,000	(改築) 工事費 @513,500円 × 7,100㎡ × $\frac{1}{50}$ = 72,917,000円 臨時的改築工事費 218,751,000円
			(大規模改修) 工事費 @10,600円 × 7,100㎡ = 75,260,000円
合 計		366,928,000	
特 定 財 源			
合 計		0	
差引一般財源		366,928,000円	
数 値		350,000人	
単 位 費 用		1,048円	

第4項 清掃費

I 清掃費の概要

第1 収集作業費

1 単位費用算定の概要

- (1) 収集作業費は、測定単位「人口」により清掃事務所及び清掃事業所の改築・大規模改修に要する経費と清掃車庫の大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を209,375,000円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を209,375,000円と算定した。

この結果、単位費用を598円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(㎡)
収集作業費	清掃事務所及び清掃事業所	4,000
	車庫	1,800

3 本年度改定内容

- (1) 令和6年度に限り、清掃事務所及び清掃事業所の建築工事単価について、都財務局「令和6年度用標準建物予算単価」における特別補正費14%、週休2日対応費2%を反映した経費を臨時的に算定した。
- (2) 令和6年度に限り、清掃事務所及び清掃事業所の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他、所要の単価改定を行った。

4 過年度改定内容

清掃事務所及び清掃事業所の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を反映した経費を臨時的に算定した（令和5年度から）。

第2 処理処分費

1 単位費用算定の概要

- (1) 処理処分費は、測定単位「人口」により清掃工場の改築等に要する経費、元利償還金に要する経費を算定した。

なお、大規模改修には、保安施設整備、公害監視設備整備、建築等設備整備、粗大ごみ破砕整備等に要する経費を計上している。

- (2) 標準区の行政規模は、人口350,000人とした。
- (3) 標準区の所要経費を1,978,013,040円、特定財源を881,679,680円と見込み、差引一般財源所要額を1,096,333,360円と算定した。

この結果、単位費用を3,132円とした。

2 本年度改定内容

所要の単価改定を行った。

II 積算の内容

次頁より

〈投〉 清掃費 収集作業費 (人口)

経費の種類	収 集 作 業 費	測 定 単 位	人 口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容 説 明
基 準 的 経 費	清掃事務所及び 清掃事業所	円 206,720,000	(改築) 工事費 $@513,500円 \times 4,000m^2 \times \frac{1}{50} = 41,080,000円$ 臨時的改築工事費 (大規模改修) 工事費 $@10,600円 \times 4,000m^2 = 42,400,000円$
	車 庫	2,655,000	(大規模改修) 工事費 $@29,500円 \times 1,800m^2 \times \frac{1}{20} = 2,655,000円$
合 計		209,375,000	
特 定 財 源			
合 計		0	
差 引 一 般 財 源		209,375,000円	
数 値		350,000人	
単 位 費 用		598円	

経費の種類	処 理 処 分 費	測 定 単 位	人	口
事 業 区 分	節 名	経 費	内 容	説 明
基 準 的 経 費	清 掃 工 場 そ の 他 施 設	円 1,288,782,840	(改築) 工事費	
			@55,418,025,000円 × $\frac{1}{50}$ =	1,108,360,500円
			(不燃プラント更新) 工事費	
		@2,599,902,000円 × $\frac{1}{50}$ =	51,998,040円	
		(大規模改修)		128,424,300円
	元 利 償 還 金	689,230,200	(元利償還金)	689,230,200円
合 計		1,978,013,040		
特 定 財 源	国 庫 支 出 金	268,317,740	(改築)	
				253,931,500円
			(不燃プラント更新)	
			14,386,240円	
特 別 区 債	613,361,940		(改築)	
				582,895,460円
			(不燃プラント更新)	
			30,466,480円	
合 計		881,679,680		
差 引 一 般 財 源			1,096,333,360円	
数 値			350,000人	
単 位 費 用			3,132円	

第5項 経済労働費

I 経済労働費の概要

第1 生活経済費

1 単位費用算定の概要

- (1) 生活経済費は、測定単位「人口」により、消費者及び商工振興施設の改築・大規模改修経費を算定した。
- (2) 標準区の行政規模は人口350,000人で、その所要経費を132,512,000円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を132,512,000円と算定した。

この結果、単位費用を379円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設		標準事業規模(m ²)
生活経済費	消費者及び商工振興施設		3,200
	内訳	商工振興センター 1施設	2,900
		消費者センター 1施設	300

3 本年度改定内容

- (1) 令和6年度に限り、消費者及び商工振興施設の建築工事単価について、都財務局「令和6年度用標準建物予算単価」における特別補正費14%、週休2日対応費2%を反映した経費を臨時的に算定した。
- (2) 令和6年度に限り、消費者及び商工振興施設の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他、所要の単価改定を行った。

4 過年度改定内容

消費者及び商工振興施設の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を反映した経費を臨時的に算定した（令和5年度から）。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		生活経済費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基 準 的 経 費	消費者及び 商工振興施設	円			
		132,512,000	(改築)		
			工事費 @513,500円 × 3,200㎡ × $\frac{1}{50}$ = 32,864,000円		
			臨時的改築工事費 65,728,000円		
			(大規模改修)		
			工事費 @10,600円 × 3,200㎡ = 33,920,000円		
合 計		132,512,000			
特 定 財 源					
合 計		0			
差引一般財源			132,512,000円		
数 値			350,000人		
単 位 費 用			379円		

第6項 土木費

I 土木費の概要

第1 建築公害費

1 単位費用算定の概要

- (1) 建築公害費は、測定単位「人口」により、区営住宅の改築・大規模改修に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を851,598,400円、特定財源を203,304,000円と見込み、差引一般財源所要額を648,294,400円と算定した。
この結果、単位費用を1,852円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)
建築公害費	区営住宅(404戸)	28,280

3 本年度改定内容

- (1) 令和6年度に限り、区営住宅の建築工事単価について、都財務局「令和6年度用標準建物予算単価」における特別補正費14%、週休2日対応費2%を反映した経費を臨時的に算定した。
- (2) 令和6年度に限り、区営住宅の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他、所要の単価改定を行った。

4 過年度改定内容

区営住宅の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を反映した経費を臨時的に算定した(令和5年度から)。

第2 都市整備費

1 単位費用算定の概要

- (1) 都市整備費は、測定単位「人口」により、まちづくりに要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を168,507,000円、特定財源を91,215,000円と見込み、差引一般財源所要額を77,292,000円と算定した。
この結果、単位費用を221円とした。

2 本年度改定内容

- (1) 高齢者向け優良賃貸住宅供給事業(態容補正)のうち、整備費補助等について、算定を廃止した。
- (2) その他、所要の単価改定を行った。

第3 道路橋りょう費

1 単位費用算定の概要

- (1) 道路橋りょう費は、測定単位「道路面積」により、道路改良、交通安全施設整備、ガードパイプ取替等に要する経費を算定した。
- (2) 標準区道路面積は2,322,000㎡で、その所要経費を390,197,960円、特定財源を0円と見込み、差引一般財源所要額を390,197,960円と算定した。
この結果、単位費用を168円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(㎡)
道路橋りょう費	道路改良	2,322,000
	道路緑化	
	橋りょう架替	
	交通安全施設	
	ガードパイプ	
	公衆便所(15箇所)	270

3 本年度改定内容

- (1) 令和6年度に限り、公衆便所の建築工事単価について、都財務局「令和6年度用標準建物予算単価」における特別補正費14%、週休2日対応費2%を反映した経費を臨時的に算定した。
- (2) 令和6年度に限り、公衆便所の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他、所要の単価改定を行った。

4 過年度改定内容

公衆便所の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を反映した経費を臨時的に算定した(令和5年度から)。

第4 公園費

1 単位費用算定の概要

- (1) 公園費は、測定単位「人口」により、公園の造成等に要する経費を算定した。
- (2) 標準区人口は350,000人で、その所要経費を907,324,776円、特定財源を155,420,000円と見込み、差引一般財源所要額を751,904,776円と算定した。

この結果、単位費用を2,148円とした。

2 標準事業規模

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)
公園費	公園 (新設工事費)	1,500
	公園 (新設用地費)	400
	公園 (改修工事費)	300,000
	公衆便所 (120箇所)	2,160

3 本年度改定内容

- (1) 令和6年度に限り、公衆便所の建築工事単価について、都財務局「令和6年度用標準建物予算単価」における特別補正費14%、週休2日対応費2%を反映した経費を臨時的に算定した。
- (2) 令和6年度に限り、公衆便所の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他、所要の単価改定を行った。

4 過年度改定内容

公衆便所の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を反映した経費を臨時的に算定した(令和5年度から)。

II 積算の内容

次頁より

経費の種類		建築公害費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	区営住宅	円			
		851,598,400	(改築) 工事費 $@513,500円 \times 70m^2 \times \frac{1}{50} \times 404戸 = 290,435,600円$ 臨時的改築工事費 261,394,800円 (大規模改修) 工事費 $@10,600円 \times 70m^2 \times 404戸 = 299,768,000円$		
合計		851,598,400			
特定財源	国庫支出金	130,696,000	社会資本整備総合交付金 130,696,000円		
	都支出金	72,608,000	公営住宅整備事業補助金 72,608,000円		
合計		203,304,000			
差引一般財源		648,294,400円			
数値		350,000人			
単位費用		1,852円			

経費の種類		都市整備費		測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明		
基準的経費	まちづくり事業費		円		
		168,507,000	住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型・耐震改修促進型）の一部（用地取得経費を除く） 都市防災不燃化促進事業（都・国制度分） 市街地再開発事業（基本計画作成費）		
合計		168,507,000			
特定財源	国庫支出金・都支出金		91,215,000	91,215,000円	
合計		91,215,000			
差引一般財源				77,292,000円	
数値				350,000人	
単位費用				221円	

(投) 土木費 道路橋りょう費 (道路面積)

経費の種類	道路橋りょう費	測定単位	道路面積
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的 経 費	道路改良	円 268,320,000	工事費 (改良単価) (実施率) $@20,800円 \times 2,322,000m^2 \times \frac{1}{180} = 268,320,000円$
	道路緑化	21,498,000	街路樹、植樹帯等整備 21,498,000円
	交通安全 施設整備	46,448,000	交通安全施設整備 46,448,000円
	ガードパイプ 取替	25,542,000	工事費 (取替単価) (実施面積) $@11円 \times 2,322,000m^2 = 25,542,000円$
	公衆便所	28,389,960	(改築) 工事費 $@1,145,600円 \times 18m^2 \times \frac{1}{50} \times 15箇所 = 6,186,240円$ 臨時的改築工事費 18,558,720円 (大規模改修) 工事費 $@13,500円 \times 18m^2 \times 15箇所 = 3,645,000円$
合 計		390,197,960	
特 定 財 源			
合 計		0	
差引一般財源		390,197,960円	
数 値		2,322,000m ²	
単 位 費 用		168円	

経費の種類	公園費	測定単位	人口
事業区分	節名	経費	内容説明
基準的経費	公園	円 527,400,000	(新設) 工事費 @37,000円 × 1,500㎡ = 55,500,000円 用地費 @486,000円 × 400㎡ = 194,400,000円 (改修) 工事費 @37,000円 × 300,000㎡ × $\frac{1}{40}$ = 277,500,000円
	公共便所	227,119,680	(改築) 工事費 @1,145,600円 × 18㎡ × $\frac{1}{50}$ × 120箇所 = 49,489,920円 臨時的改築工事費 148,469,760円 (大規模改修) 工事費 @13,500円 × 18㎡ × 120箇所 = 29,160,000円
	元利償還金	152,805,096	元利償還需要額 152,805,096円
合計		907,324,776	
特定財源	国庫支出金	13,508,000	公園事業費国庫補助金 〔国庫補助率〕〔国庫採択見込率〕 新設工事費 @37,000円 × 1,500㎡ × $\frac{1}{2}$ × 0.05 = 1,387,000円 新設用地費 @486,000円 × 400㎡ × $\frac{1}{3}$ × 0.08 = 5,184,000円 改修工事費 @37,000円 × 300,000㎡ × $\frac{1}{2}$ × 0.05 × $\frac{1}{40}$ = 6,937,000円
	特別区債	141,912,000	用地費 189,216,000円 × 0.75 = 141,912,000円
合計		155,420,000	
差引一般財源		751,904,776円	
数値		350,000人	
単位費用		2,148円	

第7項 教育費

I 教育費の概要

第1 小学校費

1 単位費用算定の概要

- (1) 小学校費は、測定単位「学校数」により、区立小学校及び義務教育学校（前期課程）の次の経費を算定した。
小学校及び義務教育学校（前期課程）の義務教育施設の改築（雨水有効利用設備を含む）・大規模改修及び元利償還金に要する経費
- (2) 標準区の行政規模は、小学校数34校とした。
- (3) 標準区の所要経費を 9,836,076,000円、特定財源を 1,067,017,000円 と見込み、差引一般財源所要額を 8,769,059,000円 と算定した。この結果、単位費用を 257,913,500円 とした。

2 標準事業規模

次頁「耐用年数及び標準事業規模」参照

3 本年度改定内容

- (1) 令和6年度に限り、義務教育施設の建築工事単価について、都財務局「令和6年度用標準建物予算単価」における特別補正費14%、週休2日対応費2%を反映した経費を臨時的に算定した。
- (2) 令和6年度に限り、義務教育施設の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他、所要の単価改定を行った。

4 過年度改定内容

義務教育施設の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を反映した経費を臨時的に算定した（令和5年度から）。

第2 中学校費

1 単位費用算定の概要

- (1) 中学校費は、測定単位「学校数」により、区立中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の次の経費を算定した。
中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の義務教育施設の改築（雨水有効利用設備を含む）・大規模改修及び元利償還金に要する経費
- (2) 標準区の行政規模は、中学校数18校とした。
- (3) 標準区の所要経費を 5,519,906,000円、特定財源を 586,648,000円 と見込み、差引一般財源所要額を 4,933,258,000円 と算定した。この結果、単位費用を 274,069,889円 とした。

2 標準事業規模

次頁「耐用年数及び標準事業規模」参照

3 本年度改定内容

- (1) 令和6年度に限り、義務教育施設の建築工事単価について、都財務局「令和6年度用標準建物予算単価」における特別補正費14%、週休2日対応費2%を反映した経費を臨時的に算定した。
- (2) 令和6年度に限り、義務教育施設の臨時的改築工事費を算定した。
- (3) その他、所要の単価改定を行った。

4 過年度改定内容

義務教育施設の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を反映した経費を臨時的に算定した（令和5年度から）。

耐用年数及び標準事業規模

区分	耐用年数	標準事業規模			備考
		小学校	中学校	特別支援学校 及び養護学園	
校舎	47年	5,900㎡	6,198㎡	1,800㎡	国庫補助基準面積
給食室	47	319	266	266	国庫補助基準面積
屋内運動場	44	1,215	1,138	629	財調算定面積
プール	30	630	700	504	財調算定面積を基準とし、モデル設定
校庭	40	4,000	5,600	4,000	現況保有面積の平均
フェンス (金網面積)	50	670	756	670	現況保有校地面積の平均値を基準とし、モデル設定

参 考

義務教育施設大規模改修経費積算内訳

区分	小学校	中学校	特別支援学校 及び養護学園
	1校当たり所要額	1校当たり所要額	1施設当たり所要額
	千円	千円	千円
校舎	23,960	25,211	10,387
給食室	2,110	2,111	2,111
屋内運動場	3,791	3,580	2,139
プール	874	954	735
校庭	2,363	3,252	2,363
フェンス	874	984	874
計	33,972	36,092	18,609

第3 その他の教育費

1 単位費用算定の概要

(1) その他の教育費は、測定単位「児童生徒数」、「園児数」及び「人口」により、次の経費を算定した。

ア 「児童生徒数」を測定単位とするもの

小中学校の校外施設の改築・大規模改修に要する経費

イ 「園児数」を測定単位とするもの

区立幼稚園の改築・大規模改修に要する経費

ウ 「人口」を測定単位とするもの

生涯学習関連施設及び各種運動施設の改築及び大規模改修に要する経費

(2) 標準区の行政規模、所要経費及び単位費用は次表のとおりとした。

測定単位	行政規模 a	所要経費 b	特定財源 c	差引一般財源 (b - c) d	単位費用 (d ÷ a)
		円	円	円	円
児童生徒数	32,730人	310,080,000	0	310,080,000	9,474
園児数	1,800人	597,963,250	18,937,000	579,026,250	321,681
人口	350,000人	1,996,507,340	23,666,000	1,972,841,340	5,637

2 標準事業規模

次頁参照

3 本年度改定内容

(1) 「児童生徒数」を測定単位とするもの

- ・令和6年度に限り、校外施設の建築工事単価について、都財務局「令和6年度用標準建物予算単価」における特別補正費14%、週休2日対応費2%を反映した経費を臨時的に算定した。
- ・令和6年度に限り、校外施設の臨時的改築工事費を算定した。
- ・その他、所要の単価改定を行った。

(2) 「園児数」を測定単位とするもの

- ・令和6年度に限り、幼稚園の建築工事単価について、都財務局「令和6年度用標準建物予算単価」における特別補正費14%、週休2日対応費2%を反映した経費を臨時的に算定した。
- ・令和6年度に限り、幼稚園の臨時的改築工事費を算定した。
- ・その他、所要の単価改定を行った。

(3) 「人口」を測定単位とするもの

- ・令和6年度に限り、生涯学習関連施設及び各種運動施設の建築工事単価について、都財務局「令和6年度用標準建物予算単価」における特別補正費14%、週休2日対応費2%を反映した経費を臨時的に算定した。
- ・令和6年度に限り、生涯学習関連施設及び各種運動施設の臨時的改築工事費を算定した。
- ・その他、所要の単価改定を行った。

4 過年度改定内容

(1) 「児童生徒数」を測定単位とするもの

校外施設の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を反映した経費を臨時的に算定した（令和5年度から）。

- (2) 「園児数」を測定単位とするもの

幼稚園の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を反映した経費を臨時的に算定した（令和5年度から）。

- (3) 「人口」を測定単位とするもの

生涯学習関連施設及び各種運動施設の建築工事単価について、平成26年度から令和4年度までの都財務局建築工事積算標準単価の変動率を反映した経費を臨時的に算定した（令和5年度から）。

標準事業規模

- (1) 「児童生徒数」を測定単位とするもの

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)
その他の教育費	校外施設	6,000

- (2) 「園児数」を測定単位とするもの

経費の種類	施設	標準事業規模(m ²)
その他の教育費	幼稚園	10,875

- (3) 「人口」を測定単位とするもの

経費の種類	施設		標準事業規模(m ²)	
その他の教育費	生涯学習関連施設		35,300	
	内	図書館（中央館）	1施設	4,200
		図書館（地区館）	6施設	6,000
		社会教育会館	2施設	3,800
		体育館（プール有）	2施設	14,800
		体育館（プール無）	1施設	3,500
		郷土資料室	1施設	3,000
	各種運動施設		136,220	
	内	野球場	12.1面	78,650
		運動場	4.4面	42,680
		テニスコート	15面	11,250
		屋外プール	6面	2,100
		管理棟等	1施設	1,540

II 積算の内容

次頁より

経費の種類	小学校費	測定単位	学校数
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的 経 費	義務教育施設 改 築	8,175,239,000 円	(校舎) 建設費 @357,900円 × 5,900㎡ = 2,111,610,000円 取壊し経費 @24,800円 × 5,900㎡ = 146,320,000円 仮設校舎建設費 @41,400円 × 5,000㎡ = 207,000,000円 給食室設置経費 @226,610,000円 × 1校 = 226,610,000円 空調除外経費 @△23,100円 × 1,296㎡ = △29,937,600円 計 2,661,602,400円 $@2,661,602,400円 \times \frac{1}{47} \times 34校 = 1,925,414,500円$ (屋内運動場) 建設費 @407,400円 × 1,215㎡ = 494,991,000円 取壊し経費 @22,100円 × 1,215㎡ = 26,851,500円 計 521,842,500円 $@521,842,500円 \times \frac{1}{44} \times 34校 = 403,241,900円$ (プール) 建設費 @426,900円 × 250㎡ = 106,725,000円 取壊し経費 @32,000円 × 250㎡ = 8,000,000円 内蔵経費 @53,100円 × 250㎡ = 13,275,000円 計 128,000,000円 $@128,000,000円 \times \frac{1}{30} \times 34校 = 145,066,700円$ (雨水有効利用設備) $@3,500円 \times 5,900㎡ \times \frac{1}{47} \times 34校 = 14,938,300円$ (臨時的改築工事費) 5,686,577,600円
	大規模改修	1,155,048,000	校舎 23,960,000円 給食室 2,110,000円 屋内運動場 3,791,000円 プール 874,000円 校庭 2,363,000円 フェンス 874,000円 計 33,972,000円 $@33,972,000円 \times 34校 = 1,155,048,000円$

経費の種類		小学校費		測定単位	学校数	
事業区分		節名	経費	内容説明		
基準的経費	元利償還金		円 505,789,000	(元利償還金) 505,789,000円		
	合 計		9,836,076,000			
特 定 財 源	国庫支出金		509,606,000	校舎建設費 $@261,200円 \times 5,900m^2 \times \frac{1}{3} = 513,693,333円$ $@513,693,333円 \times \frac{1}{47} \times 34校 = 371,607,000円$ 給食室設置経費 $@313,000円 \times 319m^2 \times \frac{1}{3} = 33,282,333円$ $@33,282,333円 \times \frac{1}{47} \times 34校 = 24,076,000円$ 屋内運動場建設費 $@298,600円 \times 1,215m^2 \times \frac{1}{3} = 120,933,000円$ $@120,933,000円 \times \frac{1}{44} \times 34校 = 93,448,000円$ プール建設費 $@216,800円 \times 250m^2 \times \frac{1}{3} = 18,066,667円$ $@18,066,667円 \times \frac{1}{30} \times 34校 = 20,475,000円$		
				特別区債	557,411,000	校舎建設債 $@261,200円 \times 5,900m^2 \times \frac{2}{3} \times 0.75 = 770,540,000円$ $@770,540,000円 \times \frac{1}{47} \times 34校 = 557,411,000円$
合 計			1,067,017,000			
差引一般財源				8,769,059,000円		
数 値				34校		
単 位 費 用				257,913,500円		

経費の種類	中学校費	測定単位	学校数
事業区分	節名	経費	内容説明
基 準 的 経 費	義務教育施設 改 築	円 4,499,309,000	(校舎) 建設費 @357,900円 × 6,198㎡ = 2,218,264,200円 取壊し経費 @24,800円 × 6,198㎡ = 153,710,400円 仮設校舎建設費 @41,400円 × 5,609㎡ = 232,212,600円 給食室設置経費 @211,413,000円 × 1校 = 211,413,000円 空調除外経費 @△23,100円 × 1,080㎡ = △24,948,000円 計 2,790,652,200円 @2,790,652,200円 × $\frac{1}{47}$ × 18校 = 1,068,760,400円 (屋内運動場) 建設費 @407,400円 × 1,138㎡ = 463,621,200円 取壊し経費 @22,100円 × 1,138㎡ = 25,149,800円 計 488,771,000円 @488,771,000円 × $\frac{1}{44}$ × 18校 = 199,951,800円 (プール) 建設費 @426,900円 × 300㎡ = 128,070,000円 取壊し経費 @32,000円 × 300㎡ = 9,600,000円 内蔵経費 @53,100円 × 300㎡ = 15,930,000円 計 153,600,000円 @153,600,000円 × $\frac{1}{30}$ × 18校 = 92,160,000円 (雨水有効利用設備) @3,500円 × 6,198㎡ × $\frac{1}{47}$ × 18校 = 8,308,000円 (臨時的改築工事費) 3,130,128,800円
	大規模改修	649,656,000	校舎 25,211,000円 給食室 2,111,000円 屋内運動場 3,580,000円 プール 954,000円 校庭 3,252,000円 フェンス 984,000円 計 36,092,000円 @36,092,000円 × 18校 = 649,656,000円

経費の種類		中学校費		測定単位	学校数	
事業区分		節名	経費	内容説明		
基準的経費	元利償還金		円 370,941,000	(元利償還金) 370,941,000円		
	合計		5,519,906,000			
特定	国庫支出金		276,643,000	校舎建設費		
				$\textcircled{261,200\text{円}} \times 6,198\text{m}^2 \times \frac{1}{3} = 539,639,200\text{円}$ $\textcircled{539,639,200\text{円}} \times \frac{1}{47} \times 18\text{校} = 206,670,000\text{円}$		
財源	特別区債		310,005,000	給食室設置経費		
				$\textcircled{313,000\text{円}} \times 266\text{m}^2 \times \frac{1}{3} = 27,752,667\text{円}$ $\textcircled{27,752,667\text{円}} \times \frac{1}{47} \times 18\text{校} = 10,628,000\text{円}$		
源				屋内運動場建設費		
				$\textcircled{298,600\text{円}} \times 1,138\text{m}^2 \times \frac{1}{3} = 113,268,933\text{円}$ $\textcircled{113,268,933\text{円}} \times \frac{1}{44} \times 18\text{校} = 46,337,000\text{円}$		
				プール建設費		
				$\textcircled{216,800\text{円}} \times 300\text{m}^2 \times \frac{1}{3} = 21,680,000\text{円}$ $\textcircled{21,680,000\text{円}} \times \frac{1}{30} \times 18\text{校} = 13,008,000\text{円}$		
				校舎建設債		
				$\textcircled{261,200\text{円}} \times 6,198\text{m}^2 \times \frac{2}{3} \times 0.75 = 809,458,800\text{円}$ $\textcircled{809,458,800\text{円}} \times \frac{1}{47} \times 18\text{校} = 310,005,000\text{円}$		
合計			586,648,000			
差引一般財源		4,933,258,000円				
数値		18校				
単位費用		274,069,889円				

経費の種類		その他の教育費		測定単位	児童生徒数	
事業区分	節名	経費	内容説明			
基準的経費	校外施設	円				
		246,480,000	(改築)			
			工事費	@513,500円 × 6,000m ² × $\frac{1}{50}$ =	61,620,000円	
			臨時的改築工事費		184,860,000円	
		63,600,000	(大規模改修)			
			工事費	@10,600円 × 6,000m ² =	63,600,000円	
合計		310,080,000				
特定財源						
合計		0				
差引一般財源			310,080,000円			
数値			32,730人			
単位費用			9,474円			

経費の種類		その他の教育費		測定単位	園	児	数
事業区分		節名	経費	内容説明			
基準的経費	幼稚園		円 482,688,250	(改築)			
			115,275,000	(大規模改修)			
				工事費 @513,500円 × 10,875㎡ × $\frac{1}{50}$ = 111,686,250円			
				臨時的改築工事費 371,002,000円			
				工事費 @10,600円 × 10,875㎡ = 115,275,000円			
合計			597,963,250				
特定財源	国庫支出金		18,937,000	園舎建設費 @261,200円 × 10,875㎡ × $\frac{1}{3}$ = 946,850,000円			
				@946,850,000円 × $\frac{1}{50}$ = 18,937,000円			
合計			18,937,000				
差引一般財源				579,026,250円			
数値				1,800人			
単位費用				321,681円			

経費の種類		その他の教育費		測定単位	人	口																														
事業区分	節名	経費	内容説明																																	
基 準	生涯学習 関連施設	円 1,379,126,000	(改築) 工事費 @513,500 × 35,300㎡ × $\frac{1}{50}$ = 362,531,000円 臨時的改築工事費 1,016,595,000円																																	
		374,180,000	(大規模改修) 工事費 @10,600 × 35,300㎡ = 374,180,000円																																	
的 経 費	各種運動施設	191,755,200	(改築) 工事費 <table style="border: none;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>屋外プール (建設費)</td> <td>@426,900 × 2,100㎡ × $\frac{1}{30}$ =</td> <td>29,883,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋外プール (取壊し経費)</td> <td>@32,000 × 2,100㎡ × $\frac{1}{30}$ =</td> <td>2,240,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>管理棟等</td> <td>@513,500 × 1,540㎡ × $\frac{1}{50}$ =</td> <td>15,815,800円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				{	屋外プール (建設費)	@426,900 × 2,100㎡ × $\frac{1}{30}$ =	29,883,000円				屋外プール (取壊し経費)	@32,000 × 2,100㎡ × $\frac{1}{30}$ =	2,240,000円				管理棟等	@513,500 × 1,540㎡ × $\frac{1}{50}$ =	15,815,800円														
		{	屋外プール (建設費)	@426,900 × 2,100㎡ × $\frac{1}{30}$ =	29,883,000円																															
	屋外プール (取壊し経費)	@32,000 × 2,100㎡ × $\frac{1}{30}$ =	2,240,000円																																	
	管理棟等	@513,500 × 1,540㎡ × $\frac{1}{50}$ =	15,815,800円																																	
		51,446,140	臨時的改築工事費 143,816,400円 (大規模改修) 工事費 <table style="border: none;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>野球場</td> <td>@5,200 × 78,650㎡ × $\frac{1}{30}$ =</td> <td>13,632,670円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>運動場</td> <td>@5,200 × 42,680㎡ × $\frac{1}{30}$ =</td> <td>7,397,870円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>テニスコート</td> <td>@18,000 × 11,250㎡ × $\frac{1}{30}$ =</td> <td>6,750,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋外プール</td> <td>@3,496 × 2,100㎡ =</td> <td>7,341,600円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>管理棟等</td> <td>@10,600 × 1,540㎡ =</td> <td>16,324,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				{	野球場	@5,200 × 78,650㎡ × $\frac{1}{30}$ =	13,632,670円				運動場	@5,200 × 42,680㎡ × $\frac{1}{30}$ =	7,397,870円				テニスコート	@18,000 × 11,250㎡ × $\frac{1}{30}$ =	6,750,000円				屋外プール	@3,496 × 2,100㎡ =	7,341,600円				管理棟等	@10,600 × 1,540㎡ =	16,324,000円		
{	野球場	@5,200 × 78,650㎡ × $\frac{1}{30}$ =	13,632,670円																																	
	運動場	@5,200 × 42,680㎡ × $\frac{1}{30}$ =	7,397,870円																																	
	テニスコート	@18,000 × 11,250㎡ × $\frac{1}{30}$ =	6,750,000円																																	
	屋外プール	@3,496 × 2,100㎡ =	7,341,600円																																	
	管理棟等	@10,600 × 1,540㎡ =	16,324,000円																																	
合 計		1,996,507,340																																		
特 定 財 源	国庫支出金	23,666,000	体育館建設費 @242,000 × 11,500㎡ × $\frac{1}{3}$ = 927,666,667円 @927,666,667円 × $\frac{1}{50}$ = 18,553,000円 プール建設費 @958,800 × 800㎡ × $\frac{1}{3}$ = 255,680,000円 @255,680,000円 × $\frac{1}{50}$ = 5,113,000円																																	
		合 計	23,666,000																																	
差引一般財源		1,972,841,340円																																		
数 値		350,000人																																		
単 位 費 用		5,637円																																		

第 3 部

補 正 係 数

第1章 概要

基準財政需要額は、単位費用に測定単位の補正後の数値を乗ずるという形で算定される。単位費用は標準的団体について算定されているが、各特別区における単位当たりの費用は、各特別区の社会的、経済的、地理的諸条件の相違等によって差異がある。このように各種の要素によって当該特別区と標準的団体との間に、質的量的差異があるとき、この差異を基準財政需要額に反映させるために、測定単位の数値に一定の係数を乗じて補正する方法が補正である。そして、この係数が補正係数である。

したがって、基準財政需要額は、測定単位の数値を補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を当該特別区について、合算して算定することとなる。この場合、測定単位の数値を補正する事項として、「種別補正」、「段階補正」、「密度補正」、「態容補正」の4つの種類が考えられている。

このうち、二以上の補正を合わせて行う場合には、事項ごとに算定した率を連乗又は加算して得た率による（費目別適用方法については第3章を参照）。

以下、各補正について概略を述べることとするが、個々の行政費目ごとに適用される補正係数の算出基礎については、第5章で詳述する。

第2章 補正係数の種類

第1節 種別補正

1 目的

測定単位に種別があり、その種別ごとの単位当たり経費に差があるものについて、その差の割合により補正する。

2 補正係数の一般的算式

種別	単位当たり経費	補正係数	
A	a 円	1.00	基準となる種別Aに係る単位当たり経費 a 円を単位費用とし、単
B	b 円	$\frac{b}{a}$	位費用に対する他の種別に係る単位当たり経費の率をもって種別
C	c 円	$\frac{c}{a}$	補正係数とする。

第2節 段階補正

1 目的

測定単位の数値の多少により単位当たり経費が逓減又は逓増するものについて、超過累進又は超過累退の方法により補正する。

2 補正係数の一般的算式

段階補正係数 (α) は、次の算式で求められる。

$$\alpha = \frac{X \pm \sum \Delta x_n d_n}{X \pm \sum \Delta x_n}$$

$X \pm \sum \Delta x_n = x$ ……測定単位の数値

X ……標準区の数値

Δx_n ……n 段階目の数値の増減差

d_n ……n 段階目の補正率

符号：+ …… $X < x$; - …… $X > x$ のとき

補正率 (d_n) は、次の算式で求められる。

- i 標準区の数値を超える段階 (数値の増加により逓減するもの)

$$d_n = \frac{\sum \Delta x_n A - (X + \sum \Delta x_n) \Delta b_{n-1} - \sum \Delta x_{n-1} \cdot d_{n-1} \cdot A}{\Delta x_n A}$$

A ……単位費用

Δb_{n-1} ……n 段階目の減少する単位費用の額

- ii 標準区の数値に満たない段階 (数値の減少により逓増するもの)

$$d_n = \frac{(X + \sum \Delta x_n) \Delta b_{n-1} - \sum \Delta x_{n-1} \cdot d_{n-1} \cdot A}{\Delta x_n A}$$

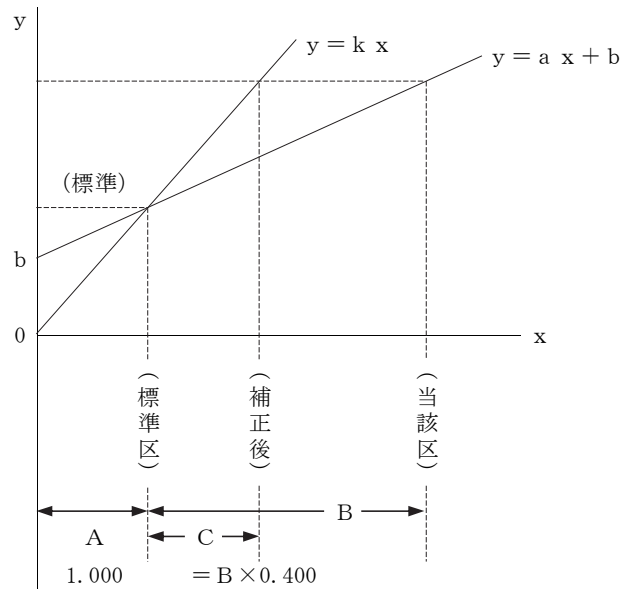
Δb_{n-1} ……n 段階目の増加する単位費用の額

段階ごとに補正する方法は次のとおりである。

ア 測定単位の数値が標準区の数値以上のとき、

(図例) 補正率を0.400 として

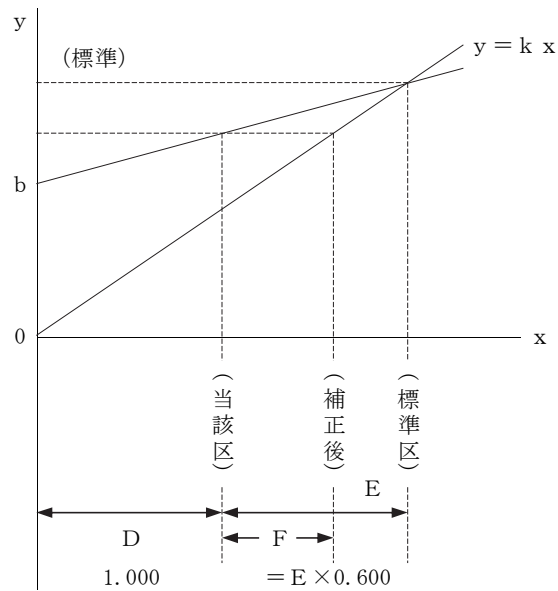
当該区の数値 $A + B$
 当該区の段階ごとに補正した数値 $A + C = A + B \times 0.400$



イ 測定単位の数値が標準区の数値未満のとき、

(図例) 補正率を0.600 として

当該区の数値 D
 当該区の段階ごとに補正した数値 $D + F = D + E \times 0.600$



第3節 密度補正

1 目的

密度の大小により単位当たり経費が逓減又は逓増するものについては、超過累進又は超過累退等の方法により補正する。なお、密度補正は、次の3種類に類別できる。

- (1) 標準区の密度と各特別区の密度との差異により単位当たり経費が逓減又は逓増するものについて、逓減又は逓増の補正を行うもの
- (2) 標準経費に算入された事業量に係る数値を基準として、各特別区の当該事業量に係る数値の増減により割増又は割減の補正を行うもの
- (3) 測定単位の数値に対する算入しようとする経費の事業量に係る数値の割合により割増の補正を行うもの

2 補正係数の一般的算式

$$\beta \text{ I} = 1 + \left(\frac{m}{M} k - 1 \right) S$$

M…………標準密度

m…………密度

k…………乗率

S…………単位費用に占める影響する経費の割合

$$\beta \text{ II} = 1 + \left(\frac{n}{x} k - \frac{N}{X} \right) \frac{B}{A}$$

X…………標準区の数値

x…………当該区の数値

N…………標準区の仕事量数値

n…………当該区の仕事量数値

k…………乗率

A…………単位費用

B…………仕事量数値1単位当たり経費

$$\beta \text{ III} = 1 + \frac{n \cdot B \cdot \frac{1}{A} \cdot k}{x}$$

符号 $\beta \text{ II}$ に同じ

第4節 態容補正

1 目 的

各特別区の法律的、地域的、その他の態容による行政の質的量的差異により単位当たり経費が割高又は割安となるものについて、割増又は割減の方法により補正する。

2 補正係数の一般的算式

$$r = 1 + \frac{b}{Ax}$$

A ……単位費用

x ……当該区の数值

b ……当該区の付加すべき事業費

第3章 行政費目ごとの補正係数適用一覧及び連乗加算の方法

1 経常的経費

経費の種類	測定単位	種別	段階	密度	態容	補正係数の連乗加算の方法	
議会総務費	人 口		○	○	○	段階補正係数+ (密度補正係数-1) + (態容補正Ⅰ係数-1) + (態容補正Ⅱ係数-1) + (態容補正Ⅲ係数-1)	
民 生 費	社会福祉費	人 口	○	○	○	段階補正係数+ (密度補正Ⅰ係数-1) + (密度補正Ⅱ係数-1) + (態容補正係数-1)	
	老人福祉費	65歳以上人口	○	○	○	段階補正係数+ (密度補正Ⅰ係数-1) + (密度補正Ⅱ係数-1) + (態容補正Ⅰ係数-1) + (態容補正Ⅱ係数-1)	
	生活保護費	被保護者数	○	○	○	段階補正係数+ (密度補正係数-1) + (態容補正係数-1)	
	児童福祉費	18歳未満人口		○	○	○	段階補正係数+ (密度補正Ⅰ係数-1) + (密度補正Ⅱ係数-1) + (密度補正Ⅲ係数-1) + (密度補正Ⅳ係数-1) + (態容補正Ⅰ係数-1) + (態容補正Ⅱ係数-1) + (態容補正Ⅲ係数-1) + (態容補正Ⅳ係数-1)
			区立保育所 入所児童数		○	○	密度補正Ⅰ係数+ (密度補正Ⅱ係数-1) + (態容補正係数-1)
			私立保育所 入所児童数			○	
	国民健康保険 事業助成費	被保険者数	○		○	段階補正係数+ (態容補正Ⅰ係数-1) + (態容補正Ⅱ係数-1)	
後期高齢者医療 制度事業助成費	被保険者数	○		○	段階補正係数+ (態容補正Ⅰ係数-1) + (態容補正Ⅱ係数-1)		
衛生費	人 口		○	○	○	段階補正係数+ (密度補正係数-1) + (態容補正Ⅰ係数-1) + (態容補正Ⅱ係数-1) + (態容補正Ⅲ係数-1)	
清 掃 費	清掃総務費	人 口	○				
	収集作業費	人 口	○	○	○	段階補正係数×密度補正係数+ (態容補正Ⅰ係数-1) + (態容補正Ⅱ係数-1)	
	収集車両費	人 口	○	○	○	段階補正係数×密度補正係数×態容補正Ⅰ係数+ (態容補正Ⅱ係数-1)	
	処処分費	人 口	○		○	段階補正係数+ (態容補正係数-1)	
経 済 労 働 費	生活経済費	人 口	○		○	段階補正係数+ (態容補正係数-1)	
	産業経済費	事業所数	○		○	段階補正係数+ (態容補正Ⅰ係数-1) + (態容補正Ⅱ係数-1)	
土 木 費	建築公害費	人 口	○		○	段階補正係数+ (態容補正Ⅰ係数-1) + (態容補正Ⅱ係数-1)	
	都市整備費	人 口	○		○	段階補正係数+ (態容補正係数-1)	
	道路橋りょう費	道路面積	○	○	○	○	段階補正係数×密度補正係数+ (態容補正係数-1)
	公園費	公園面積	○	○			
教 育 費	小学校費	児童数			○		
		学級数					
		学校数	○		○	段階補正係数+ (態容補正Ⅰ係数-1) + (態容補正Ⅱ係数-1) + (態容補正Ⅲ係数-1)	
	中学校費	生徒数	○	○		段階補正係数+ (密度補正係数-1)	

経費の種類		測定単位	種別	段階	密度	態容	補正係数の連乗加算の方法
教 育 費	〔中学校費〕	学級数					
		学校数		○		○	段階補正係数+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）
	その他の教育費	児童生徒数		○			
		幼稚園数				○	
		人口		○	○	○	段階補正係数+（密度補正Ⅰ係数-1）+（密度補正Ⅱ係数-1） +（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）
その他諸費	公債費	元利償還金					
	財産費	年度支払額					
	その他行政費	人口				○	

2 投資的経費

経費の種類		測定単位	種別	段階	密度	態容	補正係数の連乗加算の方法	
議会総務費		人口		○		○	段階補正係数×態容補正係数	
民 生 費	社会福祉費	人口				○		
	老人福祉費	65歳以上人口		○	○	○	{段階補正係数+（密度補正係数-1）}×態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）	
	児童福祉費	15歳未満人口		○	○	○	{段階補正係数+（密度補正係数-1）}×態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）	
衛生費		人口		○		○	段階補正係数×態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）	
清掃費	収集作業費	人口		○		○	段階補正係数+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1）	
	処理処分費	人口						
経 済 費	生活経済費	人口		○		○	段階補正係数×態容補正係数	
土 木 費	建築公害費	人口		○		○	段階補正係数+（態容補正係数-1）	
	都市整備費	人口		○		○	段階補正係数+（態容補正係数-1）	
	道路橋りょう費	道路面積	○		○	○	密度補正係数+（態容補正Ⅰ係数-1）+（態容補正Ⅱ係数-1） +（態容補正Ⅲ係数-1）	
	公園費	人口				○	態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）	
教 育 費	小学校費	学校数			○	○	密度補正係数×態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）+（態容補正Ⅳ係数-1）	
	中学校費	学校数			○	○	密度補正係数×態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）+（態容補正Ⅲ係数-1）	
	その他の教育費	児童生徒数		○				
		園児数					○	
		人口		○			○	段階補正係数×態容補正Ⅰ係数+（態容補正Ⅱ係数-1）

第4章 行政費目ごとの固定費一覧

1 経常的経費

経費の種類 (測定単位)	事業区分	固定費 A	総経費 B	固定費割合 A/B
議会総務費 (人 口)	議会運営費、区議会事務局運営費の一部(事業費の一部及び給与費11.29人分)、一般管理事務費の一部(事業費の一部、給与費145.68人分)、総合教育会議、企画調査費、行政評価事務費、財政管理費、電子計算事務費の一部、施設予約システム経費の一部、総合行政ネットワーク(LGWAN)運営経費、情報セキュリティクラウド運用経費の一部、自治体中間サーバー・プラットフォーム運用経費の一部、都・区市町村DX協働運営委員会経費の一部、人事委員会費、特別区協議会分担金、特別区長会事務局分担金、特別区議会議長会事務局分担金、全国市長会負担金の一部、全国市議会議長会負担金の一部、法務管理費の一部、指定管理者選定等経費の一部、広報広聴費の一部、情報公開・個人情報保護事業費の一部、災害対策費の一部(防災対策、災害応急対策、消防団員等公務災害補償等共済基金掛金の一部、総合防災訓練の一部、水害対策経費、震災予防対策(防災普及広報等経費)の一部、震災予防対策(起震車運行等経費)の一部、帰宅困難者対策用食料等の備蓄の一部、防災行政無線システム維持管理費の一部、水位雨量観測システム維持管理費の一部、被災者生活再建支援システム運用経費の一部)、公衆無線LAN経費の一部、国民保護法関連事業経費、安全安心まちづくり推進事業費の一部、特別職職員費、非常勤職員公務災害補償費の一部、職員共済組合給与費負担金の一部、職員共済組合業務経理負担金の一部、職員選考試験費の一部、職員昇任選考費、職員健康管理費の一部、職員被服貸与費の一部、職員互助組合等交付金の一部、職員研修費の一部、財産管理費、車両維持管理費の一部、庁舎維持管理費の一部、区立施設定期点検調査費の一部、自治体総合賠償責任保険費の一部、区民関係等事務費の一部、地域コミュニティ活動支援費、住民基本台帳整備費の一部、住居表示管理費の一部、出張所管理運営費、地域総合防災センター及び災害対策要員住宅維持管理費、地域総合防災センター管理運営費、区民センター管理運営費、地域センター管理運営費の一部、男女共同センター管理運営費、外国人生活支援等事業費、平和普及活動事業費、男女共同参画事業費、人権啓発事業費、会計管理費、新地方公会計制度運用経費、賦課徴収費の一部(事業費の一部及び給与費の31.44人分)、公金取扱手数料の一部、選挙管理委員会費の一部(事業費及び給与費4.64人分)、選挙常時啓発普及費、区長及び区議会議員選挙執行費の一部、区長及び区議会議員選挙公営費の一部、監査委員費の一部(事業費の一部及び給与費4.47人分)、退職手当費の一部(27人分)、再任用(短時間)職員経費の一部(再任用64.37人分)	円	円	
		4,583,193,236	8,659,907,952	0.529
民生費 (人 口)	社会福祉総務費の一部(事業費及び給与費4.40人分)、地域福祉計画作成、婦人相談員設置費、地域社会福祉協議会育成費、宿泊所等管理運営費、知的障害者福祉事業管理費の一部、障害者自立支援協議会運営費、身体障害者福祉事業管理費の一部、障害者就労支援事業費、障害認定審査会の一部、障害福祉計画作成、地域活動支援センター運営費の一部、避難行動要支援者名簿作成等経費の一部、指導検査事業費(指導検査支援業務委託等)、国民年金事務費の一部(事業費の一部、給与費3.40人分)			
		333,003,317	5,315,869,636	0.063

経費の種類 (測定単位)		事業区分	固定費 A	総経費 B	固定費割合 A/B
民 生 費	老人福祉費 (65歳以上人口)	老人福祉事業総務費の一部(事業費及び給与費17.89人分)、老人クラブ助成事業費の一部、老人福祉施設管理運営費の一部(2所分)、老人福祉センター管理運営費の一部(0.125所分)、介護保険事業助成費の一部	円 231,146,603	円 4,786,340,905	0.048
	生活保護費 (被保護者数)	給与費11.81人分	90,907,770	1,435,447,969	0.063
	児童福祉費 (18歳未満人口)	児童福祉総務費の一部(事業費及び給与費34.35人分)、区立母子生活支援施設管理運営費、児童館管理運営費の一部(6所分)、子ども家庭支援センター運営費(先駆型)、子ども・子育て支援事業計画策定・推進経費、地域型保育給付費の一部、地域子ども・子育て支援事業費の一部、養育費確保支援事業費、保育士等キャリアアップ補助事業費の一部、学校等情報配信システム運用経費(保育所)の一部、保育所等賃借料補助事業費	1,056,833,628	7,014,366,087	0.151
	国民健康保険 事業助成費 (被保険者数)	国民健康保険総務費の一部(事業費の一部及び給与費20.31人分)	159,991,613	1,519,914,197	0.105
	後期高齢者医療 制度事業助成費 (被保険者数)	後期高齢者医療制度事業総務費の一部(事業費の一部及び給与費5.95人分)	62,123,874	2,693,119,201	0.023
衛 生 費	衛生総務費の一部(事業費の一部及び給与費47.25人分)、保健所管理運営費、リサイクルセンター管理運営費、健康増進計画・食育推進計画策定費、休日・準夜等診療事業費の一部(委託料のうち休日診療事業委託費6単位、準夜診療事業委託費2単位、休日歯科診療事業委託費を除く)、自殺防止対策事業費、予防接種費の一部、後天性免疫不全症候群対策費の一部(キャンペーン委託費)、風しん抗体検査事業費の一部、結核健康診断等事業費の一部、保健栄養費、産後ケア事業費、公害保健対策費、食品衛生費の一部(事業費の85.1%分)、住宅宿泊事業費、医薬費(医療監視・献血対策等)、医薬費(薬事監視等)の一部、医薬費(衛生試験所登録等)、環境施策推進費の一部(環境計画推進費等)、使用済注射針回収支援事業費の一部	627,386,398	3,493,606,838	0.180	
清 掃 費	清掃総務費 (人口)	総務管理費の一部(事業費の一部及び給与費6.67人分)、普及啓発費の一部	61,434,340	161,089,537	0.381
	収集作業費 (人口)	管理運営費の一部(事業費の一部及び給与費24.92人分)、作業運営費の一部、資源回収事業費の一部、集団回収事業費の一部	322,059,175	1,938,456,950	0.166
	収集車両費 (人口)	車両雇上費の一部	83,964,595	544,027,519	0.154
	処分処分費 (人口)	最終処分委託料の一部	68,608,695	956,666,461	0.072
経 済 労 働 費	生活経済費 (人口)	消費者対策事業諸費の一部(事業費の一部及び給与費2.80人分)、消費者センター管理運営費、公衆浴場助成事業費の一部、労働総務費の一部(事業費の一部及び給与費0.50人分)	87,902,459	158,423,145	0.555
	産業経済費 (事業所数)	商工振興費の一部(給与費9.00人分)、商工振興センター管理運営費、観光振興費	147,207,865	898,003,151	0.164

経費の種類 (測定単位)		事業区分	固定費 A	総経費 B	固定費割合 A/B
土木費	建築公害費 (人口)	土木総務費の一部(事業費の一部及び給与費36.44人分)、建築行政費の一部、建築紛争予防調整事務費、建築審査会運営費の一部、放置自転車等対策事業費の一部、住宅対策費の一部、区営住宅維持管理費の一部、空き家対策等事業費の一部	円 324,515,598	円 869,021,277	0.373
	都市整備費 (人口)	都市整備総務費の一部(事業費及び給与費5.68人分)、都市計画事務費の一部、都市計画審議会運営費、都市景観づくり事業費の一部、地籍調査事業費	87,844,895	389,101,289	0.226
	道路橋りょう費 (道路面積)	道路橋りょう総務費の一部(事業費の一部及び給与費6.07人分)、公衆便所維持管理費、交通災害対策費の一部、道路清掃費の一部、街路灯維持補修費の一部、バリアフリー計画策定経費	179,747,911	130,556,078	1.377
	公園費 (公園面積)	公園維持管理費の一部(事業費の一部及び給与費14.56人分)、公衆便所維持管理費の一部	199,219,294	466,825,716	0.427
教育費	小学校費 (学校数)	学校法律相談事業費	383,800	3,721,983,231	0.000
	中学校費 (生徒数)	部活動大会参加費等助成経費の一部	112,000	483,787,666	0.000
	中学校費 (学校数)	学校法律相談事業費	172,710	2,062,870,149	0.000
	その他の教育費 (児童生徒数)	教育委員会運営費、事務局運営費の一部(給与費30.95人分及び事業費の一部)、教育相談事業費の一部、就学支援委員会活動費の一部、校外施設管理費、科学教育センター運営費、音楽鑑賞教室、教育研究所管理運営費、教職員健康管理費の一部、幼稚園教職員人事事務、特別区人事・厚生事務組合分担金、教育課程及び教科書採択事務、特別支援教育経費、日本語適応指導事業費の一部、校庭芝生管理費、いじめ問題対策委員会等経費	423,226,744	946,256,319	0.447
	その他の教育費 (人口)	社会教育総務費の一部(事業費及び給与費12.77人分)、社会教育指導員活動費、放課後子ども教室推進事業費の一部、スポーツ推進委員活動費の一部、スポーツ推進計画策定経費、図書館管理運営費(中央館分)、社会教育施設管理費の一部(社会教育会館管理運営費、郷土資料館管理運営費の一部)、社会体育施設管理費の一部(体育館管理運営費(プール無館)、各種運動施設管理運営費の一部)、都民体育大会選手派遣費、学校等情報配信システム運用経費の一部、教育振興基本計画策定経費	629,375,320	2,245,752,672	0.280

※ 小学校費(学校数)、中学校費(生徒数・学校数)の固定費割合は0.000以下

2 投資的経費

経費の種類 (測定単位)		事業区分	固定費 A	総経費 B	固定費割合 A/B
議会総務費	議会総務費 (人口)	地域交流施設の改築及び大規模改修経費	円 1,190,225,750	円 1,343,369,920	0.886
民生費	老人福祉費 (65歳以上人口)	高齢者福祉施設の改築及び大規模改修経費の一部 (2,281㎡分)	107,443,224	859,640,000	0.125
	児童福祉費 (15歳未満人口)	児童福祉施設の改築及び大規模改修経費の一部 (4,380㎡分)	215,061,313	1,762,815,360	0.122
衛生費	衛生費 (人口)	保健衛生施設の改築及び大規模改修経費の一部 (3,550㎡分)	183,464,000	366,928,000	0.500
清掃費	収集作業費 (人口)	清掃事務所及び清掃事業所の改築及び大規模改修経費の一部(1,800㎡分)	93,024,000	209,375,000	0.444
経済労働費	生活経済費 (人口)	消費者及び商工振興施設の改築及び大規模改修経費	132,512,000	132,512,000	1.000
土木費	建築公害費 (人口)	区営住宅の改築及び大規模改修経費の一部(97戸分)	155,590,496	648,294,400	0.240
	都市整備費 (人口)	まちづくり事業費の一部(調査・計画作成費分)	60,640,791	77,292,000	0.785
教育費	その他の教育費 (児童生徒数)	校外施設の改築及び大規模改修経費	310,080,000	310,080,000	1.000
	その他の教育費 (人口)	生涯学習関連施設の改築及び大規模改修経費の一部(12,625㎡分)、各種運動施設の改築及び大規模改修経費の一部(運動場の一部(9,700㎡分)、屋外プール)	767,386,940	1,972,841,340	0.389

第5章 行政費目ごとの補正係数説明

第1節 経常的経費

第1項 議会総務費

第1 議会総務費（人口）

1 密度補正

(1) 目的

標準区の戸籍人口比率に対する当該区の戸籍人口比率の割合により住民基本台帳整備費の割増又は割減の補正をするものである。

総務管理業務は、企画・電算・総務・区民・戸籍等の業務を含むが、戸籍業務の所要職員数は戸籍人口比率に応じて異なること、また、戸籍業務担当の職員数に対する戸籍人口比率の変動の影響する割合（影響度）が3/10であることから下記の算式により補正係数を求める。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区戸籍人口}}{\text{標準区人口}}} - 1 \right] \times \frac{\text{戸籍人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区議会総務費}}$$
$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{371,700\text{人}}{350,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{209,059,021\text{円}}{8,659,907,952\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.023 + 0.976$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度4月1日現在における当該特別区の戸籍記載人口

(3) 積算内訳

$$\begin{aligned} \text{戸籍人口により影響を受ける経費} &= \text{戸籍関係人件費の比例分} \times \text{影響率} + \text{戸籍関係事業費} \\ &= 584,319,123\text{円} \times 0.30 + 33,763,284\text{円} = 209,059,021\text{円} \end{aligned}$$

2 態容補正（I）

(1) 目的

昼間人口比率により、災害対策費の一部を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{標準区災害対策費のうちBに掲げる事業費}}{\text{標準区人口} \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + (A - 1) \times \frac{90,982,903\text{円}}{350,000\text{人} \times 24,743\text{円}} = 1 + (A - 1) \times 0.011$$

算式の符号

A：次の表の定める昼間人口比率に対応する率

昼間人口比率	率	昼間人口比率	率
1.00未満	1.0	5.00以上 8.00未満	3.5
1.00以上 1.25未満	1.5	8.00以上 12.00未満	4.0
1.25以上 1.75未満	2.0	12.00以上 15.00未満	4.5
1.75以上 3.00未満	2.5	15.00以上	5.0
3.00以上 5.00未満	3.0		

したがって、補正係数は昼間人口比率に対して次の表のとおりである。

昼間人口比率	補正係数	昼間人口比率	補正係数
1.00未満	1.000	5.00以上 8.00未満	1.028
1.00以上 1.25未満	1.006	8.00以上 12.00未満	1.033
1.25以上 1.75未満	1.011	12.00以上 15.00未満	1.039
1.75以上 3.00未満	1.017	15.00以上	1.044
3.00以上 5.00未満	1.022		

B：総合防災訓練の一部・災害用食料の備蓄（避難所用）・生活必需品の備蓄・
災害用医薬品及び医療資器材等の備蓄

(注) 昼間人口比率とは、令和2年国勢調査の結果による昼間人口（常住人口に当該特別区の区域内で就業又は就学する15歳以上の者の数を加えた数から当該特別区の区域外で就業又は就学する15歳以上の者の数を控除した人口をいう。）を常住人口で除して得た率をいう。

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

退職手当について、各区の退職対象者の状況に応じて補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + (B - 1) \times \frac{A \times \frac{\text{標準区退職手当費の比例費}}{\text{標準区人口}} + \text{標準区退職手当費の固定費}}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + (B - 1) \times \frac{A \times \frac{663,594,564\text{円}}{350,000\text{人}} + 353,174,184\text{円}}{A \times 24,743\text{円}}$$

$$= 1 + (B - 1) \times \left[0.077 + \frac{14,274}{A} \right]$$

($\frac{14,274}{A}$ 又は B に小数点以下第 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A : 測定単位の数値（当該区の人口）

B : 次の算式により求められる数

$$B = \frac{\frac{b}{a}}{\frac{\Sigma b}{\Sigma a}} = \frac{b}{a} \times \frac{\Sigma a}{\Sigma b}$$

a : 当該年度の前年度の 4 月 1 日現在における各区の全職員数

b : 当該年度の前年度の 4 月 1 日現在における年齢が 48 歳～59 歳までの各区の職員数

Σa : 当該年度の前年度の 4 月 1 日現在における各区の全職員数を合算した数

Σb : 当該年度の前年度の 4 月 1 日現在における年齢が 48 歳～59 歳までの各区の職員数を合算した数

4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

人口区分に応じた議員定数により、議会運営に係る経費の差を補正する。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B - \text{標準区議会運営費}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B - 542,695,968\text{円}}{A \times 24,743\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：人口区分に対応する次の表に定める議会運営費

人口区分		議員定数	議会運営費
以上	以下		
50,000	99,999	25	348,147,605 円
100,000	199,999	31	425,966,950
200,000	299,999	34	464,876,623
300,000	499,999	40	542,695,968
500,000	899,999	47	633,485,204
900,000		50	672,394,877

第2項 民生費

第1 社会福祉費（人口）

1 密度補正（Ⅰ）

(1) 目的

心身障害者福祉手当支給件数及び難病手当支給件数の多少により、社会福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B+C}{A}}{\frac{(\text{標準区心身障害者福祉手当支給件数} + \text{標準区難病手当支給件数})}{\text{標準区人口}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区心身障害者福祉手当支給費}}{\text{標準区社会福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B+C}{A}}{\frac{(36,708\text{件} + 21,564\text{件})}{350,000\text{人}}} \times 1.011 - 1 \right] \times \frac{907,678,406\text{円}}{5,315,869,636\text{円}}$$

$$= \frac{B+C}{A} \times 1.037 + 0.829$$

$\left(\frac{B+C}{A}\right)$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該区の前前年度における心身障害者福祉手当の支給件数

C：当該区の前前年度における難病手当の支給件数

2 密度補正（Ⅱ）

(1) 目的

自立支援医療（更生医療）のうち生活保護受給者のレセプト件数の多少により、社会福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区生活保護受給者のレセプト件数}}{\text{標準区人口}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区自立支援医療費（更生医療）} \times a}{\text{標準区社会福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{1,400\text{件}}{350,000\text{人}}} \times 0.964 - 1 \right] \times \frac{157,956,110\text{円} \times 0.550}{5,315,869,636\text{円}} = \frac{B}{A} \times 3.939 + 0.984$$

$\left(\frac{B}{A}\right)$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該区の前前年度における更生医療レセプト件数のうち生活保護受給者のレセプト件数

a：更生医療レセプト件数のうち生活保護受給者のレセプト件数の比率 0.550

3 態容補正

(1) 目的

福祉型児童発達支援センター（知的障害児）の管理運営経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \text{福祉型児童発達支援センター（知的障害児）} \text{ 1人当たり費用}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times 3,482,574\text{円}}{A \times 15,188\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該区の4月1日現在の区立福祉型児童発達支援センター（知的障害児）の通所定員数

(3) 算出内訳

福祉型児童発達支援センター（知的障害児）

区分	節名	金額
基 準 的	管 理 費	
	報 酬	6,571,576 円
	給 与 費	115,462,875
	職 員 手 当 等	5,192,650
	報 償 費	46,070
	旅 費	123,257
	需 用 費	7,723,800
	役 務 費	404,010
	委 託 料	1,237,160
	使用料及び賃借料	1,650,170
	工 事 請 負 費	1,364,850
	原 材 料 費	60,240
	備 品 購 入 費	258,320
	負担金補助及び交付金	20,000
公 課 費	70,000	
計	140,184,978	
経 費	児 童 保 護 費	
	旅 費	77,234
	需 用 費	6,536,420
	役 務 費	77,300
	委 託 料	55,470
	使用料及び賃借料	236,570
	備 品 購 入 費	427,460
	負担金補助及び交付金	3,000
計	7,413,454	
合 計	147,598,432	
特定財源	都 支 出 金	43,121,200
差 引	一 般 財 源	104,477,232
通 所 定 員		30 人
通 所 定 員 1 人 当 たり 経 費		3,482,574

第2 老人福祉費（65歳以上人口）

1 密度補正（Ⅰ）

(1) 目的

標準区における「住民基本台帳上の日本人老人人口に対する、外国人人口を含んだ老人人口の比率」に対する当該区の同比率の割合により、老人福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区65歳以上人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区65歳以上人口（日本人人口）}}} - 1 \right] \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区老人福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{65,200\text{人}}{63,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{4,297,382,848\text{円}}{4,786,340,905\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.868 + 0.102$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の人口（外国人人口を含む。）

2 密度補正（Ⅱ）

(1) 目的

老人福祉施設入所措置者数の多少により、老人福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区老人福祉施設入所措置者数}}{\text{標準区65歳以上人口（日本人人口）}}} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区老人福祉施設入所措置費}}{\text{標準区老人福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{141\text{人}}{63,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{257,811,454\text{円}}{4,786,340,905\text{円}} = \frac{B}{A} \times 24.067 + 0.946$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該区の4月1日現在における老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第11条第1項第1号の規定による老人福祉施設入所措置者数

3 態容補正（I）

(1) 目的

区立特別養護老人ホームの経営支援に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 75,974 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度における区立特別養護老人ホームの経営支援に要する経費として知事が算定した額

4 態容補正（II）

(1) 目的

高齢者集合住宅（シルバーピア対象事業に限る。）及び軽費老人ホームの運営に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 75,974 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度における区立高齢者集合住宅（シルバーピア対象事業に限る。）及び区立軽費老人ホーム（A型、B型及びケアハウス）の運営に係る経費として知事が算定した額

第3 生活保護費（被保護者数）

1 密度補正

(1) 目的

各種扶助件数の多少により、生活保護費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{b}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{array}{l} (\alpha) \text{のうち} \\ \text{生活扶助費} \\ \text{うち比例費} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{array}} + \left[\frac{\frac{C}{A}}{\frac{c}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{array}{l} (\alpha) \text{のうち} \\ \text{住宅扶助費} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{array}} + \left[\frac{\frac{D}{A}}{\frac{d}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{array}{l} (\alpha) \text{のうち} \\ \text{教育扶助費} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{array}} \\
 & + \left[\frac{\frac{E}{A}}{\frac{e}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{array}{l} (\alpha) \text{のうち医療} \\ \text{扶助(入院)費} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{array}} + \left[\frac{\frac{F}{A}}{\frac{f}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{array}{l} (\alpha) \text{のうち医療} \\ \text{扶助(入院外)費} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{array}} + \left[\frac{\frac{G}{A}}{\frac{g}{a}} - 1 \right] \times \frac{\begin{array}{l} (\alpha) \text{のうち} \\ \text{介護扶助費} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{array}} \\
 & + \frac{\frac{H}{A}}{\frac{h}{a}} - 1 \times \frac{\begin{array}{l} (\alpha) \text{のうち法} \S \\ \text{73ケース扶助費} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準区生活} \\ \text{保護費}(\alpha) \end{array}} \\
 = & 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{2,150}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{524,181,074}{1,435,447,969} + \left[\frac{\frac{C}{A}}{\frac{1,500}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{260,751,709}{1,435,447,969} + \left[\frac{\frac{D}{A}}{\frac{150}{7,600}} - 1 \right] \\
 & \times \frac{7,809,464}{1,435,447,969} + \left[\frac{\frac{E}{A}}{\frac{150}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{283,409,124}{1,435,447,969} + \left[\frac{\frac{F}{A}}{\frac{2,600}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{220,759,933}{1,435,447,969} \\
 & + \left[\frac{\frac{G}{A}}{\frac{300}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{26,845,577}{1,435,447,969} + \left[\frac{\frac{H}{A}}{\frac{750}{7,600}} - 1 \right] \times \frac{20,783,318}{1,435,447,969} \\
 = & \frac{B \times 1.291 + C \times 0.920 + D \times 0.276 + E \times 10.003 + F \times 0.450 + G \times 0.474 + H \times 0.147}{A} + 0.063
 \end{aligned}$$

(B × 1.291、C × 0.920、…………… H × 0.147 は、小数点以下四捨五入する。)

算式の符号

A : 測定単位の数値 (当該区の被保護者数)	a : 標準区被保護者数
B : Aのうち、生活扶助件数	b : aのうち、生活扶助件数
C : " 住宅扶助件数	c : " 住宅扶助件数
D : " 教育扶助件数	d : " 教育扶助件数
E : " 医療扶助(入院)件数	e : " 医療扶助(入院)件数
F : " 医療扶助(入院外)件数	f : " 医療扶助(入院外)件数
G : " 介護扶助件数	g : " 介護扶助件数
H : " 法 § 73ケース扶助件数	h : " 法 § 73ケース扶助件数

(3) 算出内訳

区 分	所 要 経 費 A	特 定 財 源 B	差 引 一 般 財 源 A - B
生活扶助	給与費 (19.52人) 150,255,686	円	円
	その他 1,615,538,158	1,150,705,000	615,088,844
	計 1,765,793,844		
うち比例費	給与費 (7.71人) 59,347,916		
	その他 1,615,538,158	1,150,705,000	524,181,074
	計 1,674,886,074		
住宅扶助	給与費 (5.37人) 41,335,709		
	その他 877,662,000	658,246,000	260,751,709
	計 918,997,709		
教育扶助	給与費 (0.54人) 4,156,664		
	その他 14,608,800	10,956,000	7,809,464
	計 18,765,464		
医療扶助 (入院)	給与費 (0.54人) 4,156,664		
	その他 1,117,007,460	837,755,000	283,409,124
	計 1,121,164,124		
医療扶助 (入院外)	給与費 (9.32人) 71,740,933		
	その他 596,076,000	447,057,000	220,759,933
	計 667,816,933		
介護扶助	給与費 (1.06人) 8,159,377		
	その他 74,743,200	56,057,000	26,845,577
	計 82,902,577		
法第73条の規 定による扶助	給与費 (2.70人) 20,783,318		
	その他 0	0	20,783,318
	計 20,783,318		
計	給与費 (39.05人) 300,588,351		(α)
	その他 4,295,635,618	3,160,776,000	1,435,447,969
	計 4,596,223,969		

2 態容補正

(1) 目 的

生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）第73条の規定による被保護者数（都負担ケース）の当該特別区人口に占める割合の多少による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B \times C}{A} \right)$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保護者数）

B：Aのうち、生活保護法第73条の規定により都がその費用の一部を負担した被保護者の数

C：Bを当該年度の4月1日現在における人口で除して得た数

（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に対応する下表に定める率

人口1人当たり法第73条 ケース被保護者数	率
0.005人未満	0.000
0.005人以上	0.075

第4 児童福祉費（18歳未満人口、区立保育所入所児童数、私立保育所入所児童数）

「18歳未満人口」を測定単位とするもの

1 密度補正（Ⅰ）

(1) 目的

標準区における「住民基本台帳上の日本人児童人口に対する、外国人人口を含んだ児童人口の比率」に対する当該区の同比率の割合により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区18歳未満人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区18歳未満人口（日本人人口）}}} - 1 \right] \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{48,600 \text{人}}{47,000 \text{人}}} - 1 \right] \times \frac{4,631,262,953 \text{円}}{7,014,366,087 \text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.639 + 0.340$$

$\frac{B}{A}$ （— に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の人口（外国人人口を含む。）

2 密度補正（Ⅱ）

(1) 目的

児童育成手当支給件数の多少により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区児童育成手当支給件数}}{\text{標準区18歳未満人口（日本人人口）}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区児童育成手当支給に要する経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$
$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{38,400\text{件}}{47,000\text{人}}} \times 0.975 - 1 \right] \times \frac{534,353,365\text{円}}{7,014,366,087\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.091 + 0.924$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該区の令和3年度及び令和4年度における児童育成手当の1年当たり平均支給件数（1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

3 密度補正（Ⅲ）

(1) 目的

児童扶養手当受給世帯数の多少により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区児童扶養手当受給世帯数}}{\text{標準区18歳未満人口（日本人人口）}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区児童扶養手当給付事業に要する経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$
$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{2,037\text{世帯}}{47,000\text{人}}} \times 1.045 - 1 \right] \times \frac{699,149,847\text{円}}{7,014,366,087\text{円}} = \frac{B}{A} \times 2.403 + 0.900$$

$\frac{B}{A}$ （ $\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）

B：当該区の令和3年度及び令和4年度各年度の3月31日現在の児童扶養手当受給世帯数の平均値（1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

4 密度補正 (IV)

(1) 目的

ひとり親家庭医療費助成件数の多少により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区児童扶養手当受給世帯数}}{\text{標準区18歳未満人口 (日本人人口)}}} \times \text{補正率} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区ひとり親家庭医療費助成に要する経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{1,400 \text{世帯}}{47,000 \text{人}}} \times 1.000 - 1 \right] \times \frac{92,766,294 \text{円}}{7,014,366,087 \text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.444 + 0.987$$

$\frac{B}{A}$ (— に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A : 測定単位の数値 (当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口)

B : 当該年度の4月1日現在の児童扶養手当受給世帯数 (生活保護受給世帯及び中国残留邦人等生活支援給付受給世帯を除く。)

5 態容補正 (I)

(1) 目的

区立認定こども園の管理運営に係る経費 (2・3号認定分) を加算するものである。

(2) 算出方法

$$= 1 + \frac{B \times \left[\begin{array}{l} \text{2号認定の} \\ \text{4歳以上児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right] + C \times \left[\begin{array}{l} \text{2号認定の} \\ \text{3歳児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right] + D \times \left[\begin{array}{l} \text{3号認定の} \\ \text{1・2歳児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right] + E \times \left[\begin{array}{l} \text{3号認定の} \\ \text{零歳児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right]}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{B \times 1,409,340 \text{円} + C \times 1,770,770 \text{円} + D \times 2,393,970 \text{円} + E \times 4,258,100 \text{円}}{A \times 149,242 \text{円}}$$

算式の符号

A : 測定単位の数値 (当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口)

B : 当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する2号認定を受けた4歳以上児の数

C : 当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する2号認定を受けた3歳児の数

D : 当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する3号認定を受けた1・2歳児の数

E : 当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する3号認定を受けた零歳児の数

算式の符号

- A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人人口）
 B：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する2号認定を受けた4歳以上児の数
 C：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する2号認定を受けた3歳児の数
 D：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する3号認定を受けた1・2歳児の数
 E：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する3号認定を受けた零歳児の数
 F：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する2・3号認定を受けた児童の数

(3) 算出内訳

私立認定こども園施設型給付費等（1園当たり経費（2・3号認定分））

区 分			対象者数		公定価格/区加算額			利用者負担額		国庫支出金 (3歳以上1/2、 3歳未満 58.23/100) (E-G) × 1/2 または58.23/100	都支出金 (3歳以上1/4、 3歳未満 20.885/100) (E-G) × 1/4 または20.885/100	差引一般財源 E-G-H-I	
			定員 A	延人員 B A×12 人	単価 C 円	加算率 加算額 D %、円	金額 E B×C×D B×(C+D) 円	単価 F 円	金額 G B×F 円				
基 国 本 分 制 的 度 加 算 1 加 算 2 分 算 費	基 準 時 間	4歳以上児	29	348	51,750		18,009,000	0	0				
		3歳児	16	192	59,640		11,450,880	0	0				
		1・2歳児	23	276	123,130		33,983,880	48,884	13,491,984				
		零歳児	6	72	202,040		14,546,880	48,884	3,519,648				
	短 時 間	4歳以上児	3	36	45,140		1,625,040	0	0				
		3歳児	2	24	53,030		1,272,720	0	0				
		1・2歳児	1	12	116,520		1,398,240	48,884	586,608				
	処 遇 改 善 等 加 算 I	標 準 時 間	4歳以上児	29	348	490	16	2,728,320					
			3歳児	16	192	560	16	1,720,320					
			1・2歳児	23	276	1,120	16	4,945,920					
			零歳児	6	72	1,910	16	2,200,320					
	短 時 間	4歳以上児	3	36	430	16	247,680						
		3歳児	2	24	500	16	192,000						
		1・2歳児	1	12	1,050	16	201,600						
	加 算 1	三歳児配置改善加算		18	216	7,890	1,120	1,946,160					
		チーム保育加算		50	600	5,400	640	3,624,000					
		副食費徴収免除加算		7	84	4,700		394,800					
	加 算 2	療育支援加算		80	960	200	30	220,800					
		処 遇 改 善 等 加 算 II	①(7人)	80	960	2,200		2,112,000					
			②(4人)	80	960	150		144,000					
処 遇 改 善 等 加 算 III		33人	80	960	11,280	1/2	2,227,200						
冷暖房費加算				105,600		105,600							
栄養管理加算		80	960	960	150	1,065,600							
施設機能強化推進費加算				48,450		48,450							
小 計							106,411,410	17,598,240	47,855,000	20,479,000	20,479,170		
区 加 算 分	職員処遇等加算		80	960	12,650		12,144,000					12,144,000	
	施設維持管理・健康管理等加算		80	960	3,454		3,315,840					3,315,840	
	児童処遇等加算		80	960	2,610		2,505,600					2,505,600	
	特例保育加算 (零歳児、障害児、11時間保育)		80	960	20,354		19,539,840					19,539,840	
小 計							37,505,280				37,505,280		
合 計							143,916,690	17,598,240	47,855,000	20,479,000	57,984,450		

1人当たり経費（認定区分、歳児別）

認定区分	歳児別	1人当たり経費（円）			
		公定価格/ 区加算額	利用者負担額	国庫支出金 都支出金	差引一般財源
2号認定	4歳以上児	860,990	0	645,750	215,240
	3歳児	1,075,660	0	806,750	268,910
3号認定	1・2歳児	1,762,790	586,610	930,540	245,640
	零歳児	2,865,250	586,610	1,802,740	475,900
2・3号認定	全年齢（区加算）	468,820	-	-	468,820

7 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別区の児童相談所関連事務（児童相談所、一時保護所及び児童相談所設置市事務）に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{\left[B \times \frac{\text{比例費}}{\text{標準区18歳未満人口（外国人人口を含む）}} + \text{固定費} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{\left[B \times \frac{598,488,537\text{円}}{48,600\text{人}} + 293,391,076\text{円} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 149,242\text{円}}$$

$$= 1 + \frac{\left[B \times 12,315 + 293,391,076 \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 149,242\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の人口（外国人人口を含む。）

比例費：児童相談所関連経費のうち、比例費の差引一般財源の合計をいう。

固定費：児童相談所関連経費のうち、固定費の差引一般財源の合計をいう。

(3) 児童相談所関連経費の積算内訳

児童相談所運営費

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基 準 的 経 費	児童相談所運営費	給 与 費	377,178,725 円	115,462,875 円	261,715,850 円
		報 酬	22,804,596	22,804,596	0
		職 員 手 当 等	38,073,670	11,085,361	26,988,309
		報 償 費	1,134,409	59,673	1,074,736
		旅 費	2,272,584	94,691	2,177,893
		需 用 費	10,742,580	4,867,829	5,874,751
		役 務 費	4,060,972	1,586,068	2,474,904
		委 託 料	42,024,220	27,505,395	14,518,825
		使用料及び賃借料	273,130	0	273,130
		工 事 請 負 費	235,630	142,321	93,309
		備 品 購 入 費	320,018	0	320,018
		負担金補助及び交付金	1,587,202	150,423	1,436,779
		公 課 費	875	0	875
合 計			500,708,611	183,759,232	316,949,379
特 定 財 源		国 庫 支 出 金	5,451,000	5,070,000	381,000
差 引 一 般 財 源			495,257,611	178,689,232	316,568,379

一時保護所運営費

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基 準 的 経 費	一時保護所運営費	給 与 費	153,950,500 円	58,501,190 円	95,449,310 円
		報 酬	26,269,114	15,255,154	11,013,960
		職 員 手 当 等	17,908,870	6,110,469	11,798,401
		需 用 費	3,721,480	1,164,824	2,556,656
		役 務 費	102,310	32,023	70,287
		委 託 料	39,955,830	12,721,893	27,233,937
		使用料及び賃借料	1,267,990	396,881	871,109
		備 品 購 入 費	189,690	59,373	130,317
		扶 助 費	26,782,278	4,014,078	22,768,200
合 計			270,148,062	98,255,885	171,892,177
特 定 財 源		国 庫 支 出 金	73,083,318	25,481,218	47,602,100
差 引 一 般 財 源			197,064,744	72,774,667	124,290,077

児童相談所設置市事務

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基 準 的 経 費	児 童 相 談 所 設 置 市 事 務	給 与 費	84,672,776 円	28,711,769 円	55,961,007 円
		報 酬	3,634,720	3,634,720	0
		旅 費	154,468	86,538	67,930
		需 用 費	14,920	14,920	0
		役 務 費	423,230	381,230	42,000
		委 託 料	30,019,435	0	30,019,435
		扶 助 費	139,271,651	0	139,271,651
		負担金補助及び交付金	12,577,573	0	12,577,573
合 計			270,768,773	32,829,177	237,939,596
特 定 財 源		分 担 金 及 負 担 金	515	0	515
		国 庫 支 出 金	91,401,000	560,000	90,841,000
		都 支 出 金	△ 20,190,000	△ 9,658,000	△ 10,532,000
		計	71,211,515	△ 9,098,000	80,309,515
差 引 一 般 財 源			199,557,258	41,927,177	157,630,081

差引一般財源合計		891,879,613 円	293,391,076 円	598,488,537 円
----------	--	---------------	---------------	---------------

8 態容補正 (IV)

(1) 目 的

児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別
区の児童相談所関連事務(措置費及び旧都単独補助事業)に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{\left[B \times \frac{\text{比 例 費}}{\text{標準区18歳未満人口 (外国人人口を含む)}} + C \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{\left[B \times \frac{435,564,000\text{円}}{48,600\text{人}} + C \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 149,242\text{円}}$$

$$= 1 + \frac{\left[B \times 8,962 + C \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 149,242\text{円}}$$

算式の符号

A : 測定単位の数値 (当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の日本
人人口)

B : 当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち18歳未満の人口 (外国人人口を含
む。)

C：当該年度における措置費及び旧都単独補助事業に要する経費として知事が算定した額

比例費：児童相談所関連経費のうち、比例費の差引一般財源の合計をいう。

(3) 児童相談所関連経費の積算内訳

措置費（国基準分）

区 分	節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
経基 準 費的 措置費（国基準分）	扶 助 費	589,410,000 円	0 円	589,410,000 円
特 定 財 源	分 担 金 及 負 担 金	3,996,000	0	3,996,000
	国 庫 支 出 金	292,707,000	0	292,707,000
	計	296,703,000	0	296,703,000
差 引 一 般 財 源		292,707,000	0	292,707,000

旧都単独補助事業

区 分	節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
経基 準 費的 旧都単独補助事業	負担金補助及び交付金	98,901,000 円	0 円	98,901,000 円
	扶 助 費	43,956,000	0	43,956,000
合 計		142,857,000	0	142,857,000
特 定 財 源	—	0	0	0
差 引 一 般 財 源		142,857,000	0	142,857,000

差 引 一 般 財 源 合 計		435,564,000 円	0 円	435,564,000 円
-----------------	--	---------------	-----	---------------

「区立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

1 密度補正 (I)

(1) 目的

区立保育所の乳幼児の保育経費については、3歳未満児と3歳以上児で差があるため、当該区の区立保育所入所児童数に占める3歳未満児数の割合と標準区の区立保育所児童数に占める3歳未満児数の割合との差により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{\text{標準区区立保育所の3歳未満児数}}{\text{標準区区立保育所入所児童数}} \right) \times \frac{\left[\frac{\text{3歳未満児}}{\text{1人あたり経費}} \right] - \left[\frac{\text{3歳以上児}}{\text{1人あたり経費}} \right]}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{1,156\text{人}}{3,400\text{人}} \right) \times \frac{2,112,929\text{円} - 1,274,792\text{円}}{1,559,759\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.537 + 0.817$$

$\frac{B}{A}$ (—) に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A : 測定単位の数値 (当該区の区立保育所 (区立認定こども園を除く。) 入所児童数)

B : Aのうち3歳未満の者の数 (ただし、障害児は3歳未満とみなす。)

2 密度補正 (II)

(1) 目的

保育所1所当たりの固定的経費を算定するための補正を行うものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{\text{標準区区立保育所数}}{\text{標準区区立保育所入所児童数}} \right) \times \frac{\text{保育所1所当たり固定的経費}}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{34\text{所}}{3,400\text{人}} \right) \times \frac{\text{@}7,697,525\text{円} \times 2.737\text{人}}{1,559,759\text{円}} = \frac{B}{A} \times 13.507 + 0.865$$

$\frac{B}{A}$ (—) に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A : 測定単位の数値 (当該区の区立保育所 (区立認定こども園を除く。) 入所児童数)

B : 当該年度の4月1日現在における区立保育所 (区立認定こども園を除く。) 数

3 態容補正

(1) 目的

零歳児保育に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times (\text{零歳児保育特別対策事業に係る 1 施設当たりの加算経費})}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times 10,023,693\text{円}}{A \times 1,559,759\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の区立保育所（区立認定こども園を除く。）入所児童数）

B：当該年度の4月1日現在において零歳児保育事業を実施している区立保育所（区立認定こども園を除く。）数

(3) 算出内訳

区立保育所零歳児保育事業加算分

区	分	節名	経費	説明
基 準 的 経 費	区立保育所管理運営費 (零歳児保育事業加算分)	報酬	4,635,425	特別職非常勤職員（嘱託医手当加算） @43,200円 × 1人 × 12月 = 518,400円 会計年度任用職員（保健師） @3,690,792円 × 0.5人 = 1,845,396円 会計年度任用職員（調理員） @2,839,536円 × 0.8人 = 2,271,629円
		給与費	5,388,268	保健師の増配置 @7,697,525円 × 0.5人 = 3,848,763円 調理員の増配置 @7,697,525円 × 0.2人 = 1,539,505円
		計	10,023,693	
		一般財源	10,023,693	

「私立保育所入所児童数」を測定単位とするもの

1 密度補正

(1) 目的

私立保育所の乳幼児の保育経費については、3歳未満児と3歳以上児で差があるため、当該区の私立保育所入所児童数に占める3歳未満児数の割合と標準区の私立保育所児童数に占める3歳未満児数の割合との差により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{\text{標準区私立保育所の 3 歳未満児数}}{\text{標準区私立保育所入所児童数}} \right) \times \frac{\left[\frac{\text{3 歳 未 満 児}}{\text{1 人 当 たり 経 費}} \right] - \left[\frac{\text{3 歳 以 上 児}}{\text{1 人 当 たり 経 費}} \right]}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left(\frac{B}{A} - \frac{374\text{人}}{1,100\text{人}} \right) \times \frac{759,529\text{円} - 690,031\text{円}}{713,666\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.097 + 0.967$$

$\frac{B}{A}$ (—に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の私立保育所（私立認定こども園を除く。）入所児童数）

B：Aのうち3歳未満の者の数（ただし、障害児は3歳未満とみなす。）

第5 国民健康保険事業助成費（被保険者数）

1 態容補正（I）

(1) 目的

保険料軽減被保険者数の多少による基盤安定繰出金の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{a}{\text{標準区被保険者数}}} - 1 \right] \times \frac{\text{基盤安定繰出金経費}}{\text{標準区国民健康保険事業助成費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{85,145人}{113,780人}} - 1 \right] \times \frac{581,655,750円}{1,519,914,197円} = \frac{B}{A} \times 0.5114 + 0.6173$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の3第1項の規定に基づく、前々年度における繰入金の算定の基礎となった、保険料の減額を受けた一般被保険者の数

a：標準区における医療分、後期高齢者支援金分、介護分の軽減対象者数（合計数）： 85,145人

2 態容補正（II）

(1) 目的

保険料軽減被保険者（未就学児）数の多少による未就学児均等割保険料軽減措置繰出金の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{a}{\text{標準区被保険者数}}} - 1 \right] \times \frac{\text{未就学児均等割保険料軽減措置繰出金経費}}{\text{標準区国民健康保険事業助成費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{3,512人}{113,780人}} - 1 \right] \times \frac{13,141,060円}{1,519,914,197円} = \frac{B}{A} \times 0.2802 + 0.9914$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第72条の3の2第1項の規定に基づく、医療分及び後期高齢者支援金分の保険料の減額対象となる一般被保険者（未就学児）の前々年度の数

a：標準区における未就学児（医療分、後期高齢者支援金分）の数： 3,512人

第6 後期高齢者医療制度事業助成費（被保険者数）

1 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

低所得者に係る保険料軽減者数の多少による基盤安定繰出金の差を補正する。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{a}{\text{標準区被保険者数}}} - 1 \right] \times \frac{\text{基盤安定繰出金経費（低所得者分）}}{\text{標準区後期高齢者医療制度事業助成費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{28,934\text{人}}{34,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{139,031,480\text{円}}{2,693,119,201\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.0607 + 0.9484$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第99条第1項に基づく、前年度における繰入金の算定の基礎となった、保険料の減額を受けた被保険者の数

a：標準区における保険料の軽減対象者数（低所得者分）： 28,934 人

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

旧被用者保険の被扶養者に係る保険料軽減者数の多少による基盤安定繰出金の差を補正する。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{a}{\text{標準区被保険者数}}} - 1 \right] \times \frac{\text{基盤安定繰出金経費（旧被用者保険の被扶養者分）}}{\text{標準区後期高齢者医療制度事業助成費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{189\text{人}}{34,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{772,680\text{円}}{2,693,119,201\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.0516 + 0.9997$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の被保険者数）

B：法第99条第2項に基づく、前年度における繰入金の算定の基礎となった、保険料の減額を受けた被保険者の数

a：標準区における保険料の軽減対象者数（旧被用者保険の被扶養者分）： 189 人

第3項 衛生費

第1 衛生費（人口）

1 密度補正

(1) 目的

食品衛生監視施設数及び環境監視施設数の多少による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区施設数}}{\text{標準区人口}}} - 1 \right] \times \frac{\text{標準区衛生総務費給与費} \times \text{変動費比率}}{\text{標準区衛生費}}$$

$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{18,025\text{所}}{350,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{995,828,809\text{円} \times 0.161}{3,493,606,838\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.891 + 0.954$$

$\frac{B}{A}$
 ($\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度の3月31日現在における食品衛生監視施設の数に、環境監視施設の数に3.838を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を加算した数

2 態容補正（I）

(1) 目的

公害健康被害補償法(昭和48年法律第111号)の適用を受ける特別区の公害健康被害補償事業に係る経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \frac{\text{比例費}}{\text{標準区患者数}} + \text{固定費}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times \frac{63,266,312\text{円}}{1,470\text{人}} + 8,483,670\text{円}}{A \times 9,982\text{円}}$$

$$= 1 + \frac{B \times 43,038 + 8,483,670}{A \times 9,982\text{円}}$$

算式の符号

A：公害健康被害補償法第2条の規定により地域指定を受けた特別区における測定単位の数値(当該区の人口)

B：当該年度の前々年度の3月31日現在における当該区の被認定患者数

比例費：公害健康被害補償事業費のうち、比例費の差引一般財源の合計をいう。

固定費：公害健康被害補償事業費のうち、固定費の差引一般財源の合計をいう。

(3) 公害健康被害補償事業費の積算内訳

公害健康被害補償給付支給事務費

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基 準 的 経 費	公 害 健 康 被 害 補 償 給 付 支 給 事 務 費	報 酬	5,653,186円	1,769,450円	3,883,736円
		給 与 費	44,645,645	0	44,645,645
		職 員 手 当 等	953,280	298,380	654,900
		報 償 費	2,721,060	851,690	1,869,370
		旅 費	39,146	12,250	26,896
		需 用 費	819,390	256,470	562,920
		役 務 費	6,617,420	2,071,250	4,546,170
		委 託 料	34,228,060	10,713,380	23,514,680
		使 用 料 及 び 賃 借 料	1,966,540	615,530	1,351,010
		負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	51,977	16,270	35,707
		扶 助 費	103,954	32,540	71,414
合 計			97,799,658	16,637,210	81,162,448
特 定 財 源		国 庫 支 出 金	26,577,000	8,318,600	18,258,400
差 引 一 般 財 源			71,222,658	8,318,610	62,904,048

公害保健福祉事業費

区 分		節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
基 準 的 経 費	公 害 保 健 福 祉 事 業 費	報 酬	609,470円	190,760円	418,710円
		職 員 手 当 等	383,040	119,890	263,150
		報 償 費	70,080	21,940	48,140
		旅 費	9,522	2,980	6,542
		需 用 費	22,170	6,940	15,230
		役 務 費	131,050	41,020	90,030
		委 託 料	123,290	38,590	84,700
		使 用 料 及 び 賃 借 料	6,670	2,090	4,580
		負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	753,032	235,700	517,332
合 計			2,108,324	659,910	1,448,414
特 定 財 源		分 担 金 及 び 負 担 金	1,581,000	494,850	1,086,150
差 引 一 般 財 源			527,324	165,060	362,264

差 引 一 般 財 源 合 計			71,749,982円	8,483,670円	63,266,312円
-----------------	--	--	-------------	------------	-------------

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

森林整備及びその促進に経費を加算する。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 9,982 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における森林整備及びその促進に要する経費として知事が算定した額

4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

児童福祉法（昭和22年12月12日法律164号）の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別区の児童相談所関連事務に係る経費を加算する。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{\left[A \times \frac{\text{比例費}}{\text{標準区人口}} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{\left[A \times \frac{4,434,373 \text{円}}{350,000 \text{人}} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 9,982 \text{円}}$$

$$= 1 + \frac{\left[A \times 13 \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12}}{A \times 9,982 \text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

(3) 児童相談所関連経費の積算内訳

児童福祉施設に関する事務（助産施設）

区分	節名	経費	固定費	比例費	
基準的経費	児童福祉施設に関する事務（助産施設）	委託料	224円	0円	224円
		扶助費	2,649,167	0	2,649,167
合計			2,649,391	0	2,649,391
特定財源		分担金及負担金	54,518	0	54,518
		国庫支出金	1,297,000	0	1,297,000
		都支出金	△ 3,136,500	0	△ 3,136,500
		計	△ 1,784,982	0	△ 1,784,982
差引一般財源			4,434,373	0	4,434,373

第4項 清掃費

第1 収集作業費（人口）

1 密度補正

(1) 目的

人口1人当たりの事業所数の多少により、収集作業経費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{D}{C}} - 1 \right] \times \frac{\text{令和4年度の標準区の事業系ごみ量相当量}}{\text{令和4年度の標準区ごみ量}}$$
$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{12,000\text{箇所}}{350,000\text{人}}} - 1 \right] \times \frac{4,221\text{ t}}{61,304\text{ t}} = \frac{B}{A} \times 2.008 + 0.931$$

$\left(\frac{B}{A} \right)$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A：令和3年4月1日現在における当該区の人口

B：令和3年度の当該区の対象事業所数として知事が算定した事業所数

C：令和3年度の標準区人口

D：令和3年度の標準区事業所数

(3) 積算内訳

令和4年度の標準区の事業系ごみ量相当量（4,221 t）は、令和4年度の事業系ごみ廃棄物処理手数料の収入実績により推計した標準区の廃棄物処理手数料収入相当額（194,183,000円）を、特別区の廃棄物処理手数料（46.0円/kg）で除して算出する。

2 態容補正（I）

(1) 目的

不燃ごみに係る中継作業経費について、不燃ごみの中継量等に応じて加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times C + D + E}{A \times 5,538\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：前年度における不燃ごみ中継施設の不燃ごみ搬入量（t）として知事が算定した量

C：不燃ごみ中継施設の運営及び運搬経費として知事が算定した額

D：不燃ごみ中継施設の施設維持経費として知事が算定した額

E：当該年度における不燃ごみ中継施設の用地賃借料として知事が算定した額

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

事業系ごみの廃棄物処理手数料について、事業所数に応じて割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 5,538 \text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：事業所数に応じた廃棄物処理手数料の補正額として知事が算定した額

第2 収集車両費（人口）

1 密度補正

(1) 目的

人口1人当たりの事業所数の多少により、収集車両経費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{D}{C}} - 1 \right] \times \frac{\text{令和4年度の標準区の事業系ごみ相当量}}{\text{令和4年度の標準区ごみ量}}$$
$$= 1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{12,000 \text{箇所}}{350,000 \text{人}}} - 1 \right] \times \frac{4,221 \text{ t}}{61,304 \text{ t}} = \frac{B}{A} \times 2.008 + 0.931$$

$\left(\frac{B}{A} \right)$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：令和3年4月1日現在における当該区の人口

B：令和3年度の当該区の対象事業所数として知事が算定した事業所数

C：令和3年度の標準区人口

D：令和3年度の標準区事業所数

(3) 積算内訳

令和4年度の標準区の事業系ごみ相当量（4,221 t）は、令和4年度の事業系ごみ廃棄物処理手数料の収入実績により推計した標準区の廃棄物処理手数料収入相当額（194,183,000円）を、特別区の廃棄物処理手数料（46.0円/kg）で除して算出する。

2 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

収集作業形態により、収集車両経費の割増補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\frac{B}{A}$$

算式の符号

A：標準区の収集作業形態による必要車両台数 36台

B：当該区の収集作業形態による必要車両台数として知事が算定した台数

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

し尿の収集運搬経費について、加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 1,554 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：前年度におけるし尿収集運搬実績経費として知事が算定した額

第3 処理処分費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

標準算定額と清掃一部事務組合に対する分担金との差額を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 2,733 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：清掃一部事務組合分担金との調整額として知事が算定した額

第5項 経済労働費

第1 生活経済費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

勤労福祉会館の管理運営費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times 49,289,400\text{円}}{A \times 453\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の4月1日現在における勤労福祉会館の数

第2 産業経済費（事業所数）

1 態容補正（I）

(1) 目的

農業委員会の運営経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \left(\frac{C \times \text{比例費}}{\text{標準区農業世帯数}} + \text{固定費} \right)}{A \times 74,834\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の実業所数）

B：当該年度の4月1日現在における農業委員会の数

C：農林業センサス（令和2年2月1日現在）による当該区の区域内の農業世帯数の数

比例費：農業委員会運営費のうち、比例費の差引一般財源の合計をいう。

固定費：農業委員会運営費のうち、報酬をいう。

(3) 積算内訳

区 分		節 名	経 費
基 準 的 経 費	農 業 委 員 会 運 営 費	報 酬	5,620,800円
		給 与 費	10,776,535
		職 員 手 当 等	152,640
		旅 費	434,630
		交 際 費	6,000
		需 用 費	317,000
		委 託 料	258,000
		負担金補助及び交付金	403,000
	計	17,968,605	
特 定 財 源		都 支 出 金	920,000
差 引 一 般 財 源			17,048,605
数 値			174世帯

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

農漁業振興に係る経費について、農漁業世帯数に応じて加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times 175,164\text{円}}{A \times 74,834\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の事業所数）

B：農林業センサス（令和2年2月1日現在）による当該区の区域内の農業世帯の数と、漁業センサス（平成30年11月1日現在）による当該区の区域内の漁業世帯の数とを合算した数

(3) 積算内訳

区 分		節 名	経 費
基 準 的 経 費	農 漁 業 振 興 経 費 〔 病 虫 害 防 除 、 品 評 会 、 都 市 農 家 育 成 等 〕	給 与 費	65,428,963円
		職 員 手 当 等	636,480
		報 償 費	241,960
		旅 費	114,793
		需 用 費	1,936,220
		役 務 費	331,710
		委 託 料	8,281,670
		負担金補助及び交付金	10,610,000
	計	87,581,796	
特 定 財 源			0
差 引 一 般 財 源			87,581,796
数 値			500世帯
1 世 帯 当 たり 経 費			175,164

第6項 土木費

第1 建築公害費（人口）

1 態容補正（I）

(1) 目的

特別区が設置管理している自転車駐車場に要する維持管理費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times 2,031\text{円}}{A \times 2,483\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の4月1日現在において設置されている自転車駐車場の面積

積算内訳（1㎡当たりの経費）

区分	節名	経費	内容説明	
基準的経費	区営駐車場 維持管理費	需用費	光熱水費 { 電気料 150,680円 水道料 14,660円 修繕料 21,060円 その他 96,710円	
		役務費		283,110
		委託料		82,640
		使用料及び賃借料		3,465,790
		工事請負費		690,340
		計		95,540
特定財源	駐車場使用料	3,703,500	@8,230円 × 450㎡ = 3,703,500円	
差引一般財源		913,920円		
数値		450㎡		
1㎡当たり経費		2,031円		

2 態容補正（II）

(1) 目的

空港対策に要する経費を加算する。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 2,483\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における空港対策に要する経費として知事が算定した額

第2 都市整備費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

中心地区まちづくり調整業務等に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 1,112 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における中心地区まちづくり調整業務に要する経費として、知事が算定した額

（参 考）

措置基準 …… 対象事業は、都市再生緊急整備地域又は特定都市再生緊急整備地域であること、また、当該地域に策定された地域整備方針に基づく「都市再生特別地区」、「民間都市再生事業計画」、「都市再生緊急整備協議会」又は「国際競争拠点都市整備事業」のもとで進められる都市開発事業又は公共施設整備事業であること。

対象期間は、該当する事業の都市計画決定後、事業完了までとする。

対象経費は、行政等の各機関との連携・調整業務に係る経費として、会議体の委員やアドバイザーに対する報酬、共済費及び報償費、また、事業に関わる様々な主体の連携・調整を行う業務委託料とし、事業費から特定財源を差し引いた区の一般財源の2分の1を措置する。

第3 道路橋りょう費（道路面積）

1 種別補正

(1) 目的

道路幅員による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

ア 補正係数算出表

区 分		8.5m以上 (平均14m)	6.5m～8.5m (平均7.5m)	4.5m～6.5m (平均5.5m)	4.5m未満 (平均3.5m)	橋りょう
基 準 的 経 費	側溝維持補修費	円 20,937,620	円 38,527,220	円 52,208,220	円 81,646,170	円 —
	交通安全施設維持補修費	11,451,810	10,182,450	13,431,000	5,759,500	—
	その他	1,145,272,399	1,145,272,399	1,145,272,399	1,145,272,399	—
	計	1,177,661,829	1,193,982,069	1,210,911,619	1,232,678,069	11,733,000
	給与費	377,178,725	377,178,725	377,178,725	377,178,725	7,697,525
合計	1,554,840,554	1,571,160,794	1,588,090,344	1,609,856,794	19,430,525	
特定財源	1,457,534,266	1,457,534,266	1,457,534,266	1,457,534,266	0	
差引一般財源	97,306,288	113,626,528	130,556,078	152,322,528	19,430,525	
数 値 (m ²)	2,322,000	2,322,000	2,322,000	2,322,000	17,500	
単 位 当 た り 経 費	42	49	56	66	1,110	
補 正 係 数	0.750	0.875	1.000	1.179	19.821	

イ 橋りょう維持補修費の積算内訳

区 分		節 名	経 費
基 準 的 経 費	橋りょう維持補修費 〔 橋りょう面積 〕 17,500㎡	給 与 費	7,697,525 円
		需 用 費	541,000
		委 託 料	3,564,000
		使用料及び賃借料	205,000
		工 事 請 負 費	7,073,000
		原 材 料 費 (事 業 費 計)	350,000 (11,733,000)
一 般 財 源		—	19,430,525

2 密度補正

(1) 目 的

道路面積に対する幅員が4.5m未満の道路面積の割合の多少により、細街路拡幅事業費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

標準区の道路面積に対する幅員が4.5m未満の道路面積比率を、0.19638 (456,000/2,322,000)とする。

$$1 + \left[\frac{\frac{B}{A}}{0.19638} - 1 \right] \times \frac{160,770,294\text{円}}{130,556,078\text{円}} = \frac{B}{A} \times 6.271 - 0.231$$

($\frac{B}{A}$ 及び $\frac{B}{A} \times 6.271$ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正前の道路面積）

B：当該年度の4月1日現在における幅員が4.5m未満の道路面積

3 態容補正

(1) 目 的

特別区が設置管理している排水場に要する維持管理費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{(B \times 8,192,562\text{円} + C \times 10,218,872\text{円} + D \times 12,217,462\text{円})}{A \times 56\text{円 (単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：当該年度の4月1日現在における排水場のうち排水能力（m³/分）が100以上150未満の排水場の数

C：当該年度の4月1日現在における排水場のうち排水能力（m³/分）が150以上300未満の排水場の数

D：当該年度の4月1日現在における排水場のうち排水能力（m³/分）が300以上の排水場の数

積算内訳（1排水場当たり経費）

区 分		100～150m ³ /分	150～300m ³ /分	300m ³ /分以上	
基 準 的 経 費	排 水 場 維 持 管 理 費	職 員 手 当 等	161,280 円	161,280 円	161,280 円
		旅 費	4,232	4,232	4,232
		需 用 費	309,340	527,010	1,094,590
		委 託 料	4,652,720	5,563,040	6,473,380
		使 用 料 及 び 賃 借 料	17,030	17,030	17,030
		工 事 請 負 費	2,834,820	3,562,500	3,912,610
		原 材 料 費	106,570	191,890	277,170
		備 品 購 入 費	106,570	191,890	277,170
	計	8,192,562	10,218,872	12,217,462	
一 般 財 源		8,192,562	10,218,872	12,217,462	

(参考) 措置基準

※ 排水場とは、雨水等を直接河川に放流する施設で、停電時にも稼働する機能を有するものをいう。

(下水道管へのポンプアップや雨水貯留施設は本排水場補正に含まれない。)

※ 小規模な排水施設は、標準算定の委託料で算定する。

第4 公園費（公園面積）

1 種別補正

(1) 目 的

公園を、河川敷に設置された公園、児童遊園、それ以外の公園（一般公園という。）に分け、経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

区 分	一 般 公 園	河 川 敷 公 園	児 童 遊 園
単位当たり経費	1,182 円	589 円	1,360 円
補 正 係 数	1.000	0.498	1.151

(3) 積算内訳

ア 一般公園

区 分	節 名	経 費 (円)	内 容 説 明
基 準 的 経 費	一 般 公 園 維 持 管 理 費	給 与 費	@7,697,525円 × 3.79人 = 29,173,620円
		事 業 費	
		計	
特 定 財 源		31,949,000 円	
差 引 一 般 財 源		354,749,752 円	
数 値		300,000 m ²	
単 位 当 た り 経 費		1,182 円	

イ 河川敷公園

区 分	節 名	経 費 (円)	内 容 説 明
基 準 的 経 費	河川敷公園 維持管理費	給 与 費 1,847,406	@7,697,525円 × 0.24人 = 1,847,406円
		職 員 手 当 等 613,440	時間外勤務手当 @2,880円 × 213時間 = 613,440円
		旅 費 129,605	普通旅費 @529円 × 245回 = 129,605円
		需 用 費 1,543,000	電気料 668,000円 水道料 756,000円 消耗品費 100,000円 修繕料 19,000円
		役 務 費 9,647,970	
		委 託 料 17,934,000	
		使 用 料 及 び 借 賃 料 99,000	貨物自動車借上料
		工 事 請 負 費 25,325,000	改良工事
		原 材 料 費 372,000	砂利、セメント、木材等
		備 品 購 入 費 360,000	
	計 57,871,421		
特定 財源	使 用 料 及 び 手 数 料	8,395,000	公園使用料・公園占用料 8,395,000円
差 引 一 般 財 源		49,476,421円	
数 値		84,000㎡	
単 位 費 用		589円	

ウ 児童遊園

区 分	節 名	経 費 (円)	内 容 説 明	
基 準 的 経 費	児童遊園 維持管理費	給 与 費 2,925,060	@7,697,525円 × 0.38人 = 2,925,060円	
		需 用 費 1,987,000	電気料 861,000円 水道料 975,000円 消耗品費 125,000円 修繕料 26,000円	
		役 務 費 8,803,760		
		委 託 料 13,507,000		
		工 事 請 負 費 10,059,000	金属柵、遊具等施設改修工事	
		原 材 料 費 1,940,000	砂利、材木、金網等	
		備 品 購 入 費 1,569,000		
		計 40,790,820		
	差 引 一 般 財 源		40,790,820円	
	数 値		30,000㎡	
単 位 費 用		1,360円		

第7項 教育費

第1 小学校費（児童数、学校数）

「児童数」を測定単位とするもの

1 密度補正

(1) 目的

準要保護児童数の多少により要保護・準要保護児童就学援助費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left[\frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C}}{2} - \frac{\text{標準区準要保護児童数}}{\text{標準区児童数}} \right] \times \frac{\text{準要保護児童1人当たり経費}}{\text{単位費用}} \\
 & = 1 + \left[\frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C}}{2} - \frac{2,067\text{人}}{21,930\text{人}} \right] \times \frac{90,676\text{円}}{41,944\text{円}} \\
 & = \left(\frac{B}{A} + \frac{D}{C} \right) \times 1.081 + 0.796 \\
 & \left(\frac{B}{A} \text{ 及び } \frac{D}{C} \text{ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。} \right)
 \end{aligned}$$

算式の符号

- A：令和4年5月1日現在における学校基本調査の結果による児童数
- B：Aのうち教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数
- C：令和5年5月1日現在における学校基本調査の結果による児童数
- D：Cのうち教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数

「学校数」を測定単位とするもの

1 態容補正（I）

(1) 目的

小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ）の児童数及び学級数の規模による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left\{ \frac{B \times \text{児童数規模変動費（給与費）比率} + C \times \text{学級数規模変動費（給与費）比率}}{A} \right. \\
 & \left. + \text{固定費（給与費）比率} - 1 \right\} \times \frac{\text{標準区小学校職員給与費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}} + \left(\frac{D}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区給食調理委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}} \\
 & + \left(\frac{C}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区用務委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}} \\
 & = 1 + \left\{ \left(\frac{B \times 0.287 + C \times 0.690}{A} + 0.023 \right) - 1 \right\} \times \frac{669,684,675\text{円}}{34\text{校} \times 109,470,095\text{円}} + \left(\frac{D}{A} - 1 \right) \\
 & \times \frac{717,764,500\text{円}}{34\text{校} \times 109,470,095\text{円}} + \left(\frac{C}{A} - 1 \right) \times \frac{190,016,400\text{円}}{34\text{校} \times 109,470,095\text{円}}
 \end{aligned}$$

$$= \frac{B \times 0.0516 + C \times 0.1752 + D \times 0.1928}{A} + 0.5803$$

$$(B \times 0.0516、C \times 0.1752、D \times 0.1928 \text{ 及び } \frac{B \times 0.0516 + C \times 0.1752 + D \times 0.1928}{A})$$

に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校（休校を除く。以下B、C、Dに同じ）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校について、学校ごとにその児童数（養護学園在園者の数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.60	801人以上 1,200人以下	1.20
301人以上 500人以下	0.80	1,201人以上 1,700人以下	1.40
501人以上 800人以下	1.00	1,701人以上	1.60

C：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校について、学校ごとにその学級数（当該年度の5月1日における、学校基本調査の結果による学級の数から養護学園学級の数を除き、東京都教育委員会の認証を受けて編制された通級指導学級の数及び日本語学級の数を加えた数）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
15学級以下	0.67	24学級以上 32学級以下	1.67
16学級以上 20学級以下	1.00	33学級以上	2.00
21学級以上 23学級以下	1.33		

D：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校について、学校ごとにその児童数（養護学園在園者の数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.62	801人以上 1,200人以下	1.19
301人以上 500人以下	0.81	1,201人以上 1,700人以下	1.38
501人以上 800人以下	1.00	1,701人以上	1.57

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

特別支援学校及び養護学園の管理運営費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{\left(B \times \frac{\text{特別支援学校1校}}{\text{当たり経費}} + C \times \frac{\text{養護学園1園}}{\text{当たり経費}} \right)}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{(B \times 65,907,660\text{円} + C \times 78,993,453\text{円})}{A \times 109,470,095\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校（休校を除く。）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立特別支援学校数（休校を除く。）

C：当該年度の4月1日現在における区立養護学園数

(3) 算出内訳

特別支援学校

区 分	節 名	金 額	
基 準 的 経 費	特別支援学校報酬	23,506,404 円	
	管理運営費	給与費	30,790,100
		職員手当等	3,246,000
		旅 費	156,776
		需 用 費	5,140,900
		役 務 費	517,500
		委 託 料	151,100
		工 事 請 負 費	1,733,300
		備 品 購 入 費	613,700
		使 用 料 及 び 賃 借 料	51,880
合 計	65,907,660		
特 定 財 源	0		
差 引 一 般 財 源	65,907,660		
特別支援学校1校当たり経費	65,907,660		

養護学園

区 分	節 名	金 額	
基 準 的 経 費	養護学園報酬	23,506,404 円	
	管理運営費	給与費	43,875,893
		職員手当等	3,246,000
		旅 費	156,776
		需 用 費	5,140,900
		役 務 費	517,500
		委 託 料	151,100
		工 事 請 負 費	1,733,300
		備 品 購 入 費	613,700
		使 用 料 及 び 賃 借 料	51,880
合 計	78,993,453		
特 定 財 源	0		
差 引 一 般 財 源	78,993,453		
養護学園1園当たり経費	78,993,453		

3 態容補正（Ⅲ）

(1) 目 的

学校数の急激な減少に伴う基準財政需要額の激減を緩和するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{(B - A) \times 1.0 + (C - B) \times 1.0 + (D - C) \times 0.9 + (E - D) \times 0.6 + (F - E) \times 0.3}{A}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校（休校を除く。以下B、C、D、E、Fに同じ）の学校数）

B：令和5年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

C：令和4年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

D：令和3年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

E：令和2年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

F：令和元年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校の学校数

※1 (B - A)、(C - B)、(D - C)、(E - D)又は(F - E)が負数となるときは、それぞれ0とする。また、AがB以上、C以上、D以上、E以上かつF以上のときは、(B - A)、(C - B)、(D - C)、(E - D)及び(F - E)はいずれも0とする。

※2 1.0は初年度及び第2年度、0.9は第3年度、0.6は第4年度、0.3は第5年度の算入率である。

第2 中学校費（生徒数、学校数）

「生徒数」を測定単位とするもの

1 密度補正

(1) 目的

準要保護生徒数の多少により要保護・準要保護生徒就学援助費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C} - \frac{\text{標準区準要保護生徒数}}{\text{標準区生徒数}}}{2} \right) \times \frac{\text{準要保護生徒1人当たり経費}}{\text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left(\frac{\frac{B}{A} + \frac{D}{C} - \frac{1,001\text{人}}{10,800\text{人}}}{2} \right) \times \frac{158,656\text{円}}{44,795\text{円}}$$

$$= \left(\frac{B}{A} + \frac{D}{C} \right) \times 1.771 + 0.672$$

（ $\frac{B}{A}$ 及び $\frac{D}{C}$ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：令和4年5月1日現在における学校基本調査の結果による生徒数

B：Aのうち教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数

C：令和5年5月1日現在における学校基本調査の結果による生徒数

D：Cのうち教育委員会が定める基準により準要保護者と認めた者の数

「学校数」を測定単位とするもの

1 態容補正（I）

(1) 目的

中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校（前期課程）を含む。以下同じ）の生徒数及び学級数の規模による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \left(\frac{B \times \text{生徒数規模変動費（給与費）比率} + C \times \text{学級数規模変動費（給与費）比率}}{A} + \text{固定費（給与費）比率} \right) - 1 \right\} \times \frac{\text{標準区中学校職員給与費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}} + \left(\frac{D}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区給食調理委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}}$$

$$+ \left(\frac{C}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区用務委託経費}}{\text{標準区数値} \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \left\{ \left(\frac{B \times 0.151 + C \times 0.667}{A} + 0.182 \right) - 1 \right\} \times \frac{254,018,325\text{円}}{18\text{校} \times 114,603,897\text{円}} + \left(\frac{D}{A} - 1 \right) \times \frac{95,008,200\text{円}}{18\text{校} \times 114,603,897\text{円}}$$

$$= \frac{B \times 0.0186 + C \times 0.1282 + D \times 0.2040}{A} + 0.6492$$

$$\left(B \times 0.0186、C \times 0.1282、D \times 0.2040 \text{ 及び} \frac{B \times 0.0186 + C \times 0.1282 + D \times 0.2040}{A} \right)$$

に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校（休校を除く。以下B、C、Dに同じ）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校について、学校ごとにその生徒数（夜間学級の生徒数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数に、夜間学級を置く中学校の数に0.6を乗じて得た数を加算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.60	901人以上 1,300人以下	1.40
301人以上 500人以下	0.80	1,301人以上 1,700人以下	1.60
501人以上 700人以下	1.00	1,701人以上	1.80
701人以上 900人以下	1.20		

C：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校について、学校ごとにその学級数（当該年度の5月1日における、学校基本調査の結果による学級の数から夜間学級の数を除き、東京都教育委員会の認証を受けて編制された通級指導学級の数及び日本語学級（夜間学級を除く。）の数を加えた数）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区 分	率	区 分	率
19学級以下	1.00	30学級以上 40学級以下	2.00
20学級以上 29学級以下	1.50	41学級以上	2.50

D：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校について、学校ごとにその生徒数（夜間学級の生徒数を除く。）に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数に、夜間学級を置く中学校の数に0.62を乗じて得た数を加算した数

区 分	率	区 分	率
300人以下	0.62	901人以上 1,300人以下	1.38
301人以上 500人以下	0.81	1,301人以上 1,700人以下	1.57
501人以上 700人以下	1.00	1,701人以上	1.76
701人以上 900人以下	1.19		

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目 的

学校数の急激な減少に伴う基準財政需要額の激減を緩和するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{(B - A) \times 1.0 + (C - B) \times 1.0 + (D - C) \times 0.9 + (E - D) \times 0.6 + (F - E) \times 0.3}{A}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校（休校を除く。以下B、C、D、E、Fに同じ）の学校数）

B：令和5年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

C：令和4年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

D：令和3年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

E：令和2年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

F：令和元年5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校の学校数

※1 (B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D)又は(F-E)が負数となるときは、それぞれ0とする。また、AがB以上、C以上、D以上、E以上かつF以上のときは、(B-A)、(C-B)、(D-C)、(E-D)及び(F-E)はいずれも0とする。

※2 1.0は初年度及び第2年度、0.9は第3年度、0.6は第4年度、0.3は第5年度の算入率である。

第3 その他の教育費（幼稚園数、人口）

「幼稚園数」を測定単位とするもの

1 態容補正

(1) 目的

幼稚園の規模による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left(\frac{B}{A} - 1 \right) \times \frac{\text{標準区幼稚園管理運営費のうち給与費及び教職調整額等} \cdot \text{教員特別手当}}{\text{標準区幼稚園管理運営費}}$$

$$= 1 + \left(\frac{B}{A} - 1 \right) \times \frac{461,098,837\text{円}}{809,966,148\text{円}} = \frac{B \times 0.569}{A} + 0.431$$

(B × 0.569 に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の幼稚園（休園及び区立認定こども園を除く。以下Bに同じ。）数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立幼稚園について、幼稚園ごとにその学級数に対応する次の表に定める率をそれぞれ乗じて得た数を合算した数

区分	率	区分	率
1学級	0.60	7学級	2.00
2学級	0.80	8学級	2.20
3学級	1.00	9学級	2.40
4学級	1.20	10学級	2.60
5学級	1.40	11学級	2.80
6学級	1.80	12学級	3.00

「人口」を測定単位とするもの

1 密度補正（I）

(1) 目的

子育てのための施設等利用給付を受ける者（私立幼稚園（未移行園）の者に限る。）の多少により、子育てのための施設等利用給付の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{B}{A} - \frac{\text{標準区給付対象者数}}{\text{標準区人口}} \right] \times \frac{\text{1 給付対象者あたり経費}}{\text{単位費用}}$$
$$= 1 + \left[\frac{B}{A} - \frac{1,902\text{人}}{350,000\text{人}} \right] \times \frac{77,100\text{円}}{6,416\text{円}} = \frac{B \times 12.02}{A} + 0.935$$

(B × 12.02 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：令和4年4月1日現在における住民基本台帳人口

B：令和4年度において、子育てのための施設等利用給付交付金交付要綱により子育てのための施設等利用給付を受けた者（私立幼稚園（未移行園）の者に限る。）の数

2 密度補正（Ⅱ）

(1) 目的

子ども・子育て支援新制度に係る私立幼稚園の園児の多少により施設型給付費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left[\frac{B}{A} - \frac{\text{標準区施設型給付費対象園児数}}{\text{標準区人口}} \right] \times \frac{\text{園児1人当たり経費}}{\text{単位費用}}$$
$$= 1 + \left[\frac{B}{A} - \frac{406\text{人}}{350,000\text{人}} \right] \times \frac{190,881\text{円}}{6,416\text{円}} = \frac{B \times 29.75}{A} + 0.965$$

(B × 29.75 に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の5月1日現在における当該区の区域内の私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたもの（認定こども園を除く。）に限る。）の園児の数

3 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

昼間人口比率により図書館管理費を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{図書館管理運営費（地区館分）}}{\text{標準区人口} \times \text{単位費用}}$$
$$= 1 + (A - 1) \times \frac{609,295,294\text{円}}{350,000\text{人} \times 6,416\text{円}} = 1 + (A - 1) \times 0.271$$

算式の符号

A：次の表の定める昼間人口比率に対応する率

昼間人口比率	率	昼間人口比率	率
1.25未満	1.0	6.00以上 10.00未満	3.0
1.25以上 1.75未満	1.5	10.00以上 15.00未満	3.5
1.75以上 3.00未満	2.0	15.00以上	4.0
3.00以上 6.00未満	2.5		

したがって、補正係数は昼間人口比率に対して次の表のとおりである。

昼間人口比率	率	昼間人口比率	率
1.25未満	1.000	6.00以上 10.00未満	1.542
1.25以上 1.75未満	1.136	10.00以上 15.00未満	1.678
1.75以上 3.00未満	1.271	15.00以上	1.813
3.00以上 6.00未満	1.407		

(注) 昼間人口比率：「議会総務費」(人口)の態容補正(I)の説明欄参照

4 態容補正(Ⅱ)

(1) 目的

区立認定こども園の管理運営に係る経費(1号認定分)を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \left(\begin{array}{l} \text{1号認定の} \\ \text{4歳以上児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right) + C \times \left(\begin{array}{l} \text{1号認定の} \\ \text{3歳児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right)}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{(B \times 960,590円 + C \times 1,343,270円)}{A \times 6,416円}$$

算式の符号

A：測定単位の数値(当該区の人口)

B：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する1号認定を受けた4歳以上児の数

C：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する1号認定を受けた3歳児の数

(3) 算出内訳

区立認定こども園管理運営費(1園当たり経費)

差引一般財源(1園当たり経費)	233,944,340円
数値(1園当たり定員)	120人
数値(1園当たり定員補正後)	231人
1人当たり経費	1,012,750

(注) 内訳：「民生費」(18歳未満人口)の態容補正(I)の(3)算出内訳参照

1人当たり経費(認定区分、歳児別)

認定区分	歳児別	補正率	1人当たり経費(円)		
			経費	利用者負担額	差引一般財源
1号認定	4歳以上児	1.000	1,012,750	52,160	960,590
	3歳児	1.376	1,393,540	50,270	1,343,270

5 態容補正 (Ⅲ)

(1) 目 的

私立認定こども園の施設型給付費に係る経費（1号認定分）を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \left[\begin{array}{l} \text{1号認定の} \\ \text{4歳以上児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right] + C \times \left[\begin{array}{l} \text{1号認定の} \\ \text{3歳児に} \\ \text{係る1人当たり} \\ \text{加算経費} \end{array} \right]}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{(B \times 188,150\text{円} + C \times 258,990\text{円})}{A \times 6,416\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する1号認定を受けた4歳以上児の数

C：当該年度の4月1日現在における私立認定こども園に在籍する1号認定を受けた3歳児の数

(3) 算出内訳

私立認定こども園施設型給付費（1園当たり経費（1号認定分））

区 分	対象者数		公 定 価 格			国庫支出金	都 支 出 金	差 引 一 般 財 源	
	定員	延人員	単価	加算額	金額	全国統一費用分1/2	全国統一費用分1/4 地方単独費用分1/2		
	A	B	C	D	E	F	G	H	
	人	人	円	円	円	(E×0.744-G)×1/2	(E×0.744-G)×1/4 (E×0.256)×1/2	E-F-G	
基 本 分	4歳以上児	80	960	27,590		26,486,400			
	3歳児	40	480	35,710		17,140,800			
	処遇改善等加算Ⅰ	4歳以上児	80	960	4,000		3,840,000		
		3歳児	40	480	5,280		2,534,400		
	副園長・教頭配置加算	120	1,440	950	144	1,575,360			
	学級編成調整加配加算	120	1,440	4,060	640	6,768,000			
	3歳児配置改善加算	40	480	8,120	1,280	4,512,000			
	チーム保育加配加算	120	1,440	5,400	640	8,697,600			
	給食実施加算	120	1,440	1,640	256	2,730,240			
	副食費徴収免除加算	18	216	3,290		710,640			
	療育支援加算	120	1,440	100	10	158,400			
	事務職員雇上費加算	120	1,440	650	100	1,080,000			
	冷暖房費加算	120	1,440	110		158,400			
施設機能強化推進費加算					43,630				
算 出 内 訳	処遇改善等加算Ⅱ	①(7人)	120	1,440	1,470		2,116,800		
		②(4人)	120	1,440	100		144,000		
	処遇改善等加算Ⅲ	4歳以上児	80	960	1,550		1,488,000		
	3歳児	40	480	1,550		744,000			
合 計						80,928,670	30,105,465	25,411,600	25,411,605

1人当たり経費（認定区分、歳児別）

認 定 区 分	歳 児 別	1 人 当 た り 経 費 (円)		
		公 定 価 格	国 庫 支 出 金 都 支 出 金	差 引 一 般 財 源
1 号 認 定	4 歳 以 上 児	599,210	411,060	188,150
	3 歳 児	824,810	565,820	258,990

第8項 その他諸費

第1 その他行政費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

昼間人口及び基準財政需要額のうち経常的経費単位費用分の額の多少によりその他行政費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

その他行政費の100分の60を人口により、100分の15を昼間人口により、100分の25を経常的経費単位費用分の総額に対する当該特別区の当該経費の占める割合により算出する。

$$1 + \left\{ \left[\frac{\frac{B}{A}}{\frac{b}{a}} - 1 \right] \times 0.15 + \left[\frac{\frac{C}{A}}{\frac{c}{a}} - 1 \right] \times 0.25 \right\}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該特別区の昼間人口（令和2年国勢調査結果による。以下同じ。）

C：当該特別区の基準財政需要額のうち条例別表（第10条関係）に掲げる経常的経費（その他行政費を除く。）に係る額

a：各特別区の測定単位の数値を合算した数

b：各特別区の昼間人口を合算した数

c：各特別区の基準財政需要額のうち条例別表（第10条関係）に掲げる経常的経費（その他行政費を除く。）に係る額を合算した額

第2節 投資的経費

1 低地係数（I）及び地価係数

(1) 目的

建物の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差及び用地費の単価差を補正するものである。

(2) 算出方法

ア 下表に定める特別区ごとの率（以下「低地係数（I）」という。）を事業費（一般財源ベース）に占める工事費割合（以下「工事費率」という。）に乗じて算出する。

区 分	率	説 明			
		主体等・基礎・設計	特別基礎	計	率
墨田区、江東区、荒川区、 足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	488,600円/㎡	34,200円/㎡	522,800円/㎡ ① ②	$\frac{\text{①}}{\text{②}}$ 1.070 ③
千代田区、中央区、台東区、 大田区、北区、板橋区	1.030	488,600円/㎡	14,660円/㎡	503,260円/㎡ ④ ⑤	$\frac{\text{④}}{\text{⑤}}$ 1.030 ③
そ の 他 の 特 別 区	1.000	488,600円/㎡	—	488,600円/㎡ ⑥	1.000

イ 用地につき、知事が定める係数（以下「地価係数」という。）を事業費（一般財源ベース）に占める用地費の割合（以下「用地費率」という。）に乗じて算出する。

算式

態 容 補 正

$$1 + \alpha (A - 1) + \beta (B - 1)$$

アの式 イの式

算式の符号

A：低地係数（I）

B：地価係数

α ：工事費率

β ：用地費率

2 低地係数（Ⅱ）

(1) 目的

義務教育施設の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正するものである。

(2) 算出方法

下表に定める特別区ごとの率（以下「低地係数（Ⅱ）」という。）を事業費（一般財源ベース）に占める工事費割合（以下「工事費率」という。）に乗じて算出する。

区 分	区 名	率
低 地 地 区	墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.100
準低地地区	千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.033
山手地区	その他の特別区	1.000

算式

$$1 + \alpha (A - 1)$$

算式の符号

A：低地係数（Ⅱ）

α ：工事費率

第 1 項 議会総務費

第 1 議会総務費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区議会総務費}} \right\} \\ & = 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 1,067,833,520\text{円}}{1,343,369,920\text{円}} \right\} \\ & = 1 + \frac{A \times 1,067,833,520\text{円} - 1,067,833,520\text{円}}{1,343,369,920\text{円}} \\ & = 1 + 0.795 \times A - 0.795 \\ & = 0.795 \times A + 0.205 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.056
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.024
その他の特別区	1.000	1.000

第2項 民生費

第1 社会福祉費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区社会福祉費}} \right\} \\ & = 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 436,269,600\text{円}}{548,841,600\text{円}} \right\} \\ & = 1 + \frac{A \times 436,269,600\text{円} - 436,269,600\text{円}}{548,841,600\text{円}} \\ & = 1 + 0.795 \times A - 0.795 \\ & = 0.795 \times A + 0.205 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.056
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.024
その他の特別区	1.000	1.000

第2 老人福祉費（65歳以上人口）

1 密度補正

(1) 目的

標準区における「住民基本台帳上の日本人老人人口に対する、外国人人口を含んだ老人人口の比率」に対する当該区の同比率の割合により、老人福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区65歳以上人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区65歳以上人口（日本人人口）}}} - 1 \right\} \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区老人福祉費}}$$

$$= 1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{65,200\text{人}}{63,000\text{人}}} - 1 \right\} \times \frac{752,196,776\text{円}}{859,640,000\text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.845 + 0.125$$

$\frac{B}{A}$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の人口（外国人人口を含む。）

2 態容補正（I）

(1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区老人福祉費}} \right\}$$

$$= 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 666,190,000\text{円}}{859,640,000\text{円}} \right\}$$

$$= 1 + \frac{A \times 666,190,000\text{円} - 666,190,000\text{円}}{859,640,000\text{円}}$$

$$= 1 + 0.775 \times A - 0.775$$

$$= 0.775 \times A + 0.225$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.054
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.023
その他の特別区	1.000	1.000

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

特別養護老人ホームの整備費及び高齢者集合住宅（シルバーピア対象事業に限る。）の整備費、改築経費、大規模改修経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 13,645 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち65歳以上の日本人人口）

B：当該年度における特別養護老人ホームの整備費及び高齢者集合住宅の整備費、改築経費、大規模改修経費として知事が算定した額

第3 児童福祉費（15歳未満人口）

1 密度補正

(1) 目的

標準区における「住民基本台帳上の日本人児童人口に対する、外国人人口を含んだ児童人口の比率」に対する当該区の同比率の割合により、児童福祉費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区15歳未満人口（外国人人口を含む）}}{\text{標準区15歳未満人口（日本人人口）}}} - 1 \right\} \times \frac{\text{外国人人口により影響を受ける標準区経費}}{\text{標準区児童福祉費}}$$

$$= 1 + \left\{ \frac{\frac{B}{A}}{\frac{39,300 \text{人}}{38,000 \text{人}}} - 1 \right\} \times \frac{1,547,754,047 \text{円}}{1,762,815,360 \text{円}} = \frac{B}{A} \times 0.849 + 0.122$$

$\left(\frac{B}{A}\right)$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の人口（外国人人口を含む。）

2 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

低地係数（Ⅰ）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区児童福祉費}} \right\} \\
 & = 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 1,382,254,160\text{円}}{1,762,815,360\text{円}} \right\} \\
 & = 1 + \frac{A \times 1,382,254,160\text{円} - 1,382,254,160\text{円}}{1,762,815,360\text{円}} \\
 & = 1 + 0.784 \times A - 0.784 \\
 & = 0.784 \times A + 0.216
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（Ⅰ）

したがって、補正係数は低地係数（Ⅰ）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（Ⅰ）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.055
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.024
その他の特別区	1.000	1.000

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別区の児童相談所及び一時保護所の改築経費、大規模改修経費（開設準備に係る施設整備費を含む。）を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & 1 + \frac{\left[B \times \frac{\text{比例費}}{\text{標準区15歳未満人口（外国人人口を含む）}} + \text{固定費} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12} + \text{開設準備に係る施設整備費}}{A \times \text{単位費用}} \\
 & = 1 + \frac{\left[B \times \frac{20,521,571\text{円}}{39,300\text{人}} + 31,300,579\text{円} \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12} + \text{開設準備に係る施設整備費}}{A \times 46,390\text{円}}
 \end{aligned}$$

$$=1 + \frac{\left[B \times 522 + 31,300,579 \right] \times \frac{\text{開設月数}}{12} + \text{開設準備に係る施設整備費}}{A \times 46,390\text{円}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の日本人人口）

B：当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の人口（外国人人口を含む。）

比例費：改築・大規模改修経費のうち、比例費の差引一般財源をいう。

固定費：改築・大規模改修経費のうち、固定費の差引一般財源をいう。

(3) 改築・大規模改修経費の積算内訳

区 分	節 名	経 費	固 定 費	比 例 費
経基 準 費 的 改築・大規模改修	工 事 請 負 費	59,375,150 円	35,862,591 円	23,512,559 円
特 定 財 源	国 庫 支 出 金	7,553,000	4,562,012	2,990,988
差 引 一 般 財 源		51,822,150	31,300,579	20,521,571

4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目 的

児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)の規定により児童相談所設置市として政令指定を受けた特別区の児童福祉施設（児童養護施設等）の整備に係る助成事業費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 46,390\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該年度の前年度の1月1日現在における住民基本台帳人口のうち15歳未満の日本人人口）

B：当該年度における児童福祉施設（児童養護施設等）の整備に係る助成事業費として知事が算定した額

第3項 衛生費

第1 衛生費（人口）

1 態容補正（I）

(1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区衛生費}} \right\} \\ & = 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 291,668,000\text{円}}{366,928,000\text{円}} \right\} \\ & = 1 + \frac{A \times 291,668,000\text{円} - 291,668,000\text{円}}{366,928,000\text{円}} \\ & = 1 + 0.795 \times A - 0.795 \\ & = 0.795 \times A + 0.205 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.056
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.024
その他の特別区	1.000	1.000

2 態容補正（II）

(1) 目的

老人保健施設の整備費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 1,048\text{円（単位費用）}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における老人保健施設の整備費として知事が算定した額

第4項 清掃費

第1 収集作業費（人口）

1 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

車庫整備に伴う用地購入経費の元利償還金及び用地賃借料を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 598 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：清掃事業移管に伴う車庫整備に要した用地購入経費の元利償還金及び用地賃借料等について当該年度経費として知事が算定した額

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

不燃ごみの中継施設の改築・プラント更新経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 598 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度における不燃ごみの中継施設の改築・プラント更新経費として知事が算定した額

第5項 経済労働費

第1 生活経済費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

低地係数（I）及び地価係数の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} & 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times \text{改築工事費}}{\text{標準区生活経済費}} \right\} \\ & = 1 + \left\{ \frac{(A-1) \times 98,592,000\text{円}}{132,512,000\text{円}} \right\} \\ & = 1 + \frac{A \times 98,592,000\text{円} - 98,592,000\text{円}}{132,512,000\text{円}} \\ & = 1 + 0.744 \times A - 0.744 \\ & = 0.744 \times A + 0.256 \end{aligned}$$

算式の符号

A：低地係数（I）

したがって、補正係数は低地係数（I）に対して次の表のとおりである。

区 分	低地係数（I）	補正係数
墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区	1.070	1.052
千代田区、中央区、台東区、大田区、北区、板橋区	1.030	1.022
その他の特別区	1.000	1.000

第6項 土木費

第1 建築公害費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

空き家等対策等事業費に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 1,852 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における空き家等の除却・解体・改修（国庫補助又は都補助対象事業に限る）に要する経費として、知事が算定した額

第2 都市整備費（人口）

1 態容補正

(1) 目的

まちづくりに要する事業費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B + C + D}{A \times 221 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型・耐震改修促進型）の一部に係る用地取得経費として、知事が算定した額

C：当該年度の前年度における都心共同住宅供給事業、防災生活圏促進事業、都市防災不燃化促進事業（特別区制度分）、優良建築物等整備事業、地区計画促進事業、都市再生交通拠点整備事業、都市再生総合整備事業、鉄道駅総合改善事業、鉄道駅エレベーター等整備事業、鉄道駅多機能トイレ等整備促進事業、ホームドア等整備促進事業、高齢者向け優良賃貸住宅供給事業、不燃化推進特定整備事業及び防災生活道路整備・不燃化促進事業に要する経費、首都圏新都市鉄道(株)出資金並びに雨水流出抑制事業助成金として、知事が算定した額

D：当該年度の前年度における街路整備事業、雨水流出抑制貯留施設建設事業、自転車駐車場整備事業及び自動車駐車場整備事業に要する整備費として、知事が算定した額

第3 道路橋りょう費（道路面積）

1 種別補正

(1) 目的

道路幅員ごとに1㎡当たりの工事単価が異なるので、幅員種別ごとにその単価差を補正するものである。

(2) 算出方法

ア 補正係数算出表

幅員別種別	道路改良 A	ガードパイプ B	㎡当り単価 A+B	補正係数
8.5m以上 (平均14m)	29,200円/㎡×1/180(実施率)=162円	20,400円/m ×1m/14㎡(道路1㎡当たりガードパイプの設置延長)×2(両側)×0.2(設置率)×1/65(実施率) =9円	171円 a	a/c 1.346
6.5m以上 8.5m未満 (平均7.5m)	23,600円/㎡×1/180 =131円	20,400円/m ×1m/7.5㎡×2(両側)×0.2×1/65=17円	148円 b	b/c 1.165
4.5m以上 6.5m未満 (平均5.5m)	20,800円/㎡×1/180 =116円	20,400円/m ×1m/5.5㎡×1(片側)×0.2×1/65=11円	127円 c	c/c 1.000
4.5m未満 (平均3.5m)	19,300円/㎡×1/180 =107円		107円 d	d/c 0.843
橋りょうの種別	鋼橋	499,100円/㎡×1/50= 9,982円	9,982円 e	e/c 78.598
	木橋・石橋 コンクリート橋	274,400円/㎡×1/50= 5,488円	5,488円 f	f/c 43.213

(注) 1橋当たりの基準面積は、鋼橋250㎡、その他の橋りょう50㎡である。

2 密度補正

(1) 目的

交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長の多少による経費の差を補正するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{(B \times 11,634円 + C \times 25円 + D \times 22円) - A \times 20円}{A \times 168円(単位費用)}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：当該年度の初日に属する年の前年及び前々年に発生した交通事故件数の合計

C：令和2年国勢調査による人口集中地区人口

D：当該年度の前年度の4月1日現在における当該区が管理する改良済道路延長の数値

(注) 20円：単位費用のうち交通安全施設整備分

3 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

道路、橋りょうの新設及び拡幅並びに電線類の地中化並びに都市景観創出向上事業に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 168 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：道路、橋りょうの新設及び拡幅並びに電線類の地中化並びに都市景観創出向上事業に要する経費として、知事が算定した額

(参考)

措置基準 …… 特別区都市計画交付金の対象とならない道路事業（原則として片側幅員 2 m 未満の道路を除く。）について、前年度の実績の 4 分の 3 を措置する。

4 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

排水場に係る排水ポンプ等の更新及び排水場の撤去に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B}{A \times 168 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：排水場に係る排水ポンプ等の更新及び排水場の撤去に要する経費として知事が算定した額

(参考)

措置基準 …… 一の更新事業及び撤去事業で、排水場の維持管理費（経常的経費の態容補正）の工事請負費の年額を超える場合に措置する。

5 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

都市計画交付金により算定された道路事業の更新及び改修に要する経費を減算するものである。

(2) 算出方法

$$1 - \frac{B}{A \times 168 \text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の種別補正後の道路面積）

B：当該年度の前年度における道路事業の更新・改修経費（都市計画交付金対象経費）として知事が算定した額

第4 公園費（人口）

1 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

ア 用地費に係る単価に差があるので、その差を補正するものである。

イ 地域間の公園保有状況の格差を是正するため、1人当たり公園面積を指標として必要投資額を補正するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} & \left[1 + (A-1) \times \frac{\text{用地費} + \text{元利償還金}}{\text{標準区公園費}} \right] \times B \\ = & \left[1 + (A-1) \times \frac{47,304,000\text{円} + 152,805,096\text{円}}{751,904,776\text{円}} \right] \times B \\ = & \left[1 + (A-1) \times 0.266 \right] \times B = (A \times 0.266 + 0.734) \times B \end{aligned}$$

算式の符号

A：地価係数

B：次の表に定める1人当たりの公園面積〔当該年度の前年度4月1日現在における東京都公園調査に記載された当該特別区内の区立公園、区立児童遊園、都立公園(海上公園を除く。)、国民公園その他都市公園に準じる公園の総面積（1㎡未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を同日現在における住民基本台帳人口で除して得た面積（0.1㎡未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。〕に対応する率

一人当たり公園面積	率
1.5㎡以下	1.286
1.6㎡以上 1.7㎡以下	1.212
1.8㎡以上 1.9㎡以下	1.129
2.0㎡以上 2.1㎡以下	1.059
2.2㎡以上 4.4㎡以下	1.000
4.5㎡以上	0.561

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

都市計画交付金により算定された公園事業の改修に要する経費を減算するものである。

(2) 算出方法

$$1 - \frac{B}{A \times 2,148\text{円(単位費用)}}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の人口）

B：当該年度の前年度における公園事業の改修経費（都市計画交付金対象経費）として知事が算定した額

第7項 教育費

第1 小学校費（学校数）

1 密度補正

(1) 目的

学級数の多少により小学校費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\frac{\frac{B}{A}}{\frac{\text{標準区学級数}}{\text{標準区学校数}}} = \frac{\frac{B}{A}}{\frac{612\text{学級}}{34\text{校}}} = \frac{B}{A} \div 18$$

($\frac{B}{A}$ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校及び義務教育学校（休校を除く。以下小学校費において同じ。）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立小学校及び義務教育学校（前期課程）の学級数（特別支援学校及び養護学園の学級の数を除く。なお、東京都教育委員会の認証を受けて設置された特別支援教室を有する小学校については、1校につき1学級を加える。)

2 態容補正（I）

(1) 目的

義務教育施設（校舎）の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する。

低地係数（II）の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{校舎(雨水設備含)建設経費}}{\text{標準区小学校費(学校数)}} = 1 + (A - 1) \times \frac{2,959,055,000\text{円}}{8,769,059,000\text{円}}$$

$$= A \times 0.3374 + 0.6626$$

($A \times 0.3374$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：低地係数（II）

区分	区名	率
低地地区	墨田区・江東区・荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区	1.100
準低地地区	千代田区・中央区・台東区・大田区・北区・板橋区	1.033
山手地区	その他の特別区	1.000

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

義務教育施設（校舎・屋内運動場・学校プール）の新築・増築等に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} & (B \times C \times 357,900 + D \times 65,418,000 + E \times 226,610,000 - E \times 99,847,000 \times \frac{1}{2} \\ & + F \times 24,800 + G \times 41,400 + H \times 1,478,000 - I \times 261,200 \times \frac{1}{2} \\ & - I \times 261,200 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} + J \times 494,991,000 - J \times 362,799,000 \times \frac{1}{2} - K \\ & + L \times 106,725,000 - L \times 54,200,000 \times \frac{1}{3} + M \times 13,275,000 + N) \\ & \times \frac{1}{A \times 257,913,500\text{円}} + 1 \end{aligned}$$

算式の符号

- A：測定単位の数値（当該区の小学校及び義務教育学校の学校数）
- B：知事が算定した小学校及び義務教育学校（前期課程）校舎の新増築面積
- C：低地係数（Ⅱ）
- D：知事が算定した小学校及び義務教育学校の新設校数
- E：知事が算定した給食室の建設を要する学校数
- F：知事が算定した鉄筋校舎の取壊し面積
- G：知事が算定した工事用仮設校舎面積
- H：知事が算定した防火戸設置数
- I：Bに係る国庫支出金対象面積
- J：知事が算定した屋内運動場の新設棟数
- K：屋内運動場の建設に係る教育施設等騒音防止対策事業費補助金の額
- L：知事が算定した学校プールの新設基数
- M：Lのうち校舎内蔵の学校プールの新設基数
- N：知事が算定した元利償還金相当額

4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

特別支援学校及び養護学園の改修・改築経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{B \times \text{特別支援学校及び養護学園 1 施設当たり経費}}{A \times \text{単位費用}} = 1 + \frac{B \times 42,721,100\text{円}}{A \times 257,913,500\text{円}}$$

算式の符号

- A：測定単位の数値（当該区の小学校及び義務教育学校の学校数）
- B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立特別支援学校（休校を除く。以下同じ。）及び当該年度の4月1日現在における区立養護学園の数

(3) 算出内訳

特別支援学校及び養護学園

区分	節名	金額
基 準 的 経 費	義務教育施設 (改修事業)	
	大規模改修校舎	10,387,000 円
	給食室	2,111,000
	屋内運動場	2,139,000
	プール	735,000
	校庭	2,363,000
	フェンス	874,000
	改築 (校舎)	
	建設費	13,706,800
	取壊し経費	949,800
	仮設校舎建設費	1,585,500
	給食室設置経費	4,498,100
	(屋内運動場)	
	建設費	5,824,000
	取壊し経費	315,900
	(プール)	
	建設費	2,846,000
	取壊し経費	213,000
	合計	48,548,100
	特 定 財 源	国庫支出金 校舎建設費
給食室設置経費		590,000
屋内運動場建設費		1,422,000
プール建設費		481,000
合計		5,827,000
差引一般財源	42,721,100	
特別支援学校及び養護学園 1 施設当たり経費	42,721,100	

5 態容補正 (IV)

(1) 目的

特別支援学校施設 (校舎・屋内運動場・学校プール) 等の新築・増築等に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & (B \times C \times 357,900 + D \times 65,418,000 + E \times 211,413,000 - E \times 83,258,000 \times \frac{1}{2} \\
 & + F \times 62,439,000 + G \times 1,478,000 - H \times 261,200 \times \frac{1}{2} - H \times 261,200 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} \\
 & + I \times 256,254,600 - I \times 187,819,400 \times \frac{1}{2} - J + K \times 388,000 \\
 & - L \times 261,200 \times \frac{1}{2} - L \times 261,200 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} + M \times 85,380,000 \\
 & - M \times 43,360,000 \times \frac{1}{3} + N \times 10,620,000 + O) \times \frac{1}{A \times 257,913,500 \text{円}} + 1
 \end{aligned}$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の小学校及び義務教育学校の学校数）

B：知事が算定した特別支援学校校舎の新增築面積

C：次の表に定める特別支援学校校舎の建設地域ごとの率

特別支援学校校舎の建設地域	率
墨田区・江東区・荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区	1.100
千代田区・中央区・台東区・大田区・北区・板橋区	1.033
その他の特別区・特別区以外の地域	1.000

D：知事が算定した特別支援学校の新設校数

E：知事が算定した給食室の建設を要する学校数

F：知事が算定した活性汚泥槽の設置を要する学校数

G：知事が算定した防火戸設置数

H：Bに係る国庫支出金対象面積

I：知事が算定した屋内運動場の新設棟数

J：屋内運動場の建設に係る教育施設等騒音防止対策事業費補助金の額

K：知事が算定した寄宿舎の建設面積

L：Kに係る国庫支出金対象面積

M：知事が算定した学校プールの新設基数

N：Mのうち校舎内蔵の学校プールの新設基数

O：知事が算定した元利償還金相当額

第2 中学校費（学校数）

1 密度補正

(1) 目的

学級数の多少により中学校費の割増又は割減の補正をするものである。

(2) 算出方法

$$\frac{\frac{B}{A}}{\frac{B}{A}} = \frac{\frac{B}{A}}{\frac{B}{A}} = \frac{B}{A} \div 15$$

標準区学級数 270学級

標準区学校数 18校

$\frac{B}{A}$
($\frac{B}{A}$ に小数点以下5位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校、義務教育学校及び中等教育学校（休校を除く。以下中学校費において同じ。）の学校数）

B：当該年度の5月1日現在における学校基本調査の結果による区立中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の学級数（特別支援学校及び養護学園の学級の数を除く。なお、東京都教育委員会の認証を受けて設置された特別支援教室を有する中学校については、1校につき1学級を加える。)

2 態容補正（Ⅰ）

(1) 目的

義務教育施設（校舎）の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する。
低地係数（Ⅱ）の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{校舎(雨水設備含) 建設経費}}{\text{標準区中学校費(学校数)}} = 1 + (A - 1) \times \frac{1,658,132,000\text{円}}{4,933,258,000\text{円}}$$

$$= A \times 0.3361 + 0.6639$$

（ $A \times 0.3361$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：低地係数（Ⅱ）

区 分	区 名	率
低 地 地 区	墨田区・江東区・荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区	1.100
準低地地区	千代田区・中央区・台東区・大田区・北区・板橋区	1.033
山手地区	その他の特別区	1.000

3 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

義務教育施設（校舎・屋内運動場・学校プール）の新築・増築等に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\left(B \times C \times 357,900 + D \times 83,649,000 + E \times 211,413,000 - E \times 83,258,000 \times \frac{1}{2} \right. \\ \left. + F \times 24,800 + G \times 41,400 + H \times 1,478,000 - I \times 261,200 \times \frac{1}{2} \right. \\ \left. - I \times 261,200 \times \frac{1}{2} \times \frac{75}{100} + J \times 463,621,200 - J \times 339,806,800 \times \frac{1}{2} - K \right. \\ \left. + L \times 128,070,000 - L \times 65,040,000 \times \frac{1}{3} + M \times 15,930,000 + N \right) \\ \times \frac{1}{A \times 274,069,889\text{円}} + 1$$

算式の符号

A：測定単位の数値（当該区の中学校、義務教育学校及び中等教育学校の学校数）

B：知事が算定した中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）校舎の新增築面積

C：低地係数（Ⅱ）

D：知事が算定した中学校、義務教育学校及び中等教育学校の新設校数

E：知事が算定した給食室の建設を要する学校数

F：知事が算定した鉄筋校舎の取壊し面積

G：知事が算定した工事用仮設校舎面積

H：知事が算定した防火戸設置数

I：Bに係る国庫支出金対象面積

J：知事が算定した屋内運動場の新設棟数

K：屋内運動場の建設に係る教育施設等騒音防止対策事業費補助金の額

L：知事が算定した学校プールの新設基数

M：Lのうち校舎内蔵の学校プールの新設基数

N：知事が算定した元利償還金相当額

4 態容補正（Ⅲ）

(1) 目的

武道場の新築・改築・大規模改修に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$\left(B \times 407,400 - B \times 158,200 \times \frac{1}{3} + C \times 171,800,000 \times \frac{1}{44} - C \times 63,280,000 \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{44} + C \times 1,200,000 \right) \times \frac{1}{A \times 274,069,889\text{円}} + 1$$

算式の符号

A：測定単位の数値(当該区の中学校、義務教育学校及び中等教育学校の学校数)

B：知事が算定した中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の武道場の新築面積

C：知事が算定した中学校、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）の武道場の設置校数

第3 その他の教育費（園児数、人口）

「園児数」を測定単位とするもの

1 態容補正

(1) 目的

建物の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する。低地係数（I）の説明と同じ。

(2) 算出方法

$$1 + (A - 1) \times \frac{\text{改築工事費}}{\text{標準区その他の教育費(園児数)}} \\ = 1 + (A - 1) \times \frac{463,751,250\text{円}}{579,026,250\text{円}} \\ = A \times 0.801 + 0.199$$

(A × 0.801 に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A：低地係数（I）

「人口」を測定単位とするもの

1 態容補正（I）

(1) 目的

建物の建築につき当該区の支持層の深さの差による特別基礎工事費の単価差を補正する（低地係数（I）の説明と同じ）とともに、昼間人口による需要増加に対処するために経費の一部について割増の補正をするものである。なお、昼間人口比率の多少により影響を受ける経費は、改築経費及び大規模改修経費のうち図書館（地区館）にかかる経費（全て比例費）とする。

(2) 算出方法

$$\begin{aligned}
 & \left[\begin{array}{l} \text{大規模改修を除く工事費のうち比例費中、} \\ \text{昼間人口比率の影響を受けない経費} \end{array} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} + \begin{array}{l} \text{大規模改修を除く工事} \\ \text{費のうち固定費} \end{array} \right] \times (B-1) \\
 & + \frac{\begin{array}{l} \text{その他の教育費(人口)のうち比例費} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} + \text{その他の教育費(人口)のうち固定費} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{大規模改修を除く工事費のうち} \\ \text{比例費中、昼間人口比率の影響を受ける経費} \end{array} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} \times (B \times C - 1) + \begin{array}{l} \text{大規模改修経費のうち} \\ \text{比例費中、昼間人口比率の影響を受ける経費} \end{array} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} \times (C-1)} \\
 & + \frac{\begin{array}{l} \text{その他の教育} \\ \text{費(人口)のうち} \\ \text{比例費} \end{array} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} + \begin{array}{l} \text{その他の教育費} \\ \text{(人口)のうち} \\ \text{固定費} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{大規模改修を除く工事費のうち} \\ \text{比例費中、昼間人口比率の影響を受ける経費} \end{array} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} \times (B \times C - 1) + \begin{array}{l} \text{大規模改修経費のうち} \\ \text{比例費中、昼間人口比率の影響を受ける経費} \end{array} \times \frac{A}{\text{標準区人口}} \times (C-1)} \\
 & = 1 + \frac{\left[\begin{array}{l} 676,196,200\text{円} \times \frac{A}{350,000\text{人}} + 496,047,000\text{円} \end{array} \right] \times (B-1)}{\begin{array}{l} 1,205,454,400\text{円} \times \frac{A}{350,000\text{人}} + 767,386,940\text{円} \end{array}} \\
 & + \frac{\begin{array}{l} 246,480,000\text{円} \times \frac{A}{350,000\text{人}} \times (B \times C - 1) \end{array}}{\begin{array}{l} 1,205,454,400\text{円} \times \frac{A}{350,000\text{人}} + 767,386,940\text{円} \end{array}} + \frac{\begin{array}{l} 63,600,000\text{円} \times \frac{A}{350,000\text{人}} \times (C-1) \end{array}}{\begin{array}{l} 1,205,454,400\text{円} \times \frac{A}{350,000\text{人}} + 767,386,940\text{円} \end{array}} \\
 & = 1 + \frac{\begin{array}{l} (1,932 \times A + 496,047,000) \times (B-1) \end{array}}{\begin{array}{l} 3,444 \times A + 767,386,940 \end{array}} + \frac{\begin{array}{l} 704 \times A \times (B \times C - 1) \end{array}}{\begin{array}{l} 3,444 \times A + 767,386,940 \end{array}} \\
 & + \frac{\begin{array}{l} 182 \times A \times (C-1) \end{array}}{\begin{array}{l} 3,444 \times A + 767,386,940 \end{array}} \\
 & = 1 + \frac{\begin{array}{l} B \times (1,932 \times A + 496,047,000) - (1,932 \times A + 496,047,000) + 704 \times A \times B \times C - 704 \times A \end{array}}{\begin{array}{l} 3,444 \times A + 767,386,940 \end{array}} \\
 & + \frac{\begin{array}{l} 182 \times A \times C - 182 \times A \end{array}}{\begin{array}{l} 3,444 \times A + 767,386,940 \end{array}}
 \end{aligned}$$

(B × (1,932 × A + 496,047,000) 、 704 × A × B × C 及び 182 × A × C に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

A : 測定単位の数値(当該区の人口)

B : 低地係数 (I)

C : 昼間人口比率に対応する次の表の率

昼間人口比率	率	昼間人口比率	率
1.25未満	1.000	6.00以上 10.00未満	3.000
1.25以上 1.75未満	1.500	10.00以上 15.00未満	3.500
1.75以上 3.00未満	2.000	15.00以上	4.000
3.00以上 6.00未満	2.500		

(注) 昼間人口比率：「議会総務費」(人口)の態容補正(I)(経常)の説明欄参照

2 態容補正（Ⅱ）

(1) 目的

区立認定こども園（1号認定分）の改築・大規模改修に要する経費を加算するものである。

(2) 算出方法

$$1 + \frac{\left[1 + (B - 1) \times \frac{1 \text{ 施設当たり改築工事費}}{1 \text{ 施設当たり経費}} \right] \times C \times 1 \text{ 人当たり経費}}{A \times \text{単位費用}}$$

$$= 1 + \frac{\left[1 + (B - 1) \times \frac{7,685,270 \text{円}}{17,235,870 \text{円}} \right] \times C \times 207,661 \text{円}}{A \times 5,637 \text{円}}$$

$$= 1 + \frac{(B \times 0.446 + 0.554) \times C \times 207,661}{A \times 5,637}$$

（ $B \times 0.446$ に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式の符号

A：測定単位の数値(当該区の人口)

B：低地係数（I）

C：当該年度の4月1日現在における区立認定こども園に在籍する1号認定を受けた者の数

(3) 算出内訳

区立認定こども園（1・2号認定分）

区 分		金 額
基 準 的 経 費	大 規 模 改 修	9,550,600 円
	改 築	9,253,270
	合 計	18,803,870
特 定 財 源	国庫支出金 園舎建設費	1,568,000
	合 計	1,568,000
差 引 一 般 財 源 1 施設当たり経費		17,235,870
対 象 者 数 （ 1 ・ 2 号 認 定 ）		83 人
1 人 当 た り 経 費		207,661 円

第 4 部

資 料 編

令和6年度 都区財政調整方針

令和6年度の都区財政調整については、下記により行うものとする。

記

第一 都区間の配分割合の協議の継続

都区間の配分割合に関する事項については、当面の間、令和2年度都区財政調整方針を維持することとし、配分割合の協議については、令和4年度の協議を継続するものとする。

第二 基準財政収入額

- 1 基準財政収入額は、各特別区の財政力を合理的に測定する趣旨を踏まえながら、過去の実績に基づく標準算定を行う。
- 2 算定に当たっては、社会経済及び税制改正の動向、国税の状況等を考慮しつつ、標準徴収率により算定する。

第三 基準財政需要額

- 1 基準財政需要額は、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう、合理的かつ適正な方法により標準算定を行う。
- 2 特別区における行財政の実態を踏まえ、算定方法を見直すとともに、各測定単位における数値の増減、国・都の方針による増減等を見込むものとする。

第四 今後の措置

- 1 本方針に基づき、都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例案及び予算案を令和6年第一回東京都議会定例会に付議するものとする。
- 2 区別の算定は、令和6年度測定単位の数値の確認を待って行う。

令和6年度 都区財政調整 (フレーム対比)

(単位：百万円、%)

区 分		令和6年度 当初見込ア	令和5年度 当初見込イ	差引増△減 ウ＝ア－イ	増減率 エ＝ウ／イ	備考	
交付金 の 総 額	調整等						
	固定資産税	1,476,991	1,426,136	50,855	3.6		
	市町村民税法人分	622,257	598,533	23,724	4.0		
	特別土地保有税	10	10	0	0.0		
	法人事業税交付対象額	89,981	85,349	4,632	5.4		
	固定資産税減収補填特別交付金	128	126	2	1.6		
	計	2,189,367	2,110,153	79,214	3.8		
	条例で定める割合	55.1%	55.1%				
	当年度分	1,206,341	1,162,695	43,646	3.8		
	精算分	9,668	31,722	△ 22,054	－		
計 A	1,216,009	1,194,416	21,593	1.8			
内訳	普通交付金分 A × 95%	1,155,208	1,134,696	20,512	1.8		
	特別交付金分 A × 5%	60,800	59,721	1,079	1.8		
基準財政収入額 B		1,382,196	1,323,513	58,683	4.4		
特別 区 税	特別区民税	951,890	945,169	6,721	0.7		
	軽自動車税	環境性能割	224	301	△ 77	△ 25.6	
		種別割	3,672	3,592	80	2.2	
	特別区たばこ税	74,139	65,471	8,668	13.2		
	鉱産税	0	0	0			
	小計	1,029,925	1,014,532	15,393	1.5		
	利子割交付金	3,618	3,335	283	8.5		
	配当割交付金	21,388	17,207	4,181	24.3		
	株式等譲渡所得割交付金	22,105	16,654	5,451	32.7		
	地方消費税交付金	232,348	237,019	△ 4,671	△ 2.0		
ゴルフ場利用税交付金	37	36	1	2.8			
環境性能割交付金	3,686	3,425	261	7.6			
地方特例交付金	45,764	5,662	40,102	708.3			
計	1,358,871	1,297,872	60,999	4.7			
地方揮発油譲与税	3,270	3,280	△ 10	△ 0.3			
自動車重量譲与税	10,325	9,830	495	5.0			
航空機燃料譲与税	828	882	△ 54	△ 6.1			
森林環境譲与税	1,169	1,061	108	10.2			
交通安全対策特別交付金	939	954	△ 15	△ 1.6			
合計	1,375,402	1,313,880	61,522	4.7			
特別区民税特例加減算額	△ 14,532	△ 12,163	△ 2,369	－			
地方消費税交付金特例加算額	21,326	21,796	△ 470	△ 2.2			
基準財政需要額 C		2,537,405	2,458,209	79,196	3.2		
	経常的経費	1,912,374	1,958,564	△ 46,190	△ 2.4		
	投資的経費	625,030	499,645	125,385	25.1		
差引 C－B		1,155,208	1,134,696	20,512	1.8		
交付額	普通交付金	1,155,208	1,134,696	20,512	1.8		
	特別交付金	60,800	59,721	1,079	1.8		
	計	1,216,009	1,194,416	21,593	1.8		

* 端数処理の結果、縦横計が合わない場合がある。

令和6年3月発行

登録番号(5)93

令和6年度 都区財政調整

編集・発行 東京都総務局行政部区政課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03-5388-2422(ダイヤルイン)

印刷所 有限会社 雄久社
東京都世田谷区世田谷一丁目24番7号
電話 03-5451-7030

